

平成 25 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 服部孝規（日本共産党） 47～56ページ

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 臨時財政対策債と地方交付税の関係、また合併特例債など起債に対する基準財政需要額への算入による交付税措置についての疑義を質す

議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について

- 1 国家公務員の退職手当が削減されたが、地方公務員がそれに準じなければならない法的な根拠はあるのか

議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

- 1 教育長の給料は県下で2番目と高いが、5%減額しても県下で4番目である。平成23年3月議会で「今後更なる検討」をすると答弁したが、本当に検討したのか

2 新 秀隆（公明党） 56～62ページ

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 中期財政見通しとの整合について
- 3 防災・減災に対する考え方について

議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、民間活用市営住宅事業について
 - (1) 減額補正内容と次年度の取り組みの関連について
- 2 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、有害鳥獣対策事業について
 - (1) 減額補正内容と次年度の取り組みの関連について

代表質疑

3 宮崎勝郎（緑風会） 62～76ページ

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成25年度予算の基本的な考え方について
- 2 市長2期目のマニフェストが盛り込まれているのか
- 3 総務費、市民活動応援事業について

議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 一般会計からの繰入金をどう考えているのか
- 2 今後の財源をどう考えているのか

議案第 22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 総務費、防災情報通信設備整備事業について
- 2 土木費、道路新設改良費の減額について

議案第 19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

- 1 改正内容を問う

報告第 4号 放棄した私債権の報告について

- 1 多数の債権が放棄となっているが、どう考えているのか

代表質疑

4 大井捷夫（新和会） 76～88ページ

議案第 29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の考え方について、「考動の年」と位置づけ、4つの戦略プロジェクトを推進するとされているが、予算編成の考え方と特に力点を置いて実施する主要事業は何か尋ねる
- 2 中期財政見通しについて、予算額と中期財政見通しでは、8億円の差が生じているが、中期財政見通しの見直しはされるのか尋ねる
- 3 合併特例債について、平成27年度以降の発行可能額は、25億3,000万円となっているが、今後の活用見込みと5年間の延長の考えについて尋ねる
- 4 市税について
 - (1) 固定資産税の償却資産の増収を見込んでいるが、企業における設備投資をどのように見込まれて計上したのか尋ねる
 - (2) 平成24年度の9月補正で、法人市民税が2億7,500万円の大きな減額をしたが、平成25年度においても、このような状況にならないのか尋ねる

議案第 30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 前年度より2億3,390万円の増となっているが、主な内容について尋ねる
- 2 事業費の主なものは医療費の増加という事であるが、医療費の抑制に向けた取り組みについて尋ねる

議案第 19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

- 1 今回の条例改正の趣旨及び内容について尋ねる
- 2 占用料を1,000円とした理由及び算出根拠について尋ねる
- 3 具体的な事例はあるのか尋ねる

代表質疑

5 竹井道男（市民クラブ） 88～103ページ

議案第 29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成25年度予算編成の基本的な考え方について
- 2 中期財政見通しとの整合について
- 3 行財政改革の視点での取り組みについて

4 地域主権改革への取り組みについて

議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 平成25年度の経営計画について
- 2 市からの負担について
- 3 今後の経営健全化に向けた取り組みについて

議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

- 1 平成25年度決算の報告時期について
- 2 決算時に資金不足にならないのかについて
- 3 関ロジ・道の駅の経営内容の報告について

6 鈴木達夫（ぽぶら） 103～114ページ

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 総務費、市民活動応援事業について
 - (1) 制度の目的について
 - (2) 団体登録の資格要件について
 - (3) 応援券の利用制限について
 - (4) 市民活動の今後の展開について
- 2 教育費、白川小学校耐震化事業について
 - (1) 事業費が大幅に増加した要因について
 - (2) 合併特例債を活用した理由について

7 福沢美由紀（日本共産党） 114～121ページ

議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 1 補正後、決算の見込みはどうか

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2款総務費、市民活動応援事業について
 - (1) 事業内容とその効果について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月12日】

1 森 美和子（公明党） 125～132ページ

議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 1 この条例の「等」とはどんなものが含まれるのか
- 2 法律には地方公共団体の責務として「基本的対処方針に基づき」とあるがどういうことか
- 3 法律には行動計画の作成・公表とあるがどうするのか

議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について

- 1 第3款民生費、自立支援事業、重度身体障がい者等自立生活体験事業負担金1,500千円の減額補正について

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 第6款農林水産業費、農業者育成支援事業6,000千円について

2 小坂直親（緑風会） 132～142ページ

議案第8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 1 制定の趣旨の意義について
- 2 インフルエンザ等とは
- 3 緊急事態宣言とは
- 4 対策本部の使命とは

議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び

議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の趣旨と意義について
- 2 特例措置とは
- 3 特例期間とは
- 4 特別職報酬等審議会の意義について

3 伊藤彦太郎 142～149ページ

議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について

- 1 中期財政見通しとの差異について
 - (1) 歳入について
 - ア 市債が見通しより約7億少ない理由について
 - (2) 歳出について
 - ア 投資的経費が見通しより約10億7,000万円少ない理由について
 - イ 人件費（退職手当を除く）が見通しより約8,500万円多い理由について

- ウ 扶助費が見通しより約2億円多い理由について
- エ 繰出金が見通しより約1億円多い理由について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月12日】

1 西川憲行（ぽぶら） 151～161ページ

亀山市の将来像について

- 1 市長として市の将来像の考え方について
- 2 今後の人口推移と財政規模について
- 3 定住化対策としての「子育て支援施策」について
- 4 組織・機構改革に伴う行財政改革の取り組みについて

2 服部孝規（日本共産党） 161～175ページ

今後の市財政について

- 1 臨時財政対策債について
- 2 合併特例債について
- 3 「亀山市基金活用指針」について

亀山西小学校の学童保育所「おひさま」の公設化について

- 1 マニフェストの重点政策である「子どもの輝きを広げる」ために具体的に何に取り組むのか
- 2 亀山西小学校の学童保育所を今後、どうするつもりなのか、市長の見解を問う
- 3 議会が提言した「公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子どもが生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとすること。」をどう受け止め、具体化するのか

3 新 秀隆（公明党） 175～181ページ

市民の安心・安全対策について

- 1 救急対応について
 - (1) 救急搬送の実態について
 - (2) 要援護者に対する救急医療対応について
 - (3) 救急情報ネックレス導入について

安心な医療支援施策について

- 1 骨髄提供者（ドナー）について
 - (1) 市内在住の骨髄提供者の現状について
 - (2) 骨髄提供を求める啓発運動について
 - (3) 骨髄提供者への支援制度の考え方について

4 尾崎邦洋（緑風会） 182～192ページ

リニア中央新幹線について

- 1 進捗状況の確認について
- 2 今後について

職員事務改善提案について

- 1 現状について
- 2 今後について

市職員の給与制度について

- 1 現状について
- 2 今後について

5 中崎孝彦（新和会） 193～200ページ

行財政改革について

- 1 平成23、24年度における行財政改革の成果について
- 2 財政調整基金20億円の維持について
- 3 行財政改革推進本部の設置について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月13日】

1 宮村和典（市民クラブ） 204～213ページ

市長の2期目の決意について

- 1 政治力の発揮を問う
- 2 1期目の公約である68の施策項目から、2期目の公約として40の施策項目における取り組み姿勢を問う
- 3 公約のうち、都市のカタチ、元気のカタチを問う

亀山市の進化について

- 1 市長の抱負を問う
- 2 特に重要とする具体策（施策）を問う

平成25年度施政方針について

- 1 「考勤の年」と位置づける市政運営の考えを問う
- 2 5つの重点政策を問う
- 3 快適な都市空間の創造について問う

2 鈴木達夫（ぽぷら） 213～225ページ

市長マニフェスト「続・新生亀山モデル」について

- 1 マニフェストについての考え方について
- 2 前マニフェストとの比較の中で、政策の「廃止」「継続」「新規」のすみ分けについて

3 福沢美由紀（日本共産党） 225～237ページ

生活保護について

- 1 生活保護基準の切り下げがなされた場合の影響について
- 2 職員の体制について

交通安全対策について

- 1 自転車安全に走行するための施策について
- 2 通学路に対する教育委員会の考え方について
- 3 ドライバーの交通ルール遵守に向けて、市として出来ることについて

防災行政無線について

- 1 防災行政無線の必要性等、市としての考え方について

4 森 美和子（公明党） 237～248ページ

次世代を担う人づくりについて

- 1 子育て支援について
 - (1) 子ども総合センターの位置づけについて
 - (2) 子ども・子育ての総合的な窓口の考え方について
 - (3) 子育てブックの進捗について
- 2 障がい児支援について
 - (1) 法改正によって障がい者支援はどう変わるのかについて
 - (2) 就労支援としてのふれジョブの考え方について
 - (3) 預かり支援とレスパイトケアについて
 - (4) 地域生活支援事業について

5 高島 真（緑風会） 248～259ページ

環境対策について

- 1 PM2.5の観測地及び公表について

LED化推進について

- 1 防犯灯及び街路灯のLED化について
- 2 公共施設のLED化について

災害時等における情報伝達方法について

- 1 自動起動装置について
- 2 防災FMラジオ放送について

白鳥の湯について

- 1 利用料金について
- 2 今後におけるサービス向上の取り組みについて

市長マニフェストについて

- 1 予算額及び達成期間について
- 2 学校教育における通学路及び生活道路の整備について

6 中村嘉孝（新和会） 259～272ページ

公金の管理・運用について

- 1 会計管理者について
- 2 善管注意義務について
- 3 公金の管理運用の基本原則について
- 4 現時点での公金の管理状況について
- 5 ペイオフ全面解禁に対する公的資金の保全措置及び運用について

障がい者福祉について

- 1 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）について
 - (1) 法律の改定の概要について

- (2) 障がい者の範囲について
- 2 障がい者福祉計画と障がい福祉計画について
 - (1) 障害者自立支援法改正による影響について
 - (2) 障がい福祉計画（第3期）の取り組み状況について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月14日】

1 片岡武男（市民クラブ） 276～287ページ

昨年9月の想定外の大雨について

- 1 想定外と判断する根拠は何かについて（昭和49年の集中豪雨のほうに被害は甚大）
 - （1）昭和49年の大雨災害を吸収可能との排水の設計は妥当な設計だったのかについて
 - （2）道路を30センチメートル以上も嵩上げされた被害家庭の今後の対策について

会計管理について

- 1 会計管理者の職務について
 - （1）2年間の職務での具申点の有無について
 - （2）これからの財政計画への具申について

農業経営基盤について

- 1 昨年12月の産業建設委員会資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想変更案について
 - （1）提出された資料の内容の確認について
 - （2）この計画を行政経営で税収増加と雇用の確保が可能な計画とすることが出来ないのかについて

2 小坂直親（緑風会） 288～299ページ

防災行政無線について

- 1 現状について
- 2 利活用状況について
- 3 今後の対応について

公の施設について

- 1 利用状況について
- 2 管理状況について
- 3 休館日の取り扱いについて

教育行政について

- 1 いじめ、体罰、不登校について

3 竹井道男（市民クラブ） 299～312ページ

行財政改革推進本部の設置について

- 1 設置する目的と組織運営について

報告第4号 放棄した私債権の報告について

- 1 私債権の管理に関する条例制定の目的について
- 2 徴収努力と放棄について
- 3 会計処理について

亀山市観光振興ビジョンの取り組みについて

- 1 亀山市における観光の定義について
- 2 亀山市におけるまちづくり観光の主体となるものは何かについて
- 3 まちづくり観光のシュミレーション・関宿の空き家活用について
- 4 亀山市の魅力発信について
- 5 推進体制について

4 前田耕一（市民クラブ） 313～324ページ

次世代エネルギー利用の推進について

- 1 太陽光発電システム設置の補助制度及び設置状況について
- 2 メガソーラー事業の概要について
- 3 メガソーラー事業の現況と推進について

安心・安全のまちづくりについて

- 1 振込み詐欺の被害防止対策について
- 2 街頭犯罪防止対策について
- 3 児童・生徒等への声掛け事案などの防止対策について
- 4 安心・安全まちづくり条例の制定について

5 豊田恵理 324～335ページ

亀山市地域公共交通計画（案）について

- 1 現況調査結果について
- 2 市の考え方について
- 3 バス以外の移動手段との関係について
- 4 デマンド運行について

6 伊藤彦太郎 336～342ページ

市庁舎について

- 1 市長として2期目を迎えたが、新庁舎建設の凍結は引き続き継続するのか
- 2 駐車場の問題について
- 3 庁舎機能の分散について

平成25年2月27日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成25年2月27日（水）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 平成25年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成25年度教育行政の一般方針の説明
- 第 6 議員提出議案第1号 亀山市議会会議規則の一部改正について
- 第 7 議員提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 8 議員提出議案第3号 亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 第 9 議員提出議案第4号 亀山市議会基本条例の一部改正について
- 第 10 議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 11 議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 12 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 第 17 議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 18 議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第 19 議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
- 第 20 議案第18号 亀山市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 22 議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 23 議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 24 議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第 25 議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 26 議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 28 議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第 29 議案第 27 号 平成 24 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 30 議案第 28 号 平成 24 年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 31 議案第 29 号 平成 25 年度亀山市一般会計予算について
 - 第 32 議案第 30 号 平成 25 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第 33 議案第 31 号 平成 25 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
 - 第 34 議案第 32 号 平成 25 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 35 議案第 33 号 平成 25 年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
 - 第 36 議案第 34 号 平成 25 年度亀山市水道事業会計予算について
 - 第 37 議案第 35 号 平成 25 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 - 第 38 議案第 36 号 平成 25 年度亀山市病院事業会計予算について
 - 第 39 議案第 37 号 平成 25 年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
 - 第 40 議案第 38 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
 - 第 41 議案第 39 号 市道路線の認定について
 - 第 42 議案第 40 号 市道路線の認定について
 - 第 43 議案第 41 号 市道路線の認定について
 - 第 44 議案第 42 号 市道路線の変更について
 - 第 45 報告第 4 号 放棄した私債権の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	西 川 憲 行 君	2 番	高 島 真 君
3 番	新 秀 隆 君	4 番	尾 崎 邦 洋 君
5 番	中 崎 孝 彦 君	6 番	豊 田 恵 理 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	前 田 耕 一 君
13 番	中 村 嘉 孝 君	14 番	宮 崎 勝 郎 君
15 番	片 岡 武 男 君	16 番	宮 村 和 典 君
17 番	前 田 稔 君	18 番	服 部 孝 規 君
19 番	小 坂 直 親 君	20 番	竹 井 道 男 君
21 番	大 井 捷 夫 君	22 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君 副 市 長 安 田 正 君

企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	山川美香
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年3月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

2番 高島 真 議員

13番 中村 嘉孝 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いいたします。

もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの29日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月27日までの29日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書2件が提出されており、お手元に配付いたしております。

また、亀山市土地開発公社から平成25年度事業計画及び収入支出予算書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成25年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）が、公益財団法人亀山市地域社会振興会から平成25年度事業計画及び収支予算書（案）が、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから平成25年度事業計画書（案）及び収支報告予算書（案）がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第4、平成25年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成25年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、このたびの市長選挙におきまして再選の栄を賜り、引き続き2期目の市政を担わせていただくこととなりました。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いであり、公の責務を全うすべく、全力を傾注してまいりる覚悟であります。議員並びに市民の皆様方の深いご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、私は市長就任直後の平成21年3月定例会において、本市が社会経済状況の環境変化による転換期に差しかかる中、分権時代にふさわしい自治体経営と持続可能なまちづくりへ挑戦する決意を申し述べ、以来、全庁一丸となり最善の努力を積み重ねてまいりました。今後においても、これまでの4年間の歩みをさらに進化させてまいりたいと決意するものであります。

現在、我が国は、長きにわたる円高・デフレ経済の基調から、ようやく経済再生に向けた明るい兆しが見え始めつつあります。一方で、本市は超高齢社会の進展や安心・安全への市民意識の高まり、また地域経済においても、リーマンショック以降の景気の冷え込みからの完全回復には至っておらず、当面は厳しい局面が続くものと予測しております。

このような激動期にあつて、私は、本市の持続的発展と5万市民のクオリティ・ライフ（暮らしの質）を両立させるため、次なる4年の政策公約として2013マニフェスト「続・新生亀山モデル」と命名した5つの重点政策と40の施策項目を約束させていただきました。また、今後の市政運営の基本方針として、市民に開かれた透明な市政運営と参画協働、並びに行財政改革をさらに進める意思を表明いたしました。

これらの具現化に向けましては、市民力や地域力の向上につながる絆の視点、都市を将来世代へ

継承する持続可能性の視点、誰もが愛着と誇りを持って暮らせるクオリティ・ライフの視点、これら3つの視点を重視した上で、多彩な地域資源を引き出し、限りある経営資源を生かした自治体経営を進め、希望と信頼の市政を前進させてまいります。

そのため、私の5つの重点政策である「まちの防災力を高める」「市民の健康寿命をのばす」「まちの魅力をみがく」「子どもの輝きをひろげる」「まちの地域力を高める」の各分野におきましては、新年度の組織・機構改革とあわせ計画的な推進を図ってまいります。

こうした中、本市は、昨年4月に第1次総合計画後期基本計画が離陸し、昨年10月には亀山市行財政改革大綱を見直し、その実施計画が既にスタートいたしております。私は、この2つの計画を着実に推進することにより、本市が「小さくともキラリと輝くまち・亀山」となるべく、新たな決意を持って市政の第2幕に臨んでまいります。

こうした市政運営の考え方を着実に進めるため、新年度を「考働の年」と位置づけ、「戦略プロジェクトの推進力となる取り組みの強化」、「行財政改革大綱・後期実施計画の実践と、効果的・効率的な行政システムの構築」、「コミュニケーション・スピード・透明性の定着」の3つを行政経営の重点方針と決めました。この達成に向け、職員一人一人が一層の危機感と創意工夫を持って深く考え、取り組みを進めてまいります。

さて、昨年2月策定の中期財政見通しでは、後期基本計画第1次実施計画に係る事業推進の財源は確保できるものの、第2次実施計画期間となる平成27年度以降については、普通交付税の合併算定がえ分が段階的に減額されるとともに、高齢化の進展に伴う扶助費の増加、定年退職者の増による人件費の増加などにより、現在の事業規模を維持することは困難な見通しとなっております。

このような財政状況を踏まえ、新年度の予算編成においては、「第1次総合計画後期基本計画の着実な推進」「行財政改革大綱の強力かつ着実な推進」「中期財政見通しとの整合」の3点を重点的事項として掲げ、限られた財源を有効かつ適切に活用した予算編成を行いました。

今後、さらに厳しい財政運営が見込まれる中で、引き続き持続可能な自治体経営を目指し、その実効性を高めるべく、新年度当初には、私を本部長とする行財政改革推進本部を新たに設置し、全庁を挙げた行財政改革を徹底してまいります。

また、国における社会保障と税の一体改革、子ども・子育て新システムの行方など、今後の地方行政に少なからず影響を与える制度移行が予測されますので、これら国の情勢につきましても十分注視をし、的確な対応を図ってまいります。

なお、新年度の各会計別の予算額であります。一般会計予算額は、対前年比1.1%減の209億4,510万円といたしております。また、国民健康保険事業特別会計は46億3,640万円、後期高齢者医療事業特別会計は8億2,600万円、農業集落排水事業特別会計は6億2,130万円、公共下水道事業特別会計は15億4,160万円、水道事業会計は17億1,370万円、工業用水道事業会計は1億2,230万円、病院事業会計は21億2,000万円、国民宿舎事業会計は1億610万円、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、対前年比2%減の326億910万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、「快適な都市空間の創造」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、内陸工業都市である本市にとりまして、企業活動の活性化が地域活力の維持・創出に向けて非常に重要な要素となっております。こうした中、昨年11月には、本市の産業活性化の基本計画となる亀山地域産業活性化基本計画を策定いたしましたので、本計画に位置づけた電子部品関連や輸送機械関連、環境・エネルギー分野など、多様な産業の集積を目指し、本市の恵まれた立地特性を生かしながら、積極的に企業誘致を進めてまいります。また、既存企業の活性化に向け、企業との連携を深め、円滑な事業活動を展開できるよう支援を行ってまいります。さらに、亀山商工会議所と連携し、引き続き中小企業の経営力向上を目指す中小ものづくり経営革新塾を開催するほか、創業支援につながる新たな取り組みも進めてまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化につきましては、市内商業団体や亀山商工会議所と連携し、市民の暮らしやすさや、まちのにぎわいづくりに貢献する市内商業の振興を目指し、市内商業者の販売促進力の強化を図る中小商業レベルアップ推進事業の実施や、東町商店街の活性化に向けた支援などに取り組んでまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業につきましては、現状としまして農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題が挙げられるところであります。こうしたことから、引き続き地域の農業を支える認定農業者や営農組織、新規就農者、農業者団体などへの支援を行い、農業経営の安定化や農地の適正管理に努めてまいります。

一方、林業におきましては、本年度に引き続き林業事業者等による施業の集約化や路網整備など、持続的な林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物等における地域材の利用を促進し、林業経営の安定化につなげてまいります。

次に、都市づくりの推進につきましては、引き続き市内都市計画道路の見直しに係る検討を進めてまいります。また、JR亀山駅周辺のにぎわい再生を図るため、現況詳細調査や方針案、整備手法等の検討を行い、市街地総合再生基本計画の策定や、その事業化に向けた地域との合意形成に努めてまいります。

次に、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道事業につきましては、引き続き能褒野町、栄町、羽若町、亀田町、関町会下等で管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。また、新たに事業認可を受けます鈴鹿川右岸地区の天神1丁目並びに天神2丁目及び阿野田町の一部区域における詳細設計に着手してまいります。

一方、農業集落排水事業につきましては、昼生地区の平成26年度末の供用に向け、引き続き三寺町、中庄町及び下庄町で管渠布設工事、舗装復旧工事及び処理施設整備工事を進めてまいります。

なお、流域関連公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、国の平成24年度補正予算に対応し事業を進めるため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

一方、下水道事業の経営健全化や計画性・透明性の向上を図るため、平成27年度からの公共下水道事業の地方公営企業法の適用を目指し、本年度策定した亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画に基づき、新年度から2カ年でその移行のための諸準備を進めてまいります。

次いで、新たな国土軸の形成のうち、新名神高速道路三重県区間（亀山・四日市間）の整備につきましては、昨年の4月に亀山西ジャンクションのフルジャンクション化が事業許可され、また12月には、東名阪自動車道四日市インターチェンジ付近の一部区間において、暫定3車線での運用

が開始されました。しかしながら、依然として亀山ジャンクションから鈴鹿インターチェンジまでの間では交通渋滞が頻発しておりますので、その解消を図るためにも、県を初め関係市町、NEXCO中日本等と連携し、平成30年度とする三重県区間の供用開始時期の前倒しと、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化との同時供用に向け、引き続き関係機関に対し働きかけを行ってまいります。

一方、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みにつきましては、昨年10月の本県及び奈良県の行政・経済団体による「三重・奈良ルートの建設促進に関する共同アピール」を踏まえ、こうした県域を越えた力強い盛り上がりを好機と捉えながら、引き続きリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の取り組みを通じ、早期着工と全線同時開業を関係機関に強く働きかけてまいります。

次に、道路網の整備のうち、市道と賀白川線につきましては、鈴鹿川橋梁工事など本年度からの継続工事のほか、舗装工事などを施工し、平成25年度末の供用開始を目指してまいります。

また、市道野村布気線につきましては、残る土地所有者との交渉を続けておりますが、依然として合意形成には至っておりませんので、引き続き収用委員会への裁決申請も視野に入れながら交渉を進め、当該道路の早期完成を目指してまいります。

このほか、地元からご要望をいただいております市道名越7号線につきましても、通学路の安全対策を図るべく、平成26年度の事業完了を目指し、道路改良工事を進めてまいります。

次に、公共交通機関の整備であります。より効率的で効果的な運行形態の実現を目指し、昨年度から進めてまいりました亀山市地域公共交通計画の策定につきましては、近く計画案のパブリックコメントを実施し、新年度早々の完了を目指しております。策定後は、計画に位置づけた再編路線について、平成26年度中の運行開始を目指し、ルート・ダイヤなど具体的な路線別運行計画の策定作業を沿線地域の方々と協議を行いながら進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、地域コミュニティ活動を支援するための体制整備として地域担当職員制度を設け、地域コミュニティの仕組みづくりに取り組む地域に対し、担当の市職員を配置してまいります。

また、まちづくり協議会の設立に向けましては、本年度から取り組みを進めていただいておりますモデル地区の川崎地区や昼生地区を初め、新たに取り組むを行う地域に対しまして、亀山市地域自治組織設立促進補助金による財政的な支援もあわせて行ってまいります。

さらに、亀山市自治会連合会及び亀山市地区コミュニティ連絡協議会との勉強会や情報交換会を通じて、まちづくり協議会の設立に向けた取り組みが全市的に広がるよう積極的に推進を図るとともに、従来の地域関連の補助金等を検証しながら、地域予算制度のあり方について検討してまいります。

一方、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、現在、関文化交流センターを活動拠点とする関南部地区コミュニティにつきまして、利便性や地域づくり活動の一層の活発化などを考慮し、新たな地区コミュニティセンターを建設すべく、新年度において建設用地の選定を行い、設計業務を実施してまいります。また、神辺地区コミュニティセンターの改築につきましては、建築工事実施設計書に基づき平成26年度において、地域材を活用したモデル施設として整備できるよ

う準備を進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造であります。市民活動応援事業につきましては、新年度から本市独自の制度として、市民活動応援制度を実施してまいります。

この制度は、まちづくりのパートナーである市民活動団体の自立や活性化を促進するため、市が発行する市民活動応援券を、地区コミュニティを初め市民の方々が市民活動団体へのお礼や寄附として利用していただくことで、市民一人一人が市民活動団体を応援できる制度であります。この制度の浸透と円滑な運用に向け、新年度には広報等によるPRを初め、当該応援券を交付する地区コミュニティや市民活動団体へ制度周知を図ってまいります。

次いで、人権の尊重であります。人権尊重都市宣言の理念を踏まえた条例整備につきましては、これまで人権に関する現状と課題について各種団体との意見交換を継続的に進めるとともに、亀山市人権施策推進委員会において条例案の検討を重ねてまいりました。これらを踏まえて、近くパブリックコメントを実施し、条例制定に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、新年度も引き続き幼稚園・小・中学校を対象に、来る5月2日を休業日とする大型連休を設定し、家族の時間づくり週間と位置づけることで、家族のつながりやワーク・ライフ・バランスを見詰め直す機会を創出してまいります。この活動が県下に拡大していくよう、PRに努めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、健康都市連合加盟市として、市民の健康を守り健康寿命を延ばす取り組みを進めるため、亀山市食育推進・健康増進計画の積極的な推進を図ってまいります。特に、がんの早期発見・早期治療につながる各種がん検診の実施につきましては、大腸がん・乳がん・子宮がん検診について、節目の年齢対象者に無料クーポン券を発行し、受診率の向上を図ってまいります。

また、総合保健福祉センターを拠点として、各種相談や訪問などライフステージに応じて、市民の生涯を通した健康づくりを支援する取り組みを進めます。さらには、健康づくり応援隊の養成など、地域における健康づくりの取り組みを充実させるとともに、医師会・歯科医師会の協力や三重大学亀山地域医療学講座との連携により、地域の実情に沿った健康づくりを推進してまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、亀山市地域医療再構築プランに基づき具体的な取り組みを継続するとともに、新年度は当該プランが最終年度を迎えますことから、これまでの取り組み内容について検証を行い、また本年度策定されます県の第5次保健医療計画との整合も図りながら、市民の暮らしの安心・安全を守る地域医療を目指し、次期計画の策定に取り組んでまいります。

一方、医療センターにつきましては、経営健全化に向けた地方公営企業法の全部適用について、次期地域医療再構築プランの策定の中で検討を進めてまいります。

また、看護師の確保と定着化につきましては、その具体的な方策をまとめ、実施することにより、診療体制の充実を図ります。さらに、医師の安定的な確保につきましては、三重大学との連携強化が最も重要となりますので、亀山地域医療学講座に伴う医師配置の継続と充実を図ります。

一方、病院施設の改善につきましては、本年度から2カ年で実施しております空調機器、外壁タイル等の施設改修工事を完了させ、病院機能の維持・充実に努めてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、新エネルギー普及支援事業につきまして

は、太陽光発電システム設置補助制度を引き続き実施し、市民の地球温暖化防止に対する意識向上を図るとともに、災害時の電力確保にもつなげてまいります。

また、亀山市環境基本計画の見直し及び亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画の策定につきましては、懇話会の開催等を通じて市民の方々のご意見等も取り入れながら、本年度内に素案の作成を終え、新年度において、亀山市環境審議会への諮問等を経て完了させてまいります。

一方、産学民官連携により取り組みを進めております総合環境研究センター事業につきましては、「亀山市民大学キラリ」を通じた市民の学習の場の拡充や、環境・文化・健康分野の地域課題に取り組む人材育成を図るとともに、学術的な視点も取り入れながら、本市の環境課題に対する政策研究に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化、リサイクルの推進につきましては、昨年12月からペットボトルと食品用白色トレイの分別収集を試行的に開始しましたところ、順調に移行が進み、回収量も大幅に増加いたしましたので、さらに本年4月からは完全分別収集を実施し、資源物の有効利用と環境への負荷の低減に努めてまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理としまして、ごみ溶融処理施設につきましては、施設の長寿命化と二酸化炭素排出量の削減を図るため、昨年9月から基幹的設備改良工事に着手しておりますので、引き続き工程管理に十分留意し、ごみ処理に影響を及ぼさないよう万全の体制で工事を進めてまいります。また、昨年度、長寿命化計画を策定しました衛生公苑し尿処理施設につきましては、平成27年度以降の基幹的設備改良工事の実施に向け、新年度において基本設計及び発注仕様の作成等を進めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、引き続き森林環境創造事業を実施し、自然的条件を踏まえつつ、針広混交林への誘導を図り、健全な森林整備を推進してまいります。

次に、防災力の強化であります。国や県において南海トラフの巨大地震対策について被害想定を検討が進められる中で、震源域の拡大から本市の被害想定も、これまでに比し増大することが考えられますので、引き続き国等の動向を注視してまいります。

こうした中で、市といたしましては、さらなる防災・減災への取り組みの強化に向け、自主防災組織の組織力の強化につなげるべく、地域が行う防災訓練の支援や防災リーダーの育成を図ってまいります。

また、避難所情報等を掲載した防災マップについて、さらに危険箇所情報等を盛り込むなどの充実を図り、市内各世帯に配布いたします。

さらに、人的被害の軽減を目的とした木造住宅の耐震化について引き続き支援を行うほか、築造時期が古い農業用ため池について、施設の現状や決壊時の危険度等の点検を行い、今後の減災対策の基礎データとして活用してまいります。

一方、国の平成24年度補正予算による防災情報通信設備整備事業交付金を活用し、全国瞬時警報システム（Jアラート）の危険情報を迅速かつ正確にエリアメールや行政情報番組のテロップで市民に情報配信できる情報伝達環境を整備してまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

ところで、昨年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、1年を超えない

範囲において施行されることとなりました。この法律により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は市町村対策本部を設置することが義務づけられましたので、本議会に亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案させていただいております。

一方、消防力の充実・強化についてであります。東日本大震災から1年半が経過した昨年秋に三重県が実施した防災に関する県民意識調査によりますと、回答者の約42%が「防災意識が薄れつつある」と回答しているなど、県民の今後の防災意識の希薄化が懸念されるところであります。

こうした中、まちの防災力を強めるための取り組みを推進する道筋の一つとして、このほど消防力整備の方向性などを示した亀山市消防力充実強化プランを策定いたしましたので、その計画的な推進を図ってまいります。

また、北東分署の建設につきましては、北東分署建設基本計画に基づき、新年度において建築設計及び測量など所要の調査を的確に実施してまいります。

一方、災害対応力の強化に関する指揮支援隊の運用につきましては、隊員の配置、指揮車の配備によって、計画どおり年初から本格的に運用するに至り、既に各種の現場活動においての的確な部隊運用を初め、安全管理の面においても顕著な成果が見られますので、今後も一層の迅速かつ効果的な部隊運用の推進に努めてまいります。

また、地域防災に貢献いただいている消防団の充実強化と活性化につきましては、新年度も一部幹部を含めたベテラン団員の退団が予定され、過去5年間の実態を含めて見てみますと、全体の約33%の団員が世代交代をいたしております。こうした状況の中、喫緊の課題である地域の実情に応じた災害対応スキルの向上につきましては、日々の訓練や各種研修への派遣により団員個々のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

一方、通信体制の整備につきましては、消防救急無線のデジタル化を控える中で、情報伝達の充実、災害対応の迅速化を目的とした通信指令施設の改修事業などを進めてまいります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、市民がそれぞれのライフスタイルに応じてスポーツに取り組んでいただけるよう、市内で2つ目となる総合型地域スポーツクラブの設立を目指して支援をしてまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、新年度が亀山市地域福祉計画の中間年に当たりますことから、取り組み状況を評価するため市民アンケートを実施し、その分析結果を亀山市地域福祉計画推進委員会にもお示ししながら、計画の進捗状況等を検証し、効果的な計画推進を図ってまいります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援であります。昨年9月に厚生労働省が公表した将来推計によりますと、平成37年には我が国の高齢者人口に占める認知症高齢者の割合が12.8%（470万人）になる見込みであります。

こうした中、本市におきましては、認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、引き続き見守りネットワークの構築や認知症サポーター養成講座の開催等を進めてまいります。また、今後、認知症だけでなく医療的なケアを必要とする高齢者の増加も見込まれる中で、介護サービスと医療との連携も不可欠となりますので、地域包括支援センターを中心に医療センター、医師会、居宅介護支援事業所等が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進であります。本年4月1日の障害者自立支援法の改正による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行に伴い、国においては、障がい者福祉関連の制度改革が進められているところであります。こうした動向に注視しながら、市といたしましては、地域自立支援協議会を中心に、障害者総合相談支援センターあいなど関係機関と連携を図ってまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、亀山市子育て応援プランの積極的な推進を図るとともに、関係部署が連携し子供に関する施策をより効果的に推進できるよう、子ども総合センターの体制強化を図ります。

また、保育施設の充実につきましては、現在、建設工事が進められております民間保育所が本年4月に開園されますので、市内保育所の定員が拡充されるほか、新たな特別保育として休日保育も実施されることなどから、仕事と子育ての両立に大いに寄与できるものと期待をいたしております。

一方、国の子ども・子育て関連の制度改革にあわせ、新年度に子ども・子育てに関するニーズ調査を実施するとともに、子ども・子育て支援事業計画の策定準備に取りかかってまいります。

また、子供の発達に不安を抱えている家庭等への子育て支援につきましては、子供の発達に関する家族の相談と子供一人一人の必要性に応じた療育相談を行うため、子ども総合センターが窓口となり、関係機関との情報交換等の連携をさらに強化し、子供が園や学校で楽しい生活が送れるよう、継続的・包括的な支援を行ってまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、「かめやま文化年」の開催に向け、新年度は実行委員会を設立し、企画内容の具体化に取り組むとともに、イベントとして市民団体と協働し「(仮称)焼きうどんサミット in 亀山」を開催するなどPRに努めてまいります。「かめやま文化年」は、市民の主体的な参画のもと、亀山の文化を自分たちのまちの誇りや魅力として再認識し、後世に継承していただく機会としながら、さまざまな文化の交流促進により新たな亀山文化の創造を期待し取り組んでまいります。

次いで、歴史文化の継承のうち、屋根のない博物館創出事業につきましては、これまで実施いたしました学校と歴史博物館との連携事例を踏まえ、学校における地域学習推進のための具体的な方法の確立や、児童・生徒向けの地域学習サイトの構築を図ってまいります。

次に、歴史的なまちなみの保存整備につきましては、昨年度から「平成の大修理」として進めてまいりました亀山城多門櫓の復原修理工事が完成いたしましたので、来る4月7日から一般公開を行ってまいります。また、引き続き亀山城周辺保存整備事業として、歴史的な景観の整備を行うとともに、これら歴史的資産の活用も進めてまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、亀山市観光協会の組織強化を図り、コーディネーター機能の充実に努めるとともに、各種団体や地域の方々と連携し、自然、歴史、文化などさまざまな地域資源を生かした交流を進めてまいります。

また、シティプロモーションの取り組みにつきましては、来月中旬までに「東海道関宿」に加え、「ヤマトタケル」「伊勢亀山城」のウェブ動画を配信するとともに、来月1日から1カ月間、東京駅・名古屋駅のデジタルサイネージ（電子看板）を利用して広告映像を放映いたします。新年度におきましても、引き続きこうしたまちの魅力の効果的な情報発信に取り組んでまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、地方分権の推進につきましては、国の地域主権戦略大綱を踏まえ、現在、県からさまざまな法定権限移譲が実施される中で、さらに本年4月1日からは、社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可及び指導監査など新たな事務の移譲が行われますので、これらの円滑かつ適正な執行に努めてまいります。

次に、行財政改革の推進につきましては、持続可能な健全財政を目指し、総人件費の抑制を図る観点から、引き続き特別職及び教育長の給料月額と退職手当の減額を行ってまいります。また、一般職の退職手当につきましても、国家公務員の退職手当制度が改正されたことから、その取り扱いに準じたこととするため、それぞれ本議会に関連する条例の一部改正を提案させていただいております。

一方、国民宿舎関ロジ及び道の駅関宿地域振興施設につきましては、それぞれの指定管理者と基本協定を締結いたしましたので、国民宿舎関ロジについては耐震補強等の工事を完了させ、本年7月1日から、また道の駅関宿については本年5月1日から指定管理者による施設運営を開始してまいります。今後は、民間活力の導入による新たな経営形態を通じて、施設利用者へのサービス向上と施設の魅力化を図ってまいります。

次いで、行政マネジメントの強化につきましては、市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進していくため、コミュニケーション・スピード・透明性のある組織・機構とすべく、本年4月1日に新たな組織・機構改革を実施いたします。また、これまでの行政評価システムを見直し、新年度から後期基本計画の基本施策を単位とした施策評価の導入等を図ることにより、後期基本計画施策の実効性を高めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月21日から本年2月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告を申し上げます。私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成25年度教育行政の一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成25年3月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、国の情勢であります。新政権の教育再生実行会議を中心に、いじめ防止対策基本法の制定や道徳教育の強化など、教育諸制度の改革に関する審議が進められているところです。

また、新年度予算につきましても、教職員定数の35人学級拡大は見送られたものの、いじめ・体罰問題への対応や特別支援教育充実のための増員や、道徳の補助教材「心のノート」の小・中学生への全員配付等が予定されているところでございます。

一方、県の動きであります。重要課題に対する具体的方策を審議するための教育改革推進会議が継続的に開催されています。中でも、教員の資質向上部会においては、就学前の教育力支援や教職員育成支援システム、授業力向上方策など多岐にわたった意見交換がなされ、子供たちの「自立する力」や「共に生きる力」を育むための審議が行われているところであります。

また、いじめや体罰問題への対応としましては、全ての小・中学校を対象とした実態調査がなされるとともに、予防と対応に関する研修会も開催されたところであります。

こうした国や県の動向・施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、学校教育ビジョンや生涯学習計画等の各種計画を着実に進めるとともに、学校防災の対策を初めとする危機管理の取り組みも促進させてまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてご説明申し上げます。

まず、国や県の少人数教育推進のための教職員の増員が進まない状況下で、「ふるさと先生」の適正配置と効果的活用を図り、過密学級を解消し、きめ細かな少人数指導ができるよう努めてまいります。

また、団塊世代の教職員が退職し、近年、若年教諭や講師が増加している状況から、経験豊富な退職教員を若年講師指導員として任用し、市内小・中学校の教育水準の維持向上に努めます。あわせて、管理職研修及び若年教職員の研修を充実させ、よりよい学校づくりに向け、一層の組織的経営の充実に邁進してまいります。

加えて、いじめや体罰の予防、特別支援教育の充実に対応していくため、スクールカウンセラーや相談員の重点配置に努めます。そして、市内で4校目となる通級指導教室開設に向けた準備も進めてまいります。

次に、児童生徒の安心・安全な環境整備につきましても、大規模災害や事故発生を想定した教育や訓練の充実に努めるとともに、保存食や水などの備蓄品を各学校に計画的に配備してまいります。そして、今後とも防犯、防災、交通安全、感染症等の対策につきましても、保護者や地域住民の皆様方のお力添えをいただきながら、関係機関と連携を深め適切に対応を図ってまいります。

ところで、先月から今月にかけて、県内においてインフルエンザが大流行しておりますが、教育委員会といたしましては、迅速な注意喚起や情報提供に努めるとともに、消毒用アルコールの配付など感染予防対策を講じたところです。また、農政室と連携したうがい用粉茶の配付とうがいの奨励が功を奏し、本市における流行は他市に比べて遅く、学級閉鎖等の措置も比較的少ない状況であります。今後とも高い危機管理意識で予防に努めてまいります。

次に、食育の推進についてでございますが、新年度は、全国学校給食研究協議大会が三重県で開催されることになっており、本市は「学校給食における地場産物の活用」についての発表を予定しているところです。そのような中で、新年度も食育を教育課程に明確に位置づけながら、計画的かつ組織的に推進してまいります。また、「かめやまっ子給食」の充実を図り、地産地消の向上にもつなげてまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、学力・体力の向上についてでございますが、新年度は、本年度に引き続き、市内全園・全校に外部講師を派遣し、模擬授業を実施したり、指導助言を行ったりするなど、小・中学校教職員の授業力や指導技術の向上、幼児期の運動習慣づくり等の取り組みを進めてまいります。

さらに、新年度は、全国中学校体育大会が三重県で開催され、ソフトボール大会男子が本市で行われる予定となっているところであります。これを機に、子供たちが全国大会で健闘する選手の姿を見て学んだり、進んで運動に親しんだりするなど、運動に対する機運の醸成に努めてまいります。

次に、いじめ・体罰のない学校・学級づくりについてでございます。

いじめ・体罰のない学校・学級づくりのためには、道徳教育や人権教育を基盤とした授業づくりが欠かせないところであります。そのため、学校生活満足度を調査するためのQ-Uアンケートや、いじめ等のアンケートを定期的実施して実態把握を行うとともに、教育相談やスクールカウンセラーの効果的な活用や、生徒指導と特別支援教育の連動した校内体制づくりに取り組むなど、学校が一丸となった体制の確立に向け、新年度も引き続き努力してまいります。また、より一層専門機関等との連携を密にし、教職員の研修や事例検討等の充実に努めてまいります。

次に、幼児教育についてでございますが、幼児期の教育が子供たちの心身の健やかな成長を促す上で重要な役割を担っていることから、保育園、幼稚園の職員研修を充実させてまいります。また、保幼小中等連携協議会では、幼児教育カリキュラムの詳細などところの検討を行い、本市独自の幼児教育共通カリキュラムの完成を目指して議論を重ねてまいります。また、新年度は幼児教育指導員1名を配置し、市内各保育所・幼稚園のカリキュラムの実施検証と幼児教育の質の向上に努めてまいります。

次に、コミュニティスクールについてでございますが、新年度には昼生小学校が新たに国の研究指定を受け、コミュニティスクールの研究を推進してまいります。保護者や地域住民の皆様が学校運営に参画していただきながら、学校・家庭・地域が一体となって取り組む学校づくりの推進に努めてまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、亀山東小学校整備事業についてでございますが、少人数学級の推進と教室不足解消のため、亀山東小学校教室等増築工事に着手してまいります。

次に、川崎小学校改築事業についてでございますが、本年度より取り組んでおります川崎小学校校舎改築基本計画の策定を地域の皆様と一緒に引き続き行ってまいります。また、新年度では川崎小学校の隣接地の用地買収を行い、設計業者の選定に取り組んでまいります。

次に、安心・安全な学校づくりの取り組みについてでございますが、国の登録有形文化財であります白川小学校の耐震改修事業につきましては、本年度実施しております耐震工事設計に基づき、新年度は耐震改修工事に着手してまいります。

また、新年度は、新たに学校の非構造部材等の点検業務や、小・中学校の特別支援教室等に飛散防止フィルムを設置してまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、公民館講座についてでございますが、新年度におきましては、今まで公民館講座に参加したことのない新しい年齢層の開拓を図るため、夜の講座や短期講座を新たに開設しています。また、

家庭教育支援事業と連携させながら「子育ての宝箱」の講座内容を一新するとともに、地域に向けては、出前講座の中で、地域での子育て、孫育てなどをテーマにした講座を組み入れてまいります。

次に、家庭教育についてでございますが、本年度、幼稚園、保育園の保護者の方を対象に、子育てに係る意識調査を行ったところです。その結果をもとに、新年度は、幼児家庭向けパンフレットの作成や、幼稚園・保育園での保護者向け講演会を開催し、家庭教育力の向上を図ってまいります。

次いで、青少年対策についてでございますが、青少年総合支援センターのパトロール業務につきましては、引き続き学校や警察等との連携を密にしながら、子供の下校時間帯を重点的にパトロールしてまいります。また、就業・就学・職業訓練をいづれもしていない人、いわゆるニートや、引きこもり等自立支援に向けた相談業務につきましては、個々のケースに応じた細やかな対応を継続するとともに、本人や保護者が気楽に利用できるよう、青少年総合支援センターの周知に努めてまいります。

次に、放課後や休日における子供の居場所づくりについてでございますが、放課後子ども教室を市内全ての小学校区において開催できるよう働きかけるとともに、放課後子ども教室間の情報交換を行いながら活動内容の充実に努めてまいります。また、子供の放課後対策について、健康福祉部と連携してニーズ調査を行ってまいります。

ところで、新年度は、第61回日本PTA全国研究大会が三重県で開催され、本市におきましては、健康安全の分科会が開催される予定となっておりますので、これを機に研究討議や情報交換を通してPTA活動の活性化に努めてまいります。

また、第55回全国社会教育研究大会も新年度に三重県で開催されますので、大会参加に向けて、社会教育委員会を中心に準備を進めてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

まず、本年度見直しを進めてまいりました「亀山市子どもの読書活動推進計画」についてでございますが、計画期間を本年度から28年度までの5年間とし、3つの基本方針「子供の成長に合わせた読書活動の推進」、「子供の読書環境づくり」及び「情報の発信と啓発活動の推進」から構成され、今月1日から来月4日まで、市民の皆様のご意見をお聞きするパブリックコメントを行っているところです。本年度中に計画の策定を終え、新年度はこの計画に基づき子供の読書活動をより一層推進してまいります。

次に、図書館改修事業についてでございますが、幼児の読み聞かせコーナーの新たな設置や企画展示室を学習室に改修するなど、利用者がゆったりと活用できる読書環境を整えるための施設の改修を行ってまいります。

以上、平成25年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

教育委員会委員長の教育行政の一般方針の説明は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議員提出議案第1号から日程第9、議員提出議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、提出させていただきました議員提出議案第1号亀山市議会会議規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、市議会の本会議においてもこの制度を導入するため、本規則について所要の改正を行うものです。

改正内容は、第76条から第82条に公聴会の開催や、参考人の出席を求める場合の手続を定めます。

また、別表に地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として議会改革推進会議及び検討部会と公聴広報委員会を設け、目的、構成員等を定めます。

施行日は、平成25年3月1日とします。

ただし、別表に加える改正規定については、平成25年4月1日から施行とします。

続きまして、議員提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任する改正が行われたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

また、平成25年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、各常任委員会の所管を変更するため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、第2条に、議員は少なくとも1つの常任委員になることを規定します。第6条に、特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任することを規定します。第8条に、常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任することを規定します。

また、第2条に、平成25年4月1日の組織・機構改革に伴い、常任委員会の所管を定めます。総務委員会は、企画総務部、財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。教育民生委員会は、市民文化部、健康福祉部、医療センター、教育委員会の所管に関する事。産業建設委員会は、環境産業部、建設部、農業委員会の所管に関する事とします。

また、施行日は平成25年3月1日、組織・機構改革に伴う改正については平成25年4月1日とします。

続きまして、議員提出議案第3号亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条

例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費が政務活動費に名称変更され、その交付目的が議会の議員の調査研究その他の活動に資するためとされるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこと。その使途の透明性の確保に努めることが地方自治法で新たに規定されたため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、第1条の政務活動費の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと改め、第5条及び別表に、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めます。

また、第11条に、議長は政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めることを規定します。

施行日は、平成25年3月1日としますが、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に改正前の条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例によることとする経過措置を規定します。

続きまして、議員提出議案第4号亀山市議会基本条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと及び政務調査費の名称が政務活動費に改められたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

また、議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にするため所要の改正を行うものです。

改正内容は、目次、第6章の章名及び第15条中の政務調査費を政務活動費に改め、第8条に議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することを規定します。また、第17条の議員定数の条文を整理します。

施行日は、政務活動費に関する改正については平成25年3月1日、他の改正については平成25年4月1日とします。

以上、提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件については、先議することに決しました。

これより本各案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本各案について、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本各案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより本各案について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件について起立採決を行います。

本各案の原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号亀山市議会会議規則の一部改正について、議員提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正について、議員提出議案第3号亀山市議政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議員提出議案第4号亀山市議会基本条例の一部改正については、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に日程第10、議案第8号から日程第45、報告第4号までの36件を一括議題といたします。

市長に、上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第8号亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、平成24年5月11日に公布されました。

同法において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村対策本部を設置することとされたことにより、亀山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず「趣旨及び組織」として、条例の趣旨と対策本部の組織について定めます。

次に「会議」として、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することといたします。

次に「対策部」として、本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に本部長が指名する本部員から成る対策部を置くことができることといたします。

なお、施行日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日といたします。

続きまして、議案第9号亀山市情報公開条例の一部改正についてでございますが、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、

本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、公開請求に対する非公開情報としているもののうち、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報の規定から、国が経営する企業を削ります。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第10号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されます。これに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、地域主権戦略大綱に基づく権限移譲により、これまで県が行っていた育成医療に係る自立支援医療の支給の認定及び自立支援医療費の支給は、平成25年4月1日以降、市で行うこととなります。

育成医療の支給の認定において医学的な審査を行う嘱託医を設置するに当たり、その報酬の額を月額1万7,500円とするものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第12号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、市長及び副市長の給料及び期末手当の額は、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間100分の5を減じるとともに、市長の退職手当については、平成24年4月1日から平成25年2月5日までの間100分の10に相当する額を減じた額としてきました。

依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、市長及び副市長の退職手当について100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額といたします。

次に、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算いたします。

次に、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の退職手当の額は、算定した額からその100分の20に相当する額を減じた額といたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第13号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、教育長の給料及び期末手当の額は、市長及び副市長と同様に、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間、100分の5を減じてきました。依然として厳しい経済情勢と、他市における支給状況等を総合的に勘案し、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料及び期末手当を引き続き減額するとともに、退職手当につい

て100分の20に相当する額を減じることとするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額といたします。

次に、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額は、現在の給料月額からその額の100分の5を減じた額を基礎として計算いたします。

次に、平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、算定した額からその100分の20に相当する額を減じた額といたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についてでございますが、退職給付における官民格差の解消を図るため、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成25年1月1日に施行されました。

この法律による国家公務員の退職手当に係る制度改正に鑑み、市の一般職に属する職員の退職手当についてもその取り扱いに準じることとするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、職員に支給する退職手当の支給水準を引き下げするため、退職手当の基本額に乗じる調整率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者または勤続20年未満の退職者を含めることといたします。

次に、この調整率の引き下げ等の改正に伴い、平成18年4月1日に行われた退職手当制度の改正における経過措置について、所要の調整を行うことといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第15号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、市が設置している基金のうち、積立基金である基幹林道維持管理基金は、平成23年度に全額を基幹林道の維持管理に要する資金に充て、今後の基幹林道の維持管理は一般財源で対応することから、設置の必要はなくなりました。

また、国民健康保険法施行令の改正により、平成24年4月から外来診療に係る窓口での負担額を高額療養費の自己負担限度額までにとどめる取り扱いとなりましたことから、高額療養費に係る療養に要する資金を貸し付けるための運用基金である国民健康保険高額療養費貸付基金を設置する必要はなくなりました。

これらのことから、本条例に規定する基幹林道維持管理基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止するものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第16号亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正についてでございますが、「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されます。

これに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第17号亀山市住居表示審議会条例等の一部改正についてでございますが、市の審議会には、議員の参画によりその審議を深めるため、市議会議員を委員とするものがございます。亀山市議会基本条例の制定により議事機関である議会の役割が示され、二元代表制のもと、執行機関である市長との関係が明確にされたことから、関係する条例について、市議会議員を市の審議会の委員としないこととする所要の改正を行うものでございます。亀山市住居表示審議会、亀山市廃棄物減量等推進審議会及び亀山市水道水源保護審議会の委員から市議会議員である委員を削ります。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第18号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理運営に関する法律等の一部を改正する等の法律」により国有林野事業が国営企業でなくなることに伴い、国が経営する企業がなくなるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例において公共下水道事業の受益者負担金等を減額し、または免除することができる規定から、国が経営する企業を削るものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」による道路法施行令の一部改正により道路の占用の許可に係る工作物として太陽光発電設備等が追加されることにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市の管理に属する道路の占用料を徴収する施設として太陽光発電設備及び風力発電設備を加え、占用料は、占用面積1平方メートルにつき1年当たり1,000円といたします。

また、本条例で引用している道路法施行令の条項の整理を行います。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第20号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和30年代以前に建設した木造の市営住宅については、亀山市住生活基本計画において新たな入居者募集は行わず、入居者の退去後に順次用途を廃止し、解体を行っていく方針としていることから、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、昭和30年度に建設された亀田（落崎）住宅2戸のうち1戸の用途を廃止するため、戸数を「2」から「1」に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第21号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、平成25年4月1日から施行されます。これに伴い、本条例で引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてその大要を

ご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6億7,126万1,000円を減額し、補正後の予算総額を216億4,420万1,000円といたしております。

今回の補正の主なものは、国の平成24年度補正予算に係る防災情報通信設備整備事業、農業基盤整備促進事業、道路改良事業などを増額計上するとともに、最終補正のため各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、継続費補正につきましては、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業について、契約実績により総額及び年割額を変更いたしております。

次に、繰越明許費補正につきましては、国の平成24年度補正予算に係る新規事業のほか、年度内に完成が見込めない計8事業について、やむを得ず繰り越しの追加をお願いするとともに、災害査定などに伴い災害復旧費について繰越額の変更をいたすものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、亀山城多門櫓警備保障業務などの追加及び事業費などの確定に伴い変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、国の補正予算に係る地方債を追加し、また事業費などの確定に伴い変更をいたしております。

続いて、歳入の主な補正内容からご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、国の補正予算に係る社会資本整備総合交付金、防災情報通信設備整備事業交付金、農業基盤整備促進事業補助金を計上するほか、事業費の確定に伴う補正が主なものでございます。

次に、県支出金では、災害査定による現年発生補助災害復旧事業費補助金の減額など、事業費の確定などに伴う補正をいたしております。

次に、財産収入では各基金の収益金や土地売却収入を増額いたし、寄附金につきましてはふるさと納税をいただきましたので計上いたしております。

次に、諸収入では、資源物売却代金などを増額計上いたし、市債では補正予算債である道路整備事業債を追加するほか、野村布気線など事業費にあわせて減額いたしております。また、歳出予算の減額などにより、一般財源に余剰が生じたので、臨時財政対策債を減額いたしております。

次に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、防災情報通信設備整備事業を増額する一方で、一般職員人件費や庁舎設備等改修事業など、各費目、各事業において執行見込みによる減額をいたしております。

次に、民生費につきましては、介護予防事業、子ども手当給付費など事業の執行見込みによる減額が主なものでございます。

次に、衛生費につきましては、予防接種費用助成事業の増額のほか、特定健康診査事業、旧斎場解体事業などの減額、労働費では融資対策事業の減額をいたしております。

次に、農林水産業費につきましては、農業基盤整備促進事業の増額及び市単土地改良事業の減額をそれぞれ計上いたしております。

次に、土木費につきましては、道野12号線整備事業や道路舗装事業の増額のほか、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、橋梁耐震化補強事業、また民間活用市営住宅事業など、事業費の

確定などにより減額補正をいたしております。

次に、消防費につきましては、車両整備費など消防施設費を減額し、教育費につきましては、井田川小学校教室増設事業や亀山東小学校教室増設等事業、また中学校給食実施事業など、事業費の確定などによりそれぞれ減額補正をいたしております。

次に、災害復旧費では、農業用施設等災害復旧事業におきまして、災害査定や事業進捗による減額補正をいたし、諸支出金につきましては、各基金の収益金等を積み立てするほか、庁舎建設基金へ積立金を計上いたしております。

続きまして、議案第23号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,435万3,000円を減額し、補正後の予算総額を44億8,190万6,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入では療養給付費等国庫負担金、保険財政共同安定化事業交付金の減額、歳出においては共同事業拠出金を減額計上いたしました。

次に、議案第24号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,866万7,000円を減額し、補正後の予算総額を7億6,343万4,000円といたしております。

主な補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第25号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億4,723万4,000円を追加し、補正後の予算総額を10億6,595万9,000円といたしております。

主な補正内容は、国の補正予算に係る昼生地区整備事業費を増額するものであり、あわせて繰越明許費を計上いたしております。

次に、議案第26号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3,825万3,000円を減額し、補正後の予算総額を14億7,115万5,000円といたしております。

主な補正内容は、施設整備事業の増額及び、流域下水道整備事業負担金の確定による減額計上であり、あわせて繰越明許費を計上いたしております。

次に、議案第27号平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容としては、資本的支出において、建設改良事業における事業費の確定などにより5,004万9,000円を減額し、補正後の予定額を5億8,395万1,000円といたしております。また、債務負担行為として、水道料金コンビニ収納代行業務委託料を追加いたしております。

次に、議案第28号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、国民宿舎関ロッジ指定管理料の確定により、債務負担行為の変更をいたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計並びに各特別会計及び各企業会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算について、その大要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は209億4,510万円で、平成24年度当初予算額に比べて2億3,37

0万円、率で1.1%の減といたしております。

減額となりました主な要因は、定年退職者の減などによる退職手当の減、和賀白川線及び野村布気線整備事業の事業費減、また民間保育所整備費補助金や井田川小学校教室増設事業の完了などが主な要因となっております。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、市民税は落ち込むものの固定資産税の増収により、平成24年度当初予算より4億6,030万円、率にいたしまして4.4%増の108億6,780万円を計上いたしております。

次に、地方交付税でございますが、市税の増収などにより前年比2億2,900万円減の10億3,000万円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から11億8,630万円を、減債基金から3億3,000万円、土地開発基金から9,269万円など、各基金からの繰り入れを行い財源といたしております。

市債につきましては、地方交付税から振りかえられた臨時財政対策債のほか、和賀白川線及び野村布気線整備事業、白川小学校耐震化事業に係る合併特例債など24億2,360万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、平成25年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、まちの防災力を強めるため、地震対策・木造住宅補強事業や橋梁耐震化補強事業、白川小学校耐震化事業を引き続き実施するとともに、消防・北東分署建設事業に着手します。

次に、まちの魅力や価値を高めるため、かめやま文化年事業に取り組むほか、関宿重伝建選定30周年記念事業、屋根のない博物館創出事業、亀山城周辺保存整備事業、亀山駅周辺再生整備計画策定事業、まちづくり観光推進事業などを実施します。

次いで、地域コミュニティ活動を広げるため、地域コミュニティのしくみづくり支援事業や市民活動応援事業を実施するほか、神辺地区コミュニティセンターの改築及び関南部地区コミュニティセンターの建設に取りかかります。

次に、市民の健康を支えるため、がん検診事業や予防接種費用助成事業を推進してまいります。また、市民の医療に対する安心確保のため、引き続き三重大学地域医療学講座支援事業を実施し、地域医療の体制強化と医師の安定確保に努めます。

次いで、子供たちの学びと育ちを支えるため、子育て支援として中学生医療費無料化事業を実施します。また、少人数教育推進事業や個の学び支援事業などを引き続き実施するほか、教育環境の整備として亀山東小学校教室増設等事業を継続実施するほか、川崎小学校改築事業を実施いたします。他にも、都市機能の充実のため、和賀白川線、野村布気線、道野12号線、名越7号線などの道路整備事業を推進するほか、ごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の長寿命化事業、新エネルギー普及支援事業や森林環境創造事業などを実施いたします。

以上が一般会計の概要です。

○議長（櫻井清蔵君）

説明の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、続きまして議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は46億3,640万円で、平成24年度当初予算に比べて5.3%の増といたしております。これは、保険給付費等が増額となったことによるものでございます。

なお、保険給付費の増加等に伴い歳入不足が見込まれることから、一般会計予算より9,293万7,000円の基準外の繰り入れを行い、予算編成をいたしたところでございます。

次に、議案第31号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は8億260万円で、平成24年度当初予算に比べて2.8%の増といたしております。主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

次に、議案第32号平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は6億2,130万円といたしております。国の平成24年度補正予算に対応して事業費の前倒しを行ったため、平成24年度当初予算に比べて40.5%の減となりましたが、昼生地区の平成26年度供用に向けて管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

次に、議案第33号平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は15億4,160万円で、平成24年度当初予算に比べて1.5%の減といたしております。

主な事業といたしましては、引き続き田村町、川合町、亀田町、関町会下などにおける管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

次に、議案第34号平成25年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億1,370万円で、平成24年度当初予算と比べて3.2%の減といたしております。

主な事業は、資本的支出において、みどり町地内ほか配水管改良工事や下水道整備に伴う配水管移設工事が主なものでございます。

次に、議案第35号平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は1億2,230万円で、建設改良費の減少により、平成24年度当初予算と比較して13.8%の減といたしております。

次に、議案第36号平成25年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は21億2,000万円で、平成24年度当初予算と比較して4.0%の減といたしております。

主な事業としまして、資本的支出において、医療センター改修工事を引き続き実施いたします。

なお、収益的収支の不足する額を補填する一般会計補助金は、1億6,041万4,000円を計上いたしております。

最後に、議案第37号平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算についてでございますが、平成25年6月30日までの3カ月間の予算としており、収益的支出及び資本的支出の合計額は1億610万円で、平成24年度当初予算と比較して43.5%の減といたしております。

主な事業は、資本的支出において、宿舎耐震補強及び施設改修工事を実施いたします。

以上、簡単ではございますが、一般会計並びに各特別会計及び企業会計の平成25年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、一部事務組合である三重県市町総合事務組合が共同処理する事務のうち、物品及び業務委託に係る入札参加資格申請書の受け付け及び審査の共同化に関する事務に、平成25年4月1日から伊賀市を加えること及び規約の字句整理のため、同組合規約の変更に関して協議することにつきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である和田27号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号市道路線の認定についてでございますが、県道の路線変更に伴い、市道として存置する必要のある路線である原尾11号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号市道路線の認定についてでございますが、県道から公共施設に接続する新規路線である本町学校連絡線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号市道路線の変更についてでございますが、県道の路線変更により生じた重複認定区間の解消のため、原尾10号線の起点の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、報告第4号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成24年度各会計補正予算及び平成25年度各会計予算の補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成24年度各会計補正予算の主な項目から補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第7号）についてご説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正につきましては、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業におきまして、契約実績により継続費の総額及び平成24年度から26年度までの各年度の年割額を変更いたしております。

次に、第3表 繰越明許費補正でございますが、国の平成24年度補正予算に係る防災情報通信設備整備事業、農業用施設等整備事業、道野12号線整備事業などのほか、年度内に完成が見込めない計8事業につきまして、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。また、災害復旧費の3事業につきましては、災害査定や事業の進捗に伴い、翌年度に繰り越しを行う事業費の変更を行うものでございます。

次に、第4表 債務負担行為補正につきましては、亀山城多門櫓警備保障業務委託料など2事業を追加し、また野村布気線整備事業など7事業につきましては、事業計画及び契約額にあわせて変更を行うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第5表 地方債補正につきましては、国の補正予算に係る農業用施設等整備事業を追加するとともに、各事業費にあわせまして限度額の変更を行うものでございます。

次に、予算に関する説明書から歳入歳出についてご説明申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定に伴う増減や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

分担金につきましては、事業費の確定などに伴いまして942万6,000円を減額いたしました。中段の使用料につきましては、葬儀場使用料や借上公営住宅使用料の減などにより1,037万5,000円を減額計上いたしております。

次に、13ページ下段の国庫補助金でございますが、第1目総務費国庫補助金の防災情報通信設備整備事業交付金2,060万円、第4目農林水産業費国庫補助金の農業基盤整備促進事業補助金1,250万円、第5目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金2,943万円は、国の補正予算に係る補助金を増額計上するものでございます。その他につきましては、補助対象事業費などの確定等から補正を行うものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

県補助金では、第1目総務費県補助金の市町村合併支援交付金2,000万円の減額は、交付時期が25年度に変更されたことによるものでございます。その他につきましては、それぞれ補助対象事業費の確定等による補正でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

下段の土地売払収入につきましては、用途廃止等に伴う普通財産の売払収入といたしまして、1,293万4,000円を計上いたしました。

21ページをお願いいたします。

上段の寄附金につきましては、ふるさと納税をいただきましたので、社会福祉費寄附金80万円、関宿にぎわいづくり基金寄附金10万円として計上いたしました。

次に、23ページをお願いいたします。

諸収入のうち雑入の、県市町村振興協会交付金900万2,000円につきましては、宝くじ配分金で、在宅高齢者介護支援事業に充当いたしております。

また、総合環境センターにおける資源物売却代金970万円を増額計上いたしました。

下段の市債につきましては、歳出予算の減額などにより一般財源に余剰が生じたので、臨時財政対策債を1億7,276万円減額いたしました。

25ページをお願いいたします。

和賀白川線整備事業債及び野村布気線整備事業債の合併特例債につきましては、平成24年度実施事業費の減額に伴い減額計上するものでございます。

また、道路整備事業債につきましては、国の補正予算に係る補正予算債4,930万円を増額し、当初予算分に係る7,720万円を減額計上いたしました。その他につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い計上いたしましたものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

まず、37ページをお願いいたします。

総務費におきまして、中段の防災情報通信設備整備事業につきましては、全国瞬時警報システム(Jアラート)の危険情報を、エリアメールや行政情報番組のテロップで情報配信できる情報伝達環境整備を行うため2,060万円を計上いたしました。

下段の内部情報系システム事業につきましては、人事給与・庶務事務システム導入に係る委託料の確定などにより501万6,000円を減額するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

民生費でございますが、下段の自立支援事業につきましては、自立支援医療費などの実績見込みにより880万円を減額いたしております。

次に、49ページに移ります。

中段の介護予防事業につきましては、委託料の確定などにより830万円を減額するものです。

次に、53ページでございます。

下段の福祉医療費助成事業につきましては、医療費の実績見込みにより700万円を減額するものです。

次に、55ページでございます。

下段の子ども手当給付費につきましては、児童手当法施行により所得制限制度が導入されたため3,100万円を減額するものです。

次に、59ページでございます。

中段の一般管理費、過年度国庫支出金返還金1,878万9,000円につきましては、国庫負担金の精算による返還金を計上いたしております。

次に、65ページでございます。

衛生費でございますが、中段の予防接種費用助成事業につきましては、子宮頸がん等ワクチン接種者の増により1,418万6,000円を増額計上いたしております。

次に、71ページでございます。

労働費でございますが、下段の融資対策事業につきましては、融資実績により1,232万5,000円を減額いたしております。

次に、77ページに移ります。

農林水産業費でございますが、上段の農業用施設等整備事業2,500万円につきましては、国の補正予算に係る事業として、関町新所地内の宿屋にポンプの設備を設置するものでございます。

次に、79ページでございます。

商工費でございますが、中段の一般事業につきましては、小規模事業資金融資保証料補給金などの申請見込みにより118万1,000円を減額いたします。

次に、85ページに移ります。

土木費でございますが、上段の和賀白川線整備事業につきましては、工事施工年度の変更などにより、工事請負費など1億9,694万1,000円を減額し、次の野村布気線整備事業につきましては、工事施行について地権者の承諾が得られないことから、工事請負費など2億315万円を減額いたしております。

次の道野12号線整備事業につきましては、国の補正予算に係る社会資本整備総合交付金事業として5,300万円を増額計上いたし、下段の道路舗装事業につきましても同様に1,250万円を増額計上いたしております。

次に、93ページでございます。

上段の民間活用市営住宅事業につきましては、借り上げ戸数の減に伴い900万円を減額するものです。

次に、95ページでございます。

消防費でございますが、下段の消火栓整備事業につきましては、消火栓設置数の増により386万円を増額計上しております。

次に、101ページでございます。

教育費でございますが、中段の井田川小学校教室増設事業につきましては、事業費の確定による工事請負費などの減により1,551万1,000円を減額いたしております。

次に、亀山東小学校教室増設等事業及び白川小学校耐震化事業につきましては、設計等委託料の減により、それぞれ減額をいたしております。

次に、105ページでございます。

中段の中学校給食実施事業につきましては、デリバリー給食における調理の業務委託料など703万円を減額するものでございます。

次に、119ページでございます。

災害復旧費でございますが、上段の農業用施設等災害復旧事業につきましては、補助災害復旧事業では、国の災害査定及び実施設計により4,700万円を減額いたし、単独災害復旧事業では、事業の進捗に伴う事業費の精査などによりまして7,635万円を減額いたしております。

また、次の公共土木施設災害復旧費でございますが、国の災害査定及び詳細測量などにより、道路橋梁災害復旧事業、河川災害復旧事業についてそれぞれ事業費が確定しましたので、関係経費の補正を行うものでございます。

次に、121ページでございます。

諸支出金でございますが、各基金の運用益等を積み立てしてありまして、123ページ上段の庁舎建設基金につきましては財源の余剰が生じたことから、4,829万円を増額計上いたし、

本年度の積立額を5,000万円とするものでございます。

また、次の地域福祉基金積立金及び関宿にぎわいづくり基金積立金につきましては、ふるさと納税をいただきましたので、納税者のご意向に沿って積み立てを行うものでございます。

続きまして、各特別会計の主な補正内容を説明させていただきます。

最初に、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入の137ページでございます。

上段からの国庫支出金、県支出金、共同事業交付金につきましては、いずれも交付決定などにより減額となるところでございます。

また、繰入金につきましては、人件費の減額に伴い、一般会計からの職員給与費等繰入金を1,482万6,000円減額いたしております。

続きまして歳出でございますが、143ページでございます。

下段から、共同事業拠出金につきましては、精算によりそれぞれ減額をいたしております。

次に、145ページ中段の特定健康診査等事業費につきましては、決算見込みなどにより減額するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入の153ページをお願いいたします。

上段の後期高齢者医療保険料につきましては、資格喪失者の増などにより、特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、それぞれ減額いたしております。

次の繰入金では、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金について、繰入額の決算見込みにより、それぞれ減額いたしております。

下段の諸収入の雑入につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算などにより増額計上をしたものでございます。

次に、歳出の155ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の決算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

161ページでございます。

第2表 繰越明許費でございますが、昼生地区整備事業につきまして、国の補正予算に係る補助事業費を追加したことや、迂回路について地元との調整に時間を要しましたことから、年度内での完成が見込めず、やむを得ず2億8,490万円を繰り越すものでございます。

次に、第3表 地方債補正でございますが、起債対象事業費の増額に伴い、限度額を変更いたしております。

次に、167ページの歳入でございます。

上段の農業集落排水事業受益者分担金2,611万5,000円につきましては、昼生地区整備事業に係る地元分担金などを計上いたしました。

次の農業集落排水事業補助金1億2,500万円は、昼生地区整備事業費の追加に係る県補助金を計上いたしました。

下段の一般会計繰入金363万3,000円の減につきましては、事業費の確定などによる財源調整でございます。

次に、169ページになります。

下段の農業集落排水事業債は、昼生地区整備事業費の追加に伴い1億円を増額計上いたしております。

次に、173ページでございます。

歳出で、上段、施設整備事業につきましては、昼生地区処理場の機械設備工事など工事請負費を2億4,850万円増額するものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

181ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正でございますが、施設整備事業では、国の補正予算による補助事業費の追加により、羽若町及び関町会下の水管渠布設工事の進捗を図りますが、年度内での完成が見込めないことから、やむを得ず1億5,500万円を翌年度へ繰り越しをするものでございます。

また、流域下水道整備事業負担金では、三重県が実施をしております北勢沿岸流域下水道整備事業において、事業の一部が翌年度へ繰り越しされることから、本市の整備事業負担金の一部900万円につきましても、翌年度へ繰り越しするものでございます。

次に、第3表 地方債補正でございますが、流域下水道事業につきましては、起債対象事業費の減額により、また公共下水道事業につきましても起債対象事業費の増額により、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の187ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、上段の受益者負担金につきましては670万円を増額する一方、次の公共下水道使用料につきましても、使用量の減に伴い800万円を減額するものでございます。

下段の公共下水道整備事業費補助金は、補助事業費の追加により2,240万円を増額いたしております。

次に、189ページをお願いいたします。

上段の一般会計繰入金は、財源調整によりまして541万6,000円を減額いたし、下段の市債のうち、流域下水道事業債は負担金の減により7,620万円を減額いたし、公共下水道事業債は起債対象事業費の増により2,270万円を増額いたしております。

次に、歳出の193ページをお願いいたします。

上段の流域下水道維持管理費負担金1,069万6,000円の減額は、流域下水道への汚水流入水量が、計画水量を下回ることに伴うものでございます。

次に、195ページでございます。

中段の施設整備事業5,270万円につきましては、補助対象路線の事業費の増に伴い増額し、次の流域下水道整備事業負担金につきましても、北勢沿岸流域下水道整備に伴う事業費の減に伴い、整備負担金7,633万3,000円を減額するものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

202ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、人件費の補正のほか、資本的収入におきまして、市道舗装復旧工事負担金の減などによる1,258万円の減額。一方、資本的支出において、入札差金などにより施

設費の工事請負費など5,004万9,000円を減額するものでございます。

次に、国民宿舎事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

211ページになります。

第2条でございますが、債務負担行為、国民宿舎関ロッジ指定管理料につきましては、債務負担行為をすることができる期間及び限度額が確定したことにより、それぞれ変更いたすものでございます。

以上をもちまして、一般会計補正予算及び各特別会計補正予算並びに各企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、平成25年度亀山市予算書によりまして、新規事業や前年と比較して大きく変わったものについてご説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為につきましては、国民宿舎関ロッジ指定管理料や白川小学校耐震化事業のほか、新たに必要となる電算システム管理事業や警備保障業務委託料など18件を計上いたしました。

下段の第3表 地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、ごみ溶融処理施設の一般廃棄物処理施設整備事業、また和賀白川線・野村布気線などの道路整備事業などの市債24億2,360万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、各予算の説明欄をごらんいただきながらご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

市税のうち市民税につきましては、個人の所得割では、給与所得の伸びが見込めず減収となる一方で、法人税割においても、企業決算見込み額より減少が見込まれますことから、平成24年度当初予算額と比較をいたしまして、9.4%減の30億490万円を計上いたしております。

次に、下段の固定資産税につきましては、償却資産におきまして、新規設備投資による増加を見込み、12.7%増の66億1,510万円を計上いたしております。

次に、19ページ中段の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画により前年度より2,400万円増の5億1,100万円を計上しております。

次に、21ページ中段の地方交付税につきましては、前年度より2億2,900万円減の10億3,000万円を計上いたしております。なお、この内訳でございますが、普通交付税を8億3,000万円、特別交付税を2億円と見込んでいるところでございます。

次に、22ページ上段の負担金につきましては、民生費負担金において、民間保育所の開所に伴い、保育所保護者負担金の増が見込まれ、前年度より4,477万6,000円増の3億8,715万5,000円を計上いたしました。

次に、27ページ下段の国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金におきまして、障害者自立支援給付費負担金や民間保育所運営費負担金などの増により、次ページ上段のとおり前年度より1億2,097万9,000円増の14億2,456万1,000円を計上いたしました。

次に、下段の国庫補助金につきましては、教育費国庫補助金において白川小学校耐震化事業による国宝重要文化財等保存整備費補助金の増などにより、次ページ上段のとおり前年度より5,35

4万円増の4億8,500万5,000円を計上いたしております。

次に、下段の県負担金につきましては、民生費県負担金で、障害者自立支援給付費負担金や国民健康保険基盤安定負担金の増などにより、次ページ上段のとおり前年度より4,562万3,000円増の4億9,893万3,000円を計上いたしております。

次の県補助金につきましては、次のページの農林水産業費県補助金で震災対策農業水利施設整備事業補助金を計上する一方で、民間保育所整備事業や緊急雇用創出基金事業の終了による民生費県補助金及び労働費県補助金の減によりまして、前年度より1億620万3,000円減の3億7,948万6,000円を計上いたしております。

次に、37ページをお願いいたします。

上段の県委託金につきましては総務費県委託金で、参議院議員選挙費委託金の計上により、前年度より3,007万1,000円増の1億1,860万2,000円を計上いたしました。

次に、39ページに移ります。

下段の基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度予算に不足する財源を補うため、11億8,630万円の繰り入れを行っております。

また、次ページの減債基金繰入金は、起債償還に充てる財源として3億3,000万円を繰り入れ、土地開発基金繰入金は、川崎小学校改築事業の用地購入費に係る財源として9,269万円の繰り入れを行うものでございます。

次の特別会計繰入金は、特定健康診査等に係る事業を国民健康保険事業から執行委任を受けて実施するもので、1,776万2,000円を計上いたしております。

次に、45ページでございます。

諸収入のうち雑入につきましては、民生費雑入で市立医療センターから待機児童館運営費負担金1,067万7,000円、衛生費雑入で資源物売却代金2,510万円、47ページでございますが、商工費雑入で、道の駅関宿地域振興施設に係る指定管理者納付金369万8,000円、土木費雑入で上水道工事費負担金1,450万円、下水道工事負担金1,600万円など3億345万円を計上いたしました。

次に、49ページをお願いいたします。

市債につきましては、臨時財政対策債8億7,670万円は地方交付税からの振りかえであり、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業について一般廃棄物処理施設整備事業債、消防救急無線デジタル化整備事業に防災対策事業債を活用するほか、和賀白川線及び野村布気線整備事業、消防北東分署建設事業、並びに白川小学校耐震化事業について合併特例債を活用するものでございます。

以上が、歳入の主なものの説明とさせていただきます。

次に、歳出について、各予算の説明欄をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

総務費の65ページをお開き願いたいと思います。

総務費の上段、市民活動応援事業328万4,000円につきましては、市民活動応援券を通じて市民活動団体への支援を行うことができる制度をスタートするもので、制度の周知や応援券の発行に伴う経費などを計上するほか、同事業を推進する事務局開設による備品購入費を計上しております。

次に、73ページでございます。

上段の庁舎設備等改修事業5,980万円につきましては、本庁舎の空調設備改修工事を計上しております。

次に、83ページでございます。

中段の地区コミュニティセンター充実事業1,567万円につきましては、関南部地区コミュニティセンター建設に伴う実施設計委託料や神辺地区コミュニティセンター改築工事に伴う設計積算見直し業務委託料などを計上いたしましたものでございます。

次の地域コミュニティのしくみづくり支援事業275万5,000円につきましては、多様な主体による地域の包括的な仕組みづくりや、地域における自主的なまちづくり活動を支援するための補助金などを計上いたしております。

次に、85ページに移ります。

下段の災害対策事業3,007万8,000円のうち、多言語版も含めた防災マップの作成委託料として450万円を計上したところでございます。

次に、87ページに移ります。

中段の木造住宅補強事業5,979万円につきましては、引き続き木造住宅の耐震化を促進するため、補助金等を計上いたしております。

次に、93ページでございます。

下段の地価調査・地番図整備事業2,118万7,000円につきましては、固定資産の適正な評価を行い、課税の適正化を図るため、土地の鑑定評価及び時点修正業務委託料などを計上したものでございます。

次に、民生費の111ページでございます。

中段の地域団体支援事業のうち、社会福祉協議会補助金7,429万1,000円につきましては、社会福祉センターの空調設備更新に対する補助金を計上したことから、前年度より増額をいたしております。

また、下段の国民健康保険事業、繰出金3億4,146万1,000円のうち、国民健康保険事業特別会計において財源が不足する額9,293万7,000円は、基準外の繰出金として計上いたしております。

次に、127ページをお願いいたします。

中段の民間保育所補助費5,323万1,000円につきましては、新設されるなのはな保育園におきまして、延長保育や低年齢児保育を初めとして各種保育事業に取り組みることから、前年度より増額をいたしております。

下段の福祉医療費助成事業1億9,940万円のうち、次のページの子ども医療費県制度分につきましては、平成24年度中に対象年齢が引き上げられたことに伴い前年度より増額いたし、次の市単分の中学生医療費無料化事業につきましては減額をいたしております。

次に、133ページでございます。

上段の民間保育所児童保護費4億5,482万8,000円につきましては、延べ入所児童数の増により、前年度予算と比較して9,252万8,000円の増額となっております。

次に、衛生費の151ページに移ります。

中段の養育医療給付事業600万4,000円につきましては、病院または診療所に入院を必要

とする未熟児に対して養育医療費の給付を行うもので、県からの権限移譲に伴い計上したものでございます。

次に、153ページでございます。

上段の病院事業の繰出金につきましては、一般会計から病院事業会計へ繰出金3億2,128万2,000円で、そのうち繰り出し基準外の補助金として1億6,041万4,000円を計上いたしております。

下段の予防衛生事業1億2,080万9,000円のうち、子宮頸がん等ワクチン接種につきましては、任意予防接種から、25年度以降は予防接種法に基づく定期接種となりますことから、本年度から予防衛生事業に4,109万円を計上いたしております。

次に、155ページの上段の予防接種費用助成事業1,122万9,000円につきましては、感染症の重症化予防や蔓延防止を図るため、各種の任意予防接種の接種勧奨や費用助成を行うものでございます。

次に、157ページでございます。

中段の新エネルギー普及支援事業1,900万円につきましては、太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用の太陽光発電システムの設置者に支援を行うものでございます。

次に、167ページでございます。

下段の施設長寿命化事業5億8,510万2,000円につきましては、平成24年度から3カ年の継続事業として、ごみ溶融処理施設の長寿命化事業を実施しており、その2年目の事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、労働費で173ページに移ります。

下段の融資対策事業5,767万5,000円につきましては、勤労者の生活安定・福祉の向上を図るため、労働金庫を通じて制度融資を行うものでございます。

次に、農林水産業費で181ページに移ります。

中段の農業者育成支援事業、補助金600万円につきましては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織など、農業の担い手が行う農業用機械の購入、農業用施設の設置に対し支援を行うものでございます。

下段の地域農業支援事業、青年就農給付金150万円につきましては、人・農地プランに位置づけられた就農5年目までの新規就農者に対し支援するものでございます。

次に、185ページに移ります。

下段の農業水利施設調査事業2,420万円につきましては、震災対策として、農業用ため池242カ所について、施設の現況、決壊の危険度などの調査費を計上いたしました。

次に、商工費で197ページでございます。

中段の国民宿舎関ロッジ管理費460万円につきましては、国民宿舎関ロッジの指定管理料などを計上いたしております。

次に、199ページでございます。

中段のまちづくり観光推進事業2,108万8,000円につきましては、まちづくり観光のコーディネート機能を担う亀山市観光協会への運営支援を行うほか、地域の多彩な魅力を幅広く発信するシティプロモーションや、モデルツアーなどの経費を計上いたしております。

次に、土木費で211ページでございます。

中段の和賀白川線整備事業6億1,605万円、次の野村布気線整備事業2億3,771万6,000円につきましてはいずれも合併特例債事業で、本市における産業の発展と市民生活の基幹を担う重要な道路ネットワークを構築するための幹線道路として事業を推進するものでございます。

また、次からの社会資本整備総合交付金事業といたしましては、道野12号線整備事業を継続整備するほか、新たに和賀2号線整備事業、名越7号線整備事業に要する経費を計上したものでございます。

次に、215ページでございます。

上段の橋梁維持修繕費7,400万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく設計等委託及び修繕工事を計上し、次の耐震化補強事業5,600万円につきましては、上原北橋の耐震補強工事委託料など、いずれも社会資本整備総合交付金事業として計上したものでございます。

次に、219ページでございます。

中段の亀山駅周辺再生整備計画策定事業1,200万円につきましては、JR亀山駅周辺のにぎわいや活性化を図り、利便性や安全性を向上させるため、地域とともに駅周辺の再生基本計画の策定を行うものでございます。

次に、227ページでございます。

中段の住宅リフォーム助成事業500万円につきましては、良好な住環境の確保及び地域経済活性化のため、住宅改修及びリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成するものでございます。

次に、消防費で235ページでございます。

中段の車両整備費の備品購入費4,000万円につきましては、消防団のポンプ車及び小型動力ポンプ付積載車の更新を図るものでございます。

次の消防救急無線デジタル化整備事業2億2,669万6,000円につきましては、電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化に向け、指令台の改修工事などを計上いたしております。

次に、237ページでございます。

上段の北東分署建設事業4,895万4,000円につきましては、設計委託料などを計上し、その財源として合併特例債を活用いたしております。

次に、教育費、245ページでございます。

下段の川崎小学校改築事業9,712万6,000円につきましては、今後の児童数の増加による教室不足の解消や、避難経路等の確保及び校舎内の段差解消を行うため校舎の改築を行うもので、土地開発基金を財源として用地購入費などを計上したものでございます。

次の亀山東小学校教室増設等事業1億335万1,000円につきましては、児童の学習環境や学校生活環境を改善するため、不足教室の増設とグラウンドの排水改良を行うもので、工事請負費などを計上したものでございます。

次に、247ページでございます。

上段の白川小学校耐震化事業1億1,140万円につきましては、児童の安心・安全な学校生活環境を整えるため、国の登録文化財であります白川小学校校舎の耐震補強を国庫補助金及び合併特例債を財源として実施するもので、工事請負費を計上したものでございます。

次に、269ページでございます。

上段の亀山城周辺保存整備事業5,880万円につきましては、平成19年度以降実施をしてまいりました亀山城多門櫓を初めとする亀山城周辺の整備を継続的に進めるもので、平成25年度においては、社会資本整備総合交付金事業として、加藤家屋敷の整備に係る工事請負費などを計上しております。

次に、273ページでございます。

中段の施設改修事業3,108万3,000円につきましては、図書館内の学習室の拡張や書架の増設など行う工事請負費などを計上したものでございます。

次に、279ページでございます。

上段の屋根のない博物館創出事業755万4,000円につきましては、小・中学校で活用いたしますミュージアムパックの制作や、亀山子供博物館ホームページの作成などに必要な経費を計上しております。

次に、281ページでございます。

上段のかめやま文化年事業675万円につきましては、実行委員会運営やイベントとして市民協働事業に係る経費のほか、市民ミュージカル運営に係る補助金を計上いたしましたものでございます。

次に、285ページでございます。

下段の関宿重伝建選定30周年記念事業546万8,000円につきましては、平成26年度で、関宿が国重要伝統的建造物群保存地区に選定されて30周年を迎えますことから、前年度の平成25年度はイベントとして、旧田中家に展示パネルの作成や中部歴史まちづくりサミット開催経費を計上しております。

次に、諸支出金で307ページでございます。

上段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、5,000万円の積立金を計上しております。

次に、310ページでございます。

給与費明細書のうち特別職では、共済費において議員共済組合負担金の減などにより、前年度より1,100万1,000円減の3億437万1,000円を計上いたしました。また、一般職では共済費は増になる一方で、退職手当のほか職員手当の減により、前年度より84万5,000円の減の35億9,270万7,000円を計上いたしております。

以上が、歳出の説明とさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、副市長に平成25年度各会計の予算の補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、続きまして各特別会計等について主なものをご説明させていただきます。

初めに、国民健康保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、また病院事業会計につきましても、地方公営企業法施行令第18条第2項ただし書きの規定により、それぞれ流用規定を定めております。

まず、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、328ページ、329ページをお開き願いたいと思います。あわせて次ページの上段もごらんいただきたいと思います。

国民健康保険税につきましては、調定額及び収納率の見込みから、一般被保険者国民健康保険税につきましては、前年度と比較して330万円増の9億110万円とする一方で、退職者被保険者等国民健康保険税につきましては2,864万円減の1億132万円として、330ページの上段のとおり10億242万円といたしております。

次に、中段の国庫負担金7億282万4,000円、332ページ上段の国庫補助金1億9,017万円につきましては、一般被保険者の医療費の伸びを見込んで計上いたし、中段の県負担金2,652万4,000円及び県補助金1億9,017万円につきましても同様に、一般被保険者の医療費の伸びを見込み計上したものでございます。

次の療養給付費等交付金3億6,242万6,000円、334ページ上段の前期高齢者交付金13億4,414万2,000円は、退職被保険者の加入者数と医療費の増加を見込み、前年に比較して3,859万4,000円及び1億440万1,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に下段の繰入金につきましては、財源調整のため、その他一般会計繰入金といたしまして9,293万7,000円の基準外の繰り入れを計上いたしたため一般会計繰入金は、前年度と比較して5,704万9,000円の増の3億4,146万1,000円といたしております。

次に、歳出の342ページでございます。

保険給付費の療養諸費につきましては、次ページの合計欄のとおり、前年度と比較して1億1,655万7,000円増の28億6,533万円、下段の高額療養費につきましては、次ページの合計欄のとおり、前年度より2,230万円増の3億5,280万円を、それぞれ本年度の給付実績見込み額をもとに医療費増加を見込んで計上いたしております。

次に、350ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療費に対する保険者支援金医療費の伸びを見込んで、前年度より4,247万1,000円増の5億3,778万9,000円を計上いたしております。

次に、352ページでございます。

下段の介護納付金につきましては、本年度の確定額から事業費の伸びを見込み、前年度より2,259万5,000円増の2億2,420万円を計上いたしております。

次に、354ページでございます。

下段の共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の増などにより、次ページの合計欄のとおり、前年度より3,824万7,000円増の5億488万7,000円を計上い

たしております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、372ページ、373ページに移ります。

後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の所得の減少などから、前年度より330万円減の3億1,450万円を計上いたしております。

また、下段の繰入金につきましては、歳入調整として一般会計から事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度より2,490万3,000円増の4億8,699万9,000円を計上しております。

次に、376ページ、377ページでございます。

総務費では、人件費、一般管理費で871万6,000円、下段の賦課徴収費で447万円を計上いたしました。

次いで、378ページでございます。

中段の後期高齢者医療広域連合納付金は7億8,841万4,000円を計上し、三重県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、392ページ、393ページでございます。

歳入では、昼生地区に係る受益者分担金1,611万円及び県補助金9,045万1,000円を計上しておりますが、事業費の減によりそれぞれ減額となっております。

また、農業集落排水施設使用料につきましては、8,899万5,000円を計上いたしました。

次に、394ページでございます。

上段の繰入金では、歳入調整としての一般会計繰入金を2億6,787万8,000円、市債の償還金に充てるための農業集落排水事業債償還基金からの繰入金2,991万2,000円を計上いたしております。

下段の市債につきましては、前年度より1億6,490万円減となる8,740万円を計上いたしました。

次に、396、397ページでございます。

事業費のうち業務費におきましては、人件費や処理施設等の管理経費など、次ページの合計欄のとおり、1億9,806万8,000円を計上いたしました。

下段の建設改良費では、平成26年度末の供用に向け、引き続き昼生地区での管路整備等の事業費として2億451万2,000円を計上いたしております。

次に、402ページでございます。

下段の諸支出金では、農業集落排水事業債償還基金費への積立金として3,135万5,000円を計上いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、416ページ、417ページでございます。

公共下水道負担金につきましては、供用開始区域の拡大により、前年度より比較して3,740万円増の6,920万円を計上するほか、公共下水道使用料3億4,870万円を計上いたしております。

下段の建設改良に伴う国庫補助金は、前年度より2,000万円減の2億8,500万円を計上いたし、次ページの県補助金は1,878万4,000円を計上いたしております。

次の繰入金は、歳入調整といたしまして一般会計繰入金を4億1,114万6,000円及び下水道事業基金からの繰入金6,437万円を計上いたし、下段の市債は、前年度より6,300万円減となる3億3,080万円を計上いたしております。

次に、420ページ、421ページでございます。

事業費の業務費では、下段の施設維持管理費及び次ページの流域下水道維持管理費負担金の増により、424ページ上段の合計欄のとおり、前年度より6,115万6,000円の増となります3億6,511万1,000円を計上いたしました。

次に、下段の建設改良費では、井田川能褒野処理分区、亀山東部処理分区などの施設整備事業6億2,034万5,000円を計上するほか、次ページ上段の北勢沿岸流域下水道事業費負担金3,846万6,000円など、合わせて7億2,041万9,000円を計上いたしております。

次に、水道事業会計でございます。

435ページをお開きください。

収益的収入では、給水収益の水道料金を給水実績などを踏まえ7億8,500万円、また北中勢水道用水供給事業に係る給水収益3億2,100万円などを計上いたしまして、水道事業収益を1億5,180万円といたしております。

次に、436ページ以降の収益的支出でございますが、北中勢水道用水供給事業に係る受水費3億1,156万2,000円のほか、人件費、減価償却費などの水道事業費用を1億3,610万円といたしております。

次に、439ページでございます。

資本的収入につきましては、工事負担金6,561万2,000円は、公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金などを計上し、8,391万円といたしております。

次に、440ページの資本的支出でございますが、年次計画的に実施しております配水管改良工事に係る工事請負費3億4,300万円や企業債償還金1億7,486万6,000円などで、5億7,760万円といたしたところでございます。

次に、工業用下水道事業会計でございます。

455ページになります。

収益的収入では、給水収益で7,100万円を計上いたしております。下段の支出につきましては、事業管理費等の経費6,210万円を計上いたしております。

このほか、457ページ上段の資本的支出では、建設改良費と企業債償還金を計上し、6,020万円といたしております。

次に、469ページの病院事業会計に移ります。

収益的収入の医業収益は、前年度に比較して9,620万円減の1億4,990万円を計上いたしております。

なお、支出に対して収入が不足する額を補う一般会計補助金は、前年度より1,466万5,000円減の1億6,041万4,000円を計上いたしております。

次に、470ページ以降の支出につきましては、人件費のほか病院事業管理費等を計上いたしております。

次に、472ページでございます。

資本的収入は、一般会計出資金を計上し3,499万3,000円といたしております。

下段の支出では、医療センター改修工事を引き続き実施するほか、医療機器等器械備品費、企業償還金などで3億7,230万円を計上したところでございます。

最後に、487ページの国民宿舎事業会計でございます。

収益的収支のうち収入では、道の駅営業収益等などで総額230万円を計上いたしております。

次に、488ページ以降の支出では、人件費など宿舎経営費のほか、道の駅経営費などで960万円を計上いたしております。

490ページの資本的支出では、耐震補強及び施設改修工事など9,650万円を計上いたしております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

副市長の補足説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたします。

続いて、お諮りいたします。

明28日から3月10日までの11日間は、議案精査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明28日から3月10日までの11日間は休会とすることに決しました。

次の会議は3月11日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後 2時28分 散会）

平成 2 5 年 3 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成25年3月11日（月）午前10時 開議

- 第 1 亀山市選挙管理委員の選挙
- 第 2 亀山市選挙管理委員補充員の選挙
- 第 3 上程各案に対する質疑
 - 議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について
 - 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
 - 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
 - 議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
 - 議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について
 - 議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
 - 議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
 - 議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
 - 議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
 - 議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について
 - 議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
 - 議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第27号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
 - 議案第28号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について
 - 議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について
 - 議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
 - 議案第31号 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
 - 議案第32号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

- 議案第 33 号 平成 25 年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
 議案第 34 号 平成 25 年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第 35 号 平成 25 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第 36 号 平成 25 年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第 37 号 平成 25 年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
 議案第 38 号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
 議案第 39 号 市道路線の認定について
 議案第 40 号 市道路線の認定について
 議案第 41 号 市道路線の認定について
 議案第 42 号 市道路線の変更について
 報告第 4 号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1 番	西川 憲行 君	2 番	高島 真 君
3 番	新 秀隆 君	4 番	尾崎 邦洋 君
5 番	中崎 孝彦 君	6 番	豊田 恵理 君
7 番	福沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴木 達夫 君	10 番	岡本 公秀 君
11 番	伊藤 彦太郎 君	12 番	前田 耕一 君
13 番	中村 嘉孝 君	14 番	宮崎 勝郎 君
15 番	片岡 武男 君	16 番	宮村 和典 君
17 番	前田 稔 君	18 番	服部 孝規 君
19 番	小坂 直親 君	20 番	竹井 道男 君
21 番	大井 捷夫 君	22 番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	安田 正 君
企画部長	古川 鉄也 君	総務部長	広森 繁 君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏 君	市民部長	梅本 公宏 君
文化部長	最所 一子 君	健康福祉部長	山崎 裕康 君
環境・産業部長	国分 純 君	建設部長	三谷 久夫 君

上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書	記	山川美香
書	記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、東日本大震災により犠牲になられました方々に対し黙祷をささげますので、議事の進行を問わず、議場にて午後2時46分に黙祷させていただくことをご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、亀山市選挙管理委員の選挙を行います。

本委員は、地方自治法第182条第1項の規定により、議会で選挙するもので、任期は4年であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

亀山市選挙管理委員に、お手元に配付いたしました名簿のとおり、

今 西 政 和 氏

安 田 やよひ 氏

打 田 喜 行 氏

山 内 愛 子 氏

の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を亀山市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方々が亀山市選挙管理委員に当選されました。

次に、日程第2、亀山市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

補充員につきましても、地方自治法第182条第2項の規定により、議会で選挙するもので、任期は4年であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

亀山市選挙管理委員補充員に、お手元に配付いたしました名簿のとおり、

松 井 喜美恵 氏

服 部 昌 弘 氏

杉 野 眞佐枝 氏

渡 邊 重 和 氏

の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を亀山市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(櫻井清蔵君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4名の方々が亀山市選挙管理委員補充員に当選されました。

続いて、お諮りいたします。

委員に欠員があるときは、補充員の中から補充することとなっており、その順序につきましては、ただいま議長において指名いたしました順序によることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(櫻井清蔵君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長において指名いたしました順序とすることに決しました。

次に、日程第3、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

議案質疑の通告者をお願いいたします。質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないよう、ご注意願います。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番(服部孝規君登壇)

きょうは、東日本大震災から丸2年の日であります。福島第一原発の事故も終息をしております。そんな中で、再稼働を進めようとしている政府に対して、私は非常に憤りを覚えております。そのことだけ申し上げて、通告に従い質疑をいたします。

まず議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算についてであります。

一般会計予算の歳入で、市税とともに重要なのが地方交付税です。この地方交付税は、総務省が、国が地方にかわって徴収する地方税だと説明をしているとおり、地方自治体の固有の財源で、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の5つの国税に一定の率を掛けたものを財源とし、賄うという仕組みであります。この地方交付税は、使い道が特定されず、自由に使える、地方自治体にとっては非常に大事な財源であります。

まず地方交付税額の計算であります。大まかに言えば、自治体が標準的な状態で徴収する税収入の見込み額である基準財政収入額から、市が行う行政事務の経費を国が示す物差しで計算した基準財政需要額を引く。この結果、基準財政収入額が基準財政需要額より多い場合は財政的に余裕があるということで、交付税の不交付団体となりますし、基準財政収入額が基準財政需要額より少ない場合は、財源不足を補うためにその不足分を交付税として交付する。こうすることで、全国のど

ここに住んでも一定のサービスが受けられるよう財源を保障するとともに、財源が豊かな自治体と苦しい自治体との財源の不均衡を調整するという非常によくできた制度だというのが地方交付税であります。

そこでまず、平成25年度の地方交付税の見込みを算出した基準財政収入額と需要額をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

平成25年度の基準財政収入額と需要額というご質問でございます。交付税の算定に当たりましては、平成25年度につきましては、合併算定がえ期間でございますので、旧亀山市と旧関町が存在すると仮定をされまして、それぞれ市町の額を合算した額が交付されることというふうになってまいります。新亀山市での額をまずお答えさせていただきたいというふうに思います。

基準財政収入額につきましては85億7,200万円、基準財政需要額は87億2,600万円で、差し引き1億5,400万円が普通交付税の交付額となってまいります。

なお、合併算定がえによります旧市町での算定によりますと、基準財政収入額は同じく85億7,200万円、基準財政需要額につきましては約94億円ということで、差し引き8億3,000万円が普通交付税の交付額というふうになってまいります。

なお、普通交付税の算定につきましては、7月になってございますので、あくまでも見込みということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

需要額と収入額がそれほど大きな開きがないということがわかりました。現在、地方交付税の計算には、合併前の、今言われた旧市町でそれぞれ計算をして合算をする合併算定がえというのと、それから、新市として一本算定するという、この2つを比較して、有利なほうを選択できるというのが合併の特例でありました。

合併から10年間については合併算定がえで計算したほうが有利であって、25年度もそれで予算を組まれたということですが、11年目からは合併算定がえによる合算額の9割、7割、5割、3割、1割という形で、段階的にこれが減らされていくわけです。そうすると、16年目からはどうなるかという、一本算定だけになってしまうということが起こります。つまり平成27年度からは地方交付税が段階的に減って行って、32年度にはもう一本算定だけになってしまう。要するに大きく減ってしまう、こういうことが起こります。

今は一本算定での基準財政需要額と収入額を答弁していただきましたけれども、地方交付税は、先ほど述べた国税5税、5つの税の一定割合を財源として賄う。収入額と需要額を計算して財源不足分を補うという仕組みであります。本来、国税が減って、必要な額が財源として確保できないという事態が起これば、当然これはその割合を引き上げることが財源確保するためには必要なのですが、それをせずに、これまで政府がやってきたのは、交付税の特別会計から借金を

して、財源をつくるということをやってまいりましたし、2001年からはこのやり方をやめて、今はもう不足する分を国と地方が折半して負担をするというふうなやり方に変えました。その地方の半分分ですね。折半の半分分を臨時財政対策債という赤字地方債を発行すると。つまり地方が借金をするというような形で、臨時財政対策債の分だけ基準財政需要額を減らすというやり方を今しているわけであります。

そこで、2つ目にお聞きしたいのは、25年度の地方交付税については、特別交付税が2億円、それから普通交付税が8億3,000万円の10億3,000万円というふうに予算書はなっておりますけれども、これは臨時財政対策債に振りかえた後の額であります。振りかえる前の、いわゆる本来の普通交付税は幾らになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度の交付税につきましては、合併算定がえ期間ということでございますので、旧亀山、旧関町が存在をすると仮定されて交付されることとなりまして、普通交付税の予算額は8億3,000万円を計上いたしてございます。これは、振りかえ後の交付額でございまして、仮に振りかえがなかったとすれば、臨時財政対策債として計上いたしました8億7,670万円を加えました17億670万円が普通交付税として交付されることとなってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大きな違いになるわけですが、ちょっとパネルを見ていただきたい。皆さんには資料をお渡ししてあります。

まず①、これは地方交付税が交付という団体の場合であります。これを見ていただきますと、亀山市の24年度の数字で入れてみたんですけれども、基準財政需要額は87億円ほどあります。それから、臨時財政対策債の発行可能額は11億円ありますね。それに対して、収入額というのは、ここにある85億円ですかね。今の計算上、基準財政需要額から臨時財政対策債に振りかえられてしまいますので、財源不足はどれだけになるかということ、基準財政需要額と収入額との差額である2億円程度になってしまう。こういう計算上なんです、不足額がね。

ところが、先ほど言いましたように、本来交付税というのは、この臨時財政対策債も含めた分が基準財政需要額として計算されなきゃならない。それで考えますと、この基準財政需要額と収入額との差を見ると13億円ですか、これが不足額になるんですね。ところが、この13億円不足額があるのに、11億円臨時財政対策債で振りかえられるために、たった2億円程度というふうな計算になってしまう。こういう仕組みが存在をしているわけであります。

そこで、臨時財政対策債の発行可能額というのが年々増加傾向であります。これは借金ですから、毎年借金返済である公債費の増加の一因ともなっているわけですが、この増加傾向について、財政運営の上でどんなふう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債残高につきましても、24年度末が61億、25年度末が67億といった形で、年々増加をいたしております。臨時財政対策債につきましても、普通交付税の振りかえ措置ということでございまして、本来、各団体が一定の行政サービスを提供するために必要とされる財源との意味合いがございまして、議員ご指摘の元利償還相当額が後年度に基準財政需要額に100%算入されるといったこともございまして、借り入れを継続するといったことについては、私どもも懸念を持っているところでございます。

一方で、現下の厳しい財政状況を鑑みますと、一定のサービスを維持していくためには必要不可欠な財源であると認識をいたしております。したがって、現制度におきましては、臨時財政対策債を財源として活用いたしまして、行政サービスの維持に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに本来交付税で交付されるべきものが臨時財政対策債という形で振りかえられてくるという意味では、やっぱりこれを使わずに予算を組むということではできないだろうというふうには私も思います。支払った分の元利償還分が後の交付税の、いわゆる基準財政需要額のこの部分の中に全額算入されるということも事実であります。この交付税措置については、交付税の交付団体の場合は、財源不足を地方交付税という形で交付されてくる。ところが、交付された場合でも、地方交付税は、あくまでも財政調整機能として財源不足だけを補うということで、利子、いわゆる償還分を丸ごと交付してくれるわけではないということがあります。

このことが亀山市の場合もあらわれていまして、平成24年度の一本算定で計算した場合ですけれども、基準財政需要額に算入された元利償還金に当たる公債費が約12億円、基準財政需要額87億円ありますけれども、そのうちの12億円は公債費、借金の元利償還金なんですね。ところが、基準財政収入額から需要額を引いた財源不足というのは、先ほど言いましたようにわずか2億円しかないんですね。つまり12億円算入されているにもかかわらず、交付税としては2億円しか入ってこないんです。この分だけでも、明らかに算入されても交付税として入ってこないということがあります。ましてや、これが不交付団体にでもなったら、全く交付税がゼロになりますから、算入されても、実質的には補填をされないという事態が起こるわけですね。

亀山市の場合、特に私が注目したのは財政力指数なんですけれども、単年度の財政力指数を見ますと、23年度に0.970、24年度0.976、25年度が0.982、限りなく1に近いという交付団体であります。

もう一度パネルを見ていただきたいんですけれども、今度は②のほうの真ん中の図なんですけれども、これは臨時財政対策債に振りかえる前は交付団体だったのが、振りかえたことによって不交付団体になってしまうという、いわゆる財政力指数が1に近いところで起こり得る問題なんですけれども、見ていただきますと、黒い部分ですね。この部分を足した分としては財源不足額が生じるんですけれども、これを臨時財政対策債、この黒い部分を除いてしまうと、基準財政需要額がここまで減ってしまいますので、これと収入額とを見比べると、明らかに収入額が多いということで、

不交付団体になる。逆転をするんです。だから、臨時財政対策債に振りかえられることによって、1前後の自治体というのはこういうことが起こり得るんですね。

そういうことを考えていくと、やっぱり亀山市の場合、非常に注意してやらなきゃならんのではないかなと。いつ不交付になるかもわからないという危険性があるのではないかなというふうに思っています。

そこで、今後の財政運営の考え方として、最後にお聞きしたいんですけども、やっぱり懸念は持ってみえるということですけども、使っていかなきゃならんという苦しい対応をされておるわけですけども、この臨時財政対策債を交付税の振りかえであって、全額交付税措置される有利な起債だというふうな言われ方をよくされます。そういうふうな形で、大いに活用していくという立場をとられるのか、やっぱりこれは、そうは言っても、できるだけ抑えていかなあかんのやという立場をとられるのか、これは今後の財政運営ということでお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債につきましては、国の制度ということもございますし、必要不可欠な財源であるというふうに私も認識をいたしております。しかしながら、臨時財政対策債につきましては、あくまでも市の借金でございますことから、今回の議会にも提案をさせていただいております補正予算でございますけれども、1億7,200万円の臨時財政対策債の減額補正をさせていただきましたけれども、このように余剰財源が生じましたら、借入れを控えてまいりたいというような考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回、こういう質疑をさせていただいたのは、やっぱり交付税措置があるということで、例えば合併特例債は7割交付税措置がある。臨時財政対策債は全額、10割交付税措置がある。だから、どんどんどんどん借りてもいいんだというような、大いに使えというような、ちょっとやっぱり一面的な捉え方があるように思えます。そういうところはやっぱりきちっとこういう問題が生じるんだということも頭に置いてやっていく必要がある。そんな中で、どう活用していくのかということを考えていく必要がある。場合によったら、今の状態で収入が変わらなくても、収入額がふえなくても不交付団体になる可能性だってある。臨時財政対策債がどんどんふえてくれば、②で示しましたけれども、逆転現象が起こり得るわけですよ。亀山市の場合は、わずか2億円しか不足額の差がありませんので、臨時財政対策債がもう3億ふえたら、もう不交付です。こういう事態が起こり得るんですね。不交付になると、③の、一番端にあるんですけども、完全に財源超過。財源超過の幅がふえるというような、こんなことが起こるわけですから、やっぱりこれは十分考えてやらなきゃならないと思います。

そこで、最後に一つ申し上げたいのは、こういう問題について、全国市議会議長会が政府に要望を出しております。ちょっと紹介したいと思います。

1、財源不足額については、臨時財政対策債の発行によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより必要額を確保すること。1つ、臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方交付税や臨時財政対策債とは別に、地方特例交付金などで措置すること。非常に的確に要望されております。私は、この臨時財政対策債、先ほど言いましたように、全く使うなということを言うつもりはありません。ただ、有利な起債というような言い方でもって、どんどん使っていっていいんだというようなことについては、やっぱりちょっと考える必要がある。

それともう一つは、大もとの問題で、国の交付税制度そのものがやっぱり問題があるということですね。そのことを十分踏まえた上で、財政運営をするということを考えていただきたいという思いで今回取り上げさせていただきました。

次に移っていききたいと思います。

次に、議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正についてであります。

この議案は、国家公務員の退職手当が大幅に減額されたために、市職員の退職手当もこれに準じて減額するという説明でした。全国で教員や警察官などの早期退職が問題になっていますが、そのもがこの国家公務員の退職手当の大幅な減額であります。

ところが、この問題は、国会で、衆議院の委員会でもわずか1時間、参議院でも45分だけの審議という、ほとんど審議なしで、昨年11月16日の衆議院解散のどさくさに紛れて成立したものであります。

このとき賛成した議員からでさえ、十分な審議ができないどたばた劇は残念だ。法案の十分な議論が必要だという意見や、400万もの大幅な引き下げは、国家公務員とその家族に大きな影響がある。また有為な若手公務員の確保にも支障を来すおそれがあるが、どう考えているのか。これは賛成した議員ですよ。こういう意見を出している。

そこでお聞きしたいのは、この国家公務員の退職手当削減に合わせて、地方公務員がそれに準じなければならない法的な根拠はあるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

国家公務員の退職手当につきましては、官民格差の解消を図るといったことから、平成25年1月1日、退職手当法の改正が行われまして、3段階で引き下げ措置が講じられまして、平均で403万円が減額されることとなりました。また、地方公務員の退職手当につきましても、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講じるよう、国のほうより要請を受けているところでございます。

議員からは、国家公務員退職手当法の改正に応じて、地方公務員もこれに準じなければならない法的な根拠があるのかといったお尋ねでございますけれども、これにつきましては、あくまでも国からの要請でございまして、法的根拠を有するものではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

法的には準ずる必要がないということですね。ただ、これについては国が要請をしたということ

ですね。

そもそも退職手当というのは非常にわかりづらいんですけども、一般的には民間企業の多くで賃金の後払いというふうにされているというのが一般的だろうと思います。退職後の生活を支える重要な役割があるということですね。

ところが、政府は今回、退職手当については賃金労働条件として扱っていないというんですね。人事院勧告も受けないまま、勝手に昨年8月7日に国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等についてとする閣議決定をしている。そして、それを受けて、11月26日に、法律が成立してからですけど、総務省が各自治体に、今、部長が言われたような、改正に準じて必要な措置をとということで押しつけてきたと、こういうことであります。

これ、非常に皮肉な話ですけども、地域主権改革を掲げた民主党政権が最後にやった仕事だった。これは非常に私は皮肉だと思います。やっぱりやるべきことではない。要するに地方が決めることであって、国が勝手にこういうことを押しつけるべきではないというふうに私は思っていますけれども、それで、具体的に聞きますけれども、退職手当の削減でどのぐらい減額になっていくのか。今、トータルで402万円でしたか、言われましたけれども、経過措置の分も含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の退職手当の減額につきましては、3段階で引き下げを行うことといたしております。平成25年度、4月1日には現行の調整率100分の104が100分の98になってまいりますので、例えば60歳定年の部長級でいきますと約150万円、室長級では約140万円の減額となっております。次に、平成26年度でございます。これにつきましては、調整率100分の92に減ることによりまして、部長級では約300万円、室長級で約280万円。最後に、平成27年度でございますけれども、調整率100分の87になってまいりますので、部長級で約430万円、室長級で約400万円の減額となるところでございます。減額率につきましては、部長、室長級、それぞれ約15%となる見込みでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大変な金額の引き下げになるわけですけども、私は、退職手当というのは、住宅ローンとか、それから教育費に随分お金がかかる、そういう教育費を抱えている職員とか、それから若い人も含めて、働きがいの問題、将来、退職金がこうなるということも含めて、やっぱり働きがいや将来の不安ということを抱かせるのではないかとというふうに思います。

今、デフレ脱却ということで、随分テレビなんかでもアベノミクスということか大きく取り上げられていますけれども、やっぱり私は、端的にデフレ脱却のために何よりも必要なのは、働く人の所得をまずふやすことだというふうに思います。安倍首相も、共産党の指摘を受けて、経済3団体にこのことを要請しております。政府自身も賃金を引き上げなければデフレ脱却ができないという立場にあるわけです。

そんなときに、公務員の退職手当を減額する。公務員だけにとどまらないということですね。この地域にでも、公務員の賃金を基本にした手当、給料、こういうものをしているところはたくさんありますので、こういうところにも減額の影響が出るわけですね。非常に大きな範囲で影響が出る。そうすると、もうデフレ脱却どころか、さらに消費が落ち込んで、景気が冷え込むという事態が起こると、こういうことなんです。この時期になぜこんなことをやるのか。まさにデフレ脱却と逆行するのではないかと私は思っております。

そこで、こういう減額による職員の生活に与える影響とか、働く意欲の問題、それからさらに言うと、今後の職員採用の問題、こういうことについての影響ということについてはどんなふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

確かに今回の退職手当の削減に伴います影響につきましては、職員のモチベーションの低下といったような懸念もあるというふうには認識をいたしております。

ただ、そんな中で、法的な根拠はございませんけれども、国家公務員、三重県の近隣自治体等の状況、総合的に勘案をいたしまして、市職員組合とも交渉を重ねた結果、今回こういった提案をさせていただいたところでございます。なお、三重県及び本市を含みます県内14市におきましても、平成25年4月1日より実施するよう諸準備を進めている状況にあるというふうに伺っておりますし、市職員組合との交渉にもつきましても、本年2月に妥結をいたしております、こうした状況を踏まえて、今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

労使間の話はされたということでもありますけれども、私は物すごく影響があるだろうと思います。働く意欲の問題とか、今後の職員採用にも影響してくる重大な問題であろうと。地方が独自に検討して、これは国がやれと言うからやるというのではなくして、地方としてきちっと議論をする。議会でも議論をする。それから、職員の労働組合との間でも議論をする。それから、地域住民の意見も聞くということを踏まえて、決定していくべき問題であろうというふうに思います。

最後に、議案第13号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の議案は、市長、副市長と同様に、給料と期末勤勉手当を5%、退職手当を20%減額するというもので、条例の制定改廃の背景及び趣旨には、他市における支給状況等を総合的に勘案し、決めたというふうにかかれております。

この教育長の給与については、平成23年3月議会で県下14市の中で2番目という高さであり、特別職報酬等審議会の指摘もあったことから見直しをすべきではないかというふうにただしました。このときの答弁は、今後さらなる検討を行っていくというものでありましたが、2年たった今、見直しもされず、この額をもとに減額が提案されてきました。

そこで、この2年間、本当に検討したのか。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の教育長の給料及び期末勤勉手当の減額につきましては、市長、副市長と同様に、前回と同じく5%を引き続き減額いたしますとともに、退職手当につきましては20%を減額いたしますのでございます。

服部議員からは、平成23年の3月議会におきましても、教育長の給料について今後の対応をご質問いただいたところでございます。今回の教育長の給料の削減に関しましては、基本的に市長2期目の再任による、これまでの5%削減の継続という私どもの認識でございます。このほかに、過去におきます議論の過程を検証するとともに、庁内において検討を重ねてまいりましたが、現在の経済雇用情勢につきましては以前と大きな変化がないことや、県内の教育長の給与の減額状況等を判断いたし、市長、副市長と同様の5%の減額といたしたところでございます。

今後、一般職の給与と改定の動向も見きわめまして、特別職報酬等審議会の開催が必要と判断いたしました際におきましては、市長、副市長の給料とあわせて、ご意見を賜ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

あんまりしてないということですね。蓮舫議員じゃないですけど、亀山市が2番目でなければいけない理由があるんですか。こういうことなんですよ、私が言いたいのは。そのところが、他市とも支給状況を総合的に勘案したと言われる。ところが、2番目である理由があるのかということですよ。このところに対しての答弁がないんですね。私が思うのは、教育長というのは、特別職である市長、副市長と違って、一般職だという問題があります。だから、本来は特別職報酬等審議会の審議の対象にはならないということなんです。そういう意味で言うと、一般職に位置づけたらどうかと、給料についても。そういうことをせずに、何か特別職と同じような扱いをしているから、こういう高額のものが続いているんじゃないか。だから、そういう意味でいくと、一般職らしく、一般職に適用している給料表を使うという考えはないのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在のところ、一般職の給料表を教育長に当てはめるといったような考えは持ってございません。ただ、地方公務員に対しましても大幅な給与削減といった要請が国から現在もなされているところでもございますので、そういった状況だとか、経済雇用情勢、こういったものに変化が生じましたら、速やかに特別職の報酬審議会に諮問をいたしまして、適正な額を決定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きょうは職員の退職手当と教育長の給料の問題を聞きましたけど、落差を感じます。職員は、国が言ったらすぐやるんですよ。教育長は、2年たっても、県下で2番目という水準にありながら、見直しすらしない。こういうのはやはり職員が納得するとは私は思いませんし、市民ももちろん納得しません。そのことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

それでは、3番、公明党、新 秀隆でございます。通告に従い、議案質疑に入らせていただきます。

質疑に入る前に、開会の冒頭でも議長からも申されましたが、本日はくしくも2年前の3月11日午後2時46分に未曾有の大災害の東日本大地震を招いた日でもございます。この日は当市も議会の最中で、まさに森議員が登壇の真っ最中のときで、忘れもいたしません。

きょうも報道で発表もございましたが、警察庁の発表では、お亡くなりになられた方が1万5,000人ほど、行方不明が2,668名と。悲しいのは、避難所で厳しい中で生活された中で2,300人ほどの方が避難所で自分で命を召された方を含めて、非常に厳しい状況であるというのが今現在も続いております。

避難者は全国で31万5,000人ほど、また特に福島県からの5万7,000人の方の県外避難の方に対しては本当に改めて心からお悔やみ、またお見舞いを申し上げたいと思います。5万7,000人というと、実質亀山の人口全部でも足りないぐらいでございます。非常に厳しい状況というのも現在続いておる中でございます。

それでは、前置きが少々長くなって申しわけございませんが、本日のことゆえご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

本日は、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算、そして、議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について述べさせていただきたいと思っております。

それでは、さきの予算についてでございますが、今回は大きく3つ、まず初めに、予算編成の基本的な考え方について、続いて、中期財政見通しとの整合について、最後に、防災・減災に対する考え方について質疑をさせていただきます。

初めの予算編成の基本的な考え方についてでございますが、24年度では、後期基本計画の初年度でもあり、施政方針では、「新生亀山離陸の年」とされ、市長は決意を述べられておりました。そして、平成24年度予算額は前年度比6.5%、約13億円の増という積極的な予算編成でもあったと思っております。

今回の平成25年度予算総額では209億4,510万円で、前年度当初予算に比べて1.1%、金額にいたしまして2億3,370万円の減でございます。財政の健全化に向け、限られた財源を有効かつ適正に活用することとした予算編成との報告をいただいております。

各種事業で、平成25年度予算編成の考え方についてお示しいただきたく、よろしくお願いいたします。

します。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度予算編成の基本的な考え方でございますけれども、昨年2月策定の中期財政見通しにおきましては、後期基本計画の第1次実施計画に係る事業推進の財源は確保できるものの、第2次実施計画期間となります平成27年度以降につきましては、普通交付税の合併算定がえ分が段階的に減額をされるとともに、高齢化の進展に伴う扶助費の増加、定年退職者の増によります人件費の増加などによりまして、現在の事業規模を維持することは困難な見通しとなっております。

このような財政状況を踏まえまして、予算編成に当たりましては、第1次総合計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な推進、中期財政見通しとの整合、これの3点を重点的事項と掲げまして、情勢の変化に的確に対応しながら、第1次総合計画の実現に向け、後期基本計画を着実に推進することといたしております。

さらに、財政の健全化に向け、選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質の維持向上する施策、事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用した予算といたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

確かに財政の厳しい状況というのは今なおまだ続いてはおりますが、先日、三重県でも国の緊急経済対策ということで2012年度の補正予算案284億円が発表され、またこれらは防災、インフラ整備、農業用ため池の耐震化、海岸、そして河川堤防の修繕、また防災関連の公共事業に150億、そして、昨年の通学路の緊急点検を受け、緊急箇所では歩道整備や横断歩道の設置、そして標識等の推進に20億ということで、私どもは12月の前回の議会の教育委員会のほうでしっかり目配りをさせていただいておるといふ報告もいただきました。今回は、三重県として、子供の安全確保に重点を置いた予算、街灯・防犯灯の新たな機器の取りかえとか据えつけ、非常時に防犯カメラの録画や警報音が作動するような機器を設置し、県内では75基が設置済みで、新年度では26基を3,600万円ほど、多岐にわたるインフラを含め、国民生活や経済活動を支える基盤であり、実質的な総点検の実施や修繕が求められる時代でもございます。

こういう中で、管理体制の主体は、道路、またいろんな危険箇所がございますが、これは国の問題でもございますが、やはりインフラ等については地方自治体が主体となっていくものではないかと思われま。

この維持管理体制の見直しに着手すべきところだと思いますが、今回は余りにも短かったもので、予算に反映が、随所には反映することはちょっと厳しかったかと思いますが、詳細についてはまた予算委員会でも議論したいと思っております。

続きまして、中期財政見通しとの整合ということで、中期財政見通しでは、先ほど部長からも若干触れていただきましたが、財政調整基金及び減債基金の残高の推移においては、平成28年度に枯渇とも試算されておりますが、平成23年度決算においては、実質収支は前年度を15億円上回る黒字となり、基本的な財政収支も6年間黒字を維持し、市債の残高が3年連続で減少するなど、

財政の健全化はある程度保たれているとの報告をいただいております。

そこで、そういう中であっても、合併特例債償還予定表もいただいた中で、この平成25年度では元金、利子を足して、合計約61億円とのピークを迎えるのも事実でございます。その後は減少傾向にございますが、このような中で、中期財政見通しの整合について、そしてまた第1次亀山市総合計画後期基本計画の第1次実施計画、今回は個別事業シート等を配付いただいておりますが、これらを踏まえて、25年度予算と中期財政見通しとの整合についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度につきましては、第1次実施計画の2年度目ということでございまして、第1次実施計画に掲げました事業を中心に今回計上させていただいたところでございます。

中期財政見通しとの比較といったご質問でもございますが、歳出におきましては、中期財政見通しが217億4,500万円に対しまして、投資的経費におきまして、第1次実施計画の変更によりまして、野村布気線の整備事業、関の山車会館の整備事業、消防救急無線デジタル化整備事業の事業費の一部、または全部を平成26年度に送ったといったこともございまして、歳出におきましては8億円減の209億4,500万円となったところでございます。

一方、歳入では、先ほどの投資的経費の減に伴います市債などの減額によりまして、中期財政見通しの202億1,300万円に対しまして、4億5,400万円減の197億5,900万円となっております。

このことから、歳入歳出差し引きとなります財源不足額につきましては、3億4,600万円圧縮をされたことになりまして、財政調整基金からの繰入金は、中期財政見通しでは15億3,200万円でしたが、3億4,600万円減りまして、11億8,600万円というふうになったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

確かに指をくわえて、枯渇するのを待つというようなことはないということは当然だと思いますが、今回、いろいろ抑制をしていただいて、財政健全化を目指していただいておりますのは高く評価させていただき、またこれからいろんな補正、また交付金等がどんどん出てまいりますので、しっかりアンテナを高くして、その辺について、全部署がアンテナを高くして、それらを受け入れ、無駄のないように尽くしていただきたいなど、そういうことも思っております。

では、予算の最終のところでございますが、防災・減災に対する考え方についてでございますが、防災・減災につきましては、やはり自助・共助・公助について、平成25年度の中で新たな取り組みと継続的な主な事業についてお尋ね申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

平成25年度一般会計予算として計上いたしましたもので、自助・共助にかかわります主なもの

は、1つは、危険箇所や避難所、洪水ハザード等の情報を盛り込んだ防災マップを作成し、全戸配布をしております。この防災マップにより、地域における避難経路の検討、各家庭における非常持ち出し袋の準備や避難所の確認などに活用していただければと思っております。

そのほか、これまでに継続して新規に結成される自主防災組織を3団体と見込みまして、これらの組織に対します資器材の支給や既存組織に対する資器材の購入・修繕に対する補助を行っておりますとともに、県下でもトップレベルの補助制度となっております木造住宅の耐震補強に対する支援を引き続き行っております。

公助としましては、ちょっと災害対策費の事業のうちのものでございますけれども、避難所環境の充実のためにガス発電機やジェットヒーターなどの備蓄資器材の購入、それとアレルギー対策用のミルクなど避難者用の備蓄食糧、災害時の応援協定を締結しております市町村広域災害ネットワークの訓練参加経費などを上げてございまして、公助としての備蓄や通信、関係自治体との連携等に係る経費を計上し、防災対策の強化に努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

やはり本当に震災、災害が起こった場合には、公助というのもすぐ駆けつけられるものではないので、自助・共助をしっかりとサポートできるような自主防災組織の備品の整備ということも大切なことで、2分の1は補助という形では伺っております。そして、何よりも防災マップでございしますが、今回450万円ほどの予算で入っておりますが、以前、平成23年の6月に私も、洪水ハザードマップはございますが、防災マップはということでしたが、そのときの答弁は、県があるじゃないかということで、県だけではなく、市としてもやはりしっかりつくっておくべきものではないかということがやっと今回の予算の中で入ってきたなど安堵しておるわけでございます。

そして、避難所とか、そういう関係でどのように今回の予算に反映ができているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

ちょっと先ほども申し上げましたが、避難所環境の充実のためにガス発電機、ジェットヒーターなど備蓄資器材を購入していこうということで予算を計上させていただいております。一般の食糧等の備蓄、これはアレルギー対策用のミルクなども含めまして、備蓄食糧のほうを備蓄していきたいということでその分を計上させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

いろいろ備蓄もあるんですけど、先日、三重県の防災対策室、名前が長いのでちょっと割愛させていただいて、防災企画グループの方の講義を聞くことがございました。そういう中で、今回、三重県民5,000人のアンケートの状況でございしますが、防災に関して非常に関心を持ったという答えてございしますが、平成23年の東日本大震災直後は77.1%の方が非常に関心を持ったと述

べられておりましたが、1年たった昨年の24年度につきましては39.4%と、自分たちの意識というのは日がたつにつれて遠ざかってまいります。こういう中で、市ばかりを当てにするのではなく、やはり自分たちでしっかり備えるということも大事なことだと思います。

以上で予算のところを終わりにして、最後、土木費の民間活用市営住宅事業についてのところに移らせていただきます。

減額補正内容の次年度の取り組みとの関係ということでございますが、住宅借上げ料の減額900万についての件でございますが、こちらについて、ご説明をお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

民間活用市営住宅事業の住宅借上げ料900万円の減額補正につきましては、当初予算といたしまして1,620万円の住宅借上げ料を計上いたしておりましたところでございますが、借上げ戸数が当初予定より少なくなったこと及び借上げ料金が当初想定より低額になったため、減額するものでございます。

具体的に申し上げますと、単身者用の住宅につきましては、平成24年度の当初に10戸借上げることができましたが、2人以上の世帯向けの住宅につきましては、応募申請が少なかったこともあり、借上げられなかったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

借上げられなかったということでございますが、私も市民の方からいろんなことを伺ってくれということで調べさせていただいておりましたけど、実際のところ、行政としてもいろいろ当たっていただいておりますが、とんでもないへんぴなところでは、確かに車に乗っているような方はいいんですけど、自分で運転ができない、車がないとかいう方については、やはり交通の利便性を考えて、その辺も考えてのことでなかなか選択に苦労されたと思います。平成23年では560万、24年では、当初予算の件ですけど、1,627万、そして25年度の予算では1,987万という形になっておりますが、本年900万減ということで、来年度は今年度の当初よりはちょっと上がっておるんですが、今のところ、ある程度のめどといたしますか、施策的なものは計画はあるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

次年度以降の取り組みとか、そういう見通しということでお答えさせていただきますが、亀山市住生活基本計画の中では、平成18年度から平成27年度までの間の公営住宅の供給目標戸数を200戸と掲げております。現在までの供給実績戸数は、既存の市営住宅の空き家募集が74戸、借上げ公営住宅による供給戸数が21戸で、合計95戸といった状況でございますが、計画よりおこなっているのが現状でございます。

このような中、現在推進しております既存の賃貸住宅を借上げる事業に加えまして、次年度以

降は公営住宅として借り上げることを事前に確約した上で民間事業者に建設をしていただいて、公営住宅を供給する新たな手法による事業についても検討いたしまして、住宅セーフティーネットの確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ちょっと時間が押してきましたので、市から提供の云々ということにつきましては、追ってまた確認させていただきたいと思います。

最後のところの有害鳥獣対策事業費の事業費減額136万5,000円についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

有害鳥獣対策事業の減額の要因でございますが、平成24年度の当事業では、猿の捕獲などに関する取り組みといたしまして、群れの位置把握のための電波発信機の装着、また群れの位置情報の発信、それから捕獲おりの購入などを行っておりましたが、発信機を装着できる猿の捕獲が少なかったこと、また行政や農業関係団体で構成いたします亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会に対しまして、県から直接対策補助金が交付されまして、当初市において予定をしておりました獣害対策業務を一部この協議会で対応したことなどにより減額となったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

今回は補正予算の中でも猿についてということではございましたが、確かに猿だけではなく、鹿とかイノシシ等、いろんな動物もございまして。以前にいろいろな研究もしておるということではございましたが、研究もちょっと進まなかったのかなと思います。この25年度の新たな事業計画の中で、そのような新たなことというのはございましてしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

研究についてでございますが、市といたしましては、さまざまな研修会に参加して、いろいろ勉強もしてきましたが、なかなかどの研究会に行きましても、特効薬というのはないというような現状でございます。亀山市といたしましては、そんな中でいろいろ実験もいたしてきました。例えば追い払い用のエアガンというのがございまして、これを購入しまして、追い払い時に使用いたしておりましたが、一定の効果があつて、現在も対策時には使用しておると。このほかに、トウガラシエキスによる猿の侵入防止というようなことも実験してきましたが、これにつきましては、設置したすぐ後には被害は出ませんでした。数日後にはまた被害が発生するというような状況でございました。

これらの研究もやってきましたが、25年度の新しい施策というのは、やはり特効薬がない中で

はなかなか難しいところがございます、今まで取り組んでまいりました、例えば猟友会への駆除委託、電気柵への補助、また集落への集団による取り組みの説明会などを継続して行っているということでございます。また、さまざまな研究についても引き続き取り組んでまいっているところがございます。

そんな中で、一つ、大規模な取り組みといたしまして、坂本地区におきまして、集落全体を取り囲むというような取り組みもやっておりますが、この取り組みに対して、地域住民の方からさまざまなご意見をいただいております、そのご意見の中では、野生獣の侵入はまだ見受けられますが、侵入の量や頻度は減少したとか、イノシシの掘り返しによる畦畔の崩壊が減少したとか、また地域ぐるみの獣害対策の意識が高まったというようなご意見もいただいております、一定の効果は上がったというふうに考えてございます。

この取り組みについて、今後も他の地域におきましても進めてまいりたいというふうに考えてございますが、この取り組みにつきましても、やはり多額の費用、また地元のご負担も要するというところもございまして、国の補助金の活用も視野に入れて、要望のある地域との話し合いを進めてまいっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

いろいろ試験的な対策を打たれておるということで、確かに大きな事業といたしまして、坂本棚田をぐるっと囲むという形で、昨年、私も見せていただきましたが、かなり大規模な事業ではございました。確かに部長のおっしゃられるように、地元のご負担、その辺もいろいろ厳しいものがありまして、そういう中で、行政との折衝でどのように進められていくかというのも課題ではないかと思っております。あのような大規模というのはなかなかできないと思うんですけど、いまだにこの亀山市のお土地柄といいますか、そういう中では苦勞されている方がたくさん見えますので、その辺についても次年度の予算の中でもしっかりともんでいっていただきたいなと思って、以上で私の議案質疑を終了させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎勝郎でございます。緑風会を代表いたしまして質疑をさせていただきます。

きょうは、先ほど来、東日本の大震災についてのお見舞い等もございました。私も、きょうはテレビを見ておりましたら、東日本の復興、皆さん方の力はすごいなということを感じました。残念

なことに瓦れきの受け入れについては三重県はできなかったということを、私も推進をしておりました中で、心の中にちょっと影がございます。

それに対しましての復興、政府も挙げての復興というのは非常に頑張っておるというふうには感じたわけです。

それでは、質疑に入らせていただきます。

我が国の経済については、さきの総選挙において政権が交代され、安倍政権になりました。その中で総理のアベノミクスという言葉が発せられまして、それについて経済社会が反応して、株価が1万2,000円台、円は95円というようになってまいりました。経済がさらにデフレを解消していくのかというのも私も考えておる中、平成25年度亀山市一般会計予算が編成され、提案されておりますので、3点ほどお尋ねしたいと思っております。

まず、平成25年度亀山市一般会計予算は、歳入歳出総額209億4,510万円で、平成24年度当初予算に比べて2億3,370万円減で、1.1%の減となっております。そのような予算編成の基本的な考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度予算編成の基本的な考え方でございますけれども、先ほど新議員にもご答弁をさせていただきましてとおり、予算編成に当たりましては、やはり第1次総合計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な推進、中期財政見通しとの整合、この3点を重点的事項と掲げまして、情勢の変化に的確に対応しながら、第1次総合計画の実現に向け、後期計画を着実に推進するという事にいたしております。

さらに、財政の健全化に向けまして、選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質の維持・向上する施策、事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用した予算といたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

先ほど第1次総合計画の後期基本計画、いわゆる2年目でございます。それを推進するという中で、財政なり、中期財政見通し等、いろいろ考えての選択と集中で推進していくということでございます。

私は、今、経済社会が非常に難儀な中での予算編成、非常に大変だったろうなということは十分承知しております。そういう中で、市長が2期目ということで、さきの市長選挙で2期目、無投票で当選されました。それについて、市長のマニフェスト、ここに市長の新生亀山モデル、7つのカタチというマニフェストがございます。その7つのカタチのマニフェストの中で、特に5つの重点政策というのが掲げてございます。そういう中を盛り込まれておるのかというふうにも考えておりますし、私も12月の議会で市長の2期目に対する抱負を聞かせていただきました。そういう中で、予算編成に反映されておるのかというのを聞きたいと思っておりますが、この予算編成は、多分11月ごろから編成の作業に入っておるというふうにも思っておりますし、年明けには大方の体制は

来ただろうなと思っております。そういう中で、市長、選挙を控えて、この予算編成に取り組まれたなというふうには考えておりますが、そういう中でマニフェストをここへ入れておるのかどうか、確認したいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

私自身の2期目のマニフェストにつきましては、基本的には1期目の取り組みを次なるステージへ進化させ、我がまち亀山の持続的発展と5万市民のクオリティライフの両立を目指し、4年間の政策公約として、「2013マニフェスト、続新生亀山モデル」と命名をいたしまして、5つの重点政策と40の施策項目をお約束させていただきました。

このマニフェストにつきましては、既に議決をいただいております第1次総合計画の後期基本計画に掲げる各施策を確実に推進していくことを前提に、計画に沿って、私なりに政策公約として取りまとめをさせていただいたものでございます。このことから、マニフェストの各施策に関連する事業につきましては、既にお示しをさせていただいております後期基本計画第1次実施計画に係る平成25年度の事業計画に基づく事業を中心に、約30事業ぐらいであろうかと思っておりますけれども、例えばコミュニティの仕組みづくりでありますとか、あるいはし尿処理場の長寿命化でありますとか、北東分署の整備でありますとか、約30事業ぐらいになろうかと思っておりますけれども、このことにつきまして、新年度予算案へ計上させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

後期基本計画の第1次実施計画の中での項目を取り入れられたということでございます。これは、当然市長の1期目の自分の考えの施策を入れておるというふうに思っております。それが、いわゆるこの新生亀山モデルのマニフェストだなというふうに感じておりますが、予算編成時と市長の選挙との絡みが、私は基本的に考えれば、選挙があれば暫定予算かなというふうに思っておったんですが、きちっとした予算が提出されておりました。それは、やはり市長の強い2期目に対する気持ちのあらわれであったかなというふうに思っておりますが、そこらを確認したいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員ご指摘をいただきました。12月定例会でもご指摘をいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、亀山市を取り巻く環境とか、先ほどもありました国と地方のかかわり方が問われる大変重要な局面の中で、何を優先して、どのように進めていくのか。限られた資源でございますので、この中でしっかりと現状と将来を見詰めて、前へ進めていきたいという思いの中で、今回、選挙戦もそうでございますけれども、昨年度からの予算編成の過程でしっかりと

と認識をさせていただいて、積み上げてまいったものでございます。したがって、強い意思を持って、大変厳しい局面でございますけれども、ぜひとも2期目、このまちが前進できますよう全力を傾注してまいりたいと、このように決意をいたすところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この予算編成、さらにはまた今後の市政運営についての市長の思いは強いなあというふうに私は感じておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、その後、3つ目の項に入るんですが、第2款総務費、第1項総務管理費の市民活動応援事業についてお尋ねしたいと思ひます。

これについては、市長のマニフェストの中にもございます事業ということですが、これについてお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民活動応援事業についてということで、この事業につきましては、亀山市総合計画の基本構想の中で掲げておりますまちづくりの基本的な考え方である市民力で地域力を高めるまちづくりを実現していくためには、多様な主体の参画と協働による地域づくりを推進していくことが重要であると考えております。その一つの推進する仕組みとなる亀山市市民活動応援事業は、市民の方が参加することにより、まちづくりへの参加意識を促し、また市民活動団体を応援することにより、市民活動の促進とともに、活力ある地域社会の実現の一助となることを期待いたすものでございます。

現在、市民活動団体を支援する既存の制度といたしまして、亀山市の市民参画協働事業推進補助金制度がございますが、補助回数に制限もございます。そのため、補助金が途絶えた後、活動資金に苦慮している現状がございます。そのため、公益性のある活動をしているにもかかわらず、既存の補助金制度を受けていない団体や活動資金が途絶えていた団体を市民みんなで応援することにより、さらなる活動の活発化につながるものと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今までのまちづくり事業の中での市民参画の中で市民力を高めるということで、いわゆる我々が今までいろいろご提案申し上げました今までの補助制度ですか。これは3年きりという中で、これを何とかできないかということで、この事業ができたかなというふうに思っておりますが、そこらをまず確認したいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員がおっしゃるように、今まで市民活動団体の補助金といたしましては、先ほども申しましたように市民参画協働事業推進補助金がございます。これについては、議員が言われたように制限が

あるということで、それをいかに長く市民活動が続けられるような支援ができるかという観点から制度をつくり、今回提案させていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それともう1点、確認させていただきますが、昨年までに市民活動で税の1%をとっていることを言っておられたんですが、それとの絡みはいかがですか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

一昨年まで検討しておった1%という制度がございます。個人市民税1%の制度は、個人市民税相当額をもって市民活動団体を支援する制度で、現在、全国で9市が行っておりますが、市民の制度への参加率は高いところでも10%ぐらいという程度で、その低さに苦慮しているところでございます。

今回、この制度は、多くの市民の皆さんが参加し、1%の理念でもあります市民みんなで市民活動団体を応援するという趣旨を尊重したものでございます。その仕組みとして、応援券を地区コミュニティに配付し、地域の皆さんで応援券の使い方を考えていただき、市民活動団体を応援しようとする亀山市独自の制度でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。この事業については、さきに資料もいただいております。その中で、私、非常にこの資料がわかりにくい点がございます。これは、全国初ということもございましょうが、この中身について、少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この制度でございますけれども、コミュニティを通じて応援券を配付させていただくわけですが、この制度においては、取得した応援券を根拠に応援交付金を受け取ることができる団体は、先ほどもご答弁させていただいておりますように登録団体のみでございます。登録団体というのは、市民活動団体でございますけれども、市が登録団体を決定いたしましたら、登録団体の活動内容等を紹介する団体紹介冊子を作成いたしまして、各地区コミュニティに配付することで、これまで市内で活動しながらも知っていただけない市民活動団体を知っていただくことにもなります。また、地区コミュニティが登録団体に事業を依頼していただくことにより、これまで余りつながりのなかった市民活動団体と地区コミュニティ、地域との新たなつながりが期待できるものでございます。

地区コミュニティや市民の方々から事業依頼を受けました登録団体は、事業を実施し、お礼として応援券を受け取っていただくことができます。

一方、この制度は寄附の醸成といったことも目指しておりますことから、市民の方が、公益性が

あり、応援したいと思っていただけた場合に応援券を寄附していただくことも可能といたしております。直接団体に寄附することも可能であります。また、寄附することができる環境整備として、市民協働センターに寄附ボックスを設置する予定ともしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

このことについて、後ほど鈴木議員も尋ねられるというふうに聞いております。その中で、私は、コミュニティ絡みが必ず市民全体に活動の支援ができるのかどうか、これがちょっと疑問でございます。これ以上入っていきますと一般質問になりかねない部分もございますので、これはまた委員会あたりでお聞かせ願いたいと思っておりますが、例えばコミュニティに絡まない市民活動団体の推進については、やはりコミュニティが絡むということは、どうしても限られてくる団体だけではないかというふうに思っておりますので、そこだけもう一度確認をお願いしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

最初にご説明をさせていただいたように、この制度は一方で寄附の醸成というような視点がございまして、活動するいろんな団体がございますけれども、そういった方に直接応援券をお礼としてお渡しする場合と、それから、寄附という形において応援できるということで、さまざまな団体にそういった機会が与えられるような仕組み、今後、そういった団体、それから地域に対してPRをしてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これについての詳細については、また委員会でもお尋ねしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係上、一般会計予算についてはここで終わりたいと思っておりますが、次に、議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてお尋ねいたします。

まず、平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出46億3,640万円が編成され、24年度に比べて5.3%増となっております。これは、保険給付費が伸びているものと思っております。

そこで、歳入でございますが、一般会計からの繰入金3億4,146万1,000円についてお尋ねいたします。

この繰入金の中に、特に基準外として9,293万7,000円が含まれております。これはなぜなのか、考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

一般会計からの法定外繰入金の考え方ということでご答弁をさせていただきます。

国民健康保険事業の財源は、被保険者からの税収と国等からの交付金で賄うべきものと考えておりますが、医療費等の状況により大きく事業費が変動することも考えられます。したがって、事業会計の収支状況により、最終的に赤字決算となった場合に、赤字補填として一般会計からの法定外繰り入れにより財源調整するものでございまして、平成25年度予算におきましては、議員が今述べたように9,293万7,000円の財源不足が見込まれることから、法定外繰入金を計上いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今の基準外ですと、赤字決算を見込んだ予算ということで、それを解消するために9,293万7,000円の基準外を入れておるといことでよろしいんですか。そうすると、今後、考えていきますと、被保険者、医療費はなかなか抑制できないだろうと私は思っております。そういう中で、いつもいつも基準外で繰り入れしていくのがいいのかどうか、ちょっと確認をしたいと思いません。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

9,293万7,000円については、議員が言われるように、医療費の伸び等が想定される中で、赤字補填という意味合いで計上させていただいております。

事業内において、収納対策による財源の確保や医療費の抑制による歳出削減につきましては、引き続き努力してまいります。今後の見込みといたしまして、平成26年度以降、3年間で毎年2億円程度の赤字が見込まれます。国におきましては、消費税の引き上げに合わせて、社会保障制度の安定財源として、市町村国保への財政支援を拡充していくこととなっておりますが、現時点ではまだまだ不透明なところがございます。したがって、持続可能な国保事業の運営を行っていくためには、事業内において財源を確保していく必要がございます。今後、情報収集にも努めながら、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

赤字覚悟の上での予算というのは、私は考えがわかりませんわ。それで、毎年これから先2億ぐらいの財源が足りないという答弁でございました。運営するためにはやむを得ない部分もございましょうが、やはり基本的な考え方、根本的な考え方を十分していかないと、この会計が運営できていくかどうか私は不安でなりません。私も被保険者の一人でございます。値上げは避けてほしいです。しかし、赤字覚悟の一般会計からの繰り入れについても疑問を呈するところでございますが、市長、今後の市長としてのお考えを聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今ご指摘をいただいたように、持続的な市の行政の経営、財政運営を含めると、おっしゃるように一般会計からの特別会計への繰り入れで成り立つ国保事業を初め、ほかにもあるわけですが、こういう状態ではやっぱり持続できないという認識を持たせていただいております。したがって、行財政改革の一つの取り組み方針として、歳出改革の刷新の中に、やはり特別会計の一般会計からの繰り出しに依存しないような経営の健全化を目指すと、このように申し上げ、取り組んでおるところでございます。

その中で、この国保事業におきましては、ご案内のように60歳以上の被保険者が全体の63.5%、それから所得状況においても、200万円以下の世帯が全体の80%程度を占めるという構造的な課題を抱えておる状況でございます。このような中で、さっき市民部長が申し上げましたように、今後の事業費は、医療費の増加に伴い、やっぱり年約2億円程度の赤字となる見込みを持たせていただいております。国民皆保険制度として事業を健全に持続していくためには、当然財源の確保が必要であることを基本的な認識とさせていただきます。したがって、今後、税率の見直し等も含めまして、現状をしっかりと見据えた上で検討していくというのは当然のことなんです。が、ご案内のように、国等の社会保障制度改革の動向にもしっかりと注視をして、対応してまいりたいというふうに現段階では考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の考えは聞かせていただきました。今後の運営については非常に難しいだろうと思いますが、よろしく、そこらの検討も図り、国への要望も図っていただきたい。

幸い私も自民党の議員でございますので、田村大臣あたりともお会いする機会は多々ございますので、我々の悩みを大臣にもぶつけてまいりたいと、かように思っておりますので、よろしく願いしたいなと思います。

続きまして、議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてお尋ねいたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費の防災情報通信設備整備事業についてお尋ねさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

今回、平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）として提出させていただきました防災情報通信設備整備事業は、国の平成24年度の第1次補正予算において、全国瞬時警報システム、Jアラートといいますけれども、これの整備に関する交付金が盛り込まれたためでございます。当該システムで受信した情報を職員の手を介することなく、緊急速報メール及びケーブルテレビに瞬時に発信できるよう自動起動装置を設置するもので、かかる経費については総額2,060万円、全額国庫補助で行うものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今の防災システムの中で、ここで予算を認定して、事業がわずかな日にちで、工事請負費が入っていったと思うんですが、これが工事できるのかというふうに思います。当然繰り越しになるんだろうと思いますが、そこらを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

当事業の執行につきましては、年度内の完成は困難でありますために、全額を繰り越しといたしまして、平成25年度に執行完了してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当然予算はここで議決して、新年度、25年度で事業はやるということで、繰り越しと考えていいわけですか。

その中で、25年度の予算の説明の中に今の事業があったかと私は記憶しておるんですが、当初から25年度にやるんやという考えでおったんですかね。そこら確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

当事業の執行につきましては、この3月に国のほうへ向けての交付申請等々がございまして、そういう事務的な手続も含めまして、当然25年度に執行せざるを得ないという状況でございますので、国のほうに向けての要望、交付申請、また国からの交付決定を含めまして25年度ということで、当初から25年度の執行完成を目指していきたいという形で考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

もう1点確認したいと思います。この事業については全額国費ということでございますか。市は、事務的な作業だけで、費用としては国の予算でやるということを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

事業費2,060万を上げさせていただいておりますが、これは全額国庫補助で執行してまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。ありがとうございます。

次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費の第15節の工事請負費3億6、

283万1,000円の減額が出ております。これについて、内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの第3目道路新設改良費でございますが、これにつきましては、和賀白川線整備事業及び野村布気線の整備事業についての減額補正をお願いいたしております。

和賀白川線整備事業につきましては、工事の入札差金や工事内容を工夫したことなどによるほか、他の工事との調整に伴う事業進捗計画の見直しによるものを合わせ、1億9,694万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、野村布気線整備事業につきましては、計画をいたしました工事の施行について、地権者の承諾が得られず、年度内の実施ができなくなったことに伴う相当額2億315万円の減額をお願いするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

和賀白川線、来年の3月供用開始に向けての工事が進んでおります。その中で1億9,694万1,000万の減額については、非常に皆さん方、努力されたなというふうに感じて、ありがたく思っております。しかし、野村布気線、2億315万円の減額については地権者の了解がとれない。これについてはいかがかなというふうに思っておりますし、今までもこの議会を通じて、この地権者の了解を早くとって、推進してくれということをお願ひしてきておったものでございます。そういう中で、やはり2億減額して、まだできないよという話があつていいのかどうか。私は強く意見を申したいと思っております。特に何カ所かあるだろうというふうに思っておりますが、事業を進める中で、予算をつけて、そこでできないので補正で減額するよと。この年度は事業ができませんという話は全く我々理解できない部分がございます。そこらをもう一度確認したいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

野村布気線の整備事業、今後の取り組みということになるわけでございますが、現在、残る土地所有者に対しまして鋭意交渉を継続いたしまして、用地交渉への協力をお願いいたしております。なかなか合意いただくのは難しい状況でございます。このような状況であることから、このたび野村布気線を都市計画法第59条第1項に基づく都市計画道路事業として認可を受けるため、三重県に申請を行ったところございまして、事業認可をいただいた後には、土地収用法における手続も視野に入れて、事業の進捗を図る所存でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

鋭意皆さん方は努力されておると思ひますが、もう少し何とか地権者に理解を求めて、事業の推進を図っていただきたいなというふうに私は思っております。今までからも非常に危惧しておる場

所でございます。場合によっては土地収用もかけなければならない事業だと思っておりますので、そういう部分から、やはりもう少し努力が要るんじゃないかというふうに私は感じておりますが、その感じ方について、違うのであれば答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、事業認可を受けましたら、収用法の手続も視野に入れまして、さらにもっと努力をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩といたします。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

午前中に時間切れになりましたので、あと残り12分でございます。おつき合いをお願いいたします。

それでは、あと2項目残っておりますので、2項目、2つの議案についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、議案第19号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてお尋ねいたします。

このたびの改正は、道路法施行令の一部改正による、この条例の一部改正とされております。改正内容についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成23年4月の規制・制度改革に係る方針の閣議決定によりまして、再生エネルギー推進の観点から太陽光発電設備を道路の設置許可対象とすることとなりました。これを踏まえて、昨年12月12日付で太陽光発電設備、並びに風力発電設備、また津波避難施設をあわせて、道路占用の許可対象とする旨の道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

この政令の公布により、一部改正されました道路法施行令を引用して、市道の占用料の徴収を定める亀山市道路占用料徴収条例の別表の占用物件の条項につきまして、市内でもメガソーラー設置の相談があり、今後、道路占用が想定されますことから、許可対象物件として条例の別表中に令第7条第2号に掲げる工作物を新たに追加し、これに伴い条項ずれが生じますので、所要の整理を行うため、条例の一部改正を提案するものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

法の施行令の一部改正によって、条例も改正するというございます。特に今回の場合は、今答弁にありましたように、太陽光発電、風力発電設備と津波対策ということございます、当市においては、太陽光発電、風力発電と思っております。

そこで、今の答弁の中で、そういう相談があったということがございます。それで条例を改正するというようなことで、少し私は感覚的にはどうかと思うわけございます、いずれにしましても、この改正は道路を占用されるということで、例えば道路敷の土手部分に風力発電、太陽光発電設備をつけるということいいのか確認したいと思ひますが、例えば100メートルの道路のり面を使って太陽光発電のパネルを並べるとか、そういうことであろうというふうに私は考えておりますが、そこらは景観条例とか、いろいろな条例との絡みも出てくるだろうと思ひます。そういう部分も検討されておるのかどうか、確認したいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回の政令では、道路占用の許可を受けなければならない物件として、新たに追加をされたものございますので、必ずしも許可をしなければならないというわけではございません。個々の申請の内容を十分審査しまして、道路管理上、支障が生じないか検討を行った上で、問題がないと判断できるもののみ許可をしていくということになります。

それから、道路のり面にずっと占用していくというお話ですが、基本的には、先ほども申し上げましたとおり、道路の管理上支障がないというところで許可を出すという形になるというふうに考えております。

景観上の問題ですが、景観法につきましては、太陽光発電の設備のパネルについては今、対象外となつてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。しかし、占用料は1平米1年当たり1,000円ということございます。道路のり面に全部にかかっても、市の財源に潤うのであれば私もいいと思ひますが、そこらの1平米1,000円という価格が適正なのかどうか。例えば占用して、事業を起こしたいという人に1,000円の負担はどうかというふうに思ひしております。現在も平米1,000円ですか、ちょっと確認したいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、現在は1,000円かということございますが、今現在は太陽光発電という設備は特出しはしてございませんので、その他の施設という形にもしなりましたら、1,600円という考え

方がございます。ただ、この料金でございますけれども、国の通知などで、国・県・市の道路管理者が占用料を独自の立場で決めて著しく変更を加えるということは混乱を招くおそれがございますので、これを避けまして、政令の額と。均衡を考慮した、この範囲で政令の額に準じて定めたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

国の政令に準じてやるということでございますが、やはりこれ、特に太陽光発電、風力発電でございますので、環境も含め、また我がまちの産業についての一角を担うものとも考えますが、そこから、産業を担当しておる部長に尋ねたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

設備投資、また雇用の面からいいますと、市内の企業さんの潤いといいますか、なかなか規模が大きいですので、なかなかその辺まではつながりが難しいかなと。また、雇用についても、人間的なものを配置するということはありませんことから、なかなか潤いは難しいかなと思いますが、環境面でいいますと、ソーラーについては環境の悪影響というのは全くないということで考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この後、大井議員もこの件については質疑があると思いますので、私はこの辺でとどめたいと思います。

それでは次に、最後になりますが、報告第4号放棄した私債権の報告について、お聞かせ願いたいと思います。

まず、今回報告されておる私債権が放棄されるということになっておりますが、この放棄はどのように考えておるのか、まずお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターでは、診療費等の未納者に対しまして、住居調査や電話、書面にて支払いの督促等により回収に努めてきたところでございますが、平成23年度決算時点での個人負担分の未収金債権総額は1,127件、約1,956万円で、債務者1人当たりの金額は約3万9,000円でございます。このような状況から、亀山市の私債権の管理に関する条例の制定を機に、弁護士に診療費未収金管理回収業務を委託することによりまして、弁護士と連携して回収に努めましたところ、平成25年、本年2月末現在で196件、143万4,092円の納付を得たところでございます。診療費に係る債権時効につきましては、民法の適用によりまして3年とされております。時効の完成につきましては、債務者の時効の援用が必要となっております。今回、平成24年4月から施行

いたしました、先ほど申し上げました亀山市の私債権の管理に関する条例に基づき、民法の3年の時効期間を超え、さらに5年を経過したもののうち、所在不明者等の時効期間を経過し、徴収が見込めないと判断した案件を滞納処分等判定委員会に諮った上で、163件、422万4,653円を放棄したものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅の使用料につきまして、今回、私債権を放棄いたします6件でございますが、これは3名の方の債務者によるもので、そのうち2名が強制執行による終結、1名が5年の時効期間満了を理由としております。強制執行による終結を理由とする2名のうち1名は債務者が行方不明により、全く連絡がとれず、強制執行による市営住宅の明け渡し後、平成21年度14万5,200円、平成22年度7万1,600円の合計21万6,800円が未収債権となったものでございます。もう1名は、強制執行による市営住宅の明け渡し後、本人に接触をとり、納付を促しておりましたが、死亡したため、平成21年度15万2,400円、平成22年度4万8,774円の合計20万1,174円が未収債権となったものでございます。また、時効期間満了を理由とする1名につきましては、本人が自主退去後に連絡がとれなくなり、連帯保証人から一部返済があったものの、その保証人も市外に転出し、連絡がとれなくなったため、平成16年度1万円、平成17年度3万3,040円の合計4万3,040円が未収債権となったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

水道料金の未収債権のうち、平成24年度処理いたしました件数は59件、金額は25万4,171円となっております。債務者は、個人が11人、45件、金額にしますと7万8,077円、法人が3社、14件で17万6,094円でございます。今年度、放棄に至りました経緯は、法人については倒産に伴い破産免責を受けたものでございます。個人につきましては、亀山市から転出後、現在の所在が不明のものでございます。

水道の使用開始の申し込みは、住民登録に先立って行われるケースが多くあることから、住民登録をしないまま使用されるといったケースがございます。比較的短期間で引っ越しされております。また、転出後の住所の把握もつきにくいといったこともございます。また、水道の契約解除をされないで、県外等へ転居されている方も見受けられているのが現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

特に医療センターは196件という数多きであります。特に企業会計については、売り掛けの引当金等も考えるんですが、公営企業法からいくとちょっと私もわからん部分がございます。今後、そこらの対策を十分講じて、やはり債権放棄にならないように、いわゆる市の財源どころか、かけただけ損する損失でございますので、そこらは十分これからも考えていただいて、執行していただきたいなというふうに思っております。

何しろ破産したものを追うていけとか、例えば行方不明を追うていけというのは、費用対効果から見て非常に難しい部分もございます。わけのわからんのをいつまでも追うても、非常に難しい部分もあろうかと思えます。今後の対策を十分皆さん方で検討していただいて、よりよい執行に当たっていただきたいと、かようにお願いして、私の質疑を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

新和会の大井でございます。新和会を代表いたしまして、代表質問としてさせていただきます。

朝、議長のほうから、一昨年、2年前の3月11日の本会議中に東日本大震災が発生いたしました。そのとき、私も議長を仰せつかっております。今、新議員が言われたように、森議員の質疑中であります。そのときに、当時の片岡危機管理局長にすぐ状況を把握していただいて、報告をしていただいた。あれから2年がたつ中で、きょうはこの3月11日の2時46分にこの本会議場で黙祷ということを計画されております。まだ、31万人近い避難を余儀なくされている方が見えます。一日も早い復興をご祈念申し上げたいというふうに思っております。

質問に入らせていただきます。

朝から3人の方、私、4番バッターとして質問の機会をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

今回は、大きく3点質問をさせていただきます。

議案第29号の一般会計、それから30号の国民健康保険事業特別会計、それから最後に、19号道路占用料徴収条例の一部改正について、3点質問させていただきます。

まず、大きく1点目です。議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算についてでございます。

国におきましては、平成25年度の地方財政への対応においては、地方財政は近年巨額の財源不足が続いております。極めて厳しい状況でございます。歳出については、不断の見直しを行って、経費全般について節減、合理化に努めるとともに、地域経済の活性化等を通じて地方税収等を確保することによって、財源不足額を縮小していくことが重要であるとの認識のもとに地方財政計画を策定されていると私は理解をしております。

平成25年度の地方財政対策のポイントとしては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方公務員給与費の削減を前提として、一般財源総額を平成24年度と同水準を確保することとされております。こうして策定された地方財政計画の規模は、平成24年度と同規模の81兆9,100億円とされております。

このような中で、今定例会に提出されました平成25年度一般会計予算の総額は209億4,510万円、24年度に比べますと約2億3,000万、1.1%減の予算となっております。財源不足を補うため、財政調整基金など各基金を取り崩すなど、依然として厳しい予算編成を余儀なくされているのが現在の状況であると理解をしております。

そこで、まず第1点目でございます。平成25年度は後期基本計画の2年度であるとともに、市長2期目のスタートの年であります。厳しい財政状況の中でも重要な予算ではないかと考えます。市長は、行政経営の重点方針で、本年度、新生亀山離陸の年として力強く踏み切れ、25年度を

考動の年 ―― 考え動く年だということですからけれども ―― と位置づけられて、4つの戦略プロジェクトを推進するとされております。25年度予算編成の考え方と、特に力点を置いて実施する戦略プロジェクトの主要事業は何かをお尋ねいたします。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度当初予算におきます予算編成の考え方でございますけれども、午前中にもご答弁を申し上げたところでございます。予算編成に当たりましては、第1次総合計画の着実な推進、行革大綱の強力かつ着実な推進、中期財政見通しの整合、この3点を重点的事項と掲げまして、情勢の変化に的確に対応しながら、第1次総合計画の実現に向け、後期基本計画を着実に推進することといたしております。

また、財政の健全化に向けましては、選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質の維持・向上する施策・事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用した予算といたしてございます。

このような中で、平成25年度予算には、第1次実施計画の2年度の主要事業といたしまして、68事業36億5,900万円を計上いたしてございます。これら68事業の実施が後期基本計画の具現化につながるものと認識をいたしてございまして、確実な推進を図ってまいりたいというふうに存じます。

その中でも特に力点を置いて実施する主要事業といたしましては、当初予算のポイントでもお示しをさせていただいておりますけれども、まず快適な都市空間の創造といたしまして、平成25年度の供用開始に向けまして和賀白川線整備事業を推進してまいります。また、市民参画協働と地域づくりの推進といたしまして、市民一人一人がみずからの思いを託し、市民活動団体への支援を行うことができる制度としてスタートさせます市民活動応援事業を進めてまいります。さらに、健康で自然の恵み豊かな環境の創造といたしまして、市全域の常備消防力の適正配置を図るため、北東分署建設事業に着手をするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

ここで、市長にお尋ねをしたいと思います。「考動の年」ということで位置づけられ、行財政改革の徹底を重点的に、地域、市民、行政のコンダクターの役割を果たしていきたいという決意をされて、あすを見据え、きちっとした新しい市の未来像を具体的に示して、強い政治力で市民の先頭に立って、みずから汗を流し、引っ張っていく行動力が第一だという市民からの声も広がっている。まさに市長が言われる「考動」とはこのことであると思いますが、市長の考える「考動の年」とは何かをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

「考動の年」について、どういうことかということのお尋ねでございます。この「考動の年」につきまして、先日の議会の全員協議会において議員各位にお示しをさせていただきました。平成25年度行政経営の重点方針として、戦略プロジェクトの推進となる取り組みの強化、行財政改革大綱・後期基本計画の実践と効果的・効率的な行政システムの構築、コミュニケーション・スピード・透明性の定着、これら3つを重点方針として定めたところでございます。

これらの達成のためには、オール市役所の職員一人一人に対しまして、一層の危機感と創意工夫をもって深く考えて、実践を進めていく必要があるということから、単に動くというだけの行動ではなくて、考えて動く行動を求めて、本年度を「考動の年」と位置づけたところでございます。

これも、議員ご案内のように、なかなか大変複雑な社会に我々は生きておるところでございますし、既存の論理の積み重ねではなかなか解決に至らない。しかし、私どもは後期基本計画、それから行財政改革大綱、やるべきことは明確になっておるといふふうに考えておりますけれども、それを推進していくためには、さまざまな知恵やアイデア、創意工夫を生み出して、それがより実効性の高い政策推進やサービス向上に生かされるような、そういう自発的、自主的な市役所の風土へより一層前進をさせなければならぬ。そういう思いから、「考えて行動しよう」、こういうスローガンを掲げさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今回、予算編成の市長の方針ということで伺いました。私は、市長1期目のときにも申し上げました。柳田邦男の2.5人称という、これ、ちょっと一般質問的になるかもしれないけど、ちょっとお許しをいただいて、この25年度の市長2期目のスタートのこの3月議会でございますので、少し私も提言を含めてやらせていただきたいと思っております。彼の2.5人称の視点というのは、市政運用について、1人称というのは、仏法でいう自称、自分自身の代名詞、2人称は同家族、仲間、3人称は対話者以外一つ、つまり第三者の称であります。

最近、国、地方などの重要施策の策定によく登場する専門の学者、企業家、知識人等による有識者会議等は3人称に当たる。各層の意見を聞くということで成果を上げていますが、同氏はこの3人称の視点だけの提言を、場合によっては現実を置いてきぼりにした理想論に陥ってしまうという欠点を招くことも往々にして見られ、一部からは現在の潤いのないぎすぎすした社会の要因の一つになっていると指摘する声も聞かれます。特に最近大きな問題になっているいじめや、ますます凶暴・陰湿化する少年犯罪、さらに世界に例のないスピードで進む高齢化社会等々は、理論、経験則、専攻では解決できないテーマであると私は捉えております。

今回提言する2.5人称の視点に立った市政は、感情に偏りがちな1人称を廃して、2・3人称の多様な意見を集約した理論プラス市民の心と情に通じる施策の基本と私は確信をしております。この実現こそ、市長の目指す、「小さくともキラリと輝くまち・亀山」づくりをより輝かせるものではないのかと私は考えます。市長のご所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今、柳田邦男氏の言葉を引用されてご所見を述べられました。まさに共通する部分が多々ございます。そういう意味で、先ほども少し触れさせていただきましたが、非常に複雑な社会の中で、また変化の激しい中に私どもは生きておるところでございます。限られた資源を、市民の立場、あるいは行政経営の立場、地域のさまざまな多様な価値観、そういう中に私どもは生きておるわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げました既存の論理だけでは、その積み重ねだけでは問題解決ができない。しかし、私どもは580名の市役所職員が本当に一丸となって英知を結集して、こういう局面を乗り越えていこうという思いで、「考動」という言葉を私は使わせていただきました。今、議員、触れていただいた柳田邦男氏の2.5人稱、まさにそういうことを求めながら、亀山市政が前進できますよう最善を尽くしてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

市長のマニフェストに対する私の新たな意見というか、所見をまた述べる機会を捉えます。また、一般質問でも、新しい亀山、櫻井市長2期目の市政についてはお聞きしていきたいというふうに思っております。

小さく2点目は、平成25年度の予算編成の基本的な考え方の中で、中期財政見通しとの整合を方針に掲げられております。25年度予算額が209億4,500万円、中期財政見通しでは217億4,500万円ということで、8億円の減という大きな差が生じております。その要因は何か、お聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しにつきましては、議員ご指摘のとおり、各事業計画の見直し等によりまして、予算規模で8億円の差異が生じております。その主な要因でございますけれども、保育所の新設に伴います民間保育所の児童保護費、障がい者介護給付費などの扶助費や、国保会計などへの繰出金が増加となっている一方で、午前中、新議員にもご答弁申し上げましたが、投資的経費の計画変更など、新たな要因によりまして差異が生じたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

これほどの乖離が生じておるということでございます。中期財政見通しの改めた見直しはされるのかを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しの見直しにつきましては、地方財政制度や市税収入等に大きな変化が生じた場合は見直しを行うものとしておりますけれども、基本的に中期的な見通しとして策定をいたしておりますので、中間年の平成26年度に後期計画の第2次実施計画の策定に合わせまして見直しを行うものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

26年度、新たにということでございます。ひとつきめの細かい取り組みをしていただきたいというふうに希望しておきたいと思えます。

3点目でございます。中期財政見通しでは各基金が枯渇をいたします。予算編成すらできなくなるような、非常に厳しい状況になっていると私は理解をしております。こういった中で、財源を確保して、さまざまな市民要望に応じていく必要があるものと考えます。市税の増収は期待できない中、有利な財源として合併特例債の活用を図る必要があると考えます。資料を見ますと、27年度以降の発行可能額は25億3,000万円となっております。今後の活用見込みをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

合併特例債の今後の活用の見込みはというふうなことでございます。合併特例債の今後の活用につきましては、施設の長寿命化を図るとともに、旧市町のし尿処理施設を統合するし尿処理施設長寿命化事業や、平成25年度に実施設計を予定しております関南部地区コミュニティセンター建設事業、主要な幹線道路整備などを想定しております。また、中期財政見通しにおいてお示しております本市の財政状況や、現在進めております野村布気線整備事業の進捗状況などからも、平成27年度以降においても合併特例債を有効に活用していく必要があるものと考えております。

こうしたことから、後期基本計画第2次実施計画の検討とあわせまして、議決案件となります新市まちづくり計画の変更につきましては、期間延長と活用事業をあわせて最終的な判断をいたしたく考えておきまして、その時期としましては、平成26年度中に整理してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

発行は、合併後10年間ということで延長があります。5年延長ということになりますけれども、この5年延長をどう捉えて考えてみえるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど大井議員がおっしゃられたとおり、5年間というふうなことでございまして、これにつき

ましても、法律によって5年間の延長ができるというふうなことでございます。有利な起債というふうなことでございますので、最終的には26年度に判断をいたすところでございますが、平成31年度末まで5年間延長するという方向で検討したいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この合併特例債のメリットといいますか、これは有効に活用できるものだというふうに聞いております。私もそう理解しております。合併10年経過後のイメージでは、地方交付税は合併算定がえと合併特例債元利償還金7割算入。地方債は、合併特例債15カ年均等加算ということ、それから人件費は、合併後15年経過後に類似団体並みになるという想定をということ聞いています。これは類似市、自治体の、私、いなべの状況をちょっとお聞きしまして、この情報を入れたんですけども、亀山市としてはこれが適用できるのかということ。細かいところはまた予算決算の委員会で個々に質問させてもらいたいと思っておりますけど、まず亀山としては、今申し上げたようなことが該当するのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず合併算定がえにつきましては、総務部長が答弁させていただいたとおり、5年間で一本算定のような数字になっていくというふうなことでございますし、合併特例債の活用につきましては、先ほど議員申されたとおり、事業費の95%が起債対象で、70%が後年度の基準財政需要額に利息も含めて算定されるということで、約3分の2が地方交付税で返ってくるというふうなことでございまして、いなべでお調べになられたのが、そういったようなことであれば、亀山市も当然、法律に基づく措置でございますので、亀山市としても当然適用されるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

また、詳細に調査をいたしまして、予算決算委員会で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、4点目でございます。市税について伺います。

小さく1点目は、平成25年度において固定資産税の償却資産の増収を見込み、対前年比4.4%増の108億6,780万円を計上されております。企業における設備投資はどのように見込みをされて計上されたのか、確認をしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成25年度市税収入全体の当初予算につきましては、対前年度当初予算比約4.4%、4億6,030万円増の108億6,780万円としたところでございます。増収の主な要因につきまして

は、市税収入の約6割を占めます固定資産税のうち、償却資産によるものでございます。償却資産につきましては、予算編成の資料として、昨年12月に主要事業所32社に対しまして、平成24年度中の資産の増減調査を行い、その情報をもとにして算出し、約24億円と予測したところでございます。

なお、リース事業者につきましては、資産の増減把握は困難ということで、回答が得られないため、現有資産の減価償却による減少と、液晶関連企業の大規模投資による影響を加味し、約3億円と予測したところでございます。

また、32社以外の事業所につきましては設備投資を抑制傾向と予測をいたしまして、現有資産の減価償却による減少分を、総務大臣配分のある法人につきましては、過去2年間の設備投資額から推計をいたしまして、約4億4,000万円と予測したところでございます。

以上のことから、償却資産全体を対前年度当初予算比約30.2%、7億2,920万円増の31億4,060万円といたし、固定資産税全体では、対前年度比約12.7%、7億4,370万円増の66億1,350万円としたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

今回のような大規模な設備投資がないということ、今後、見込みはどうなるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、今答弁がございましたが、総務大臣配分ということを言われました。これについて、少し中身をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

固定資産税のうち、約47%を占める償却資産におきましては、今回のような新たな大規模な設備投資がなされないと現有資産の減価償却が進みますことから、右肩下がりになるという見通しでございます。

それと、大臣配分とはということのお尋ねでございます。これにつきましては、総務省令で定める船舶、車両、その他の移動性償却資産、または稼働性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち、総務大臣が指定するものでございます。例えば鉄道とか、発電とか、電話、もしくは電気通信に用いる固定資産という部分でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

次に、小さく2点目でございます。平成24年度におきまして、9月補正で法人市民税が2億7,500万円の減額、償却資産が5,500万円の増額ということで提案されました。あわせて、2億2,000万円の近年にない大きな減額補正がされておりますけれども、25年度においてもこ

ういったことにならないのかなるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成24年度の法人市民税につきましては、企業3月期決算の確定申告に伴いまして主要な事業所の決算額が確定したことなどにより、9月補正におきまして2億7,500万円を減額計上したところでございます。一方、固定資産税の償却資産につきましては、リース事業所8社を除く主要な事業所32社については、予算を見込む時点とその後の申告との間に差異があったと。また、総務大臣配分が見込み額より多く配分されたことにより、5,500万円を増額計上したところでございます。

議員お尋ねの平成25年度法人市民税につきましては、予算編成の資料として、昨年12月に主要事業所50社に対し企業決算見込み額の調査を行いまして、38社より回答を得ましたので、その情報をもとに、また未回答の12社につきましては、会社四季報や決算短信などの情報から約5億円と予測をしたところでございます。

一方、50社以外の事業所につきましては、24年度決算見込み額と同程度の約1億円強と予測しております。なお、平成23年度の税制改正で法人実効税率の引き下げが実施され、法人市民税に影響が出ますので、相当額を加味し、対前年度比約23.7%、2億910万円減の6億7,330万円としたところでございます。

以上のことから、経済情勢等、動向も十分に把握し、より精度を高めた編成作業により予算計上を行ったところでございます。しかし、主要事業所に対しましての決算見込み調査の時点と決算額確定の時点との乖離等が生じた場合には流動的な面がございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

各業者別の状況についてはどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

法人市民税の約8割を占めます主要な事業所50社の状況でございますが、前年度当初予算と比較してみますと、50社全体では、24年度は約6億1,000万円、25年度は約4億1,400万円と見込んでおりますので、約2億円の減となったところでございます。

これを業種別に分析してみますと、液晶関連法人は、24年度約3,500万円、25年度は約3,100万円と見込みまして、400万円の減。電気関連法人は、24年度約700万円、25年度は約300万円と見込みまして、400万円の減。自動車関連法人は、24年度約1,800万円、25年度は約6,000万円と見込みまして、4,200万円の増。その他、製造法人は、24年度4億8,000万円、25年度は約2億5,000万円と見込みまして、2億3,000万円の減。非製造法人は、24年度約7,000万円、25年度は約7,000万円、同額でございますけれども、そういった見込みをしまして、横ばいとなったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

次に、大きく2点目であります。議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

小さく1点目は、この国保会計は前年度より2億3,390万円の増となっております。これらの主要な内容についてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、まず歳出の70%を占める保険給付費ですが、年々増加しております医療費の伸びを4%程度と見込んで、前年度より1億3,260万4,000円増加をいたしております。また、後期高齢者支援金や介護納付金につきましては、高齢化とともに増加する医療費や介護事業費の伸びを見込みまして、それぞれ前年度より増加をいたしております。共同事業拠出金につきましては、高額療養費の県単位の共同事業ですが、対象となるレセプト1件当たりの金額を引き下げたことにより、3,824万7,000円の増加となっております。

歳出合計46億3,640万円の事業費に対しまして、歳入では、税収や国等からの交付金がありますが、財源不足が見込まれることから、一般会計からの法定外繰入金9,293万7,000円を財源調整として予算措置をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この伸びでございますけれども、毎年事業費が増加をしているということでございます。ここ近年の当初予算における事業費の伸びについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

国民健康保険事業特別会計当初予算で比較をしますと、平成23年度当初予算は40億9,340万円で、前年度より1億2,040万円増。なお、平成22年度当初予算では、法定外繰入金1億3,029万7,000円を含んではおります。平成24年度当初予算では44億250万円で、前年度より3億910万円増。なお、平成24年度当初予算では、法定外繰入金5,327万6,000円と基金2,000万円を含んでおります。したがって、事業費として毎年2億円程度増加しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

毎年2億円程度の増加ということでもあります。

2点目でございますけれども、この事業費の主なものは、医療費の増加ということでもあります。財政的に厳しい状況でありますけれども、事業を継続していくためには、保険者としての考え方、いわゆる努力をしていただくというのも必要であるというふうに感じます。

そこで、事業費に大きく影響します医療費の抑制に向けた平成25年度における取り組み、または諸施策についてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の抑制につきましては、引き続き人間ドックや特定健康診査等の受診勧奨を行い、脳ドックにつきましては、平成25年度に定員を20人ふやしており、より多くの方に受診をいただきたいと考えております。また、かかりつけ医の推奨やジェネリック医薬品の普及にも引き続き努めてまいります。

さらに、レセプト等による医療費分析も継続して実施し、高額となる特定の疾病に対しまして、より効果的な取り組みを研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この議案の最後になりますけれども、これは宮崎議員のほうからも質問がございました。法定外繰入金の考え方についてでございます。当初予算において9,293万7,000円の繰入金を計上されております。これは、医療費の状況等によっては年度末の決算次第であると考えますが、まずその見通しはどうかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

当初予算におきまして、議員ご指摘のように9,293万7,000万円の繰入金を計上いたしておりますが、医療費の状況等により、年度末の決算時において判断することといたしております。いずれにしても、持続可能な事業運営をしていくためには財源の確保が必要ですが、まずは歳入の確保や歳出を抑制していくことが大切であると考えており、先ほども申しましたが、今後においても、さまざまな手法を研究しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この質問の中で、市長からも答弁をいただければと思います。これは、非常に健全化に向けた取り組みということで、市長の思いを言われましてけれども、これを実現に向けた今年度、25年度は具体的にどんなことを考えてみえるのかを教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国保の経営の健全化に向けて、市長、具体的にどうだというお尋ねでございます。

基本的な考え方は、午前中の宮崎議員のご質問にお答えさせていただいたんですが、議員もご案内のように、国保事業の構造的、制度的な現状と申しますか、この問題を基本的に抱えております中で、私どもといたしましては、この医療費がいかに伸びていくのかという意味で、毎年2億ずつ程度、今後も赤字となっていくと。ましてや少子・高齢社会の進展も進んでおりますので、いかに国民皆保険制度として事業が継続できるかということにつきましては、財源の確保を本当にまず考えなくてはならないことでございます。そのためには、一つには、これ非常に現時点では不透明でございますけれども、国の社会保障と税の一体改革、この動きの中の制度設計の議論が進んでおります。この制度がまずどのような展開になっていくのか、動向にも注視をしてみたいと思っております。

一方で、午前中も市議会議長会の全国への働きかけのお話が一部ございましたけれども、これは、全国の基礎自治体全てが共通して抱えておる問題でございます、国に対して、全国市長会等、あるいは三重県市長会等を通じて、今後も力強く要請をしてみたいというふうに考えております。

同時に、税率の見直し等も踏まえた本市としてのあり方につきまして、より検討していくということについても努力していきたいと思っております。

一方で、歳入の面につきましても、最善の努力をしていくことは当然のことでございますけれども、歳入歳出の確保に向けて、市としては両面の視点から取り組んでみたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

いろいろ施策を立案していただいて、非常に財源確保のためには収納対策というのも重要な施策ではないのかなというふうに思っています。滞納がどんどん累積していく中で、この点、市民部長、ことしの収納対策の取り組みについてお聞かせをください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

予算における税収としての現年収納率は、県の広域化支援方針に定める91.5%を目標といたしております。ただ、国保の加入者は年齢構成が高く、生活水準が低いという構造的な課題もありますが、まずは納付意識を高めていただくことが大切であると考えております。したがって、特に低所得者の方には、分納の方法や減免制度の活用など納付相談の充実にも努めるとともに、コールセンターなどの活用により、少しでも目標収納率に達するよう努力をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

よろしくお願いをしたいと思います。

時間も迫ってきました。最後の3点目でございます。議案第19号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

これは、宮崎議員のほうからも質問がございました。今回の条例改正は、昨年12月12日付で、再生エネルギーの推進の観点から、東日本大震災の津波被害等を踏まえた津波避難施設の道路占用を許可対象とするということで関係法令が公布されました。

そこでまず、この概要については、宮崎議員のほうからの質問に対して答弁をいただきましたので、1点だけ、今回は太陽光、風力設備に限るものなのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回の道路法の施行令の改正では、道路占用の許可対象物件として、太陽光発電設備及び風力発電設備、津波避難施設が新たに追加をされました。亀山市では、津波による一次避難場所としての施設は想定し得ないものがございますから、太陽光発電設備及び風力発電設備に限って条例改正を提案するものがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

わかりました。

次に、2点目でございます。この占用料について、今回、1年の料金が平米1,000円ということで設定をされました。これの根拠について、宮崎議員の答弁の中で、1,600円、1,000円、820円というふうに言われたけれども、これは2,100円が一番上限で、1,000円、820円ということじゃないのかを確認させていただきます。それと、この根拠ですね。お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

占用料につきましては、国が国道の占用許可を行う場合、政令指定都市以外の一般的な市域における占用料として、道路法施行令で定められた金額が1平方メートルにつき1年で1,000円ですので、これに準じたものがございます。

この算出根拠というのは、国の通知などで、国・県・市の道路管理者が占用料を独自の立場で著しく変更を加えることは混乱を招くおそれがありますので、なるべくこれを避け、政令の額との均衡を考慮した妥当な範囲でこの額に努めるよう求められております。このことから、今回の占用料につきましては、国が一般的な市域における占用料の標準的な額として新たに示されておりますので、政令の額に準ずるものがございます。

先ほどの1,600円といいますのは、今現在、その他の施設ということでのものがございます。それが1,600円というのがございます。2,100円というのは、国のほうから示されておる施行令の中で、政令指定都市、一般的な市、町及び村ということで、その3つに分かれておる部分が、政令指定都市が2,100円、一般的な市が1,000円、町及び村につきましては820円

というふうに定めてあるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

はい、わかりました。

最後に、次、3点目でございます。市内でも既に計画中の太陽光発電があるということで、全協でも市長のほうから説明をいただきました。こういう占用物件として、具体的な事例はあるのか。参考までに、現在の道路占用物件は主にどのようなものがあって、占用料は年間幾らぐらい取られているのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市道における占用物件として、現在のところ事例というのはございません。ただし、今後、交通の支障がない道路のり面に太陽光発電設備やそれに付随する電線路、柱などがございますが、それが想定をされてくるのではないかなと思っております。

また、道路の占用物件でございますが、主なものとしましては、電柱、電話柱、ガス管などがございます。

占用料の総額は、24年度の歳入としまして、約2,740万円でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

今回、3点ほど質問させていただきました。特に一般会計につきましては、また新たな予算決算委員会がございます。そこでも十分議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時11分 休憩）

（午後 2時21分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、市民クラブを代表して、代表質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算について、4点質疑をさせていただきます。

す。

最初に、平成25年度予算編成の基本的な考え方についてお尋ねをする予定でしたが、答弁については結構ですが、少し前置きだけやらせていただきたいと思います。

12月定例会で予算編成の基本的な考え方について一般質問でやらせていただきました。12月の定例会の答弁では、市長選も控えるということで、正式には2月、要は市長選後に提示をしたいということでございました。今回、改めて2月にその内容が提示をされました。これは、3名の議員の方からもご質問があって、昨年比に1.1%の減となったということでございます。

ただ1点、話をするとすれば、昨年この予算編成のときに積極的な予算なのかという質問をさせていただきました。前年度に比して数字がふえれば、積極的な予算なんだという評価はもう時代に合わないのではないかと。そういう視点からいけば、ことしは1.1%の減ですので、消極的な予算なのかということになってしまうと。私は、もうそういう前年比の議論というのは余り意味がないんじゃないかというふうなこともお話をさせていただきました。そういう視点からいえば、ことしの予算は、ことしの編成方針、後期基本計画の2年目の施策を着実に推進すること。それから、行財政改革を進める。さらには、新しい視点としての中期財政見通しによって予算が編成をされてきたということで、その3点が今回のポイントということでございましたので、それについては確認をさせていただきたいということで、次の質問に入らせていただきます。

第1点目の2番目に、予算編成の基本的な考え方ということでは、27年度以降では人件費の増加や高齢化の進展等による扶助費の増加等によって、現在の事業規模を維持することは極めて困難じゃないかというふうなことの見通しが立てられております。新規事業よりは、後期の基本計画の実施計画に重点を置いた予算編成というふうに理解をさせていただきます。

こういうことから、ことしの予算は、去年は積極的とは評しましたが、ある意味、特徴がないというのが特徴の予算なのかなというふうな気もいたします。ただ、新規投資という視点からいけば、新たな投資よりは長寿命化、これも答弁でございましたが、施設の長寿命化を図るような、そういうふうなものへ転換を図られているのかなというふうな感じもしますし、そういうことであれば、これも一般質問でも今提言をしております。公共施設白書なんかをつくって、やはり利活用を含め、どのようなタイミングで新しいものをつくるんだ。そういう視点もいよいよ入ってきたのではないかな、そんな印象を持ちます。

そういうことから、この25年度投資的経費のあり方について、どのような方向性で検討されたのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度の投資的経費につきましては約33億円でございまして、和賀白川線、野村布気線の事業費の減によりまして、24年度比13.2%、5億円の減といたしたところでございます。

このような中で、今後の投資の考え方でございますけれども、例年、標準的経費の中の投資的経費につきましては、8億を超える額を予算化しているところでございますけれども、今後につきましては、あれもこれもといったことではなく、安全性、緊急性を考慮して選択を行い、年次計画的に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

また、ライフサイクルコストの意識とアセットマネジメントの考え方に基きまして、現有施設をいかに活用して行政サービスを提供していくかといったことを考えているところでもございます。

また、政策的な投資的経費につきましては、国・県の補助金を活用することや、有利な市債といったことで、合併特例債などが考えられますけれども、こういった市債が活用できるものを選択して、投資的経費を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ここ一、二年というか、数年の動きを見ていますと、余り大きな新規はなくなってきたという中で、やはり私は数年前から研修会とかへ行っても、インフラが寿命を迎えてくると。インフラが寿命を迎えるときにどうそれをクリアしていくんだというのが、ここ数年そういう議論になってきた。あと、橋梁とか、まだいっぱい残っていますけれども、さまざまなものが、新規投資型でいくのか、長寿命化型でいくのか、少し岐路に立ってきたのではないかな。そういう意味からいくと、財政基盤が少し弱くなった段階で、やはり大がかりなものよりは、着実に年次的に分けるような投資のあり方もぜひ必要じゃないかな、そんな視点でちょっと質問させていただきました。

それとともに、くどいようですが、やはり公共施設白書みたいなものもつくって、我々にきちっと開示をしていただく。どのタイミングに何が改修や新規になるんだ。その資料すら、今求めても、市長決裁まで要するというふうなことです。やはりそういうものはすぐにオープン化をしていくような、そういう中でこの議論が進むようなことを考えていただきたい。

3点目に、これは12月に少し市長とやりとりがありましたけれども、市長選時における予算編成の提出のあり方というのが、私、少しテーマになったかなと思うんです。そのときも言いましたけれども、骨格予算としない限りは、やはりその段階である程度職員に対しての指示が出ているわけですね、ある程度の方針というものは。それであれば、2月に出すよりは、概略的なものであっても、やはり11月までには出して、少し12月で議論できる素地をつくっておいて、それであとは選挙がありますけれども、骨格にならない限りはそういうふうにやっていただくべきではないかと考えますが、予算編成の提出時期、特に市長選を控えたときにおける提出時期についての見解を求めたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算編成方針の提出時期ということでございますけれども、平成25年度につきましては、第1次実施計画の2年度目といったことで、主要な事業は既に決定をしておるといった状況でもございます。まずそういった状況も含めまして、今後、特に市長選の年度でございますけれども、11月、例年のような形で来年度の予算編成方針をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ情報を提供していただくことが、いろんな議論を進める上で重要なことですのでお願いをし

たいと思います。

それから、次に2点目に、中期財政見通しとの整合についてお尋ねをします。

これも、多くの議員から中期財政ということのお話がありました。施政方針でも中期財政見通しとの整合が重点項目に上げられております。初めて25年度では、さっき申しました中期財政見通しとの整合というのが触れられました。ある意味、私は評価したいと思います。それはなぜかという、財政運営の基準というのがひとつ見えてきたと。中期の計画の中に対して、どんな位置づけになるんだ。さらに、そのことが決算に今度は持ち込めるということでは、単年度予算でありながら、財政指標みたいなものが生まれてきた。そういう意味では、当初予算資料に中期財政見通しとの比較資料も今回つきました。今までは自分で調べてましたけど、今度はそれが出てきましたので、また議論もしやすくなった。

その中から2点ほど確認をしたいと思います。投資的経費につきましては、10億円ぐらい、約11億ですかね、中期財政見通しからは少なくなってきた。先ほどの答弁では、先送りというふうなお話もございましたが、10億円。それから義務的経費は、逆に2億3,000万程度ふえておりまして、特に扶助費が同額程度ふえていると。そうなりますと、特に昨年ですかね、ほんの1年ぐらい前に中期財政計画をつくった中でもこれだけの額差が出たということについて、まずその背景についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度予算と中期財政見通しの差異でございます。投資的経費につきましては約10億7,000万円減となっておりますけれども、その要因につきましては、野村布気線整備事業、関の山車会館の整備事業、三重県消防救急無線デジタル化事業、北東分署の建設事業などにつきまして、用地費等、事業の一部、または全体を平成26年度に変更したといったことによるものでございます。

また、義務的経費の増につきましては、扶助費が約2億3,300万円増額になったことが主な要因でありまして、民間保育所が新しくできましたので、この増に伴います保育所の児童保護費が増額となっております。このほか、法改正に基づきます利用者の増が見込まれた障がい者自立支援事業における介護給付費の増額や、生活保護費の中でも医療扶助費の増額が大きな要因となったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

25年度予定をしていた事業が26年度に動いたということですので、そうすると、来年、再来年度の話をするとおかしいんですけど、そうすると、この事業は26年度は今度中期財政見通しとしてはその分が乗かって、逆に今度は投資的経費がぐっとふえる。10億ふえるというふうな認識でいいのか、そのことが1点と、もう1点、今、扶助費の増加についてお話がございました。確かに介護保険事業で2,300万、国民健康保険は基準外の繰り出しもありますので数字は5,700万ですが、9,000万近い繰り出し。それから、後期高齢者が2,500万。それから、さっき

おっしゃいました自立支援で6,000万。民間保育所は新しくつくりましたので、これはもうその支出があるんだろうと思います。それから、生活保護費も今話題になっておりますが、これでも5,600万ぐらいあると。まず、その背景ですね。介護や後期高齢者、それから自立支援等、こちら辺、若干背景を確認したいということと、それからもう1点、全てが市単ではないと思うんですよね。このうちのどれぐらいが市単として出していくものなのか。その財源のほうについて、3点確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

投資的経費の減の要因といたしましては、用地が非常に不透明であったということで、26年度に送ったところでございます。用地関係が明らかになりましたら、当然26年度予算の中へ盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それと、扶助費関係につきましては、大きくはやはり対象者の方が増加をしたといったことが大きな要因かなというふうに思っております。

また、障がい者につきましては、法改正による利用者の増といったものが見込まれるところでございますし、生活保護につきましては、医療扶助費が大きく伸びておるといった状況でございます。

それともう1点、扶助費の中で2億3,300万円増ということでございますけれども、その財源につきましては、国・県支出金の特定財源がございまして、特定財源、この中で約1億4,700万円ほど歳入のほうで増額をいたしておりますので、それらを差し引きいたしますと、市単分、一般財源ですけれども、これの増加額につきましては8,600万円といったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2億3,000万のうち、約9,000万ぐらいということで確認をさせていただきました。

それともう1点、経常収支比率というのが決算でも話題になりました。今、80を超えていまして、88、89ぐらいまで23年度は計数がなってきたと。80ぐらを超えると、少し硬直化が始まっているんだというふうなことでございますが、扶助費も多分経常収支比率に影響を及ぼす、これは分子のほうですかね、経費になりますけれども、これだけ2億3,000万ふえて、一般財源との絡みも、投入する財源との絡みもありますけれども、昨年、23年度の88という数字に対して、25年度の見通し、これは下げるんだというふうな、たしか行財政改革の方針にもありますが、どんな数字を予測されているのか確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

経常収支でございますけれども、平成23年度決算では88.6、24年度見込みで94.1、25年度では92.0と予測をしているところでございますが、24、25年度につきましては、あくまでも予算額での見込みでございますので、決算時には数値に差異、これは下がるということでございますけれども、差が生じるものというふうに考えてございます。

行革大綱の目標値では85%以下というふうにいたしておりますので、この目標に向かって取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

先ほど国保のところでも議論になりましたけれども、どんどんどんどん医療費が増加をしていく。そうすると、どうしても自立的には経営できないということで、1億円近く入ってくると。さまざまなそういう扶助費的な負担というものが高齢者になってもどんどんふえるんだというふうなことも聞いております。そういう意味からいくと、高齢化はとめられませんので、あとはいかに歳入の入りを図っていくかみたいなことがあるし、なかなか削れないこの部分について非常にやっぱり悩ましい問題であって、我々にもなかなか解決策は見つかってこない。そういう意味では、やはり逆に、行政サイドからいろんな視点で分析をして、やはり私たちに投げかけていただくと。その中から、我々も一緒に議論を進めて、どんな方策があるんだというふうなことは今後やっぱり議論が必要じゃないか。そうしないと、なかなか85というのは進まないんじゃないかというふうな印象を持ちました。

次に、3点目に、行財政改革の視点での取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

4月から市長が本部長となって、行財政改革推進本部を設置するとしております。これについては一般質問でもう一度確認をしたいと思います。行財政改革に本腰を入れて取り組むとの姿勢なのかと思っておりますが、25年度で重点的に行財政改革の視点で取り組むような内容があるのか。大綱はございますが、25年度だけで特に重点的に取り組むものがあるのか確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行財政改革大綱につきましては、透明な市政運営の推進、効果的・効率的な行政システムの構築、財政改革の推進の3つの政策から構成しておりますが、本年度の大綱の見直しにおきましては、厳しさを増す財政状況を考慮いたしまして、財政改革の必要性を強く打ち出したところでございます。

議員申されました平成25年度でございますが、この年度におきましても、大綱の後期実施計画に掲げます財政改革の推進における事業について、重点的に取り組むべきものと考えております。

具体的には、予算編成改革につきましては、現在、標準予算については目標額を設定し、内容の精査、見直し、決算額を踏まえた予算編成を行っておりますが、平成25年度におきましては、新たに実施する事務事業評価と連動した予算編成に取り組んでいくものでございます。

また、現在、休止しております事業仕分けにつきましては、事務事業評価や施策評価の結果などを参考としながら、再構築に向けて、庁内で検討してまいりたいと考えております。

さらに、補助金の適正化につきましては、これまでに交付基準の策定、成果の検証を行ってきておりますが、市民ニーズを的確に捉えた上で、補助金の内容を見直してまいりたいと考えております。

一方、歳入におきます白鳥の湯入浴料などの受益者負担の適正化につきましては、主要な受益者負担金について、平成25年度に庁内における一定の方針を決定していきたいと考えておるところ

でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

行革大綱に書いてある内容のもの、特に受益者負担の話もありましたが、それに関連して、もう少し削るところはないのかというふうなことで質問させてほしいと思います。

これは、決算のときに少し指摘をさせていただきましたが、精算と流用、要するに許された範囲内での流用のことをちょっとお話しさせてほしいと思います。

私が調べた内容からいくと、補正予算にはない、結果的に予算が執行されている部分があるのではないかということを決算でも指摘をいたしました。補正予算が提出をされないと事業の内容が精査できないというふうなことにもなっておりまして、確かに議員の方からも、必要な財源は確保して、緊急的なものは行うべきだというふうなご指摘もございますので、これは決してやるなということではございませんが、やはり予算編成の中でも、原則として補正は組まないんだということが明確になっているわけです。適切な予算執行という部分からいけば、この方針に補正予算の執行は極力最小限にしてくれというふうなことになっているわけなんです。それからいくと、決算で指摘しました、やっぱり不用額になったものから一部流用されて、次のものに執行する。同じ費目内でするので何も問題ありませんが、そういうことは私はあったのではないかと思います。それからいくと、やはり補正予算できっちりと対応して、議会の中の議論を行うべきじゃないかというふうに考えますが、この流用についての考え方と補正予算の関連についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算の流用につきましては、本来、目的別に計上された費目の経費を予定外の経費として使用する関係上、特別の事情のある場合に必要最小限に行うべきものと認識をいたしております。ただし、予算の執行の上で、緊急かつやむを得ない理由により必要となる経費が発生し、補正予算に間に合わない場合などがございますので、そうした場合には流用を認め、執行をしているところでございます。いずれにいたしましても不用となった予算につきましては、予算の透明性、また説明責任といった面からも補正予算により対応すべきと考えまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

質疑の途中ですが、本日、3月11日は東日本大震災の発生から2年を迎えました。ここで震災により犠牲になられた多くの方々に対し、哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。時間が来るまで、少し自席でお待ちください。

それでは、自席でご起立いただいて、黙祷。

（黙 祷）

○議長（櫻井清蔵君）

ありがとうございました。ご着席ください。

竹井議員には申しわけございませんでした。

それでは、質疑を続けていただきたいと思います。

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、補正予算との関係の質問をさせていただきました。私が勝手にまとめた数字なんで、完全には把握してないかもしれませんが、やはり億という単位が動いていると思うんです。それは、緊急かつやむを得ないということであっても、やっぱり補正予算を組みながら、なぜこっちが減額になり、なぜこっちが入ってくるんだという、その議論が行財政改革でやっぱり財源というところも含めて、本当に適切な財源なのかどうかの判断すらできないと。それと、今、年4回ですのでこういう議論になりますけど、これは亀山市議会がすぐやるとかどうかという議論ではないですけども、四日市市議会や鳥羽市議会でも通年議会、地方自治法も改正になって、通年でもやれるような時代になってきたと。そうなりますと、補正予算の提出時期なんていうのは通常でできてしまうと。そうすると、この議論は進まなくなるわけですね。いつでも出せるわけですから、いろんなことが。やはりその意味からいくと、執行する理事者側も執行責任としては、きちっとその財源をうまく利用するとともに、こっちに動かすときにはきちっと議会の議論を待つという、そこによって、初めて財政規律が生まれるというふうな印象を決算のとき持ちましたので、ちょっとことしの補正予算のあり方については確認をさせていただきます。ぜひ補正予算を通じて、議会で審議ができるような体制を確立することが、まさしく行財政改革を進める上での最大の要因ではないかということを示し述べたいと思います。

次に、地域主権改革の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

会派で研修会へちょっと行きました。今の背景として、住民自治の強化がやはり今後進むだろうというふうなことがございます。そのときの講師の方の言い方では、その背景には地域主権改革というものがあるんだというふうなことでした。

そういう意味からいくと、団体自治の強化としての地方分権と、住民自治としての強化を進めていく地域主権、その2つの視点があるんだというふうなことを聞かされてきて、ふっとそのなかから、今、亀山市でいろいろ住民自治の強化、市民力や地域力という言葉を通じながら始まっているのもそういうところから派生をしているのかなと、ふっとそのとき思いましたので、地域主権改革という視点から、この亀山市としても取り組んでおられるのかどうか、まず確認したいなというふうな印象を持ちました。

ただ、そういう取り組みが進めば、いろんなことを地域でやるということに対して、議会側もこれまで以上の議論や責任も生まれるんだというふうなこともあわせて、議会のありようも変わってきますよというふうな説明もございましたので、改めて地域主権改革という視点での取り組みもあるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のお尋ねでございます。

地域主権改革でございますが、かつては、平成12年でしたか、地方分権改革ということで地方分権の一括法が制定をされました。現在、地域主権改革ということで、平成22年6月の閣議決定

以降、さまざまな取り組みが展開をされております。この地域主権改革ですが、少しお触れもいただきましたけれども、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革であろうというふうに考えます。その趣旨は、住民にとって、より身近な基礎自治体である市町村を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置づけて、国と地方の適切な役割を分担しながら、直面するさまざまな課題に対応できるよう、国のあり方、国の仕組みそのものを転換するものであろうというふうに考えております。

先ほど触れましたけれども、平成22年の地域主権戦略大綱に基づきまして、義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲などが進められてきております。平成23年の地域主権一括法の制定によりまして、これは市議会のほうへも提案させていただいて、ご議論いただいておりますが、関連する条例整備を行うとともに、県からさまざまな法定権限移譲が実施される中で、新たな事務の移譲の円滑かつ適正な執行に努めておるわけであります。

国が進めております地域主権改革の取り組みは、これもお触れいただきましたが、どちらかというと、現在まで団体自治の拡充に重きが置かれてきたと、そのように感じておりますが、私どもといましては、あるいは地方自治体としては、その地域主権改革を実現するためには団体自治と住民自治のこの双方が車の両輪でありまして、住民自治の強化、確立が非常に重要であるというふうに考えておるものでございます。したがって、その視点からも、ご指摘のように、まちづくりの基本的な考え方でありまして、市民力で地域力を高めるまちづくりを進めるために、市民参画でありますとか、地域コミュニティづくり、あるいは人と人のきずな、こういうものにつきまして、地方自治体の立場から大変重要な取り組みで、住民自治の成熟につなげていくという志をもって臨んでまいらねばならないというふうに考えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

たまたま研修会で受講して、昨年3月でしたかね、地域コミュニティの議論も始まってきていて、地区コミュニティではない新たなコミュニティづくりも始まってきたと。そういう中、ある意味受け皿になっていく。その当時はよくわからなくて、問題点等も指摘はしましたけれども、確かにそういうものが進んでいくということになれば、やはり地域における問題解決も含めて、大きな受け皿になってくると。そうすると、団体自治と住民自治というところが少し明確になってくると。ただ、そのときの答弁なり内容を聞いていると、単純に地域コミュニティができる。そこにさまざまなコミュニティが集まって、議論を進めるという程度のイメージしか湧かなかった。でも、その背景にこれがあるのかどうか私はわかりませんが、研修等で聞けば、多分そういうものが大きな背景としてはあるのではないかと。そういうことが市民力、地域力、住民自治というふうなことに入ってくると。ただ、残念ながら、そういうふうな視点や説明というのは余りされてきてなかったというふうな気がしますし、権限移譲における条例制定なんかいっぱい来ておりますけれども、市議会でもそういうふうな条例も変えておりますけれども、そっちが先行していて、その前にやるべきこと、説明すべきことが抜けていたのではないかなという、そんな気がするんですが、そういう視点というのはずれているのかどうか。改めてこれは非常に重要なところなので、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今お触れいただいた、本当にこの十数年というのは、ある意味、地方分権をいかに進めていくか。そのために、分権時代にふさわしい自治体行政とは一体何ぞや。あるいは今お取り組みいただいております自治体議会とは一体何ぞや。改革をしなければならない。そういう中で、どちらかという団体自治の強化に重きが置かれてきたんだろうというふうに考えております。

その一方で、まさに民主主義の原点であります地方自治の充実という意味では、団体自治の強化とあわせて、住民自治の成熟、これは当たり前のことでございますが、みずからの地域をみずからでつくっていく市民の力、あるいは地域の力、そして公共の力、これが本当にそれぞれのまちにふさわしい形で成熟をしていくというバランスが大事であろうかというふうに思っております。

しかし、いろんな背景とか、時代の背景、まちの特性とか、いろんなものが相互に関連をして現実がございますので、めり張りも場面によってはあるんだろうと思っておりますが、本市としては、本当に団体自治の強化を今後もしっかり前へ進めていくこととあわせて、従来から本当に目標に掲げてまいりました地域力を高めるまちづくりとのバランスを、双方を追っかけていくことが大変分権時代にふさわしい、亀山らしい地方自治の成熟につなげることができると確信をいたしております。

いろんな議論の場面場面はあろうかと思いますが、今後もそういう視点を重視しながら、一層その施策が取り組めるようなところへ力を注いでいかななくてはならないという認識を持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少し政策的な話で申しわけないですけど、とは言うものの、公がまずあって、そこから、よく市長が自助・共助とおっしゃるけど、やっぱり公があって、共があって、自だと思う、こういう部分についてはね。公って、大きな仕組みがあり、さらにそこを共助というところ、こういうものによって支えていく、自助の前にね。そういう流れも非常に重要だと。ここが先じゃないんで、団体自治があって、住民自治というところでは、やはりうまく我々にもきちっとそういう説明がないと、単発的な施策として捉えてしまうと、なかなかわかりづらいということだけ指摘をしておきたいと思います。

次に、大きな2点目として、議案第36号平成25年度亀山市病院事業会計予算について、3点質疑をさせていただきます。

最初に、平成25年度の経営計画についてお尋ねをいたします。

昨年も経営計画ということで確認をさせていただきました。病院事業収益では、24年度に比較して8,700万円ほどの減額、特に医業収益では9,600万円の減ということで、入院が約6,000万、外来で約3,700万ほどの減額の予算となっております。三重大学の地域医療学講座も進めている中で、なぜ24年度に比較して減収の予算計上となっているのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

平成24年度予算におきましては、平成23年度より三重大学に開設していただきました寄附講座による総合診療科医師と整形外科医師の派遣により診療体制が充実したことによる効果を見込んだ医業収益とし、予算を編成したものでございます。しかしながら、平成24年度におきましては、看護職員の確保、定着化に苦慮しましたことにより、病棟の運営体制を2病棟から1病棟に変更し、現在に至っておるところでございます。このため、平成25年度予算におきましては、1病棟で運営することを基本として、入院収益を5,930万円の減額としているところでございます。また、外来におきましては、一般外来患者数は徐々に増加する傾向ではございますが、透析の専門医の常勤配置が困難な状況が続いており、透析の患者数が減少したことが影響し、3,770万円の減額とさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

24年度中、これも9月でしたか、12月だか、看護師の対策も聞かせていただきましたけれども、そういうことも影響して、2棟体制から1棟体制、50床になってしまうわけですが、そういうところで少し変化が出てきたと。それを受けて、さらに1病棟体制の中で5,900万円の減額になるということでした。

ただ、そのときも同じような質問をさせていただきましたが、地域医療学講座で3名でしたか、医師が派遣をされて、そのことが安定確保として効果が出るのではないかというふうなことでした。ただ、数字だけはじますと、入り出で見れば、ほとんど変化がないと。だから、医師派遣の効果というのは、市民にとっての目に見える効果ではあっても、収益的に見たときにはそう大きな影響はないというふうなことも指摘をさせていただきました。

そういう意味からいくと、市民への安心感という点での効果だけではやはりまずいんであって、経営という視点も入れなければまずいので、そういうことからいきますと、この地域医療学講座、3,200万ほどお金も出しております。これは医師派遣のために出しておるわけじゃないですが、一応そのお金も出しておりますが、医業収益の効果というのはあったのかどうか。24年は一部改善したとおっしゃっておりますが、あったのかどうか。

あわせて、看護師対策というのがどうも一番大きなウエートを占めてきたのではないかなという印象を持ちますが、看護師対策の部分について、さらに必要性があるのかどうか、どのようにお考えなのか。この2点について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

寄附講座によります総合診療科医師、あるいは整形外科医師の派遣によりまして、診療体制の充実には大きな効果があったものと考えておまして、平成24年度の外来の患者数は平成23年度と比べ増加傾向となっているところでございます。しかしながら、先ほども申し上げました医業収

益全体につきましては、病棟の2病棟体制から1病棟体制への変更、また透析の専門医の常勤配置がなくなったことにより減収しているところでございます。

今後につきましては、診療体制が充実した効果を生かし、積極的に救急を受けていくことが経営改善につながっていくものと考えております。そのためにも、看護師の中途採用や看護学校との連携を行い、看護師の確保、定着化を図るとともに、三重大学に対しまして専門医の配置の働きかけを行ってまいることにより、経営改善につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のご答弁からいけば、効果はあったけど、マイナス要因があるんですね。それが透析のお医者さんが退職されたことと慢性的な看護師不足ということ。どちらかという、看護師不足が影響して、病棟体制に影響を受けてきたと。ここはやはり一般質問になってくるんで、確認だけにとどめますけれども、やはりこの辺の対策、対応が打てないと、まさしく収益というのは上がってこないんじゃないかなという印象を持たせていただきました。

次に、市からの負担金についてお尋ねをいたしたいと思います。これも24年度で確認をさせていただきます。

市からの負担金は、他会計負担金と他会計補助金があります。他会計負担金は、高度医療機器の更新がここ2年連続でありまして、減価償却費への負担が一千数百万上がってまいりました。ただ、他会計補助金は2億円以内に抑えるという改革プランの中で、ここはほとんど伸ばしていないということです。両方合わせまして、繰出金としては、今、25年度で3億2,000万になっております。それから、医療学講座へも3,000万ほど出しておりますので、総額で、全てのお金を入れますと25年度で3億5,000万程度、22年度が3億強でしたので、既に5,000万ぐらいの額が出ているという状況です。

さらに、それに追い打ちをかけるように、純損失も22年度から2カ年計上しておりまして、これも未処理欠損金で8,800万に積み上がってきたと。ですから、これももし欠損金として扱わなければ他会計補助金で出すわけですので、4億円を超える状況に今なってきたと。

こうなりますと、年々、特にまた25年度も少し経営的にも厳しいというふうな状況になっておりますが、この辺の負担軽減について何か方策はあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

他会計負担金といたしまして、地方公営企業の繰り入れ基準に従い、一般会計から医療センターに繰り入れております負担金は平成22年度以降増加しておりますが、この内容としましては、高度医療に要する経費として、平成22年度に更新いたしましたMR装置の減価償却費と保守委託料の2,710万円、本年度に更新いたしましたCTの減価償却費と保守委託料の1,950万円、平成23年度に開設いたしました院内保育所運営費の1,010万円の合計5,670万円が主にふえたものとなっております。このうち、減価償却費につきましては、6年で償却するというところでございますから、その後の負担金は減額となる見込みでございます。

経営改善の方策といたしましては、先ほども申し上げましたが、救急の積極的な受け入れ、それから病棟運営体制を確保するための看護職員の確保、定着が重要であると考えておまして、看護学校との提携等、具体的な取り組みを行い、経営改善につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

2年間医師も派遣をされて、ある意味医業収益を上げるというふうなこともあって、MRとCTも投入されて、今は建物の改修もされておるわけですけれども、なかなかそこが看護師不足というところがある意味ネックになってきているんじゃないかなというふうな印象を改めて持つところです。ですから、経費は出れども、営業収益が上がらなければ、減価償却はまたさらに経費になってくると。まさにこれは純損失の可能性もないことはないと思います。非常にやはり私は今、相当苦しい状況に来ているのではないかな、そんな印象を持ちます。

3点目に、経営健全化に向けた取り組みということで確認をしたいと思います。

改革プランも一応終わりました、新たなプランではなく、地域医療再構築プランというのも既につくってございますので、それにかわるものとしてはこれがあるのではないかなと思います。

そして、施政方針でも次期の地域医療再構築プランも策定をしていくんだということの報告がされております。その中では、病院事業管理者の配置の検討、これはマニフェストにもたしか似たような、はっきり管理者とは書いてないんですが、書いてあったと思いますが、今の地域医療再構築プランでは病院事業管理者の配置は検討を進めるというふうになっておりますけれども、一つの方策ではないかなというふうなことで、これも今年の9月定例会で質問いたしました、この病院事業管理者の配置の検討について、今後どのような手順を考えておられるのか確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

病院事業管理者の配置につきましては、亀山市地域医療再構築プランにおいて検討を行ってきたところでございますが、平成25年度はプランの最終年度となりますことから、その検証を踏まえ、新たに策定を予定しております次計画におきまして病院事業管理者の配置を位置づけ、その前提となります全部適用に向け、具体的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今は一部適用ですので、ある意味社長さんは市長になるわけですけれども、答弁はこうやって局長が答えられると。そうすると、お医者さんが大量にやめられた後の4億円近い赤字補填から、公的改革プランを入れて、70床体制ですか、60床、要するに減額をした経営に変えていったわけですね。さらに、そこに今度、医療学講座で入れることによって、またそれをふやそうとしたところ、ネックになってきたのが、今度は看護師確保になってきた。医師は来れども、今度は看

護師さんのほうがいなくなってきた。ちょっと悪い循環に入ってきた。そこで、今、投資がされてきた。ですから、いいタイミングにぐるぐるっと回ればよかったのが、悪いほうに今回つつある。そういう視点からいくと、こんな言い方をすると怒られるかもしれませんが、いつまでも聖域なんだろうかと、病院への補填というものは。やはりどこかで少し一遍原点に戻って、もう一度再構築プランの中で丁寧に議論していくということも必要ではないかな。そういう中から一つの議論を構築していかないと、ずっと3億円、下手すると4億円近いお金をずっと入れることになる。それで経営が伸びればいいですけども、やはり看護師さんという一番重要なところが欠落してしまうと、なかなか患者さんの増に結びつかないようなことになってくるので、この辺については改めて、またこれはことしの経営の確認ですので、また違う場面でこういう議論についても今後進めさせていただきたいというふうに思います。

次に最後に、議案第37号平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について、3点質疑をさせていただきます。

最初に、25年度決算の報告時期についてお尋ねをいたします。

25年度の国民宿舎事業会計は、指定管理者の導入が決まりましたので、6月30日までの3カ月間の予算編成となっております。これで国民宿舎事業会計は打ち切りとなるわけです。このときの決算の報告ですね。通常ですと24年度はこの9月になるわけですが、25年の6月で終わるこの決算についてはどのタイミングで報告がなされるのか。従来どおり来年の9月になるのか、26年になるのか、25年度中に考えておられるのか。決算の報告時期について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

平成25年度国民宿舎事業の決算報告につきましては、地方公営企業法第30条において、管理者は毎事業年度終了後2カ月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、事業報告を市長に提出しなければならない。また、同条の第4項において、監査委員の審査を付した決算を監査委員の意見をつけて、遅くとも当該年度終了後3カ月を経過した後において最初に招集される定例会である議会に付さなければならないという規定がございます。このことから、平成25年6月30日をもって終了する国民宿舎事業の企業会計決算は、決算の調製、監査委員の審査等、時間を要することから、今後、議会との調整も必要と存じますが、平成25年12月議会を予定させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

手続上3カ月以降ということですので、12月をめどに検討するということでもございました。

2点目に、決算時の状況について、資金不足に陥らないのかということだけちょっと確認をさせてほしいと思います。

平成24年度予定の損益計算書では、24年度の純損失が2,400万見込んでおられて、当年度未処理欠損金が6,500万程度、それから25年度も収入がありませんので、当初から730万円の赤字の予算となっております。25年度の予算での収益的収支、資本的支出の合計が1億

円ほど支出もあるということで少し心配をしておりましたが、25年度の予定貸借対照表を見せていただくと、未処理欠損金も計上しておりますが、現金預金が1,500万程度計上されているということで、資金はあるのかなという気はしますが、改めて、決算時において資金不足になることはないのか確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

平成25年度決算時に資金不足は生じないのかというお尋ねでございます。平成25年度の予算につきましては、現金の収支を伴わない減価償却も含んでおります。このことから、現金の伴う必要額としては、3条予算の収支差し引きとして445万2,000円、4条予算の建設改良費で9,650万円、合わせまして1億95万2,000円となります。

また、指定管理期間中の指定管理料及び修繕料の合計を1,076万4,000円と見込んで、今後の指定管理期間中における総事業費として1億1,171万6,000円の支出を現在見込んでおります。

一方、平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算において、予定貸借対照表では現金預金の額を1億2,495万円と見込んでおります。

このことから、平成25年度決算時における資金計画につきましては、指定管理料及び指定管理期間中の修繕を含めて、必要資金については確保できるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一番心配をしておりましたが、資金不足にならないということで確認をさせていただきました。

ちょっと時間がないので、次に入らせていただきます。

最後に、関ロッジ・道の駅の経営内容の報告についてお尋ねをしたいと思います。

25年度の6月でこの会計は終了となります。そうなりますと、その後は指定管理者の導入ということで、従来の決算時における関ロッジや道の駅の経営内容の報告がされないのではないかとこの懸念を持っております。これまで指定管理となった施設の経営内容は議会に対して具体的な報告はありませんので、ある意味監査委員において指定管理監査というのがチェックの基本になると。ただ、これだけいろいろ議論をして指定管理に移すわけですので、ある意味、その利用状況、経営収支状況については、私は議会に報告があってしかるべきというふうなことの考えが正しいのではないかと思います。その辺の考え方について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

指定管理者導入以降の経営内容の報告についてでございますけれども、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条において、指定管理者に毎事業年度終了後60日以内に事業報告書を作成し、市長へ提出することと定めております。関ロッジ及び道の駅指定管理業務仕様書においても、条例の規定により市への事業報告の提出を指定管理者に義務づけておるところで

ございます。このようなことから、市としてはモニタリングや提出された事業報告書をもとに評価、検証を行い、指定管理者の運営管理について十分把握し、経営状況についても確認するところでございます。

私ども、以上、宿舍事業としての所管の立場からお答えをさせていただきました。指定管理全般のことにつきましては企画部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

現在でございますが、各担当室から、指定管理者から提出されました事業報告書及び実地調査を踏まえて調査しました指定管理事業検証結果報告書を作成し、これらを取りまとめたものを行政改革推進委員会——外部で構成するものがございますが——に報告し、市のホームページにより市民に公表いたしておるところでございます。この指定管理事業検証結果報告書につきましては、行政改革推進委員会から、収支の状況や施設の利用状況を追加するなど、内容を充実すべきとのご意見をいただいております。

今後におきましては、関ロジ及び道の駅関宿が企業会計から一般会計に移行することを契機としまして、また先ほど申しました行政改革推進委員会のご意見を踏まえて、議会への報告の方法につきましては、庁内において十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ホームページに公開がされているということですので、これを見ればいいのかもかもしれませんが、やはり相当大的なさまざまな議論を経てここへ来ましたので、やはり立ち上がりの部分はきっちり議会への報告も入れながら、どんな状況なのか、うまくこれが滑り出しているのかどうか、私はその検証は議会でもきっちりやらせていただきたいということを申し述べて、質疑を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時21分 休憩）

（午後 3時31分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。議案質疑をさせていただきます。

今回の質疑は、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算について質問をさせていただきます。

私、きょう6番目ということで、予算の考え方等大きなテーマについては前の方がやっていただけるということで、個別の事業を2つ取り上げさせていただきました。一般会計予算209億円の中では、事業費としては小さな事業でございますが、予算編成の考え方、あるいはこれからの亀山はどうなっていくんだということの意味では、重要な視点だと思い、質疑をさせていただきます。よろしくをお願いします。

まず総務費、市民活動応援事業について質問をさせていただきます。

いきなり個別の質問に入る前に、市民の方々にもわかりづらいと思い、制度の目的について質問をしたいんですけども、先ほど宮崎議員も質問がありましたので、重複のない角度から、特にこの事業の行政施策の全体像の中での位置づけを中心に、目的についてお答えを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の事業の目的でございますけれども、亀山市市民活動応援事業は、市が発行する市民活動応援券を市民の方に活用していただくことを通じまして市民活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的といたしております。

その中で、後期基本計画では、4つのプロジェクトの推進力を高めるエンジンの役割を果たすための一つの仕組みとして、市民活動応援事業といたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この事業単体で捉えるなら、後期基本計画の中の市民参画協働と交流の場の創造という基本施策に位置づけられていると思いますけれども、その中で、市民活動の自立と活性化を図るんだという意味合いがあると同時に、今、部長が述べられたように、4つのプロジェクトですね。まち守り、まち磨き、みんな健康、そして子供の輝き、このプロジェクトの大きな推進役のエンジンとしたいというような答弁と理解をさせていただきました。

私なりの理解ですと、今まで市民活動というのは、どちらかという、まちづくりのグラウンド、あるいはピッチ、ステージの中で、観客席とか、あるいは場外で活動されていた方々をそのステージに入ってきて、そしてまちづくりのパートナーとなっていて、地域力を高める、そういうエンジンになる、そういう一角を担っていただきたい、そんな趣旨だというような制度と理解をしております。

次に、制度の仕組みについて説明をいただきたいんですけども、先ほどの宮崎議員への答弁の中では、仕組みとか、あるいは流れよりも、むしろ制度の狙いとか、期待する成果のほうを重んじるような答弁が多かったと思うんです。ここでは、市民の方にもわかるようにシンプルに制度の仕組みとか流れについて、簡単に説明を願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

当事業の仕組みということで、亀山市が事務局となりまして、この制度でございますけれども、地区コミュニティに応援券を交付いたします。交付された応援券の使用法といたしましては、地区コミュニティの行事に参加した市民の方に配付していただく方法やら、市民活動団体への依頼事業のお礼として使用いただく方法がございます。

応援券を手にした市民の方は、市民間のお礼や市民活動団体へ寄附をしたりすることも可能となっております。

応援券を取得した市民活動団体は、市に交付金申請をしていただき、活動資金を得、今後の活動に生かしていただくといった仕組みでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

制度の仕組みについては、検討委員会の方、かなり苦労されたんじゃないかなと。試行錯誤ですね。私も傍聴させていただきましたけれども、特にコミュニティに応援券を配付した後の動きとか、循環、あるいはお礼とか、応援の伝え方、運用について、さまざまに問題がひょっとしたら生じる可能性もあると思います。しかしながら、先ほどの目的の中で、上手に知恵を出し合い、これがうまく回っていく、循環をしていただく事業につなげていただければなあと思います。

そんな中、最後に2つ確認したいんですけども、当初はこの制度、地域通貨券という名前で発足した制度だと思います。これが、多分第4回目の検討委員会、昨年5月25日ですね。これが応援券になった。これはどういう意味で応援券という名前に変更したかという問題と、いよいよスケジュールを見ますと、10月からこの応援券を発行するわけですが、初年度、金額ベースでどれぐらいの発行になるかということをお知らせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

当初、市民活動応援制度検討委員会におきまして地域通貨券を用いた制度を検討してまいりましたが、議論の途中で、地域通貨券はいつ換金できるのか、どこで使えるのかというご意見や、他市で実施しております商品が購入できる地域通貨券のイメージを持ちやすいということでございました。亀山市が目指す、市民みんなで市民活動団体を応援する仕組みとしての応援券は、すぐにお金にかえることはできない券であり、登録した団体のみが交付申請、請求できることから応援券としたところでございます。

それと、全体の金額でどれぐらいかというご質問でございます。各地区コミュニティに交付いたします応援券は、1地区当たり基本割として3万円プラス人数割として1人100円の相当枚数で、全体合計といたしまして575万円分を交付予定といたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

地域通貨券という名前のほうが少しインパクトがあるのかなと、そんな思いもします。

それからもう一つ、通貨といいますと、為替取引の関係で抵触するかなとか、いろいろ疑問があ

りましたけれども、制度自体の目的等が変わったわけではないので、一定の理解はさせていただきます。

それから、金額の件について、一つ質疑させてください。

今、基本が3万円で、25コミュニティ、人数頭というか、1人当たり100円ということで、575万という答弁でしたけれども、この制度の充実とか、活動の高まりを見せ、うまく回るよう、循環をするようになったときは増額ということも、次の質問にも関連しますので、増額も考えられるかということを知りたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

本制度の理念や仕組みを理解していただきまして、市内で活動する多くの団体や市民の方々が制度を活用し、応援券がうまく循環すれば、交付枚数の検討もする時が来るのではないかと考えております。制度の効果や評価を行う検証委員会の中で検討していただくことになろうかと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

まちを動かすんだと。まちづくりを、先ほども議論がありましたが、みずからつくっていくんだという観点からすれば、この事業は推進をしていくべきだと私も思いますけれども、やはり税金という公金を使うわけですから、一定の制約を受けるし、そういう意味で、2点ほどちょっと厳しい質疑をしたいんですけども、目的の中で、市民活動の自立と活性化がうたわれているわけです。市民活動の自立という意味からすれば、それからもう一つ、先ほども循環をしていけば予算枠も考えられるという答弁の中では、市の補助金、あるいは社会福祉協議会が出している助成金の減額や廃止も視野に入っている事業なのかということ。

それからもう一つは、団体登録要件の中で、公益性のある活動をしていることということが明記されているんです。ということは、この事業は将来行政サービスの代行も視野に入れているか。この2点の答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民活動応援制度は、新たな市民活動の応援制度として実施してまいるので、現在の補助金などの制度につきましては、引き続き活用していただきたいと存じております。

本制度の仕組みや理念が定着するまでは一定の期間を要するものと考えておりますが、将来、本制度が定着し、多くの団体が応援制度を活用することになりましたら、既存の補助制度について検討する時期であると考えているところでございます。

それともう一つ、公益性の問題でございますけれども、市民活動団体が行う公益性のある活動は、あくまで市民活動の自主的な活動であり、広く市民を受益者としております。市が行います行政サービスの代行までを求めるものではないと考えておるところでございます。

また、この制度により、新たな公共領域のサービスの担い手を育成するきっかけになるような期待もするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

将来、行政サービスの代行のきっかけづくりになる事業に、そういう視点からも捉えていただきたいなという思いを伝えたいと思います。

次に、団体登録の資格要件という項に入りますけれども、1番から12番までいろいろあるんですけど、1番、市内に事務所を有する。事務所を有する、こういう活動の方がいるのかなと思ったり、あるいは市内に住所を有する構成員が3名。家族でもいいのかなとか、いろいろ思ったんですけど、一番私がわかりにくかったのは、7番の、市民を主たる対象とする事業活動であること。これ、少し説明をしていただきたいんですけど。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

7番目の要件の、市民を主たる対象とする事業活動であることということにつきましては、登録できる市民活動団体の要件として、今、市民を対象としたサービスが提供できることとしております。地区コミュニティに交付した応援券が地区内にとどまることなく、全市的に活動する団体を応援していただくため、地域内の特定の団体ではなく、テーマ型の団体を応援する制度といたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

具体的に登録できるかできないか聞かせてください。例えば川崎小学校の生徒の登下校に毎日のように安全指導をするグループの方に対して、地区コミュニティの皆さんがこのグループに年に一、二度お茶会でもする機会にこの券を使いたいなあ。あるいは、市民の方がこのグループにこの券をもってお礼をしたい。これはだめなんですね。今の答弁ですと、要請があれば、市内のどこでも駆けつけるグループでないと登録できないわけですね。ちょっと確認させてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員のほうから例も挙げていただきましたですけども、先ほどちょっと意味が、説明が下手で通じなかったかもわかりませんが、要はテーマ型の団体ということで、地区内でそういった活動をする団体については登録はできないということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

説明は上手で、十分理解はさせてもらったつもりです。確かにそういうことで決めたということ

ならいいんですけど、ちょっと事業参加団体を狭めたかなあという思いがしますけれども、これは動き始めた中で、ぜひ委員会等の中で課題としていただきたいと思います。

次に、応援券の利用制限について少し触れたいと思います。

登録団体の登録要綱の中に、市の補助金及び社会福祉協議会の助成金の交付を受けない団体だと記載されています。重複受給の禁止の考え方と、もう一つ、一例を挙げます。今、社協から福祉ボランティア基金の助成金をいただいている亀山朗読奉仕会というグループがごぞいます。市内の視覚障害の方々に広報「かめやま」、月2回ですね。議会日より、年5回、その他、録音図書の制作等、16名の方で頑張っているグループがあるんですけども、この事業の活動内容を見ますと、社協からのボランティア基金の助成金ではとても賄えないんです。みずから16名の方が会費なり、あるいは自己資金を出して、それで成り立っているグループなんですけれども、この方々もやはり助成金をいただいているんですから、できないですね。市民の方が、これだけのことをやっていたら、この応援券を使いたいなあという場合でも使えないわけですね。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市は、応援券による交付金交付も、補助金交付も、市民活動団体支援の一つであると考えております。交付金として受けた、同じ年度に交付金を自己資金とし、他の補助金を申請することは、市から団体へ同年度に二重の交付となります。したがって、25年10月に応援券を交付いたしましても、25、26年度は補助金を取得して活動はいただき、27年度、今度交付要求する時点なんですけれども、27年度に応援券の交付申請をしていただくときに、補助金か交付金かのどちらかを選択していただければよいものと考えております。

また、交付金につきましては、その使い方は限定されておりません。ただし、団体交付金でありますことから、市民活動団体に対して個人に分配しない旨の条件はつける予定であります。

今のは、ずっとそのまま補助金を受けてもらって、27年度で応援券と補助金とてんびんにかけてもらって、得なほうを団体のほうに選んでもらうということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

説明は十分わかります。亀山市の補助金等交付規則の中には、重複受給の禁止はうたわれてないと思います。例えば社協の助成金、今18団体、それから共同募金から、特に地域の生き生きサロンあたりに配分されている部分もあるんですけども、社協あたりの配分を見ますと、市の一般会計からの補助金、あるいは市から社協を通しての補助金、それから共同募金からの補助金、ボランティア基金からの補助金、合わせて二重三重の補助金、助成金が配分されているんです。もちろんこれ、いただいても、ぎゅうぎゅうの会計をされていることも確かなんですけどね。

だから、私、聞きたいのは、この検討委員会の中で、一部、あるいは時として補助金、助成金の二重受給は禁止ということを前提で検討した感が私はあると思うんです。一部重複を認めてもいいんじゃないかという議論というのは、検討委員会の中であつたんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

検討委員会の議論の中では補助金と交付金の重複申請の議論がございましたが、補助金も交付金も団体支援に変わらず、二重の交付は避けるべきだという判断をしたところでございます。

また、本制度の仕組みや理念が定着するまでは一定の期間を要するものと考えておりますが、制度の効果や登録団体の審査を行う審査検証委員会を設置いたすこととしておりますので、課題等が発生した場合、改善策など、制度の健全な運営を目指すために、そういうご意見もいただくということで考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

二重受給は禁止という前提に立って議論したのではない。議論した中でそういうことを決めただということを確認させていただきました。

いま一つは、このことについても、検証委員会の中で上手にうまく回っていくような議論ができたらうれしいかと思えます。

今後の展開についてという質問をします。時間がありませんので、一つ、地域福祉活動計画の中身を見ますと、ボランティアポイント制度の導入というのが明記されているんですね。その意味からして、今回の市民活動応援事業との整合がどうなのかというふうになんか疑問が生まれてしまうんですけども、ばらばらばらばら、別々のものがそういう制度を立ち上げるのはいかなものかなという視点で、このボランティアポイント制度の導入と市民活動応援事業についての整合はどうなのかという質問をします。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

検討委員会の委員として社会福祉協議会から参画もいただいておりますので、地域福祉計画にはボランティアポイント制度が記載されておりますので、将来、本制度が定着し、ボランティアポイント制度の仕組みが検討される段階で整合を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

いよいよ動き始めるこの事業、私は、この事業の成否は職員の認識だと思うんです。本当に先ほども、団体自治から住民自治への強化、あるいは成熟が肝心だという議論もございました。この事業、全ての職員の方が制度としてしっかりと認識をされ、たまに市民の方から伺ったら、私は環境だから知らないよとか、市民部じゃない。これは困るんです。立ち上げた限り、どうにか動く、回していくという意味では、職員の研修等、非常に私は大切と考えます。そういう職員研修等の考え方について答弁を願います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の制度は、亀山市独自の制度であり、制度の理念や仕組みを理解していただくまでには時間を有するものと考えており、市民の皆様と一緒に作り上げていく制度でもありますので、地区コミュニティ、市民活動団体や市民の皆様にご丁寧な説明や周知を行う予定でございます。また、議員ご指摘のとおり、市の職員もこの制度の理解が必要であると考えております。したがって、市の職員に対しましても制度の情報も誰もが取得できるよう、庁内電子掲示板に掲載をいたしまして、特に地域担当職員に対しましては、市民の方に具体的な制度の運用がお示しできるように研修を重ね、制度の仕組みと理解、意識づけを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

住民自治の強化、成熟の第一歩の事業だという認識を持って当たっていただきたいと思います。次の項に移ります。教育費、白川小学校耐震化事業について質疑をさせていただきます。

この事業、平成25年度予算1億1,140万計上されておりますけれども、当初の計画ですと、4,800万なんです。これが6,360万の増加をしたということです。それから、24年、25年、26年の3カ年の総額は、当初の1億670万から約2.2倍の2億3,270万に膨れ上がったわけです。その要因について、簡単にご説明願います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

白川小学校耐震化事業の事業費が大幅に増加した要因でございますが、1点目に、補強計画設計の基準となります木造住宅の耐震診断の補強方法が昨年6月に改定されたことに伴い、耐力壁増設などの補強内容が当初見込みよりも大幅にふえたこと。2点目に、現地詳細調査の結果、基礎の補強工事等が必要となったこと。3点目に、白川小学校の校舎が国の登録有形文化財に登録されておりますことから、文化庁から、建物の外観だけではなく、内部も建築当時の仕様がたくさん残されており、文化的財産価値が高いため、原状復旧が可能な範囲においては保存すべきであるとの指導を受け、内外装の原状復旧が必要になってきたこと。以上の3点が主な要因でありまして、これらに付随し、仮設工事や設備工事、諸経費も増加したことから事業費が大幅に増加したものであります。なお、事業費の増加に伴い、国からの補助金も増額されることとなっております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

質疑だけさせていただきます。有形文化財となったために要する、いわゆる今の説明ですと、内外装の原状復旧が必要だということなんですけれども、有形文化財に指定されることになったから、かかった費用がどれぐらいなのかということと、もう一つは、当初見込んでいなかったら、基礎工事が必要になったということなんです。これは、基準が変わったことに起因しているんですか。この2つ。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

1点目の登録文化財としての費用がどれぐらいになったかということですが、床をめくって、それをそのまま使ったりするなどの費用で約3,000万ほどの多くの費用を要することになりました。基礎については、詳細な基礎、床にあるんですが、それを割ったりして、中の鉄筋状況も確認した結果、さらに鉄筋を巻いた基礎工事が必要となったことからでございます。それは当初の、先ほど私が言いました木造住宅の耐震診断と補強方法の基準が変わったわけではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

3,000万、有形文化財として原状復旧だから3,000万というのは意外に少ないなあという感想を私は持ちます。

2点目の問題は、鉄筋が入っているか入っていないかというのは、23年度の耐震診断の中で、今の答弁ですと、無筋コンクリートだから、また鉄筋を入れなきゃいけないような答弁だったんですけど、それ、診断が甘いということではなかったのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

その診断が甘いということもあつたかもわかりませんが、その当時の段階で基礎を見たんですけど、床をめくったりするまでの調査をしなかったということもあつて、今回の設計をする段階で床をめくって、中へ入って、全部の基礎を調査した結果、必要となってきたことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと合点がいきませんが、予算の関係で質疑をさせていただきます。

第1次実施計画の変更の資料をいただきました。今回はこの事業、文化庁の文化財保存の補助金約50%、極めて高い補助率でいただいております。一つは、その文化財の補助金を使わず、ほかの補助金のメニューがなかったのかということと、合併特例債を25年、26年にわたり1億6,800万の起債をすることですが、これも合併特例債を使わずして、後に交付税措置される有利な地方債、あるいは事業債はなかったかということを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

文化庁の文化財等保存整備費補助金以外の補助メニューといたしましては、学校耐震化事業として活用しています文部科学省の学校施設環境改善交付金がございます。この交付金は、耐震補強する学校の面積に国の定めた補助単価を掛けた金額に対して3分の2の補助金が交付されるものでございます。ちなみに平成24年度補助単価で計算しますと約1,800万円ほどとなりまして、文

化財等保存整備費補助金のほうが約8,700万円ほど多く受けられることとなっております。

文部科学省の交付金を使った場合は、学校教育施設等整備事業債を起債として活用することができるものとなっております。ちなみに国庫補助対象分の90%と単独分の75%が起債対象となることとなっております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私どもは、文化庁から50%補助を受けて、あと合併特例債を使うんだと。もうそれが選択肢の中ではそれしかないというような認識で報告。調べますと、あるんですね、今の答弁のとおり。いわゆる文科省から補助金等1,800万と、あと起債ができるのは4,870万くらいあるんです。だから、当然これ、よく吟味すれば、補助金をいただいて、合併特例債を使ったほうが得なことはわかるんですけども、選択肢があったということはしっかり確認しておかなきゃいけないと私は思うんです。

次に、選択肢という意味で、もう一つ、デリケートな質問をさせていただきます。今、白川小学校は生徒数51名ですか、幸いにして在校生の方も減ってないんです。むしろ微増な状態だと思います。しかしながら、この建物は昭和29年に建てられ、築60年になるわけです。今回の耐震補強をもってしても、これからさまざまなメンテナンス、あるいは今、ICT教育の問題とか、学習環境等を考えた場合、今の校舎は文化財として何らかの代替も含めて残して、今の生徒数、あるいは学習環境に合ったコンパクトな建てかえというような議論はなかったかということだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

当然新しく建てた場合の費用を我々も検討もさせていただきましたし、いろんな観点から検討した結果、これが一番いい方法だと結論づけたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それならよろしいんです。いわゆる市長が政治理念の中で、対症療法的な手法はだめなんだと。長期的な視野に立って、包括的な予防的な施策が必要なんだと、そういう転換が今求められているんだという文言を見たときに、こういうことが議論されたかなあという確認だけをさせていただきました。

次に、合併特例債の活用をした理由についてということでございます。

昨年の9月議会の中で、白川小学校の耐震事業に合併特例債を活用することはいつ議会に示されましたかという質問の中で、実施計画の中では整理がついている旨の答弁をいただきました。確かに計画の中では地方債という名目で書いてあるんですけども、合併特例債と書いてないんです。例えば先ほども紹介しました学校施設整備事業債とか、こういうのはあるわけです。だから、改めて聞きたいんですけども、この白川小学校の耐震事業に対して、文面をもって合併特例債を活用

するということをいつアナウンスしていただいたのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

9月にご答弁させていただいて、会議録も確認させていただきましたが、そういった部分の明快な私どものほうからの答弁はございませんでしたので、実施計画の中で地方債を活用するというふうなのみでございましたので、今後、合併特例債を活用するという部分については、今回については、白川小学校ともう一つ、北東分署建設事業がございますが、この2つということですが、今後、合併特例債を活用するという事業については、もう少し丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、白川小学校の耐震事業を見た場合は、全体の2億3,000万の中で、文科省から1億7,000万、それから交付税として振りかえられる部分が7,500万と、市の負担分は3,700万、2億3,000万の事業で3,700万程度で市の負担分がおさまるという意味では、合併特例債を活用することは有利な利口なやり方。これはわかるんです。しかし、これは白川小学校の耐震工事に限った部分最適分だと思えます。

それで、もう時間がないので言いますけれども、先ほどの答弁の中で、これからの合併特例債の使い道の紹介がありました。具体的に南部コミュニティ、それから主要幹線、多分和賀白川線の延伸の工事だと思います。それから、し尿処理場ですね、合併を使った。

そうして見ますと、ちょっとパネルを用意しましたんで見ていただきたいと思えます。皆さんにお渡しした資料は金額の単位が書いてございません。1,000円でございます。斎場建設2億4,640万、ずっといきまして、和賀白川、野村布気、関中、北東分署、基金は2つ別として、今回、白川小学校の耐震改修事業1億680万を起債するということがあったんですけれども、ここに私、波線を入れさせてもらったんですね。波線を入れたのは、合併特例債の活用の意味では、性質が大きく違うということをお願いして波線を入れたんです。というのは、事業分の上の斎場から始まって、北東分署までは、いわゆる事業費のほとんどが起債、いわゆる95%の起債をして、70%という交付税措置される、基準財政需要額として認められる事業なんです、上のものについては。しかしながら、白川小学校は、2億3,000万の中の1億680万が起債の基準の額なわけですね。ということは、合併特例債が有利だ有利だと言いながら、今回は全体事業に対して計算をしていきますと、43%ぐらいのものしか交付税措置がされないということ、パーセントは別として、いわゆる全体事業の中で本当に有利に活用できたかということを開きたいんです。

もう一つは、先ほどの企画部長の答弁ですと、し尿処理場も合併特例債を使うということなんです。実は2年前に溶融炉の事業に対して、合併特例債を使わずに、一般廃棄物事業債との比較の中で、多分市が交付税措置をされる金額の差が3億円くらいだと思うんです。今度のし尿処理場も差額は多分2億円くらいだと思うんですね。そうしますと、市長が前々から言ってきた3つのことがあります。合併特例債の考え方というのは、使い切るべきものではないんだと。あくまでも借金

であるから、使うべきものではないということ。それから、2つ目は、とりわけ大きい事業だということですね。3つ目は何だったかな。その2つでもいいんです。だから、今回、白川小学校の耐震事業を迎えるに当たって、最大に利用できるものでなくても、市が今の財政環境からすれば、たとえ差額が2億であっても、2億は大きいんですけど、あるいは全体として95%の7割の交付税措置をもらわないものでも、使うものは使っていくんだという方向転換をしたんでしょうか。その辺だけ確認したいんです。具体的には事業がきょう初めて明示されました。し尿処理場の問題、南部コミュニティ、あるいは和賀白川線の延伸、これはされましたけれども、考え方、あるいはその変更に対する説明責任が私どもは全然受けてないわけです。その考え方が変わりましたよということをぜひ言っていただきたい、市長に。答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この合併特例債の活用につきまして、基本方針は、今少し触れていただきましたけれども、従来からも申し上げてまいりました。新市まちづくり計画の位置づけのある事業で、大規模な事業を基本的な対象として検討してまいったところでございます。また、一方では、合併特例債といえども市の借金でございますので、後年度負担への影響にも留意をしつつ、有効に活用してまいったところでございます。ご案内のように、合併特例債の活用期限が延長されるといった環境の変化、同時に厳しさを増す本市の財政状況、これらを踏まえまして、これまでの基本的な考え方は持ちつつも、有効な財源の一つである合併特例債をこれまで以上に柔軟に活用してまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

これまで以上に柔軟にというお答えでは、私はこの考え方の変更に対する説明責任は果たしていないのではないかというふうに、その思いを伝えて、議案質疑を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時17分 休憩）

（午後 4時26分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。通告に従い、質疑をしていきます。

まず第1点目、議案第23号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算についてお

伺いをします。

今回の補正の内容をまずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の補正予算の内容といたしまして、歳入では、本年度の医療費の低迷している状況による国庫支出金及び共同事業交付金の減額、人件費の減による一般会計からの繰入金の減額、また諸収入として、国民健康保険高額療養費貸付基金の廃止に伴う200万円の増額を計上いたしております。

歳出におきましては、同様に人件費及び医療費の状況から共同事業拠出金の減額を計上いたしております。

本年度の決算見込みといたしまして、現時点では、歳出の70%を占める保険給付費が、12月診療分までではございますが、昨年度実績と同じという状況であり、また1月からのインフルエンザも昨年度のように大流行にならなかったことにより、一般会計からの法定外繰入金5,327万6,000円を入れずに、黒字決算となる見込みでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

補正の内容から決算の見込みまで答弁くださいましたが、いつもですと、この時期、インフルエンザでまた医療費が伸びるんだらうかと心配しておりましたが、そういうこともなくて、それはよかったなと思うんですが、先ほどのご答弁ですと、黒字決算となるということで、一般会計からの繰り入れを使わないで済むという言い方でしたが、昨年度も私ども、これは一般会計に繰り入れを戻すべきではないという議論をさせていただいたんですが、ここで1点確認をさせていただきたいと思います。

他の自治体では、このような黒字決算となったとき、一般会計の法定外の繰り入れの扱いをどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

他市における法定外の取り扱いについてということでご答弁をさせていただきます。

三重県内14市の23年度決算状況から申し上げますと、当初予算に法定外繰入金を計上している市は9市でございます。そのうち、赤字決算となった4市は、差し引いた後の差額分を国保会計及び基金へ積み立てております。残り5市につきましては、黒字決算となったものの、少額な繰入金のため、そのまま国保会計内で執行することとさせていただきます。これらの取り扱いは、それぞれの市の事情もあり、最終的には保険者の判断となるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

他の市では、5つの市が法定外繰り入れをしながら黒字決算となって、そのまま国保会計にとど

めたというご答弁でした。

亀山市の場合は、財務規律ということとどめなかったわけですけれども、こういうほかの市があるということが確認できました。

この是非については、またあす、一般質問で服部議員がしますので、そこに送りまして、次の質問に移りたいと思います。

私は、今回もやっぱりこの一般会計に戻すべきではないという考えでおります。多分虎の子の基金も少なく、数十万という少ない額になってくるんだと思いますので、そういう考えではおります。

次の質疑です。議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算から、市民活動応援事業についてお伺いします。

先ほど鈴木議員からも詳しい質疑がありましたが、また私からは、違った観点からお伺いをしていきたいと思います。

まず、この事業についてお伺いしましたときに、私は2つの疑問が起きました。果たしてこの応援券というものを利用した制度が市民活動全体を本当に応援していくことになるんだろうかという素朴な疑問と、あと換金を、25年度に発券されて、27年度まで換金ができないということの意味がわからないなあという素朴な疑問でした。先ほどからいろいろ細かいことが聞かれてましたので、私も具体的なことを聞きながら、それについて確認をしていきたいと思います。

まず、この制度の内容も先ほどご説明がありましたが、市民活動を多様で活発にすることが地域力、市民力を向上することにつながって、よりよいまちづくりにつながるというようなことも言われてました。非常に市民活動というのを、施策の中で重要な位置づけにしておられるなあということを思いました。それほど大事な市民活動なわけですけれども、この資料をいただきまして、市民活動とは何ぞやというところがもう一つわからないなあと思ひまして、調べてみましたら、簡単な辞書では、市民がみずからの関心や思いから発して、自分の生活や市民生活や、またコミュニティに対して貢献する。それを目的にして、自発的に行う社会活動であるというようなことが書いてありました。そこを一言で言って、このいただいた資料ですと、公益性のある活動をしているということであらわしているんだろうとは思ひます。

この大事な市民活動ですけれども、今までは市が審査して、補助金という形、あるいは協働では人も出していたこともあったかもしれませんが、応援をしていた。今度からは、私はそれを市民にげたを預けていいのかなと思ひましたが、その補助金制度は補助金制度で保ちながら、そこにはかからない市民活動をこの新しい事業で応援していくんだというふうに、先ほどからの、けさからも少しありましたけれども、質疑の中で確認をしたところです。もし間違っていたら、後でご答弁ください。

この市民活動の応援の仕方が変わるというか、広がるわけですけれども、今まで市民活動応援にかけていた費用が大体どれぐらいで、これからは全体でどれぐらいになるのかということがわかりましたら、お答え願ひたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今までの制度として、大きく市民参画協働事業推進補助金制度というのがございまして、議員が

言われるように、協働してやる事業、それと市民活動の支援をする事業、こういう大きな流れがあって、主に補助金として出されるのが応援事業というものでございます。過去3年の数字で申しわけないんですけども、全体の補助額としては、22年度が123万4,000円、これは6団体でございます。それと、23年度は88万4,000円、4団体。それと、24年度は20万円で3団体と。この制度につきましては、先ほど来、さきにご質問いただいた議員のほうにご答弁申し上げておたんですけども、回数に制限があると。まずスタートということで1回、それからあとは3回の、それは全体事業費の2分の1というような額で補助をいたしておる制度、トータル4回受けられる事業ということでございます。

今後は、先ほど鈴木議員にご説明をさせていただいたときに、金額が25年度では525万円分の事業費を想定しております。それと、この支援事業についてはそのまま初回の方もありますので、当分の間はこのまま支援事業として続けていくという考えでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までの応援の仕方、額面だけでいいと随分と広がっていくし、多分団体数も数団体からたくさんの方に広がるだろうし、税金もたくさん投入される事業であることがわかりました。

先ほど来、新しい制度は交付金である。今までは補助金であると。補助金から交付金へ変わる意味合いについて、もう少し聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

俗に言う補助金とは、事業に対して、公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するもので、本来は余剰金は発生しないものと考えております。目的達成のために足りない資金を補助するための資金でございます。また、補助金を得るには、申請とか、事業計画書、支出計算書、事業実績報告書の提出が必要となります。換金年度に換金額と同年度の補助金を必要とするならば、換金分の事業計画を立て、事業を行い、実施報告を提出するさまざまな手続が必要になってきます。

交付金については、先ほど来からご説明をさせてもらっておりますけれども、団体に対して地方公共団体が支出すると。事業じゃなしに、団体に対して支出すると。この制度では、市民がその団体に対して評価をして、応援券として評価をした。それに対して交付をするというような、制度上では大きく違くと。それと、交付金については用途は問わない。それから、さまざまな諸手続的なものもできるだけ省いて、簡単に団体が申請をいただくような形に設計はしてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

交付金となることによって、事業という縛りを受けなくなると。団体にとってはありがたいことなのかもしれませんが、先ほども聞きましたように、たくさんのお金が使われるということで、団体を支援するわけですが、どういうことをされたのか、先ほど言われる公益性についてはシビアな精査がきっとこれから必要になってくるのかなということを感じました。

それで、この応援券というのが各コミュニティにまず配られると。この10月から配られて、27年度に交付金として換金をされるということなんですけれども、この27年度まで換金を延ばす意味は何なんでしょうか。私が感じたのは、この10月から配られて、例えばコミュニティなんかでコンサートに来てくださった団体に応援券を上げたいわと。そこにいらした方が受けていただきたいという思いがするんですけど、2年後、27年度になったら、その方たちがいないかもしれないという気もするんですけども、その27年度まで延ばす意味についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の応援事業については、25年度からスタートすると。応援券については、10月に各地区コミュニティに交付をさせていただくと。交付額については、先ほど鈴木議員に申したように、1地区、基本割として3万円、それから人数割として1人100円相当額の枚数で、事業費としては575万円分の券を配ると。

そんな中で、なぜだということですけども、25年と26年というのは、通常そういった活動団体の方が今まで受けられておった補助金というのはそのまま申請をしていただいても構いません。その活動の中で、今回、応援券を手にしていただくと。27年度に初めて交付申請をしていただいで、27年度の補助金申請のときにどちらが有利かという選択をしてもらうというような制度でございまして、1年間というのは、市内に応援券が滞留することによって、応援券が複数回利用していただける可能性がございます。ということは、1回より2回、2回より3回利用されるということは、それだけ活動が活発になると。動くということの狙いもあって、初年度は10月から、それはその制度の周知という意味もございまして、約1年半かけて、活動していただいた方に対して27年度交付するというような予定といたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

27年度までいただいた券をずっと持っているのではなくて、それがまたどこかに回る。同じ券が2回使われるということですかね。もう一つメリットがわかりにくいんですね。

私ら、こういうことが始まるらしいよということで市民の方にお話ししたら、そんな当たりくじの宝くじでもどこへやったか忘れてしまうのに、そんなもの、どこへ行ったか、もう死んでしまうわなというようなことを言われる方も結構いらして、27年度まで持つとらんならんとというのは結構ハードルが高いなあという感覚がするんですね。補助金と交付金を両方比べていただいで、どちらがいいかなとさせていただくのはよくわかりますが、それは補助金を受けているわずかな団体だけなわけですね。だから、全然補助金とは関係のない団体については、もう少しスピーディーな対応も要るのではないかなという思いがいたします。

それはまたご検討いただきたいんですが、この応援券がどんな形で皆さんの手元に渡るのかという具体的なイメージがちょっと湧きにくいんですが、資料を拝見しますと、各コミュニティに配られたものをコミュニティでの事業やサービスのお礼として渡す。先ほども言った、コンサートに来

てくださった方や講演に来てくださった方、そういう登録された市民団体であれば、今までやった
ら、コミュニティがお金でお礼を差し上げておったところを応援券で差し上げるということがある
というのはよくわかるんですけども、応援する側にどんな形でその応援券が渡るとのこと
がよくわからないんです。応援したい側はどうやってそのチケットをいただくわけでしょうか。具
体的なイメージができる形でご答弁いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず応援券はコミュニティ単位で25コミュニティに、基本割、人数割で配らせてもらいます。
その中で、コミュニティ自体がいろいろ事業をされてみえて、議員が言われたみたいに、その事業
である団体をお呼びしたと。それのお礼で応援券を使っていただくと。あるいは、そのコミュニテ
ィ自体がコミュニティの中で事業をやられることもあると思うんです。その中で、市民が参加をさ
れます、コミュニティの事業に。そのときに、コミュニティの方の配り方でございますけれども、
市民の方にそのときに参加してもらったお礼というか、参加ということでお配りをするという方法
がございます。

それと、その1年半滞留するというのは、コミュニティから応援券を団体が受け取りました。そ
の団体も何かをやるうというときに、また違う団体へお願いして来てもらうということもあろうか
と思うんです。そのときに、地域からもろうた券を使って、その団体へお礼をすると。団体から団
体という使い方。それと、市民から市民という使い方がございます。最終的には市に登録した団体
が27年度に交付申請をしてもらうと。最終的には登録団体に行くんですけども、それまでの間
は、市民から市民、コミュニティから市民、団体から団体というような形で、その応援券が巡回を
していくということを目指して、そういった方法をとらせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

コミュニティがする事業というのは、草刈りであるとか、皆さんと呼んで何かするときにお礼と
して渡すというのはわかりました。ただ、団体から団体というのはちょっとよくわかりませんけれ
ども、コミュニティの事業に出てくれる人とか、あるいはコミュニティに、例えば市民活動として
も出ている人しか、何かそこでしか流通がせんような感じがするんですけども、全市民的にその
券が行き渡るとのこと、要するに家にいらっしゃることが多い高齢者の方とか、そういう方にこ
の応援する権利というか、その券が行き渡る方法というのがちょっとないような、あることが薄い
ような気がするんですけども、コミュニティに出てくる人の間でしか回らないような気がするん
ですけど、そのところについてのご見解はどうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

コミュニティの中にはたくさんそういった団体も加入されております。子ども会とか老人会とか、
さまざまな団体があると。券の活用方法というのはコミュニティの中で協議をしていただいて、そ

ちらのほうへ一括お預けすると。それによって、敬老会、老人会へ行った場合は、老人会のほうでその券をどう使おうかと。子ども会でも同じことですがけれども、そういった形で、各コミュニティの市民へ回る機会というか、その辺をコミュニティのほうにもお願いをするということで今考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、市民というのは子供から、子ども会という話が今ありましたけど、小さな子供でもその券を得ることができたりするわけですね。そうすると、本当に公益的な市民活動をしているところがどこかということ判断するということが非常にいろんな意味で上手に、子供も本質を理解する部分もありますんで、できることもあると思いますけれども、非常に難しいのかなということが一つ思いましたのと、先ほど補助金と交付金の両方でどっちがいいかなと見ていただいて、補助金のほうがよかったという場合、この集まった応援券はどうなるんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

集まった活動団体が1年半かけて活動した内容で応援券をある程度得たと。それで、枚数がたくさん集まれば、当然補助金より有利ですので、そちらのほうを選択していただくと。補助金より大分少ない数しか集まらなと。そういった場合は、今言うたように、団体が、例えば活動するのに、ほかの団体をお願いして使うという方法と、それから寄附という、自分らが団体をしておって、こういう団体をもっと応援したいなあ自分らが思った段階でそういった券を寄附するような仕組みもございます。寄附というのは、市民協働センターに寄附ボックスも用意をして、そちらへ投函していただくということで、なるべく応援券が使われた後、無駄が出ないような形でフォローをすることを十分考えて進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

要するに、せっかくいただいても、自分たちは使えないということですね、補助金をいただいたら。わかりました。

寄附ボックスということについては、イメージ的には、民間でマックスバリュでしたか、黄色いレシートみたいながあるので、ああいうイメージなのかなというふうによくわかるんですけども、いただいた市民がそこまで寄附をしに行く交通手段がないであるとか、ちょっと意味がわからんであるとか、そういうことで、やっぱり死んでしまう券が結構想定されるんじゃないかなと思うんです。先ほどの交付金と補助金のあれでもそうですけれども、本当に使い切られる、循環されるということの工夫が必要かなと思うのと、あと、市民活動団体のどういう団体に応援券が行くかという話ですが、構成人数に左右されてしまうんじゃないかとか、活動の対象の人数、コンサートとか、大人数の方を対象としておられる市民活動団体だとたくさんの方からいただける可能性はありますが、お一人お一人を相手にしておられる市民団体というのもあると思うんですね。この

市にあるかどうかわかりませんが、例えば本当に少人数でお年寄りの送迎サービスを無償でやっておられるとか、そういう方もありますよね。そういう方だと本当にお一人お一人で、なかなかそういうチケットがわんさわんと集まる、そういう広がりというのが難しいのかなと思ったりするんですが、公益性ということを見て、それにふさわしい応援となり得るための工夫、そこら辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

団体登録の資格要件の中に、市内に住所を有する構成員が3人以上であれば登録ができるとなっております。それと、25年度に結成して、すぐにこれをしようかというんやなしに、今までそういった活動の実績、これは2年以上の継続的な実績というのも必要でございます。それと、一人でお年寄りが券をいただいたと。もうどうしようもないわと。そういう場合は、家族の方とか、知り合いに、こういう活動、立派な活動をしようとするところがあるのやと。私、知るとるのやわと。そういうところへ寄附をしたいんやということであれば、その方をお願いをして、今言うた寄附ボックスのほうへ投函をしていただくように第三者の方をお願いをしていただくとか、コミュニティのほうへ持って行って、こういう団体へ寄附をしたいのでお願いをしたいということも可能かなと。

それと、登録団体については、市に登録をされた団体については、活動内容とか、構成員とか、どういうサービスがあるかというのは、冊子にして、コミュニティにお配りをして、その中で十分説明もして、使い方もこういう使い方がありますよというのをQ&A式でご説明もして、うまく定着するような形で進めてまいるといことで、今、考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

本当にいい市民活動をしているグループを全市的に、全庁で発掘していただいて、本当に回るようにしていただかないと、なかなかいろんな難しいことがありますんで、私も注目していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明12日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

(午後 5時00分 散会)

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成25年3月12日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
- 議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について
- 議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第31号 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成25年度亀山市水道事業会計予算について

- 議案第35号 平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
 議案第38号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
 議案第39号 市道路線の認定について
 議案第40号 市道路線の認定について
 議案第41号 市道路線の認定について
 議案第42号 市道路線の変更について
 報告第4号 放棄した私債権の報告について

第 2 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君

医療センター 事務局 長	伊藤 誠一 君	会計 管理 者	片岡 久範 君
危機 管理 局 長	伊藤 隆三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君
選挙 管理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 友 市 君		

●事務局職員

事 務 局 長	浦 野 光 雄	書	記	山 川 美 香
書	記	高 野 利 人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

おはようございます。公明党の森 美和子でございます。

議案質疑の2日目のトップバッターとして質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、通告に従いまして順次お伺いをさせていただきます。

議案第8号亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、お伺いしたいと思います。

今回の条例は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に
及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特措法が制定をされ、この法
律によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときには市町村対策本部を設置することと
されたために条例制定されるものだというのですが、それで間違いないのか、まず確認をしたい
と思います。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

おはようございます。

議員ご所見のとおり、特措法によりまして今回の対策本部の設置条例の制定に至ったところでご

ざいます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

この条例が提案をされたときに思い出されたのが、たしか平成20年だったと思うんですが、メキシコで豚インフルエンザが人に感染をしまして、あっという間に世界中に感染が拡大をしました。WHOがフェーズ5に警戒レベルを引き上げたということも記憶しておりますが、平成21年、国内でも帰国者の中から感染者が見つかり、瞬く間に全国に広がったということ、これを思い出したんですが、私も平成20年の12月議会で、亀山市でも新型インフルエンザに対して行動計画をつくる必要があるのではないかと質問させていただきました。翌年の21年4月に亀山市新型インフルエンザ対策行動計画が策定をされ、国内の感染も伴って、4月28日に亀山市で新型インフルエンザ対策本部を設置されたという経緯もあります。それが思い出されました。

今回の条例、これは新型インフルエンザ対策本部ではなくて、新型インフルエンザ等対策本部となっております。この「等」について、どんなものが含まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

「等」とは何かということでございますが、新型インフルエンザ等特別措置法第2条第1項第1号に定めます感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定いたします新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいいます。

例を挙げて申し上げますと、ノロウイルス、SARSにつきましては対象外となりますが、人から人への感染をした場合の高病原性鳥インフルエンザや、以前に流行しましたスペイン風邪のほか、免疫を獲得していないことから新型インフルエンザ等が全国に蔓延し、かつ感染から重篤となり、また国民生活や経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新種の感染症が対象となってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

新型インフルエンザというだけでなく、新種の免疫を確認されていない病気ということで、それが爆発的に広がるおそれがあるというようなものに対してということで確認をさせていただきました。

今回の条例制定は、対策本部を置くということで、私自身は反対をするものではないんですが、一応確認をしておきたいと思ひまして質疑させていただいておるんですが、この特措法ですよね。上位法令であるこの特措法の第3条の4項に、地方公共団体の責務として記載をされております。

この中には、発生時には基本的対処方針に基づいて、みずからその区域に係る対策を適確かつ迅速に実施し云々とあります。この法律にうたってある基本的対処方針に基づきとは、どういうことを指すのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

法律に地方公共団体の責務として基本的対処方針に基づきということでございますけど、この基本的対処方針とは、新型インフルエンザ等政府対策本部長が政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもので、対策本部設置とほぼ同時に示されることとなっております。

新型インフルエンザ等の病原性、感染力等のウイルスの特徴などの状況を踏まえ、対策の有効性や実行可能性及び対策そのものが社会経済活動に与える影響を総合的に勘案しまして、具体的な方針が示されることとなっております。この対処方針に基づきまして、都道府県、市町村が活動を行うということになっております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

難しくよくわかりませんが、要は行動計画に基づいてやっていくということで理解をさせていただいてよろしいですか。

であるならば、前回も、先ほどご紹介をさせていただきました21年のときにも、行動計画に基づいて対策本部も設置をされているいろいろ進めていくことができたんですね。だから、やっぱり私は、この3番に少しかかってきますけど、行動計画をつくる必要性が大事なんじゃないかということでお聞きをしたいんですが、この特措法の第8条には、市町村は行動計画をつくらなければならないし、公表もしなければならないとされております。亀山市では、21年の4月に新型インフルエンザ対策行動計画が策定されておまして、「等」が入ったからといって、中身がそんなに大きく変わるものではないんじゃないかと思えます。

今回のこの条例が提案をされるときに、私はあわせて行動計画も出す必要があったんじゃないかと思えますが、その点についてのご所見をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

行動計画の作成と公表ということでございます。

議員ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等特別措置法第8条において、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、いわゆる行動計画を政府、都道府県、市町村においてそれぞれ作成するものと規定されております。

このため、今後において国・県及び市では行動計画を作成することとなりますが、県に尋ねましたところ、政府の行動計画は本年夏ごろ、その後において都道府県、市町村が作成するといったスケジュールとなっていると聞いております。これはそれぞれの行動計画において、その対策の整合性をとる必要がありますことから、この手順となっております。

公表につきましては、行動計画を作成したときは、特措法の第8条第6号に従い、議会にご報告をさせていただきますとともに、市ホームページ等で公表をしまいたいというところで考えております。

なお行動計画、対策本部条例を今回提出させていただきましたが、今現在としてはその行動計画作成をされておられません、現行の行動計画、新しく行動計画を作成するまでの間は21年に作成させていただきました新型インフルエンザ行動計画を運用し、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

夏ごろ政府のほうが出してくるので、それに沿ってやっていくということで理解はさせていただきますが、本当に今、こんな昨今の異常気象を見ている、何が起こるかわからないような状況の中で、今局長はこの21年の亀山市の新型インフルエンザ対策行動計画を用いてやっていくということで確認はさせていただきましたけど、その整合ということもあるのかと思いますが、多分大きく中身は変わらないんじゃないかなあと。そうであるならば、私はもう亀山市でつくって、県をつつくというか、国に対しても、市が率先してやるような、本当にそういう状況をつくっていかねばならないんじゃないかと思いましたが、やられるということですので理解をさせていただきました。

次に移らせていただきます。

議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）のうち、第3款民生費、自立支援事業、重度身体障がい者等自立生活体験事業負担金150万円の減額補正についてお伺いをしたいと思います。

これは当初予算を見ましたら163万6,000円で、今回150万円の減額補正で、ほとんど使われてないということなんです、まず事業内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おはようございます。

ご質問のこの重度身体障がい者等自立生活体験事業でございますが、重度の障がいをお持ちの方などが自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図り、地域生活移行を促進することを目的に、平成20年度から県のモデル事業と実施されておりましたが、平成24年度、今年度からは三重県重度障がい者等自立生活応援事業として市町に一定の負担を求めることを覚書で交わした上で事業を実施されることとなったものでございます。

対象の方は、施設に入所する障がい者または在宅で生活する重度障がい者等で、事業内容といたしましては、生活プログラムによりまして体験室となるアパートに宿泊しながら、買い物や調理、公共交通機関の利用、市外見学など支援を受けながら生活するものでございます。

ちなみに市の負担は、利用者1人当たり1日につき7,570円となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

これは本当に重度の障がいをお持ちの方が地域の中で自立した生活を営んでいくと、そのために応援をしていくという、一旦体験をしていただくという事業であります。県のモデル事業ということで、ほとんど使われてないという形でしたが、今1日7,570円ということで、負担金、お聞きしましたが、何人亀山市で、これゼロなのか、一回聞かせていただきたいのと、それからなぜこれだけ使われなかったのか、要因がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この事業につきましては、平成24年度の当初予算ではモデル事業で好評を得ているとお聞きしていたこともありまして、1人つき1カ月当たり6日の利用で、1年間を3人が利用できるよう計上させていただきました。延べ216日分ということで計上をさせていただきました。

しかしながら、2月末の状況を見ますと、利用者はお1人で、1カ月当たり2日の利用で5カ月間であり、延べ10日の利用ということで減額補正に至ったものでございます。

それから、この利用者が想定より少なかったその減額の要因でございますが、まず1点目としましては、4月当初からの事業実施を予定しておりましたが、県との覚書の締結が6月下旬となりスタートが少しおくれました。

それから2点目としましては、利用者を介助する人件費等は市が負担しますが、光熱水費とか食料費、日用品、交通費、その他日常生活に必要な費用等の実費は利用者の負担になることが上げられます。

また3点目としまして、実施場所が津市ということでございまして、体験の場となるアパートまでの移動手段を確保することが難しいということが上げられますし、あわせて保護者会の懇談会等で情報提供は行っておりましたが、なかなか周知が図れなかったこともありまして事業の内容が十分伝わらなかった、こういったことが要因として上げられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

好評な県のモデル事業で、この事業をやろうと現場のほうで決められたんだと思います。

多分、現場で障がい者のご家族や障がい者の方と接しておられる職員の方は、やっぱりこういうことが大事だということでこのモデル事業に手を挙げられたんだと私は思うんですね。先ほどスタートがおくれたとか、生活にお金がかかるとか、それから津で生活をしなければならないと。最初にそういうことはわかった上で、きちっと情報提供をしてあげてやっついていかないと、せっかくの、私も自立を本当に応援していくための大事なこの事業がこういう形で終わっていくというのは非常に残念で、やっぱりそこら辺の周知不足もあるということをおっしゃっていましたが、丁寧にやっついていく必要があるんじゃないかと思います。

新年度予算を見ますと、残念なことに18万2,000円ということで大幅に減額をされておりますが、この事業、今後どういうふうにしていこうと思われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今後の取り組みでございますが、地域での自立生活に向けまして、宿泊体験の場は以前より多くのご要望をいただいております。今回の事業にも期待していたところでございますが、先ほど申しましたように、情報提供不足もあってなかなか進まなかったのが実情でございます。

今後につきましては、自立支援協議会や保護者会等の場で周知を図るとともに、連続して長期間の体験は困難な場合、そういった方もお見えになりますので、受け入れ先との調整もありますが、短期間での体験など利用しやすい環境づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。

本当に障がいの方が地域で過ごして生活ができるような環境を整えていく、これはもう本当に自立支援法の趣旨もそういう形ででき上がっておりますし、亀山市でも障がい者福祉計画の中にもうたわれておりますので、やっぱりしっかりとそういう部分では、今後、短期体験とかをしていくとおっしゃっておりますので、そういう環境づくりはぜひお願いをしたいと思います。

では、3番目に移らせていただきます。

議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算についてのうち、第6款農林水産業費、農業者育成支援事業600万円についてお伺いをしたいと思います。

この事業は新規就農者、それから農業の規模を拡大しようとする認定農業者及び集落営農組織の経営の安定のため、高額化をしている農業用器具の購入、それから施設設置の投資の支援、そういうことででき上がったということをお聞きしております。

これは24年度に始まった事業だと思っておりますが、この24年度の実績についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

実績でございますが、7名の方に補助金を交付いたしまして、その総額は500万円というところでございます。

内訳でございますが、新規就農者の方1名に対して約80万円、認定農業者6名の方に対して約420万円でございます。その補助対象となりました設備機械につきましては、お茶の摘採機や製茶ボイラーなどの農業用機械が6件、それと水耕プラントの施設設備が1件でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

これ実施計画の中にうたわれておまして、目標も掲げられております。それで24年度、新規で1件、それから認定で3件、集落営農で1件ということで、今お聞きしました実績としては、新規就農者が1件で、認定農業者が6件ということをお聞きをさせていただきました。集落営農はな

かったということでわかりました。

この3カ年の事業、2年目の事業になるんですけど、何か2年目の動きというんですか、新年度に向けて動きがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず動きにつきましては、新規就農に係る新しい動きというのはまだお聞きはしていないところでございます。

そんな中で、24年度におきまして新規就農者の方が3名お見えになりまして、うち三重県の就農計画の認定を受けられた新規就農者が2名、また認定農業者になられるという形の中で現在申請中ではありますが、その新規就農者が1名と、新規就農者は3名のまず動きがございました。

ただ25年度に向けての新たな動きはないというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

農業を就農していくというのは、すごく今難しく、後継者の問題等もありまして、亀山市でも22年から就農支援モデル事業というのをやっていたんですけど、なかなかうまくいなくてこの事業に変わってきたんだということは認識をしておりますが、新規就農者って非常に難しいんだと思うんです、新しく農業をやっていこうと思うと。

何か新しく農業をやっていくために市として仕掛けというか、新たに農業をやっていこうと思うと農地を借りるのにはどうするのか、簡単に貸してもらえるのかとか誰でも参画できるのかとか、そういう農業に向かおうという仕掛けみたいなものが亀山市にあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

仕掛けにつきましては、現在はホームページとか広報によりまして新規就農に係りますさまざまな情報を流してPRしておるところでございまして、そのほかにいろいろ面積要件、新規就農に係ります農地法等で面積要件というのがありますが、その辺の面積要件も緩和をしたというところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

いろいろと仕掛けをしていただいて、新たな担い手を探していくというか、担い手になっていただく方をふやす動きをやっているっていただきたいなと思います。

あと最後に、女性就農者への国の動きというか、平成24年の国の予算には、女性の能力の積極的な活用とか企画立案段階からの女性の参画促進とか、第6次産業化などにチャレンジする女性の優先的な支援とかというので予算がついておりましたが、この事業を進める上でこのような動き、

女性の就農者への何か働きかけをされたのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今年度の新規就農者3名、今ご答弁させていただきましたが、このうち女性が1名お見えでございます。この女性の方に国の補助事業、また市の単独の農業者育成支援事業の補助金を活用していただき、農業開始のための施設整備などを行っていただいたというところがございます。

国の考えは、こういった農業に係る女性の能力の積極的な活用というような形で、積極的に女性を事業などに対しての認定の際には採択していくという考えでございます。市といたしましても県などと連携を図りながら、さらなる支援に努めていきたいというところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

通告に従いまして、2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初の議案第8号亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、先ほど森議員が詳しく質問されたんですけど、曖昧な答弁でちょっとよくわからん。その辺につきまして、法の趣旨については今言われたように、羅列したとおりでと思うんですけど、ただひとつ、まず最初に、所管事務する部署がなぜ危機管理局なのか。

新型インフルエンザとなれば、危機管理局よりは健康福祉部が当然やるべきであって、危機管理局の本来の所管事務と健康福祉部と考えますと、これは当然インフルエンザは病原であれば健康福祉部が担当すべきだと思いますが、なぜ危機管理局がこの所掌事務を取り扱うのか、まずそれからお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

危機管理局の担当ということで、今回、本条例のほうを上げさせていただきましたが、県内の状況を調べましたところでは、県下14市で危機担当部局が担当いたしますのは本市を含め3市、他は健康福祉部門と聞いておるところでございます。

本市としましては、実際、新型インフルエンザ等が発生し対策本部を設置する場合、健康福祉部においては市民に対する予防接種や市民相談の窓口の設置など、現場の第一線での活動が多くあるため、対策本部機能を円滑に推進するため危機管理局といたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

そのときに、病原に関して危機管理局ははっきり言って能力はないわけですね。本来、平常業務の中では健康福祉部が平常のインフルエンザ、病原に対する対応、知識は持っているわけです。県

下でも14市あって3市だけが危機管理局でほかは健康福祉部、それは当然だと思うんですよ。

その辺、特に危機管理局の所掌事務は防災に関することと武力攻撃事態等に関する国民保護のための措置に関する法律に関することと不当要求に関すること、防犯に関することというのが所掌事務なんですよ。

健康福祉部は、健康増進法だとか感染症の予防とかというのが所掌事務になっているんです。これは感染予防ではないんですか、新型インフルエンザは。当然これは健康福祉部でやるべきであって、今言う、ただその対応をするのは健康福祉部であって対策本部は危機管理というと、それこそ二重構造管理で統一はとれない。

だからなぜ、これは当然経営者会議で決めたんだろうと思うんですよ。部長たちの中で決めたんだろうと思う。私から見たら、危機管理局へ押しつけたとしか思えん。何でこれは健康福祉部で取り扱うことができやんのか、なぜ亀山は危機管理局がするのか。もう一遍、市長にお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

なぜ危機管理局が担当するのかということなんですが、今回の特別措置法の趣旨から考えますと、先ほどもありました平成20年の新型インフルエンザの大流行、あるいは新たな新種の鳥インフルエンザを初めとするこういう感染症に対して、非常に国家あるいは地域社会全体が非常に混乱をする。それは社会の機能を麻痺させてしまうと、こういう背景の中で、いわゆるパンデミックの状態も想定されるということをごどのように対応するかという中で特別措置法が制定されたものというふうに考えております。

私どもは、先ほどもご答弁させていただきましたが、平成21年に新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしております。これは今も少し触れていただきました国民保護計画等々とも連動し、本当にそれぞれの関係部署が危機管理体制の中で機能するよということ、危機管理局を中心に危機管理体制を構築して現在至っておるところでございます。

今後の国の方針はことしの夏ごろ出てくるわけでございますけれども、私どもは危機管理担当部局がしっかり担当を、全市的に危機管理の体制を敷くというその根本を重視させていただいて、当然、危機管理局を中心とした対策本部の構築を目指すという考え方に基づいておるものでございまして、今後、現在の例えば災害対策本部等々もそうでございますが、こういう編成を準用しまして、今回、医療や健康福祉のセクションがやっぱり中心になるべきではないかということなんですが、私どもといたしましては、医療機関、とりわけ医療センターの院長等、あるいは亀山医師会等々もいわゆるこの対策本部の中に参画をいただくような体制で構築してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、現場の第一線で機能する部分と全体的な危機管理の対策本部の中枢を円滑に推進するために、危機管理局を担当部局という形で想定させていただいておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ようわからんですけど、私と見解が違うもんで、これ県下で見ても危機管理局が持つべきものではないと、ほとんどが保健福祉で持っておると。やっぱりそれだけのノウハウと実績と行動を持っておるわけですね。だから危機管理局に、それだけの今平常の業務の中にインフルエンザに対する対応はないと思うんです。

そういう意味から健康福祉部が持つべきやないかというふうに思って、県下の状況から見てもなぜ、今言いわけを聞いただけであって、平常から本部を持っておってもやっぱり二重構造になってしまう。

まして今度の4月からの機構改革では、危機管理局は局から今度また総務部の中へ入る。二層管理体制になっていくと。危機管理局は、また今度二層管理の中に危機管理局があつて、その上にまた総務部があるという二層管理体制で余計複雑になる。それであれば、健康福祉部で一本でやったほうが対応はしやすいんやないかというふうに思うんで、これについてはまた後刻、訂正できるものは訂正するべきであるし、実際に、なぜこれを今出さねばならんのかと。

ただ上位法令で本部を置くべきやということ、これも国民保護対策本部を置いたときとして、本部を置くだけで何の施行規則も何も示されておらん。まして今回この法の公布はされても、まだ施行は5月11日まで、行動計画もまだできていない。ただ本部をつくるだけ、それも危機管理局へ置くというだけであるなら、そんなに急がなければならない、行動計画ができて対策本部で本部は何をするのかという権能とか能力とか権限が何もない中に今つくらなければならないのか。6月議会でも十分、国の行動計画が示されてから出されたらいいのではないかと思います。

なぜ今、この時期にこれを出すべきなのかをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今回3月、この定例会に条例制定を提出させていただきました。

昨年の5月に特別措置法の法律のほうが公布をされまして、1年を超えない範囲で施行されるということの中で、この3月議会に上げさせていただいたところです。

森議員のほうにもご答弁をさせていただきましたが、対策本部の設置とともに行動計画につきましても整理をさせていただくということにはなるんですけども、国の行動計画、政府の行動計画がこれから先に整理をされるということの中で、都道府県、市町村についてはその後ということで、時期はちょっとずれることにはなりますが、今後その策定、当面は現行の行動計画で運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

行動計画も対処方針も何も決まっておらん。組織だけつくるといっただけでは何の意味もないし、市民に対しても、何のためにつくるんやと。絵に描いた餅だけをつくっておるだけでは、何も意味

もなさん。

それであれば、国の法律が施行されて行動計画なりがちゃんとできた上で、地方分権の中で亀山市は亀山市としての行動計画はどんなもんやというものを示して本部があるわけですよ。本部をつくるだけであって、行動計画も対処方針も何も決まっていないう中で形だけを置くというのには無理があるんじゃないかというふうに思います。

法で言う、ここで言われておる緊急事態宣言とはどのような状況を想定されておるのか。国が言う緊急事態宣言、亀山において当局はどういう状態をもって緊急事態宣言とされるのかをわかる範囲内で説明願います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

緊急事態宣言とはということでございますが、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的にかつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、確認された患者が多数の人に感染させる可能性がある、そういう行動をとっていたなど、多数の患者が発生すると見込まれる事態となったときに政府対策本部長が発するものでございます。

この場合の新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高い場合や、通常のインフルエンザとは異なる重症症例、例えば多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症などが多く見られる場合、緊急事態、こういう場合に先ほどのような急速な蔓延等が起こり得ると見込まれる場合に政府の本部長が発するものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

全然わからんですね、何を言うておるのか。どういう事態を想定するのかと、その緊急事態宣言を出すのは、日本全国一遍に出すんですか。Jアラートでばあっと一斉に言うんですか。インフルエンザやったら、それは北海道と沖縄と流行する地域も違うし、地域によっての人口密度も違う。

例えば全国一斉にやるのか、東北、東海、近畿でやるのか、三重県単位でやるのか、市町村単位でやるのかと。全国一斉に緊急事態宣言したら、全国一斉にこれはこれで対応せよという趣旨なのか。言わんとすることはわかりますけど、これはそのエリアである程度大きく、病原が発生したら全国一斉に緊急事態宣言が出て、それで監禁するなり何かして方法をとるんやと思うんですけど、これはエリア指定というのはいないんですか。これはあくまでも全国一律で、この宣言によって本部を設けよと、それから対処せよというのか、その辺についての考え方は今明確になされておるのか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

緊急事態宣言の範囲でございますが、国の説明では、最小単位として原則都道府県を想定しているというふうに聞いてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、まだ国の行動計画も対処方針も出ていない中で、ただ本部をつくるだけでは問題があるかと思うんで、もう少しこういう案件についてはやはり国の動向、国の施行規則等を踏まえて提案するべきであって、曖昧な国のことしかわからん、亀山としての対処方法が何もないのに条例でつくるということに無理があるんやないかというふうに思っております。

それと、この議案の中、法律の中に第35条の2項に対策本部員としてということで、副市長、教育長、消防長とあるが、私はここで不思議に思ったのはなぜ消防長なのか、消防長は何をするのかなと。

本来であれば、ここにはやっぱり医療機関等、特に亀山市であれば医療センターとか、そういう方が入ってこなければ、法の趣旨からして、ちょっと私よく法の趣旨の中身までわからんですけど、最初の議論と非常に重なるんですけど、その本部員に消防長と副市長と教育長と、その他職員を充てるというんやけど、なぜこれは医療機関が担当、全然入っていない。医師会にしてもそうですし、そういう医療機関の関係者がその第35条第2項の中に含まれていない。そのことから危機管理ということになったんだろうというふうに予想されるんですけど、結局、対策本部を設置するとあれば、これは国民保護対策本部、これも条例を置いただけでそれに対して細則も何もない、出てない。本部条例があるのみで、結果的にはそれだけの危機管理がなかったということで、法条例は制定はされたもののそれに対する事務対応はなかったというものの、この新型インフルエンザに対してもただつくるだけであって、本部をつくるにしても、部をつくるということは書いてあってもそれに対する具体的な、亀山市で法律に対して、この条例に対して対処方法、組織というものは何らできていない。

ただこれを認めてくれというだけでは、施行規則なり対処方式なり、亀山市としての考え方を示した上で、本部が要るんだと、国の言う本部が必要なんだというふうにしていただかないと、何も決まっていない、施行規則も対処方法も何も決まってないのに本部だけを認めよというのは非常に無理があると思います。

一体亀山市はこの条例を通して何をしようとするのか、それがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

対策本部の編成につきましては、災害対策本部の編成を準用しながらこの新型インフルエンザ等対策本部のほうの活動を行っていきたいと考えております。

それぞれ国民保護につきましても災害対策本部につきましても、今回の新型インフルエンザにつきましてもそうですが、それぞれの行動計画とか防災計画、国民保護計画、それぞれの計画に基づいて対策本部が活動するというふうになってございます。

新型インフルエンザにつきましては、現行の行動計画において各対策部が活動を行っていくというところでございます。現行のその行動計画で、それぞれ今各対策部の行動が記されております。新しく行動計画をつくるまでの間につきましては、現行の計画で活動をしていきたいと。

今後、政府が示されます新しい行動計画、幾分盛り込むような事項もございますけれども、作成

時にはこのような新しい実施に関する計画を盛り込んで、その計画の中で対策本部が活動すべきものについて、またさらに詳しく行動を明記していきたいというふうに考えております。まずはその行動計画によって対策本部のほうの運営、活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

まずは行動計画なら、まずは行動計画を示してから出すべきやと。今の話を聞いておると、今亀山市は地方分権の中で、亀山市は亀山市で市民の健康を保持する、危機管理に対処しようということと今まで国民保護対策本部、また緊急処理事態対策本部条例、これでも対応できると思うんです。また国民保護協議会条例、それから災害対策本部条例とそれぞれあるわけです。結果的には全部一緒なんです、これ。ほとんど市長が本部長になって、副市長が副本部長になってということで、今あるわけであって、今国が言うたから、これはすぐに本部だけつくっておかなあかんのじゃなしに、ここで十分かわり得る組織があるわけです。

だから、行動計画が十分示された中で亀山市なりの行動計画があれば、また国民保護対策と違う行動計画が出ればそこで条例をつくるというのが手順であろうと。国が言うからつくったと、つくっただけで何も行動計画がないのであれば、今ある緊急処理事態対策本部条例があるんやでそれで対処もできるし、災害対策本部条例でもできるんで、それで対処した後、それと違う新型インフルエンザの行動計画があれば、それで初めて本部を置くというのが手順じゃなかろうかなあというふうに思います。

それでは次の、議案第12号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、また議案第13号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、関連がありますので一括してお伺いいたします。

今回の改正については、市長それから副市長、それから教育長の給与、また期末勤勉手当、退職手当についての減額に対する条例であります。

今回、この特例措置、特例期間を改めて設けた上で提案された趣旨と意義についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の改正の趣旨といたしましては、依然として厳しい経済雇用情勢が続いておりますこと、さらに市の財政状況や他市におけます支給状況などを踏まえまして、庁内におきまして十分に協議を行って判断させていただいたものでございます。

従来から、平成23年の4月から、市長につきまして削減の減額措置を行ってきたものでございますけれども、先ほど申し上げましたそういう状況を踏まえまして、総合的な判断として改正をさせていただくということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

庁内協議で決めたと。ということは、市長が決めたわけじゃないんですね。市長が提案して、庁内協議に諮ったのか。

厳しい経済情勢と他市とのバランスということを言われましたんですけど、これは前回も審議会に出されたときの話と同じなんですけど、これは市長が提案して庁内協議で協議されたのか、誰が判断して、審議会もかけずに今回こうやって出されたのか。引き続きとかいうふうに改正すると、その引き続きという意義は何なのか。その100分の5は、どういう根拠で100分の5なのか。退職手当を今度は100分の10から100分の20にする根拠。普通であれば、第三者機関である審議会にかけるべきものを、誰の判断で、市長の判断で庁内会議で了解をもらったから出したんだというのではちょっとわかりにくい。市民には説明つけにくい。

なぜ100分の5を引き続き5%で、退職手当だけは今回100分の10から100分の20に変えたその根拠、引き続きというその根拠をあわせてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁。

○市長（櫻井義之君登壇）

この判断は私自身、市長としての判断をさせていただいたものでございます。

それから根拠でございますけれども、市長、副市長及び教育長の給料、期末手当等につきましては、先ほど申しあげました平成23年3月議会で減額をお認めいただきました状況、それから経済雇用情勢等に大きな変化が生じていないとの判断から、前回と同様に100分の5を減じることといたしたいと考えております。

一方で、退職手当につきましては、今議会におきまして亀山市職員退職手当支給条例の一部改正によりまして一般職の退職手当に関する減額を提案させていただいております。これによりまして一般職の退職手当の調整率を100分の17引き下げることとなりますことを勘案いたしまして、市長、副市長及び教育長の退職手当につきましては100分の20を減額することが適当であると、そういう判断によるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それは都合のいい市長の判断であって、職員は40年間勤めた上の、それは国の法律に基づいて、法に基づくものではないんですけれども、40年間という勤務実績に対する国の判断、これは命令ではないんですけど、市として受け入れたということ。

おたくら3人とか2人は特別職であって、4年間の実績で払われる退職金なんであって、中身は全然違うと思うんですよ。額も当然違いますけど、やっぱりそこらの判断を、うまく職員を利用して自分らのやつを都合にあわせたというようなものではないというふうに思います。

それならば今の本則、5%下げる前の本則、それから退職手当についても、今本則を任期期間中だけというのであれば、今の本則の給与は高いという判断なんですか。適当でないという判断か。だから下げるんだと。

下げるんだったら本則を下げればいいんであって、自分の都合だけで、それも市長の判断だけで、4年間だけ都合のいい判断で下げるというのは、今の本則の報酬は適当でないというのか、高過ぎ

るという判断なのか、その辺についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員お尋ねの、本則の額が多過ぎると判断して改正に至ったのかとお尋ねでございますけれども、冒頭にもお答えをさせていただきましたとおり、現在の経済雇用情勢、それから市の財政状況などを踏まえまして、それから県内の全体の状況の中でこれもそれらを総合的に判断させていただいて、現時点におきまして私の判断によりまして決定をいたしましたものでございます。

したがいまして、本則を変更せず附則により対応をいたしたいというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

本則は適正であると。ただ私だけは4年間だけ、任期中だけ下げると。大変市民にはわかりにくい。

やっぱり条例で、市長としての職務に対する報酬というのを報酬審議会で、十分第三者機関を通じて市長、副市長の給料は審議会で決めておるわけですね。それは職務に対してです。だから本則を変えればいいのであって、自分の都合だけで、職員とあわせて退職手当を減らしますというだけでは、本来の条例、本則で定めておる条例そのものは、3年とそれから4年間としますと7年間、経済情勢は大きく変わるか知りませんが、他市とは、それは他市は他市ですよ。それは不交付団体になったときもあればならんときもある。亀山市はなったわけですけど、それでも変えることはおかしいのと。ただ特例期間を定めたんでも、前回は23年の3月議会ですって、4月からしてこの2月5日で切れると。

今回この条例にしますと、1月まではそれで適用ですわ。それなら2月と3月の給与はまた戻るわけですね、これ。ただし、あんたが言う趣旨でいうておる20%と、下げると言うておきながら、3年間は自分のいいように出したと、前回。そうすると、これが2月5日に切れたと。今度の条例は4月1日から施行になると。そうすると、2月、3月はやっぱり本則の給料をもらいますと。そこにあなたのいう矛盾が生じるんです。他市の動向、経済がと言うていても、そうやって言いながらもこの2カ月間は本則どおりの給料をもらうんです。物すごく都合のいい話です、これ。

その辺を、この2月、3月の本則に戻って給料をもらうということに対して、市長の言うのとはちょっと矛盾が生じてくるんですけど、この2月、3月分の給料はどうされるんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の給与及び退職手当の減額措置に関しましては、附則におきまして期間を限定した特例措置として改正を提案させていただいておるものでございます。

この特例措置というのは、あくまで本則による規定を改正するものではなくて、特例期間を設けたものでございます。このことにつきましては、前回の減額措置と同様に、私自身みずからの政治的な判断によりまして自身の市長としての任期中に限って実施をするというものでございますこと

から、特例措置といたしたところでございます。

なお、三重県及び県内におきまして、給与の減額を行っております自治体の全てが特例期間を定めているところでございます。

議員ご指摘の中で、この2月、3月の給与はどうするのかということでございますが、前回、給与の削減の措置をお願いいたしておりました平成25年2月5日までの私の1期目の任期までといたしたことによるものと、条例改正の検討期間などから、やむを得ず2月6日から3月31日までの期間は減額措置が実施できない状況でございます。

前回の特例措置は、私の判断が及びます期間ということで、私の1期目の任期でありました平成25年2月5日までとさせていただきます。さきの選挙でも公約として掲げさせていただきましたけれども、引き続き給料減額を実施するためには条例改正が必要でございますが、その手続の関係から今この3月定例議会に改正案をご提案させていただいておるわけでございます。

これによりますと、どうしても2月6日以降におきまして減額措置を講ずることのできない期間が生ずることになります。私自身といたしましては、この期間の減額相当分につきましても自主的に返納させていただきたい、そういう思いを持たせていただいておりますが、ご案内のように市に対します寄附行為に当たりますこと、公職選挙法との関係もございまして、やむを得ず給与の減額期間がこの期間途切れてしまいますことにつきましてはご理解をいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

であれば、その辺があんまりにも矛盾しておると。

だからそれは2月、3月については遡及措置をとるか法的な措置をとればいいんですよ。だから本則を変えればいいわけですよ。本則を変えればそれも解決することなんですよ、スムーズに。何も別に自分の都合の任期中に限らず、あなたの任期に限ってのみ減らしますんやというんやなしに、これから亀山市は永久にあるわけです。市長も永久にあるわけで、あなただけ都合のいい判断だけを政治判断と言われても、それは困るんですね、やっぱりこれから審議する中に。

なぜ第三者機関の報酬審議会に今回諮問しなかったんですか。報酬審議会条例の第2条に、市長は特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審議会に諮問しなさいというふうに書かれておる。なぜ今回はしなかったのか。

前回の23年1月4日に審議会に諮問して、23年2月7日に答申が出ております。これも減額期間を定めております。そのときの答申の理由は、市長の諮問を受け行政改革の取り組み、本市の財政状況、人口規模及び県内市町並びに類似団体特別職の給与水準等を総合的に勘案し、諮問どおり5%減額を適当と判断すると。また減額に対する期間については、現市長の任期とするというふうに書かれておるわけです。そのときにも参考資料として、その退職手当については本則に規定する給与月額について算定すべきであると判断したという答申が参考資料として出ているわけです。

それを勝手に、市長の判断、行政の判断ということで審議会の答申を無視して給与月額はそのまま。一旦期限が切れたやつをこの2カ月も矛盾する中でそのまま引き続くんやと。退職手当は10から20にするんやと。こういう判断は市長の勝手な判断だけで、それがおかしいんやないかと、

そのときに諮問されておる。諮問された中に参考意見として出されておるわけですね。

その中に、教育長の給料についても、明らかに教育長の給料は他市に比較して高水準であり、特別職の給与額としてのバランスを考慮することなく、今後さらに検討を要すると。これはきのう服部議員が言われたとおりですよ。これについても何ら検討もされていない。

だから、前回の報酬審議会で諮問されたこと、答申として出されたこと、参考意見を出されたこと、大きく変わっておるわけです。なのに報酬審議会を法的に開かんと。なぜ開かなかったんですか、諮問しなかったんですか。政治判断だけでいくんやったら、そんならもう報酬審議会は要らないですよ、そんな条例は。なぜそこの辺の手続を踏まなかったのかお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の改正につきましては、2月、3月におきましては途切れているといったところでございますけれども、これにつきましては市長の任期、議会への提案といったことによるものでございまして、基本的に市長2期目の再任によるこれまでの5%削減の継続という認識でございます。

このほか、経済状況等について答申理由におけます状況と大きく変わりが無いこと、及び前回同様の減額率、5%でございましてけれども、こういったことや市長の判断により市長の任期中に限って実施をすることといったことから、今回の減額措置は前回から継続したものというふうな考え方でございます。

こういったことで、今回、特別職の報酬等審議会については諮問をすることなく改正案を提案させていただいたといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

引き続きというのは、たまたま市長が再選されたことであって、誰が引き継ぐかそんなことはわからんですよ。それはたまたまであって、それを引き継いだということなんですけど、そうすると諮問委員会というのは要らないですよ、それはもう必要なかったという判断ですか。

この間の鈴鹿市の市議会の議員の質問に対して、鈴鹿市の定例会で特別職の退職手当の見直しについてかなり質問が出ました。そのときも同じように、厳しい財政状況を背景に、鈴鹿市長は早い時期に見直しに向けて第三者機関である報酬審議会の意見を聞いて検討すると、非常に明解な答え、鈴鹿市は。

うちは開く必要はないんやと。引き続きで開く必要はないと。それであれば報酬審議会は要らないですよ。何のために報酬審議会に諮問して、そこで意見をもうてと書かれておることは何ら無視して、引き続きで変わってないと。5%は変わってないですけど、10から20に変わっておる。

教育長の給料については高いということは再三言われておる。教育長はあくまでも、きのうも出ましたけど一般職ですよ。一般職の給料表に合わせればいいんですよ、一般職であれば。特別職とは違うんですよ。そこらからしても、今までの特別職扱いに準じたような形でしておること自体もうおかしいし、だからそこらは改めて報酬審議会にかけるべきやというふうに思います。

今回、このことについては別に市長の権限でやるというもの、余りにも都合のいい市長判断、都合のいい判断をしたということしか言いようがないと思うんですけど、2月、3月の給料は返納しようと思っても返納すると違法になるとかと、そんな言いわけする前にほかに手を打てたはずで

す。
だからやはり諮問の委員会へかけて、本則を、報酬を変えるべきというふうに要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時19分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今回、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算について通告させていただいております。今回特に、提出されております中期財政見通し、参考資料ですね、との今回の予算の差異ということでお聞きさせていただこうかと思えます。

これにつきましては、昨日よりほかの議員さんから中期財政見通しの整合性ということなどで質疑があったところですので、それを受けた形で、もう少し細かい話を聞かせていただこうかと思えますので、よろしく願います。

まず歳入なんですけれども、今回特に目立ちますのが市債の予算との、見通しとの差異です。今回の予算では見通しより約7億円少なくなっているんですけれども、この理由についてまず確認させていただきたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しとの差異でございますけれども、歳入の市債が見通しより約7億円少ない理由につきましては、用地の関係によりまして、野村布気線の整備事業や北東分署建設事業等の事業計画を変更したことに伴いまして、合併特例債などの借入予定額が減額となったことによるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

用地関係で、北東分署などの用地関係の投資、合併特例債等の借入が減ったということではある

んですけども、それではそれを受けまして、次に歳出に関してなんですけれども、まず先ほどもちらっと触れられました感じでもあるんですけど、投資的経費が約10億7,000万円見通しより少なくなっています。

昨日からも野村布気線とか関の山車会館とかいう話が出ておりましたけれども、もう一度この辺、どの辺の事業の関係なのか確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

歳出の投資的経費につきましては、先ほどの用地等に伴います野村布気線の整備事業で約6億3,000万ほど減額となっております。関の山車会館の整備事業につきましては1億4,000万円程度の減額と、そのほか北東分署整備事業につきましては約1億円の減額と。また実施設計の進捗に伴います消防救急無線デジタル化整備事業、これにつきましても約1億4,000万円ほど減額ということで、こういった事業実施時期の変更などによりまして、今回、中期財政見通しより約10億7,000万円少なくなったといった状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

それはそれでちょっと確認させていただきまして、続きまして、同じく歳出の中で人件費が見通しよりも約8,500万円多くなっています。この理由について確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

人件費が増額となった理由でございますけれども、これにつきましては関ロッジの指定管理者制度への移行に伴います職員の異動等によりまして、一般会計の職員を7名を増員配置いたしたほか、法改正に伴います共済費の負担率の引き上げなどによりまして、退職手当を除きました人件費につきましては約8,500万円増加となったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。まず人件費の増加理由を確認させていただきました。

この人件費については、また確認したいこともあるんですけども、ちょっとそれはまた後にさせていただきまして、次に扶助費の増加について通告させていただいていますけれども、これは昨日の答弁から、保育所の増加とか、あと介護給付費、生活保護費、こういったことを言われていましたけれども、これが主な理由ということでもいいのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

扶助費につきましては、先ほど議員申してみえました民間保育所の増設に伴います保育所の児童保護費の増額、そのほか法改正に伴いまして利用者の増が見込まれております障がい者自立支援事業における介護給付費がふえた。そのほか、生活保護費での医療扶助費が増額になったといったことで、約2億円の増加となったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

それでは、もう1項目ちょっと聞かせていただこうと思います。

繰出金、これも見通しより約1億円多くなっていますけれども、昨日、国民健康保険の特別会計、この辺の話が出ていましたけれども、特にこの辺なのか。この辺もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

繰出金につきましては、基準外繰出金の増額による国民健康保険事業への繰出金が増額になった。そのほか、医療費の増加に伴います後期高齢者医療事業への繰出金と、こういったものが増加をいたしまして、中期財政見通しの枠を上回ったといったことによりましてふえたといったことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど来からいろいろと確認をさせていただきました。全般的に、中期財政見通しとの差異ということで確認させていただいたわけなんですけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、人件費について聞かせていただこうかと思えます。

それに当たりまして、ちょっと今回の中期財政見通しですね。これの数値についてまず前段階として確認させていただきたいんですけれども、この財政見通しの中で人件費につきまして24年から28年度分までのものが出されておるんですけれども、これについて、退職手当というのもちょっと別にならなくて、この退職手当を除いた分を計算してみますと、24年度から28年度まで毎年大体約1,000万円ずつ上昇しておるんですね。右肩上がりです。1,000万円ずつぐらい上がっている、この理由をまず確認させていただけますでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しで年々1,000万円程度増加をしておりますのは、今回消防のほうで、北東分署設置に伴います消防職員の増員も見込んでございますし、そのほか定期昇給分といったことを見

込んだことから、年々1,000万円程度の増加となったといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

定期昇給分というのがありましたけれども、定期昇給とは言われますけれども、今、年々職員の給与も減る傾向にある。当然、やめていかれる方も見えれば若い方が入ってくると。昇給もされていく方も見えますけれども、ただ経年で考えると、トータルで見たらほとんど一緒ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、定期昇給というのが、このふえる傾向というのはふえる位置にある、まだ増加する職員の方が多いということなんでしょうか。ちょっとその点確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員数の増加といったものは見込んでございませんけれども、もちろん給与改定というのは見込んでございません。定期昇給分が200万程度を今回見込んでおるといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっとその辺の分析がまだなのかなあという気はしますけれども、ちょっと話がずれてしまいますもので戻したいと思うんですけれども、今回、関ロジッからの7名の方が一般会計のほうに戻ってくると。こういったことで人件費が8,500万上がるということではあるんですけれども、そうしますと今後の人件費が、今回見通し、年々1,000万ずつ上がっておるやないかという話と、あと消防分署、この辺の増員もあるやろうと、この辺の話はあったんですけれども、今回約1億近い上昇分、これがそのまま今後の人件費の数値に中期財政見通し上、上積みされるというふうに考えていいのかどうか、この点もう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、人件費8,500万円ほど増加をいたしておりますけれども、これにつきましては、関ロジッ職員などの職員増もございまして、共済組合負担率の改定などによりまして財政見通しより増加をしたといったところでございますけれども、当然、26年度以降の人件費においても増加要因となり影響あるものというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今後の人件費にも影響を与えるということを確認させていただきました。

その上で、この人件費も含めた義務的経費ということでお聞きいたしたいのですけれども、先ほど来からの扶助費とか繰出金とか、やはりこの辺の義務的経費ということで、どちらかといえば必

要やむを得ない経費というようなイメージがあります。これが増加するということは、ただ必要な経費というのは、それが足りない場合は、やはり交付税からの参入があるということが一般的に言われておるわけです。

今回、人件費も上がった、扶助費が上がった、繰出金も必要になった、こんな話で必要な経費が上がっておるといような、こんな状況の場合、義務的経費の増加に対する交付税の増加というのはあるのかどうか。要はこの辺、ある程度増加した分も国から見てもらえる部分があるのか、あるいは自主財源で全部賄わなければならないのか、その辺どうなのか確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

扶助費とか繰出金が増加をいたしております。これにつきましては、対象者の増といったことが大きな影響かなあというふうには思っております。

そういった中で、交付税の措置ということでございますけれども、扶助費、繰出金、これ国の制度がほとんどでございます、こういった国の制度分につきましては市の持ち出す一般財源分については一定程度の地方交付税措置があるというふうに考えておりますけれども、具体的な額までは不透明というところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、まだその辺がはっきりしていない。今後の中期財政見通しの上ではというように感じになるのかなと思いますけど、要は今回、ちょっと中期財政見通しの数値と予算の比較をした場合に、当然義務的経費以外の投資的経費が減って、その分市債も減っているということで、この辺で毎年財政見通しでは不足分というのを算出されていますけれども、不足分自体は減ってはおるわけなんですけれども、ただその辺の投資的経費とか市債の発行とかが次年度以降に影響を及ぼしてくる。ことし減った分、次年度以降にふえる。それと同時に今回、扶助費や人件費などが大幅にふえておる部分があると。

そうすると、トータルで見た場合、この中期財政見通しの中では、どこからかその辺の財源を捻出しないといけないという話になっています。特に今、櫻井市長が進めてみえる今後の後期計画とか、この辺を考えていく上でやはりこの中期財政見通しというのが一つの判断の基準になっていると思っておりますので、その辺を考えた場合、先ほど言ったような不足分ですね。不足分が発生した場合、その辺は一体どこから充当するのか。今回その増加分というのは、そのままこの財政見通し上ではどこから賄わなければならないと思うんですけど、その財源はどこから充当するのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財源の確保ということでございますけれども、今回、平成25年度の予算におきましては中期財

政見通しでもごらんのように、物件費の中では9,000万円の減額となっておるといった状況でもございます。また、投資的経費も削減をいたしました。一方で、土地開発基金の活用などによりまして、今回、財政調整基金からの繰り入れを、財源不足額を圧縮したといったことが25年度予算でございます。

今後につきましても、扶助費、繰出金におきましては増加が見込まれるといったところでもございますので、行革の実施といったこともございまして、投資的経費を含めた経費の削減だとか基金の活用といったことによりまして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど広森部長から、いろいろと今後のやり方というのを確認させていただいたと思います。

その中で、やはり投資的経費に頼らざるを得ないのかなという感じの話ではあったんですけども、こんな中でちょっと私、今回中期財政見通しとにらめっこしながら感じたのは、財政規模が一応下がっている。予算規模が24年度から28年度にかけて、これは縮小傾向にある。そんな中で、人件費は退職手当を除いた分に関しては上昇傾向にある。

民間企業からいえば、言ってみれば売り上げが下がっているけれど人件費が上がっているという、どちらかといえば末期的な状況なわけですね、これ。投資も少ない、減らしてしまう。そうすると、もう企業としては衰退していくというような、非常によろしくないような状態ではあるんですね。

ただ行政というのは、企業とは違いまして営利目的ではありませんし、行政サービスというのが一番重要なものですので、その部分で行政サービスの核となるのはやはり人件費ではないのかなと思うんですね。その辺、今後多分その投資的経費というのは減らさざるを得ないのかなというのは、それはよくわかるんですけども、一方でこの人件費の位置づけですね。

ともすれば、やはり人件費というのは悪役みたいになってはしまうんですけども、逆に言えば、行政においては人件費というのが市民サービスをするための一番大事な部分やと思うんですけども、そういう意味で、先ほども広森部長、投資的経費というふうに言われましたけれども、この辺は市長にお聞きしたいんですけども、今回もさまざまな予算案を立てられて、財政見通しとかも出される中で、今後扶助費の増加、義務的経費の増加というのが言われる中で、やはり削っていくのは投資的経費なのか、あるいは人件費とかを削る、物件費を削るというのはありました。ただ物件費を削るというても、今でもかなり削減に取り組んでもうておるとは思うんですけど、これ以上削減できるのかなという部分はあります。

いつも決算のときに、不用額が多いやないかというような話もあるんで、その辺ももしかしたら何とかなるのかもわかりませんが、この辺の流れの中で、先ほど広森部長からはあったんですけども、その投資的経費云々、この辺、どの辺から財源を捻出されていくのか。今の時点での市長の考え方をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のお尋ねでございまして、亀山市を初め基礎自治体が置かれた状況というのは、

ある意味共通の部分から、このまちの特性の部分があろうかと、こう思っております。

そういう中で、後期計画でお示しをさせていただいておるさまざまな事業をきっちり推進していくためには、いかに財源を確保していくのか、このことが重要であろうかと思えます。その意味で、既にお示しをさせていただいておりますが、行財政改革大綱の中で、とりわけ歳入歳出の構造の改革、約10項目につきまして具体的な取り組みをお示しさせていただいておるところでございます。

歳入の視点からいいますと、それこそ基金の有効活用であるとか、あるいは徴収率を上げていくとか、あるいは新たな財源措置を工夫していくとか、こういうことをやる一方で、歳出の刷新について本当に徹底的にやっていくということ。それは特別会計の健全化であったり受益者負担の適正化であったり、こういうものにつきましても本当に多くの議論の中で何を優先すべきか、丁寧に進めていく必要があろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行財政改革をしっかり進めていくという過程において、その財源を生み出していく努力を本当に庁内挙げて、全庁一丸となって危機意識と創意工夫を持って臨んでいくということが大変重要であろうかと思っておりますし、また議会の皆様方におかれましても、格別のご理解とご協力を賜りたいというふうに願っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

丁寧に答弁いただいたんですけれども、もうちょっと単純な話で、削るとしたら投資的経費なのか人件費なのか。やはり民間とかでは赤になってきたら一番考えなあかんのは、やっぱり人を切るしかないとか、その辺の話ですのでね。そうではないとは思いますが、人件費を減らしてでもやはり財政構造を立て直していくのかとか、その辺物件費で何とかなるのかとか、ちょっとその辺の話を聞きたかったものでね。もう一度、その辺を聞かせていただければお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、歳出の中で、おっしゃるように義務的経費の人件費と扶助費と公債費というのは本当に積み上げの中での今日、現実があるわけでございまして、この部分が非常に経常収支の比率でありますとか新たな施策を打つために、ここが膨らんでまいりますと柔軟な施策展開に障害が出るということになろうかと思っております。

その意味で、ただ一方で今議員ご指摘のように、行政サービスを推進していく上でいわゆるマンパワーによるところが大きいものがございます。その視点も踏まえて、定員の適正化を図って、当然、人件費という中で賃金もそうでございますし、あるいは時間外のさまざまな諸手当等含めたこれの削減とか見直しにつきましても、一層の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

扶助費等々につきましても、それこそ国の制度、特に社会保障の関係でありますとか、国の制度と連動しておる部分が非常に多うございます。独自に亀山市が立ち上げております国の制度を上回るようなサービスや事業もたくさんございます。それらを常に検証しながら、より適正な事業として構築するような努力も一方でしっかりしていくということであろうかというふうに思っております。

す。

いずれにいたしましても、この歳入と歳出の構造をしっかりと改革しながら、今後のさまざまな厳しい局面は、今日までもそうでしたが、ある意味中期財政見通しに沿ってさまざまな備えをしてまいりましたが、さらにここは危機意識を持って臨んでいく局面に入っていくということで、全庁挙げて努力を重ねていきたいというふうに思っております。具体的な項目や中身につきましては、またご指摘をいただけたらと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どこを削るのかというのは、まだはっきりしてないというようなことにしかちょっと聞こえなかったんですけども、それならば義務的経費ではあるんですけども、ともすればやはり投資的経費に比べると正直地味なお金の使い方やとは思いますが。

以前、今ちょっとこの場にいらしゃいせんけど、小川久子さんにお借りした本の中にこういう言葉がありました。人件費こそ最大の事業費だと、そういう話がありました。

今回、市長、ちょっと特徴ない予算じゃないのかという話はありませんけれども、逆に言えばその特徴のない、人件費を特徴のあるような形にするのはまさに昨日、大井議員との話でもあったような考動という言葉ですね。同じ動くにしても、考えて動く。前向きな意味でそういうふうなことを考えていっていただくというのも非常に大事なことでと思いますので、せっかくふえる、この人件費を減らすというわけには多分いかないだろうと思いますので、この人件費をぜひ有効に使っていただきたいということだけ申し上げて、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第8号から議案第42号までの35件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第4号放棄した私債権の報告については、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第2項の規定による報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について

議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

- 議案第 1 1 号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 1 2 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
議案第 1 3 号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
議案第 1 4 号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
議案第 1 5 号 亀山市基金条例の一部改正についての内
 国民健康保険高額療養費貸付基金
議案第 1 7 号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
議案第 2 1 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 3 8 号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

教育民生委員会

- 議案第 1 6 号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 1 5 号 亀山市基金条例の一部改正についての内
 基幹林道維持管理基金
議案第 1 8 号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第 1 9 号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 2 0 号 亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第 3 9 号 市道路線の認定について
議案第 4 0 号 市道路線の認定について
議案第 4 1 号 市道路線の認定について
議案第 4 2 号 市道路線の変更について

予算決算委員会

- 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度亀山市一般会計補正予算（第 7 号）について
議案第 2 3 号 平成 2 4 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 2 5 号 平成 2 4 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 6 号 平成 2 4 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 7 号 平成 2 4 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 8 号 平成 2 4 年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 2 9 号 平成 2 5 年度亀山市一般会計予算について
議案第 3 0 号 平成 2 5 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 1 号 平成 2 5 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 3 3 号 平成 2 5 年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

議案第 3 4 号 平成 2 5 年度亀山市水道事業会計予算について

議案第 3 5 号 平成 2 5 年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第 3 6 号 平成 2 5 年度亀山市病院事業会計予算について

議案第 3 7 号 平成 2 5 年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

○議長（櫻井清蔵君）

会議の途中ですが、予算決算委員会開催のため、午後 1 時まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 4 8 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1 番 西川憲行議員。

○1 番（西川憲行君登壇）

皆さん、こんにちは。このたび市議会議員として当選させていただきました西川憲行でございます。

質問に先立ち、まず市議会議員として今後の私の抱負を一言述べさせていただきます。

私は今まで、亀山商工会議所青年部であったり亀山青年会議所等で亀山の市民として、亀山市のために、よりよいまちづくりをするためにいろいろな活動に取り組んでまいりました。今回、市議会議員となりましたからには、今まで以上に一生懸命努力して、それから亀山市のため、また市民のためにできることをやっていきたいと心に誓っております。

今、亀山市の現状を見てみると、幾つかの問題点の中、亀山市が今後進んでいくのにどうしたらいいのかという不安もあります。

その一つとして、多くの人が政治不信と言われる現状の中で、特に若い人がそういう政治や市政に興味がない。そのあらわれが前回の私の選挙でもありましたように、投票率が 2 0 % もいかないというようなところにもあらわれているのかなあと考えますと、非常に残念ですし、そういう大人がこれからの亀山市を担っていくということは、将来に不安を覚えています。

そこで、今亀山市がこれからどのように変わっていくのか、そんな議論をしていくことで若い人や次世代の我々が亀山の市政、そして政治が身近に感じられ、また 3 0 年後、4 0 年後、どんな亀山市の未来像をつくっていくか、ともに考えていく、そんなことが必要ではないかと考えています。

本日の質問では、そういう意味で亀山市の将来について考えていきたい、そう思いまして、今現在リーダーとして市長が引っ張ってみえる亀山市を今後どのように形づくっていくのかお聞かせいただき、若い人を含む亀山の市民が、我々政治を行っている者や政治そのものに対して、自分の将来と重ね合わせて考える機会になればと考えています。

一般質問の1番目をさせていただくということを光栄に感じ、また今現在大変緊張して不安の中で質問をさせていただきますので、うまくできるかどうかわかりませんがよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初にまず大きく亀山市の将来像についてということで、質問がまず第1番、今亀山市の市長として、櫻井市長はマニフェストに「1期目の経験を生かした中で、今日までの歩みを次なるステージへ進化させ、我がまち亀山の持続的発展とクオリティ・ライフの向上に徹底的に挑戦したいと決意します。全ては未来のために」と書いておられます。

そこで、亀山の未来に向けてどのような将来像を見据えて、今後の政策や施策をお考えなのかを聞かせていただきたいと思っております。今、マニフェストには多くの事柄が書いてありまして、また施策についても幾つか書いてあります。

私が聞きたいのは、全体として市長が亀山モデルと言われるそのモデル、そして亀山が目指す30年後の姿をどんなふうと考えてみえるかをお聞きしたいと思います。特に、今現在、シャープを中心とした工業都市として亀山は大きく成長し、またその恩恵をこうむりましたけれども、今逆にそれが重荷になっている部分もあると思います。歴史的文化物もたくさんあり、また亀山大市、これが200年以上続いているのも北勢地域の中心的商業都市として今まで発展してきたからではないかと考えています。

今後はそういった交通の利便性を利用して、どのような発展をしていくのか、あるいは工業をもっと発展していくのか、その辺を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私自身もちょうど昨日、初めて市議会議員に初当選をさせていただいた平成3年の6月のみずからの質問の議事録を読み返しておったところでございます。そういう中で、今少し触れていただきました将来を見据えてどのようにまちが進むべきなのか、そういう思いを当時の今井市長に申し上げた、そのやりとりを本当に懐かしく、きのう思い出しました。

そういう中で、今議員お尋ねの亀山市の30年後、どのようなまちにしたいのか、市長の考えはということでございました。

まず亀山市といたしましては、平成19年度から平成28年度までの10年間における市の目標とする将来都市像は、第1次亀山市総合計画基本構想において「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」と定めておるところでございます。これは行政計画の中で掲げた一つの10年間の目標でございます。

そこで、議員お尋ねの私の目指す将来の亀山市の将来像でございますけれども、私自身は我が亀山市は都市の規模は人口5万人と小さいながらも、豊かな自然、それから歴史が織りなすたまたまいを持っております。

一方近年では、触れていただきましたが、産業集積や交通拠点性の高まりの中で独自の環境、文

化、次世代育成のプログラム、さらには世界標準を志向します健康都市や独自のコミュニティ戦略がございます。これらまちを形づくる多様な要素がうまく結びつく高い結晶性ともいべきオンリーワンのまとまりを持った「小さくともキラリと輝くまち」、これを目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。お触れいただきましたように、本市にはさまざまな地域資源がございます。まだまだ磨きをかけて未来へつなげていかななくてはならないものがあるかと思えます。

一方では、広域都市間の競争が始まっております中で、本当にこの亀山らしさとか、この亀山のまちの特性に合ったさまざまなその魅力、それから資源を輝かせて次世代へつなげていくと、こういう自治の精神が大変重要であろうというふうに思っております、現在、そういう視点からさまざまな施策に取り組んでまいったところでございます。

将来的には、お触れいただきました一層高速交通網の拠点性が向上していくというふうに思っております。リニアもしかりでございますし、現状の新名神の高速道路の整備もそうでございますが、古今東西やはり交通の要衝としてのこの亀山のまちの特性を生かしたまちづくりを強化していくと。それは他市とはまた違った意味で、このまちが持つ大きな機能であり役割、その一端を担わせていただきたい、そういう思いを持たせていただいております。

いずれにいたしましても、やっぱりまちを形づくる多様な要素がうまく結びついてまいりますように、そして5万都市、小さいながらでございますが、当時は3万8,000の人口でございました。この22年間で、合併も経て今日5万都市として、小さい都市ながらもさまざまな努力を積み重ねております。5万市民のそれぞれの知恵や力、こういうものがうまく結びつくようなまちづくりをしっかり展開していくことが愛着や誇りを持ったふるさとにつながるのではないかと、そう信じて今後も全力を尽くしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長、ご答弁ありがとうございました。

亀山市を多様な中で見ていくということでございまして、地域資源の活用も含めてというご答弁でございました。

その中で、リニア中央新幹線のこともお触れございました。今現在、リニア中央新幹線を誘致するという動きは、もう20年も前から進めておられるわけでございますけれども、リニアが来たときのまちの形、どんなまちにしていくのかという構想があるのでしょうか。

また、その折に、今現在少子・高齢化社会にありまして、まちがどのようにそのリニアの恩恵を受けるのか。この恩恵の形が見えない中で、とりあえずリニアを誘致しようという運動だけは活発なような感じがしてなりません。特に、今現在、亀山市の商店街はシャッター街が多く、商店街そのものの活性化もない。その中でリニアを誘致するのは、商店街を中心とした亀山商工会議所などが中心となっていますが、そのリニアを誘致することで現在の商店街が生きていく道が残されるのか、あるいはなくなってしまう、そういうような時代が来るのでしょうか。

そして今現在、旧関町の東海道の町並みは保存され、多くの観光客が来ております。その中でも関町の支所の横のところには駐車スペースなどもあって、連日観光バスが来たりしています。その

中で、先ほど言われた亀山市内にある観光資源、地域資源、先日も多門櫓が復原され、また侍屋敷などの整備等によって観光資源はますます磨かれていると感じています。しかし、まさに観光客が来て人があふれている、あるいは商店街を人が歩いているという姿は見かけません。

そんな中で、これからの今市長が言われる亀山の形、小さくともキラリと光る、そんな中で資源の有効活用と商店街のあり方、そしてリニアを誘致するときにそれらがどのように光っていくのかということをお聞かせいただけたらなあと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアの将来的に名古屋－大阪間の開通、それから三重県停車駅、亀山停車駅の設置を大きな目標として、今日までもう四半世紀近くに及ぶ、それこそ市民会議を中心とした活動が展開されてまいりました。

リニア構想にかかわる動きといいますか、新たな段階へ今入っておるといふふうにも考えておるところでございますし、少し長い運動でございますけれども、本市といたしましては、このインパクトを将来さまざままちづくり、まちの活力に生かしていくという視点で長年にわたって培ってきた運動でございますし、今後もしっかりと前へ進めていきたいというふうに考えております。

この影響が、今商店街であったり観光産業であったり、こういうところとの関連がどのようにつながるのかというご趣旨でございましたけれども、現在不透明な部分もございますけれども、今私どもは、例えば、将来亀山を観光都市にしようということ、あるいは工業都市にしよう、あるいは商業都市にしよう、こういう一点集中でそこへつなげていくということは少し違うのかなあというふうに思わせていただいております。工業都市の機能、ものづくりの産業が立地、これも強みでございますし、東海道の関宿を中心としたこういうまちの歴史資源といいますか、これも非常に強みであろうかと思えます。

先ほど申し上げましたように、現在の商業を取り巻く環境の厳しい中で、アートのまちづくりを市民活動の中で起こしていただいたり、あるいはみそ焼きうどんを初めああいう新たなアプローチをしながら官民挙げてさまざまな動きが始まっておりますので、そういう多様な要素を本当に調和させながら、まちの力を、地域力をしっかり高めていくということを、現在、最善の努力をしながら積み上げていくと。

これが長い年月の中で、リニア構想等々の動きが具現化する中にしっかりとかかわる中で、まち全体の活力につながるような展開を段階的に積み上げていかななくてはならないと、こういうふうにご考えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。

もう少し具体的に、市長は選択と集中という言葉も使われていますので、その一点集中ではないにしても、こういう方向でというお答えをいただけるかなあと期待しましたがけれども、若干私の期

待したお答えとは違いましたけれども、その中でまちを、活力を生んでいくということがありました。

そこでこのボードですけれども、次の質問のほうに移らせていただきまして、今後の人口推移と財政規模についてということで質問させていただきたいと思います。

現在の人口推移を見ていただきますように、平成22年度を境に若干減少傾向にあります。現在4万9,691名の人口で、1万9,964世帯で亀山市は動いております。後期基本計画における目標値とは若干の誤差が出てきていると思います。

そして今現在、この人口の増加に対して、亀山市ではシャープの誘致が成功して以来、アパートやマンションの建設にかかわって補助を行うなど、施策として努力をしてきた経緯があります。しかし、現在では人口が少なくなっている。また空き家ができています。その方向性に私は疑問、あるいはその成果が、実際に効力があつたのかなあというような思いを持っております。

このような空き家の対策に対しても、先般いろいろと質問が議会の中でもあつたようでございますけれども、今現在人口についてのお考えについてお聞きしたいのですが、新聞やニュースで、国勢調査において人口の水増しという不正があつて、人口5万人を目指して町を市にしたいというところもありました。

今現在、亀山市としてこの人口5万人という数字、目標値5万2,000人でありましてけれども、その数字が持つ意味、そしてその重要性について1点お伺いしたい。

そして、その折にこの5万人、先ほど市長も小さくとも5万人という規模で「キラリと光るまち」をつくると言われました。今現在、財政が悪化しているという状況は、午前中の質疑の中でもありましたけれども、その財政の健全な規模とは何を基準として健全であるか否か、そして今現在出ている市債という額は、健全規模に向けてどのような状況なのか、2点お伺いしたいと思いますのでお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

私のほうからは、その5万2,000人の将来人口推計の持つ意味ということでご答弁させていただきたいと思います。

本市の将来人口推計につきましては、第1次総合計画の基本構想におけるもので、平成17年度の国勢調査結果を起点としまして、議員も申されたとおり平成28年度に5万2,000人というふうになっております。この現状を見ますと、直近では平成22年度国勢調査結果が5万1,058人となり、将来人口推計をやや上回っております。

また、同じく国勢調査を基準とする平成23年度の三重県の人口動態調査結果を見ますと、平成23年10月で5万4,944人と、本市の将来人口推計値5万800人とほぼ同等の水準となっております。今後厳しい局面はあろうかと思いますが、5万2,000人の達成を目指してさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財政の健全性ということでご質問をいただいております。

これまで行財政改革に取り組んできた中で、24年度におきましても事業の廃止だとか休止といったことをいたしておきまして、今般25年度の予算編成におきましても、各部署での削減目標の設定だとか内容の精査、見直しなどによりまして削減に取り組んでいるといったところでもございます。

今後、市税収入の減収が見込まれる中では、やはり予算規模の拡大といったことはできないというふうにご考えてございまして、財政健全化に向けまして行財政改革大綱に掲げます歳出構造の刷新の取り組みをそれぞれ徹底して進めることによりまして、5万人都市として適正な予算規模となるように取り組んでまいりたいというふうにご考えてございます。

次に、市債の額ということでご質問をいただいておりますけれども、市債の残高につきましては臨時財政対策債、合併特例債などを活用いたしてございまして、そういったことで増加の傾向でございまして。

これが健全かどうかということでございますけれども、公債費比率等で判断をしておりますと、現状ではまだまだ余裕はあるというふうにご感じているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。

5万人規模にとって健全な財政を目指すということでございますし、また市債については余裕があるというお答えでございまして。

であるならば、午前中の質疑でもありましたけれども、市長の給与を下げるとか、また退職金を減額するとか、そういう方法が本当に適正なのか。あるいは今言われましたように、事業の廃止、休止、それによる削減というものが、削減をしなければならぬのが健全な財政に近づいていくのかどうかというのは、私は疑問だと思います。

やっぱり住民サービスを重点に考え、また第一に考えるならば、多少の無理をしても住民サービスを一生懸命やっていく。その中で住民が、亀山市はいいなあ、亀山市に住んでよかったという意見、またよそからも亀山市に住みたいと思う人によって人口の流出が避けられ、また流入がふえるのではないかなあと考えますので、予算を縮小していく、あるいは支出を抑えていくことだけが亀山市の将来に向けていいものであるとはいえないのではないかなあと、私の個人的な意見としてはそのように思っていますので、まだまだこの行財政改革というものの意味を捉え直していただくことが大事なかなあと考えております。

そこで、定住化というものが今私は大切ではないかと考えております。市長のマニフェストにおいては、金銭的支援政策を拡充していくことが、若手の勤労者世代を定住してもらうために大切だというようなことが書かれております。

今現在、そのために住む人の環境の整備はどうかということです。今、女性の社会参加、就業支援というものが非常に行われていますが、保育園の待機児童も現実にあります。また学童保育においてはいろいろな問題があると伺っております。その環境をしっかりと整えていくことで、女性が安心して家庭から出て社会で働ける、また多くの方が亀山に住んでいただける、そして定住し

ていただけることにつながるのではないかと考えています。

とりわけ私は、今学童保育所は公設と民設民営というものがあって、その中では同じ保護者であっても、また同じ子供であっても差が出ているのではないかなあと感じています。特に、安心・安全といった基本的な部分での大きな負担は、それだけで保護者の不安になり、また今後の定住化に対しての促進を促せるかどうかに係ってくると思っています。

そこで、今後女性が社会参加をしていくためにその保育、特に小さな学童までの子供たちの保育を亀山市ではどのように考えて安全化を、そして安心な保育を考えてみえるのか。そして、今現在民設である学童保育所を公設にする考えはないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

議員からは、まず今後の保育にどう取り組んでいくのか、またそれによって女性の安心・安全と社会進出、そういったものに貢献していくのかというお話でございました。

ご存じのように、亀山市の保育所、公立、私立合わせて14園ございます。さらに4月からは1園増園しまして、民間でございますが、新たな進出もいただくところでございます。そういった意味で、今までは保育の需要に対しましてその受け入れる容量というものに若干問題があったわけなんですけれども、それも解消に向かっていくところでございます。さらには、その中で日曜保育とか一時保育の充実とか、そういったことにも取り組みまして、保護者の皆さんが安心して働きに行ける、そういった体制を築いていきたいというふうに考えております。

それから、学童保育所につきましてもお触れをいただきました。現在、学童保育所につきましては民設民営でということで進めさせていただいておりますが、最近設置されました加太や神辺のように、市の土地や建物を無償でご使用いただくなど、民設とはいいいながらも公的な関与をかなり強めているところでございます。

また、今国におきましても子ども・子育て施策が大きな転換期を迎えておりまして、来年度にも学童保育所を含めたさまざまな事業について協議が行われ、方針が示される見込みでございますので、市といたしましてはその推移を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

公設化ということでございますが、公設化の点といたしましては、平成19年度に川崎地区の学童保育所が開設をして以来、学童保育所につきましては、地域の子供は地域で見守るといった観点から、地域の皆様にご協力をいただきながら、民設民営を基本としてきたところでございます。現状では公設が4、民設が6という学童保育所でございますが、全ての学童保育所を公設にするというのではなく、公設も民設も同様の内容で保育ができるようにすると、こういったことが重要であるかというふうに考えております。そういった面では、資金面等でも支援をいたしているところでございます。

今後は、各学童保育所の連絡協議会とか保護者会とかございますので、そういったところとも協議をしながら進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。国の方針を踏まえて、今後見据えていくというお答えでございます。

それから、学童保育所については民設を中心に行くということでございまして、また答弁の中で、公設であっても民設であっても平等にいけるような方法をとっていくというお答えでございました。

その中で、この後の服部議員のところ、学童保育所について、もっと僕よりも深く突っ込んでいただけるので私は軽くいきたいと思いますけれども、学童保育所については、さきの12月議会において、市民の方々からの請願を議会が受けて採択されたという経緯があると思います。

その採択があったにもかかわらず、何も変わっていないと。それでその西小学校の学童ですけれども、来年3月には契約が切れて、次なる借地、借家が見つからないという現状を踏まえて、今言われたように、どこでも公設でも民設でも安心して同じようなレベルで子供を預けられるというのであれば、その不安を持っている西小学校の学童保育所に預けられている保護者の現在の不安は、公設でこれからずっと先も安心して預けられるという学童とは余りにも平等ではないというふうに私は考えています。

そしてまた、その請願が採択されたにもかかわらず、何ら対応がされていない。また新予算の中でも入っていないということは、やっぱり議会が承認をして市に対して意見を言う中で、議会が吸い上げてきた市民の意見、議会の意向が行政側に対してさほど重視されていないという結果なのかなあというふうに感じてしまいます。

午前中、小坂議員の質疑でもありましたけれども、審議会なんか要らないぞというような話がありましたけれども、まさに究極のところは議会も要らないと。市長や市の職員が決めていけばそれでいいのかなあと、そんなふうに感じてしまいます。そうではなくて、市長が今現在スピードやコミュニケーション、透明性というものをうたっておられますとおり、まさに市民からの要請をスピードのある対応で、また市民からの要請に対してしっかりと説明をして、コミュニケーションをとって市長の考えるところ、市の考えるところを透明に説明していただいて、市民とのコミュニケーションをつなげていっていただけたらなあ、そんなふうに感じています。

そこで次に、その中でそういうことも含めて組織・機構改革に伴う行財政改革を今後していくという話があるわけですが、今現在、行政サービスの内容はどのように変わっていくかということは、我々にはまだわかりません。そして、この改革の目的が、市民の目線に立った改革なのか、あるいは市の職員側から、こうやったほうが楽やでこうやって変えようかという改革なのかというところが問題だと思っています。

組織が変わっていても職員の数が変わるわけではなく、職員の仕事量そのものは今後ふえていくのか少なくなっているのかも、また問題になるのではないかなあと感じています。今現在、日曜窓口などによって市民へのサービスは拡充されているように感じていますが、まだまだ市民からの苦情も、あるいは問題点もあるように感じています。そして、それに対応する職員も、今現在病気による欠勤や、また臨時職員が多くて市の正規職員で行うべき仕事が臨時職員で賄われている、そんな感じもいたします。本来であれば、正規職員で賄うべき仕事が、仕事量がふえてきたために仕方なく臨時職員を雇ってその仕事を分業させるということで、市民サービスの低下を防ぎ、効率化を目指していくべきと考えています。

しかし、現行は窓口業務などを見れば、窓口業務では臨時職員による対応がほとんどで、正規職員の数も少なく、見てみますと正規職員よりも臨時職員のほうがよく働いているんじゃないかなあ、

そんな意見も市民から聞こえてくるような感じがしています。そして、臨時職員というのは本来期間雇用であるはずですが、そこまでプロフェッショナル化しているということは、継続して雇用されています。今社会問題となっているこの臨時職員の雇用等も鑑みますと、やはり市の職員、臨時職員の待遇の改善も視野に入れて行財政改革を行っていく必要もあると思います。

それと、今まで多くの部があって横に広がっていた組織を一点に集約していくということは、やはりそこに立つリーダーの資質というものも必要になってくるのではないのでしょうか。特に若い職員や中堅職員で苦勞の多い方々が、その意見や相談事をその部局の上司に相談する機会や、施策を遂行していく上でコミュニケーションが取りにくくなるのではないかというふうに考えます。

住民へのサービスは、今後どのようにこの組織改革によって変化していくのか、また職員のモチベーションは今の組織改革によってどのように上がっていったか、前向きに取り組まれるのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、組織・機構改革につきましては、昨年12月の市議会の定例会におきまして、行政組織条例の一部改正をお認めいただきました。本年4月の実施に向けて、現在その準備を進めているところでございます。

新組織のメリットということでございますけれども、部・室の統廃合によりまして組織のスリム化を図ることといたしておりまして、これに伴いまして部長権限の強化・拡充を実施いたしますことから、部長による部内の柔軟な人事管理が可能になるというふうに考えているところでございます。

さらに、部が大きくなることのスケールメリットを生かしまして、大きな事業実施に当たっては部内におけます横断的な協力体制が図れるものというふうに存じます。

また、特に重要かつ多種多様な分掌事務を担う部には、部内に局長を配置することによりまして2層での管理体制ということで、横断的、よりきめ細やかな組織運営が可能になるというふうに認識をいたしております。

次に、職員のモチベーションアップということでございますけれども、今回の組織・機構改革は、部内局の増設によりまして2層の管理体制の強化による組織マネジメントの強化を図るとともに、組織のスリム化により人員の適正な配置を行ってまいります。これらのことは、組織の活性化が図られ、結果として職員のモチベーションアップにつながるものというふうに認識をいたしております。

一方で、部・室の統廃合によりまして担当の職員の声が管理職へ届きにくくなるのではというようなご指摘でもございますが、今回の組織・機構改革におきましても、引き続き大きな室につきましては副室長を配置いたしまして室内の調整機能を担わすことといたしておりまして、ご懸念のようなことが生じるといったことはないというふうに考えてございます。

また、これまでと同様に各種提案制度だとか各所属におけますミーティングなど、職員間のコミュニケーションを図ることは職場の活性化面から考えますと欠かすことのできないものというふうに考えておりますので、引き続き管理職のマネジメントにより積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございます。

マネジメントが強化され、コミュニケーションを図ることで職員のモチベーションは変わらないというお答えでございます。この職員のモチベーションが上がるのか上がらないのかという質問は、実はこれ市長の市議会議員当時の質問とかぶっております、本当に市長も同じようなことを考えていたんだなあということを私も思いました。

そこで、最後にもう一度、市長にトータルとしてお聞きしたいのですが、今現在このように組織改革もなされ、将来に向けて亀山の多様な魅力を磨いて、亀山市が住みよい、よりよいまちにしていくということを先ほどもご答弁でおっしゃっていただきました。

ただ市長はマニフェストで、3期目の引退ということを経験して公約として掲げられております。そのときに、今のビジョンを生かしてどのように引き継いでいくのか、そして今から残り8年、2期目に入った今現在で、その引き継いでいくまでのビジョンというものに対してのご意見を一言いただきたいなと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3期目の引退と、こういうことは明記しておりません。

私が申し上げました一般論として、政治家は、特に長期多選は控えるべきだという考え方に基づきまして、3選ぐらいまでが適当ではないかというような趣旨でございます。3期で引退ということではございません。4年、4年が当然議員の皆さんもそうでございますし、首長にとりましても4年がある一つの政治的に責任を持ったスパンであるということでございまして、それをまずはしっかりと全うしていくということになるかということでご理解いただきたいと思っております。

そして、相対的に先ほどのご指摘も踏まえてどのように考えていくかということでございますが、やはりこのまちの限られた資源を、本当に英知を持って磨き上げて次へつなげていくということは一番の基本にあるかというふうに思います。

その意味で、例えば少し触れられました財政のことと踏まえて、最少のコストで最大のサービスを提供できるような、そういう組織体に市の行政組織が成熟をしていくということを基本に、前進をさせていかななくてはならないというふうに思っております。

その意味でさまざまな取り組みをさせていただいておるわけでございますが、組織・機構改革も踏まえ、その最善な状態をつくっていく責務があるかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、なかなか一朝一夕にいかない部分でありますとか、段階を経てそれを着実に積み上げていくような大変地味な取り組みが多いだろうというふうに思っておりますけれども、しっかりとこのまちの輝きがさらに高まってまいりますよう、そして多くの方が本当に愛着や誇りを持って暮らし続けることができるような、そんな亀山へと努力をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

ありがとうございました。

そうです、済みません。3期引退ではなく、多選は控えるべきというお答えでございました。申しわけございません、認識の不足でございます。

私のほうもまだ市議会議員になって約1カ月、まだまだ知らないことばかりでございまして、皆さんに教を請いながら、今後も亀山のためにいろいろなことを考えてまいって、また努力してまいりたいと思っております。多くの議案があつて、まだまだ勉強不足であることも否めません。ただ一生懸命やっていくということに関しては努力してまいります。

今後もまた亀山市のために、市長また理事者の皆さんといろいろな話をしながら、一番いい方法、本当に低コストで一番最大限のサービスができるような、そんな亀山市になればと思ひまして、今後も頑張つてまいりますのでよろしく申し上げます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

1番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時54分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず今後の市財政についての質問であります。

きのうは地方交付税と臨時財政対策債を取り上げましたが、きょうはその第2弾ということで、今後の財政を考える上で大きな要素となる地方交付税、それと借金の返済である公債費、とりわけ合併特例債と臨時財政対策債、さらに基金活用指針について質問をいたします。

まず地方交付税ですが、きのうの質疑でも少し触れましたが、合併から10年間の地方交付税は合併がなかったものと過程をして、旧市町ごとに算定した普通交付税額を合算した合併算定がえと、合併後の新市として一本で算定した普通交付税額、1本算定のどちらが金額が大きいかということで選択できるということになっております。つまり、合併しても損がないようにという合併促進策であります。

亀山市の地方交付税は、合併した平成17年度からこの合併算定がえで計算した地方交付税が交付されております。不交付団体の時期でも、旧関町分が合併算定がえとして交付をされております。平成24年度の合併算定がえで計算した臨時財政対策債を除いた地方交付税額は約12億円、これを1本算定にすると2億円ということになります。1本算定になると、合併算定がえよりも10億

円も地方交付税が減ってしまうという、これは24年度をもとにした計算ですけれども、こういうことになります。

この有利と言われる合併算定がえが平成26年度、合併後10年までということになっております。その後、5年かけて9割に減らし、7割、5割、3割、1割というふうにして5年かけて、15年経過した時点では、平成32年ですけれども、1本算定だけでやると、こういうことになります。

まず最初にお聞きしたいのは、この合併算定がえで段階的に減っていく、これが27年度以降なんですけれども、どんな金額になるのか、見通しを示していただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度で申し上げますと、普通交付税のこれは臨時財政対策債の振りかえがなかった場合の交付基準額でございますけれども、合併後の新亀山市として算定した1本算定では交付税が12億7,800万円でございます。それに対しまして、旧亀山市と旧関町が存在すると仮定して交付される合併算定がえでは19億8,400万円となっております。したがって、その差額につきましては7億600万円ということでございます。

この合併算定がえ分、約7億円でございますけれども、議員先ほど申してみえましたとおり、平成27年度以降、合併算定がえ分が段階的に減額となってまいります。

具体的に申し上げますと、合併算定がえの適用期間につきましては合併後15年間でございまして、その間は旧亀山市、旧関町がそれぞれ存在するとして算出された額の合計額で交付をされます。したがって合併後10年間、平成26年度までですけれども、これにつきましては算出された交付基準額の全額が交付されることとなりますが、合併後11年度目、平成27年度以降でございます。これにつきましては1本算定と合併算定がえの差額が段階的に減額されることとなっております。これにつきましては先ほどの24年度の交付額を例にとりまして申し上げますと、平成27年度には9割に減額がされますので7億円の1割、約7,000万円が減額をされることになってまいります。28年度は7割、29年度は5割、30年度は3割、31年度は1割に減額をされまして、適用期間が終了した平成32年度からは本来での1本算定での交付ということになっておりまして、算定がえでは19億8,400万円の交付額であったんですけれども、これが1本算定の12億7,800万円となりまして、約7億円の減額ということになってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今答弁いただきましたけれども、27年度以降、5年かけて最終的に7億円、地方交付税は減るという、歳入にとっては大きな減少になるんですね。こういう問題が出てきますと、どうしてもやっぱり歳出を何とかしなきゃならないという問題が出てきます。

そこで歳出に入りたいんですけれども、私は特に、全部を取り上げるわけにはいきませんので、公債費といういわゆる借金を返済する、この公債費をちょっと取り上げてみたいと思います。

中でも合併特例債と臨時財政対策債、これはきのうもちょっと触れましたけれども、これ23年度の決算でいきますと、地方債の残高というのは約200億円あります。そのうちの合併特例債は48億円です。それから臨時財政対策債は53億円、これ2つ足しますと約半分がこの2つでなるということですね。それから、23年度に返済した元利償還金ということで、いわゆる公債費ですね。これを見ますと約27億円、借金返しをしています。このうちの合併特例債が4億8,000万、それから臨時財政対策債が3億3,000万と、これも2つ合わせて約3割を占めるといふ、非常にこの2つが大きな借金の中で比重を占めていると。

問題は、これからの推移になるんですけれども、合併特例債の元利償還金というのは24年度には5億9,000万にふえ、25年度には7億円にふえ、28から30年度にはそれぞれ約10億から11億ということで、それが今のところピークになると、まだふえ続けるわけですね。それから、これは26年度まで発行した場合の試算です。27年度以降、新たに発行すればこれもまた変わってくると思うんですけれども、そういう見込みがある。

それから、臨時財政対策債も24年度末には62億円になる見込み、それから25年度の末には67億になる。これも多分、国の財政状況が変わらない限り臨時財政対策債は発行するというでふえ続けるんだらうという見通しが立つんだらうというふうに思います。

そこで質問したいのは、この中期財政見通しの中で公債費については可能な限り発行を抑制すると、こう書いています。地方債残高の上限を決めるとか、それから年度ごとの公債費の上限を決めるとか、そういうようなことを考えてみえるのか、それとももっと違ったやり方でこの抑制をしていくのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

公債費の考え方でございますけれども、行革の大綱におきましては公債費の負担比率が15%以下といったことを目標としているところでもございます。また、毎年決算時に報告をさせていただいております財政健全化法に基づきます実質公債費比率につきましても、判断基準というふうに考えてございます。

実質公債費比率の早期財政健全化基準につきましても25%とされておりますので、これを基準に判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。23年度決算での実質公債費比率につきましても、交付税に参入される市債の元利金が多いといったことで、3.7%ということで、まだまだ大幅に下回っているところでもございます。

この2つの指数を重要な判断基準と考えておきまして、この指数に基づいて今後の公債費、市債の借入れ、公債費の増加といったことを検討していきたいというふうに考えてございます。

なお、中期財政見通しでの公債費のピークにつきましても、25年度の約28億円がピークということで、以降25億、24億といった形で減少傾向にあるのは、そういうところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、何らかの物差しを持ってこれをやっていかないと、気がついたら大変なことに

なるということでは困るということです。

それからもう1点、その公債費が28年ですか、ピークでそこから下がっていくというふうに言われましたけど、それはあくまでも今後発行しないという前提のもとでの話。だから、これから以降、合併特例債を使ったり、新たに起債をしたりということになれば、これは変わってくるということですね。それだけはちょっと押さえておきたいと思います。

合併特例債の問題では、市民まちづくり基金という基金の造成がありますけれども、これを除いて発行可能額が96億円ということになっています。そのうち71億円は既にもう発行が決まっているということで、残り25億円が発行可能ということになっています。

この合併特例債というのは、事業費の95%充当できて、いわば5%自己資金があったら事業ができるという本当に有利な起債なんですけれども、そのうちのいわゆる元利償還金についても7割を地方交付税の基準財政需要額に参入されると、こういう制度になっています。

臨時財政対策債については、これは一般財源ですからどんなものにも使えるということと、それから元利償還については7割どころか10割ですね。全額地方交付税の基準財政需要額に参入をされると、こういう起債です。

だから、後で交付税として返ってくるんなら、何もこんな有利な借金はないやないかというふうに考えられるかもわかりませんが、きょう私が言いたいのは、この地方交付税の基準財政需要額に参入されるということと、地方交付税として戻ってくるということは同じではないということなんです。この点をひとつ見ていきたいと思います。

亀山市の数字でいきますと、これ24年度ですけれども、基準財政需要額に参入をされた元利償還金が24年度の場合約12億円あります。12億円参入されているんなら12億円は交付税として返ってこない。最低でもこれだけは返ってこんど困るのやけれども、ところが、1本算定で計算をした場合に地方交付税が幾らになるかといったら、たった2億にしかならないですよ。

つまり12億参入されても、地方交付税としては2億しか戻ってこない。だから参入されるということと、いわゆる完全に補填されるということは別問題だということですね。不交付団体にでもなったら、それこそ1円も交付税が来ませんので、これはもう全く補填がないという、決して私は有利な市債ではないだろうというふうに思っています。

きのう質疑で紹介しました、きょうちょっと皆さん方に資料をお配りしましたけれども、全国市議会議長会がこういうまとめをしております。

1つは、臨時財政対策債の元利償還金については、その全額を地方交付税や臨時財政対策債とは別に地方特例交付金などで措置することというのを政府に求めています。これどういうことかという、参入されても実質的には交付されないから、それが実態だから別途くれということを行っているわけですよ。もし参入されたことによって全額補償されているんなら、こんなことを言う必要はないんですけれども、そうならないからこういう要望をせざるを得ないと、こういうことですね。

質問ですけれども、中期財政見通しの中で、交付税措置のある有利な市債を発行と、こう書いています。いつも言われます、有利な市債をというふうなね。本当に有利というふうに言えるんでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債や合併特例債につきましては、後年度に交付税の基準財政需要額に参入されますけれども、議員言われるように、不交付団体になれば普通交付税は交付をされないといったことになってまいります。

特に亀山市、財政力指数は限りなく今1に近いといったことで、こういったことが言えるのかなというふうに思っておりますけれども、臨時財政対策債は発行可能額の100%、合併特例債につきましては70%が参入されるということでございまして、現行制度におきましては、ほかの市債と比較をいたしますと参入率も高く有利な市債であるというふうに考えてございます。

合併特例債につきましては、今後も対象となる必要な施設整備には充てていきたいというふうに考えておりますけれども、一方で借金という一面でもございますので、借り入れをするための事業構築といったことは避けていきたいというふうには考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

次に、私が疑問に思っているのは、参入されれば有利かという点なんです。

ここにパネルを用意いたしました。これは基準財政需要額の黒のこのグラフは、ずうっと17年度から24年度までの推移を示しています。下に出ています白い棒グラフはその内訳なんです。これは別じゃないんですね。この黒い基準財政需要額の内訳としてのいわゆる公債費、つまり臨時財政対策債や合併特例債の元利償還金に当たる部分ですけども、その推移を示しています。これあくまでも内訳です。

そうすると、これ見てみますと、基準財政需要額がどんどん年々ふえております。大体これ11億ぐらいふえておるのかな。11億円ぐらい大体、17年から24年の間にふえています、基準財政需要額。一方、公債費、この部分が8億ぐらいふえています。つまり全体として、この基準財政需要額を押し上げているのが公債費だということですね。公債費が基準財政需要額を押し上げると、こういうことがわかるかなあというふうに思います。

これがどういうことが起こるかという、きのうも言いましたけれども、基準財政需要額が膨らんでくると、その基準財政需要額のうちから臨時財政対策債に振りかえるわけですよ、国は。そうすると、基準財政需要額が大きくなると、本来ならば収入額との差で交付税の額がたくさん入ってくるんですけども、国はその分、臨時財政対策債に置きかえますから必ずしもそうならない。むしろ臨時財政対策債の占める部分が膨らんでくるのではないか。

だから、基準財政需要額を大きくすると臨時財政対策債も大きくなるということで、この借金を返すためにまた臨時財政対策債を借りなきゃならんという、いわゆる借金地獄のような悪循環になってしまうのではないかなあ。だから決して交付税措置があるのが有利なのかと考えると、私はそうでもないように思います。

もう1つ、これを見ていただきたいんですね。

これはさっき言いました公債費、基準財政需要額の中の公債費をさらに細かく見てみたんですけども、この棒グラフが公債費の推移の額です。その中で白い棒グラフがいわゆる臨時財政対策債、

これは年々少しずつですけれども増加しています。この黒のこれが皆内訳になるんですけれども、これが合併特例債なんです。つまり、この公債費を伸ばしている主要なものがやっぱり臨時財政対策債と合併特例債だということがはっきりするわけですね。

この辺の部分を考えていくと、この臨時財政対策債と合併特例債を使うことで公債費が伸びて、公債費が伸びることで基準財政需要額が膨らんで、膨らむことによって臨時財政対策債はまた増額をされて、その借金返済のためにまた臨時財政対策債を借りなきゃならんと、こういうことになっていくのではないかなあというふうに思っています。

最後にお聞きしたいのは、きのうも合併特例債を活用した事業という今後の事業ですね。幾つか上げられましたけれども、私こういう問題があるというふうに思っておりますので、今後こういう地方交付税が減っていく問題であるとか公債費の見通し、こういうことも検討した上でああいうメニューを示されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

昨日、大井議員にご答弁しましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

さきに3つの事業を例示させていただきましたが、それぞれの事業は後期基本計画の推進に必要な事業で、合併に資する事業でございます。その例示を申し上げましたが、このそれぞれの事業の開始に当たりましては、財源の確保について改めて庁内で検討いたすこととなっております、先ほど議員申されたようなことまではシミュレーションしていないところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱりそういうことも全部含めて今後考えないと、私は合併特例債を使うとか臨時財政対策債は使うなどという立場では決してないんです。

しかし、こういう問題も全部ひっくるめた上で財政判断していくと、今後のこともきちっと判断していくということがやっぱり必要なんじゃないかなあということをお願いしたいということです。

歳入と歳出を今見てきました。歳入は交付税が減る、それから歳出はなかなか減らすのが難しい、こういう問題がある。そこで、やっぱり私は活用すべきなのが111億円という基金であろうというふうに思います。

亀山市基金活用指針というのが今回出されました。これは特に、私たちが決算のときにため込み決算だなんていうことも言ってまいりましたし、何よりも去年の予算決算委員会で基金の活用という意見が入りました。こういうことがあって、こういう基金活用指針が策定されたものというふうに私は思っておりますけれども、この基金活用指針の中で非常に的確なことが言われています。

例えば、最後のところに、市民への負担を増加させることなく行政サービスの水準を維持し、不足する財源を生み出すために基金の有効活用を図る方策を検討する必要があるというふうにならなっています。これ私、本当に方向性は妥当だろうというふうに思います。

そういう意味で、この基金活用指針の活用方向に従ってグループ分けをちょっとしてみました。

1つは、積み立てを継続していく基金として5つの基金、2つ目は、廃止または廃止を検討する基

金で、これが3基金あります。それから3つ目は、積み立てはしないけれども、今の積立基金を活用していくという基金、これが7基金あります。最後は、今言った分類のどれにも属さない基金が2つあります。

この中で、私は時間の関係で積み立てを継続していく基金を幾つか取り上げたい。具体的に言うと、どんな基金かというところでは財政調整基金、減債基金、国民健康保険給付費等支払準備基金、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、庁舎建設基金のこの5つ、これがいわゆる積み立てを継続していく基金だというふうに思っています。

そこでまずリニア基金ですね。来年度でも5,000万積み増しして、25年度の末には14億5,000万ということですね。やっぱり私はこれ財政が厳しい、これから先も本当に歳入も減ってくる、歳出もそう減らすことは難しいという中で、これだけのお金を何十年先まで使えないまま縛っておくということですね。このことに市民の理解が得られないと私は思うんですけれども、その点について、市長どうですか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のお尋ねでございますけれども、リニア中央新幹線に係りますこの取り組みにつきまして、従来からもここで論議があったところでございますが、基本的には将来のこの整備に向けて着実に私どもも市民会議を中心に展開していきたい、このように考えております。

こうした状況の中で、本市ではリニア中央新幹線亀山駅整備基金を平成8年に設置いたしました。その後、計画的な積み立てを続けております。一方、全国的にはこうした基金を設置している自治体の事例は少ないことございまして、本市にこの基金がありますことは、今後の市内駅誘致に向けても非常に大きなインパクトを持つものであるというふうに考えております。この基金を保持し、継続的な積み立てを行っていくことは、将来リニア市内駅誘致後に駅を中心としたまちづくりをスピーディーに実施するための財源確保につながり、重要なことであるというふうに考えております。

過去には財政の状況によりまして年間2億を積み上げた時期もありましたけれども、ここ3年、5,000万という積み立てを行わせていただいておりますけれども、こうしたことから、将来の来るべき時期に備えまして、目標額といたしております20億円の基金造成に向けて適正な積立額を維持しながら、今後も継続的な積み立てを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いや、そんな答弁で市民は納得しませんよ。

あなた方が出した行財政改革大綱、これに何て書いてあるかということ、受益者負担の適正化、いわゆるこれ値上げですわね。幼稚園、保育所の保育料の見直し、各種手数料の検討、これ皆値上げですよ。こういうことをやって、市民の負担増を求めらるんですよ。

ところが、先ほど言ったように30年先の、普通の財政状況ならいいですよ、わかりますよ。こういう危機的な財政やと言いつつ、これだけは別枠やということが果たして説得力があるのかど

うか。

先ほど西川議員も言いましたけれども、駅ができたときにどんなふうに亀山にとって効果があるのかと、これすら示されていない。私は何遍もここで聞きましたけれども、いまだに示されていません。こういうことすらやられてない中で、せっせせっせと積み立てることだけはする。で、財政が厳しいから市民の皆さん、サービスは削りますよ、負担をしてくださいよと、こんなことは通りません。これは絶対認められません。

次の、国民健康保険の支払い準備基金の問題に移ります。

これは活用指針の中で、基金としての目的を達成できる額が確保されていないと書かれていてます。そのとおりです。

きのう、福沢議員の質疑で明らかになったように、23年度決算で法定外の一般会計からの繰り入れをして決算が黒字となった県内の市の四日市市、鈴鹿市、伊勢市、松阪市、名張市の5つの市は全て国保会計にその繰り入れたお金を残しています。

だから、そこでお聞きしたいのは、今まで一般会計から繰り入れをして黒字になったら一般会計へ戻すということが財政規律だと言われていましたけれども、私はこれは国保会計に残すべきだというふうに思いますけれども、そして基金に積みばいいと思う。そういうことは考えられやんのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、あくまで赤字補填のための財源調整として繰り入れるものと考えております。

したがって、23年度と同様に、決算見込みの状況により国保会計に繰り入れるかの判断をいたす予定といたしております。

それから準備基金につきましては、変動のある事業費により歳出超過となった場合の財源として活用するため、一定の基金額は必要であると考えておりますが、現在の国保会計の収支状況からは厳しいものであらうと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規君。

○18番（服部孝規君登壇）

戻すと言った、戻さんと言った、どっち。一般会計へ戻すの。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

戻します。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱりあなた方、退職金とか、それから5%削減ですか、給料の。これ他市の状況を勘案して、

総合的にどうのこうのと言われますやんか。こういう問題になると、他市がやっておってもやらないですね、亀山市は。だから、小坂議員が言うように、勝手なんですよ、あなた方の論理というのは。自分の都合のいいように論理をつくっている。

だから、そういうところもあわせて県下のあれを見習ったらいいいじゃないですか。これも認められません。

3つ目、庁舎建設基金。この基金というのは15億円を目標にということで、今25年度末で8億5,000万になっていますけれども、これは建設については凍結中ということなんです。凍結中でありながら積み立てをしていると、おかしい基金になります。

8億5,000万ものお金をいつ使うとも決めないで積み立てておくということ、これも市民の理解を得られないと思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

庁舎建設基金活用の方向性でございますけれども、基金の活用指針におきましては、庁舎建設の財政フレームの再検討を行うとともに、毎年度の財政状況を十分勘案いたしまして、可能な範囲内での積み立てを行うことといたしております。また、基金の運用収益につきましては、積み立ての財源として活用いたしております。

庁舎の建設につきましては一時凍結をしております、将来の建設時期は、現時点では未定ではございますが、いずれ必要となる建設資金の確保のために、財政状況を考慮し、平成24年度では補正予算により今回総額5,000万円の積み立てを、また25年度当初予算では運用益のみの積み立てとさせていただいた予算といたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これも納得できませんね。

つまり、何年に建てるというのがあって、1年にどれだけ積み立てしなきゃならないか、15億円にするにはと、これが普通の計算ですやんか。それが無いんですよ。補正予算で上がっている5,000万を妥当かどうかで、どうやって決めるんですか、我々は。今5,000万積み立てなければ、15億に間に合わないという判断ができないわけですよ。こんないいかげんな積み立てはないですよ、これ。やめるべきですよ。どちらかにしなさいよ。凍結を解除するのか、積み立てをやめるか、どちらかにしなさい、これ。

もう1つあります。10億円の市民まちづくり基金、これは合併特例債でつくった基金です。それからもう1つは、3億7,000万の関宿にぎわいづくり基金、この2つは合併特例債でつくった基金で、非常に使い道が限定されている。使いづらいんですね。

とりあえず収益分というのは活用されていますけれども、この指針によると、償還が終わった元金相当額の活用を検討するというふうに書いています。

そこで、私が提案したいのは、櫻井市長、市民参画とか協働とかって力を入れてみえます。そんな中で、この基金の取り崩した分を例えば地区コミュニティセンターの充実事業であるとか、それ

から関でいえば観光施設費や観光振興事業とかいうようなものに使っていけないのか。そうすると、この分に使えば、その分一般財源がほかに回せるわけですから、そういうことができないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

合併特例債の関係を担当しています企画部のほうからご答弁させていただきたいと思います。

先ほど言われました市民まちづくり基金、それから関宿にぎわいづくり基金ともソフト事業に対して使えるということで、取り崩し可能額の償還金につきましてもソフト事業というようなことでございまして、おっしゃられたコミュニティの建設そのものには使えませんが、コミュニティの活動費には使える、あるいは観光振興施設には使えませんが観光振興のための観光を支援するような活動費には使えるということで、その設置目的に合ったような形で基金は使えるというような考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、13億7,000万あるんですよ。これはぜひ活用してもらわなければ困ります。ずうっと基金を見てきましたけど、きちっと活用方針になってないですよ、これ。やっぱりもう少し、本当にこれ財政厳しいというんなら、ここのところをもっとメス入れなきゃならんと思うんですよ、私は。こういうのがどうも十分じゃないということだけ申し上げて、次に移りたいと思います。

最後に、西小学校の学童保育所のおひさま公設化について、このことについてお聞きしたいと思います。

市長が2期目のマニフェストで、5つの重点政策を上げられて、その1つに「子どもの輝きをひろげる」と、こういう重点政策がありました。

具体的にどんなことを考えてみえるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨日、宮崎議員の質疑においてもお答えをさせていただきました。2期目のマニフェストにつきましては、後期基本計画を確実かつ着実に推進をしていくことを前提に、私なりにまとめさせていただきました。

その中の5つの重点政策の1つとして、次代の子供たちが夢や希望が持てる持続可能な都市の発展のため、「子どもの輝きをひろげる」と、このことを掲げさせていただきました。

これにつきましては、後期基本計画に掲げる4つの戦略プロジェクトのうち子ども輝きプロジェクトの推進によりその具現化が図られるものというふうに考えております。

その具体的な取り組みでございますけれども、本市の特色であります「子育てにやさしいまち」の充実を図るため、全ての子供たちの学びや育ちを支え、元気に活動できる場を広げるなど、子供

たちの笑顔を広げる取り組みを進めることとし、主な推進施策として、きめ細かな教育の推進、これは家庭教育も含めてでございますけれども、そういうもの。それから、仕事と子育てが両立できる環境の充実など、12項目を掲げさせていただいております。

一方で、国が現在進めております子ども・子育て新システムへの制度移行も見据えていながら、総合的な亀山市に合った子育て施策の推進を新年度は図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

市長とこれ5年ほど議論してきましたけど、市長の答弁というのは総論はいいんですよ。総論はなるほどと思うんですよ。各論になると、はてと思うんですよ。

だから、子供の輝きを広げるために、じゃあ具体的に聞きますけれども、西小学校の学童保育所どうするんですか、これ。今言われた中に入っていましたよ、言葉は。そのことを具体化するんですよ、これは。

この問題というのは平成23年12月議会で私取り上げて、市の土地を使って公設で学校の近くにつくったらどうだ、それしかもう解決策はないのではないかということを行いました。このときの市長の答弁の大筋をまとめると、加太小学校や神辺小学校の例を挙げて、公的関与は強めてきているというのが1つです。2つ目は、現時点ではこの公的関与という方法を継続していきたいということが2つ目。それから3つ目は、施設の移動については、学童保育所の運営委員会との協議をさせていただきたい。また、私の公設の提案も含めて考えたいと、こういう答弁でした。

あれからもう1年数カ月がたっていますけれども、全然事態は進展をしておりません。昨年12月議会には、学童保育所の運営委員会から、学校の近くで公設の学童保育所をつくってくれという請願が出されて、議会も全会一致でこれは採択をいたしました。運営委員会と議会の意見ははっきりとこれであらわれているわけなんです。公設にしてくれということですね。

このおひさまについては、平成26年の3月末で今借りている民家との契約が切れると。そうすると、もうこの1年以内に何とかしなきゃなんんですよ。ところが、来年度の予算案を見て私は驚きましたけれども、全くこのおひさまに関する予算がない。一体どうするつもりなのか。このままでいったら、結局、契約を更新するのかということになるんですよ。

そこで私が聞きたいのは、市長は一体この学童保育所をどうするつもりなのか、はっきりと見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山西小学校の学童保育所につきましては、これまでも個別に、さらにはこの学童保育全体を全市的に運営に携わっていただいております皆様方の運営協議会全体としても、何度か話し合いを続けさせていただいております。学童保育所の実情、それから保護者の皆様方のご意向等々も直接的に何度も伺ってまいりました。市からも幾つかの提案を重ねさせていただいて、今日に至っております。

しかし、残念ながら、現在のところ具体的な合意には至っておりませんので、今お触れいただきましたその関連予算につきましては、新年度の当初予算案には計上させていただいておりません。市といたしましても、現在の場所の契約期間のお話、それから建物の状況、あるいは保護者や指導員の皆様方のお気持ちも十分認識をさせていただいておりますので、できるだけ早い時期に合意ができるよう今後も直接的な協議を進めさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いやあ、おかしいですよ。合意って、もう沖縄の基地問題と一緒にですよ。議会も、それから運営委員会も公設にしてくれ。ところが、市が公設にすると言わないからこれはまとまらない話。市が公設にすると言えば、これまとまる話なんですよ。そこのところを聞いているんですよ。なぜできないんですか、これが。何が支障があるんですか。全くわかりません、私には。多額の、例えば20億もかけて学校を建てかえるとか、そんな予算が要るわけでもないし、土地だって、近くに市なり開発公社の土地があるわけですよ。土地を買う必要もない。予算的にもそんなにかかるものでもない。それがなぜできないのか、それが私にはわかりません。何度話ししても、わかりません。もう一遍聞きます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

保護者の皆様方の思いの中には、さまざまな思いもあろうかと思っております。さらに、運営委員会の皆様の思い、あるいは議員がご提案いただいておりますN T Tのあの敷地の東隣のそこへプレハブを設置してはいかがかというご提案をいただいておりますが、これらに対して肝心の保護者の皆様方の思いというのもさまざまございます。

そういう意味で、私どもはやっぱり今抱えていただいております西小のおひさまの話はもちろんそうなのですが、できるだけ一番いい状態でこれが具現化できますよう協議をさせていただいておる、今真っ最中ではございまして、その点については全然後ろ向きな状態にはないということです。

ただ具体的な合意に至っていないという状況でございますので、今後も丁寧に、そこは合意形成に努めてまいりたいと思っております。

それから、全体といたしましては、これは全市的な学童保育の制度としてどうあるべきかということなのですが、ご案内のように子ども・子育て施策、大きな転換点を迎えておると思っております。国におきましては、来年度には学童保育所を含めたさまざまな事業について協議が行われ、具体的な方針が示されるという見込みでございます。

したがいまして、本市といたしましては、全市的な子育て支援、あるいは学童保育所、あるいは放課後子ども対策のあり方につきましては再構築の時期を迎えておると、こういうふうに認識をいたしております、今後の国の動きも含め、市としての方向性について慎重に検討し判断をしてみたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

何かいかにも親の中で意見が分かれておって、運営委員会が言うておることは全体の意向ではないような言い方をしますけど、それ失礼ですよ、運営委員会に対して。運営委員会が正式に議会へ請願として出しているんですよ。それをもって親の中に意見がいろいろやと、あたかも公設だけではない、民設でもいいという親もいるんやと言わんばかりのことを言うやないですか。取り消しなさい、それ。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私、申し上げておりますのは、保護者の皆様、それから運営委員会の皆様、それぞれ思いがあるかと思えます。総論としては学童保育所の今の局面を改善したい、あるいは5年間の契約期間の後どうしたらいいのか、大変悩んでいただいておりますので、その思いをじかに何度も伺わせていただいておりますのでございますが、その具体的な方策につきましてさまざまなご意見もあろうかと思えますので、議員の提案も含めて、私どもはお話もさせていただいておりますけれども、市の提案も含めて合意に至っていないという今状況でございますので、しっかりと合意形成ができるような協議を進めさせていただきたいと、こういう趣旨で申し上げておるところでございます。

いろんな思いがあるんですが、運営委員会として頂戴をしておるご要望、保護者会としていただいております思い、そういうものもしっかり受けとめさせていただいて、今日協議をさせていただいておりますので、これは前へ進めていきたいという思いでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

だから、あなたが公設に踏み切れれば、これ前へ進むんですよ。それだけのことですよ。それだけ申し上げておきます。

この問題については、議会でも平成24年の教育民生委員会の調査研究のテーマにしました。最終的に、私たちが学童保育所の視察や、それから聞き取りもしましたし、先進地の視察、各種団体との意見交換もしました。そんな中で提言をまとめました。

その中の一つに、こういうふう提言をさせていただきました。公設を基本とし、民設とする場合には学校からの距離、建物の耐震性、子供が生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適応したものとすることという提言させていただきました。

つまり、公設を基本にするけれども、民設も一切だめだという立場ではない。民設にする場合には、しかし条件をきちっと決めなさいよと。つまり、先ほど市長が答弁された公設と何ら変わらないような環境というのか、条件というのか、そういうものという意味やと思うんですけれども、そういうものを提案させていただきました。

これについて、市長、どんなふう受けとめられたのか。また、これをどう具体化されるのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今お触れいただいたように、市議会からご提案いただきました学童保育所に関するその内容、趣旨については重く受けとめさせていただいておるところでございます。

一方で、現在国におきましてこの地域子ども・子育て支援事業について見直しが行なわれるというところがございます。制度移行が始まっていくという状況でございます。学童保育所につきましては、来年度にも国の子ども・子育て会議や社会保障審議会児童部会を中心に検討が行なわれ、考え方が示されるものというふうに伺っております。

基礎自治体であります地方自治体といたしましては、その結果を踏まえて平成26年度には学童保育所の設備や運営に関する基準を条例化することが法律でもう既に決められておりまして、それは今おっしゃっていただきました公設であれ民設であれ、建物の耐震性の基準であったり子供が生活する場として適切かどうか、こういう基準について市町村が条例で決めなさいと、こういう法律ということになっております。

しかし、条例化する具体的な条項については、現在のところまだ明らかになっていないという局面でもございます。しかし、私どもはそれと並行して、この新年度で学童保育所に関する項目も含んだ子ども・子育て施策全般に関します保護者の皆さんのニーズ調査をしっかりと実施させていただいて、次に生かしていきたいというふうに思っております。

したがって、市議会からご提案いただきました基準につきましても、それらとあわせて検討していきたいという思いを持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

市長の答弁、長いんでかないませんわ。

ちょっとねじ曲げられたように思うんですよ。私たちが言うておるのは、公設でも民設でもどちらでもいいですよという提案はしてないですよ。公設を基本にしなさい。しかし、公設でどうしてもできないという場合の民設については、これだけの条件を満たすものにしなさい。だから、民設でも公設でもどっちでもよろしいよと、そういう言い方ではないです。公設が基本です。このことだけははっきり申し上げておきたい。

それから、今子ども・子育て関連法案のことを言われました。この中で1つ、もうこれ時間ないんで触れておきますけれども、いろんなことが学童保育についても改正をされています。

その中で1つ、市区町村の公有財産、学校の余裕教室などの貸し付けなどによる事業の促進ということが盛り込まれています。つまり、公的な場所でやりなさいということがはっきりと児童福祉法の改正の中で言われているわけですよ。だから、そういう立場からいっても、やっぱり今西小学校の中でそういうスペースがないんなら、もう公設で建てるしかないやないかというのは、これはもう当然過ぎるぐらい当然なことだろうというふうに思います。

そういう意味でぜひ、もうこれ残り1年しかありません。何としてでも、来年の4月以降、今の場所を引き続き借りて学童保育をするということのないようにしていただくことを求めて、質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者側に申し上げます。各議員は質問時間が制限されておりますので、質問者の趣旨を捉え、簡潔・適確な答弁をされるように、切にお願いいたします。

次に、3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ご指名いただきまして、3番、公明党、新 秀隆でございます。

通告にしたがいまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく2項目ございます。

まず初めに、市民の安心・安全対策についてから、主に救急対応についてと、もう1点は、安心な医療支援施策についてから骨髄提供者について、この2点について一般質問をさせていただきます。

では初めに、市民の安心・安全対策についてということで、救急搬送の実態についてお伺いしたいと思います。

把握できる範疇で結構でございますので状況を、救急搬送の実態、救急出動数、また昨年、三重県ではドクターヘリの運航を24年2月1日より開始しております。この運行実績もこの2月でちょうど1年たちますが、258回という実績もあります。この運用については、私も議員になる前から支援していたことでもございますが、そういうふうなことにお世話にならなくて済めば済むにこしたことはないんですけど、ドクターヘリの運航も含めて、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

本市の消防の救急体制は、高規格救急車3台、救急救命士14名で、24時間的確に市民のニーズに対応しています。

救急出動の実態は、本年2月1日号「広報かめやま」やホームページにおいて、市民の皆様にお知らせしましたが、出動件数は年々増加し、平成24年は1,923件で、過去最高の前年から若干減少したものの、平成20年と比較すると22.9%増加しています。また、医療機関への搬送比率ですが、平成24年の市内医療機関への収容率は47.8%と、平成20年の28.7%と比較すると大きく増加しています。なお、65歳以上の高齢者の搬送につきましては、平成20年以降

いずれの年も50%を超え、平成23年には過去最高の52.2%を占めております。

こうした中で、昨年1月から配布されている高齢者宅への救急医療キットの活用例も増加し、現在、全配布者1,391人中、平成24年で24件、本年2月末現在で6件のキットの活用事例が報告されております。

今後とも高齢者の救急搬送の増加が予想されるため、救急医療キットを有効に活用した適正な救急救命措置を実施し、早期搬送ができるよう市立医療センターを初め医療機関との連携を深めてまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

2つ目で、要援護者に対する救急医療対応についてというところで、救急キットのこちらのことも一緒に先ほどお答えいただきましたが、確かにホームページでもございますし、救急の活動も表にはちょっとできませんでしたが、非常に右肩上がりといえますか、異常なほどの件数が出て、本当に消防隊の方の24時間に対する気の抜けない大変ご苦労をかけておるところと思います。

やはり今現在、高齢者がふえてきている中で、先ほども消防次長のほうからも説明がございましたが、65歳以上がもう50%、またピークでも52.2%を上回るというところでございます。その点を救急医療情報キットということで対応されて、1,391人に配布、またその中で6件が救急の時点で活用というか活躍されたというふうなご報告をいただきました。

今のご報告の中では、ドクターヘリを呼ぶほどのことはなかったんだなというふうに理解してよろしかったでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

先ほどの6件の救急医療キットの活用事例については、ドクターヘリの基準の適用除外でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

使わないにこしたことはございませんし、確かにいろいろな制約もございますが、そこで今現在配布されている救急医療の情報キットでございますが、こちら現在1,400ほど配布されておるようですが、この配布の啓発活動とか、そしてやはりいつも同じ状態ではなく、日々というのはちょっとオーバーかもわかりませんが、内容的にも変化していく。そういう面についてのメンテナンスといえますか、変更事項、この辺についてお伺いするというところで、ご説明のほどよろしく願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

救急医療情報キットでございますが、まずちょっとご紹介をさせていただきますが、亀山市では

高齢者の救急活動等に役立てるため、ひとり暮らし、2人暮らし高齢者世帯への救急医療情報キットの配布をいたしております。この救急医療情報キットは、自宅で倒れたときに、実際に市内の救急活動で活用されておりました、高齢者の迅速な救急活動に一定の効果があったものと考えております。

消防からもご説明がありましたように、現在、1,391人の方にご使用いただいております、情報キットの内容も本人の住所氏名等の情報から、医療情報としてのかかりつけ医院など、また服薬状況、それから緊急連絡先等を記載しまして、ご家庭で冷蔵庫に保管をいただいております。

これの活用の啓発ということでございますが、当初は対象となられるひとり暮らし、2人暮らしの方に希望を募りまして、ご申請をいただいた方に配布させていただいております。その数が1,391ということでございました。実際には、その紹介をさせていただいた方の数は3,742人に上っております、実際には37%のご利用率ということでございます。この率は余り高くないというふうに私どもも評価しておりますので、年に1度にはなりますが、さらにご希望される方をふやすという意味でも、そういった紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

それからそれとは別に、現在そういった紹介をさせていただかなかった方に対しましても、例えば日中独居の方とか、ご希望を申される方もございます。したがって、そういった方も含めた対応はできないか、こういうことも含めまして検討をさせていただきまして、紹介の折には広報等で掲載をするなど、こういったキットがあるんだということを周知させていただきたいというふうに考えております。

また、内容の更新ですが、現在のところ、先ほどご紹介させていただきましたように、非常に多彩な情報を記載しております、これの整理も必要だというふうに考えておりますし、更新はなるべく毎年やりたいと、このような気持ちも持っております。そういった意味で、後々継続する事業といたしますか、内容といたしますか、そういったもの、簡略化も含めまして取り組みまして、データはなるべく最新を使うと、そういったことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

いろいろメンテナンスにはご苦勞かけておる、また民生委員の方にもいろいろお世話になっていることだとは思います。

そういう中で、今回、結論から申しますと、救急情報ネックレスの導入を提言しに来たわけですが、今回は特別に鈴鹿市の消防本部のほうからご無理願って、きょうのこのためだけにちょっとお借りしてきて、すぐ返さないかんのですけど、これは先ほど消防次長のほうからもお話もありましたが、現場に着かれてから出発するといいますか、病院が見つかるまでに非常に時間がかかるということで、確かに平成21年、22年、23年度のデータで、現場到着が8分とか9分、すごく早く着かれておるとは思うんですけど、その後、病院に収容する、移動の時間ももちろんあるんですけど、出発するまでに病院が決まらないという、非常にこれは隊員の方からも本当に苦勞されて、どこの市とは言いませんけど、何で亀山市がうちにというふうな、それほどやはり、それを見て世間では病院のたらい回しがどうのこうの、救急車はよう見つけやんのかとか、実態がま

だ知れ渡っていないのが消防隊員の方には本当に気の毒なことではございます。

そういう中で、先ほどの救急の医療キット、これは大切なことではございますが、山崎部長が先ほどおっしゃいましたが、自宅で倒れたときと一言おっしゃっていました。じゃあ自宅じゃないときにどうなるんだというふうな、そこについて今回鈴鹿市のほうからお借りしてきたこの救急情報ネックレスなどでございますが、これは昨年鈴鹿市が導入をいたしまして、8月末から配り出しまして、施策的には100万円かけて400個ずつつくって、高齢者のひとり住まいの方を優先に配られたということではございました。

8月末に配ったら、もう早速これは住吉のほうだったんですけど昨年9月12日に、朝、高齢の女性の方が倒れられて、そしてネックレスをしていたがためにこのナンバーからどこの誰、どういうふうな病気を持っているということが即時に救急隊員が把握がすることができ、早速活用されたというような事例も実際に出ております。意外と、この写真で見るとちょっとかたいんじゃないかなと思うんですけど、ゴム管チューブみたいに結構やわらかいんですね。これは全国でも初の試みで、鈴鹿市の消防の方がいろいろ苦労されて頑張られたということではございます。

そこで、亀山市といたしましても、ネックレスをしていけばいいんですけど、外してしまったらそれはそれで終わりなんですけど、一応お風呂へ入るときにもしたままでも入れるんですけど、例えばですけど、ブレスレットのような小さい形になったりとか、そういうことも亀山で考えていいんじゃないかなと思います。

実際、新聞にも末松市長が、新聞ではあんまりほほ笑みはないんですけど、インターネットで満面の笑顔で、これつくりましてやっていますよと言わんばかりにホームページを見るとやっております。この辺につきましても、亀山市長がいつか、例えばですけど、腕に巻いてにっこりと新聞に載るような日を楽しみにしておりますので、昨今、本当に災害の話題が欠かせない時節でもございます。そういう中におきましては、やっぱり外出時でもフォローできるような体制を考えていくべきではないかなあと思います。

その点について、理事者側でご答弁いただきたいんですけど、お考え等をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご紹介をいただきました救急情報ネックレスでございます。これは外出先で倒れた高齢者や障がい者らの救急活動に役立つため、鈴鹿市が始めたものでございます。そして、災害時要援護者台帳に登録されているひとり暮らしの方のうち、希望者を対象に配布を行っているものでございます。

この救急情報ネックレスは、外出中や災害時に倒れたりした際に、駆けつけた救急隊員がネックレスに記載された登録番号をもとに、台帳に記載された緊急連絡先やかかりつけの医療機関などを把握し、迅速な救急活動に役立つものであると把握をしております。

なお、亀山市でございますが、亀山市で配布しております救急医療情報キット、これは先ほども内容を説明させていただきましたが、亀山市のキットの特徴といたしまして、キット内の情報を詳細なものとし、さらにこの情報を消防も共有しております。市としましては、高齢者等の安心と安全を高めていくため、まずは救急医療情報キットの取り組みをより一層効果的なものとなるよう改

善していくことといたしまして、救急情報ネックレスなど、またブレスレットなど、こういった事例も参考にしながら、高齢者等の安心と安全を高める施策について今後とも研究してまいりたいと考えております。

特に外出時にも活用できると、そういった取り組みも必要と考えておりますが、このキット内の情報の扱いといいますか、消防とも共有をしておりますので、その辺で工夫ができないかということも考えておりますので、さらに研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

確かに予算の中から見る限りは、そういう数字が一切見ることができないので残念ではございますが、やはり今の時節、外で、被災地そして避難所、いろんなところ、どうしても外になってきて、家へ取りに帰るとか、そういう問題でもございません。

昨日の質疑の中でもありましたが、避難所生活の中で亡くなられていくという方も実際に見えました。こういうところをしっかりと、人の命をしっかりと守れるような、安心できる亀山市であっていただきたいということを申し添えて、ここの部分は終わりますので次に移ります。

最後のところでございますが、安心な医療についてでございますが、現在、亀山市の骨髄バンクというものについてお尋ね申しますが、骨髄バンクの現時点で登録状況というのはわかっているのか、把握されているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

骨髄バンク登録者でございますが、その数字につきましては私ども市では把握をしておりません。しかしながら、平成25年1月、ことしの1月末現在で、全国で約42万6,000人、県内では約4,400人というふうに伺っております。

市ごとの統計ということでは出されておられませんので推測になりますが、三重県の対象人口に対します登録者数の割合から推測しますと、亀山市の登録者数は約120名ほどお見えになるのではないか、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

そうですね。1月末現在では42万6,735名と。で、移植数の実態としましては1万5,115例というふうな報告もお伺いいたしました。細かい市の状況までは把握はできないかわかりませんが、県といたしまして大体4,400人程度、推測でいくと亀山市に120名ほど見えるのではないかということでございます。

今回、話に至りましたのは、以前、K1グランプリでおりましたアンディ・フグさん、そしてまた女優の夏目雅子さん、本田美奈子さん、若くして白血病でお亡くなりになられまして、夏目雅子さんにつきましては「ひまわり基金」ということで、そういう財団をつくられて今なお世の中に貢

献されております。そういう中で、残された言葉の中に、鉄人と呼ばれましたアンディ・フグは、急性白血病のために2000年8月24日に生涯を終えられました。あのかの彼と同様に、今なおたくさんの人々が病と闘っておられます。

白血病などを治す骨髄移植では、白血病のHLA、詳細は省略させていただきますが、一致しなければたとえ親子であっても提供者、ドナーになれないのはご存じのことと思いますが、しかも一致する確率は兄弟姉妹間でも4分の1、非血縁者ではわずかに数百名から数万人に1人とも言われております。日本のドナー登録は13万人、これ2000年当時のことですね。まだまだ足りません。一人でも多くの患者の皆さんを救うため、人々の協力が必要で、お医者さんだけでは助けられない。その命を助けられるのはあなたかもしれませんということで、ドナー登録の流れといたしましては、昔はちょっと話によると、直接骨髄から液をとって照合するというのがありましたが、現在は10cc程度の採血で適合するしないがわかるようで、その後はいろんな問診とか入院とかで、大体1週間程度の入院が必要になってまいります。

これにつきまして、いろんな情報として今骨髄バンクから情動的なものが出てきております。そういう中で、私が今回質疑の中へ入れさせていただきましたのは、三重県下で名張市が骨髄移植のドナー提供者でございますね。その方々に支援すると来年度から決めたということでございます。骨髄液を提供するためには入院ということが必要になってきて、それを支援していくと。自治体の支援制度、これは全国で6番目になろうと。実施がまだですので、既に5市は実際に行っております。

その5市の実態といたしましては、財団から支度金として5,000円は出る。通院は7日から10日程度なんですけど、それを補うために市といたしまして1日1万とか2万の補助金を出すと、働いている企業の企業主に対しても給付金という形で出されるということで、今回、名張市の踏み切ったところは、1人1日2万円、そしてなかなか休みにくい企業に対しても1日2万円以上、上限、最大7日間を予定というドナーが市内に住まわれている方に対する市から支援することです。

これは確かに、出ないかもしれませんが、何人が出るかもわからないということではございますが、そのような条例をつくられたということは高く評価したいと思います。

その点につきまして、亀山市として、唐突なことかも知れませんが、今後のお考え、また現在のお考え、あわせてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

骨髄提供者の支援制度ということでお答えを申し上げたいと思います。

骨髄移植の実施につきましては、ご紹介いただきましたようにドナーと患者の白血球の型が一致する確率が非血縁者間では数百分の1から数万分の1と言われておりますことから、適合する確率を高めて、また公平な移植の機会を確保するためには広く国民からドナーを募り、統一した基準のもとで骨髄バンク事業が実施される必要がございます。

このことから、厚生労働省主導のもと、公益財団法人骨髄移植推進財団が主体となりまして、日本赤十字社や県、政令市などの保健所の協力を得まして、骨髄バンク事業が行われております。

骨髄提供のためには、ドナーになると提供前の健康チェックや、骨髄を採取するために3日ない

し6日程度の入院が必要となってまいります。これに対しましては、公益財団法人骨髄移植推進財団から支度金5,000円が支給されます。

そこで、今回名張市におきましては、平成25年度から骨髄ドナーの支援制度を設けることでドナーの休業を補償し、経済的負担を軽くしてドナー登録しやすい環境づくりを実施すると伺っております。

昨年9月には、骨髄移植を含む造血幹細胞移植の適切な推進を図るための、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、こういった法律が公布され、平成25年中の施行が見込まれるところでございます。現在、国において推進のための基本指針の取りまとめが進められているところでございますので、その動きを注視しつつ、支援制度等につきまして先進的な自治体の取り組み事例なども踏まえまして、周辺他市の状況も見ながら研究していきたいと考えております。

また、市民の皆様に対するこういった骨髄バンク制度の周知と申しますか、啓発広報につきましても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

済みません、時間がないので、1つ飛ばしたように思いますが、若干啓発運動のことをおっしゃっていただきましたが、本当に一人の命を救うという観点におきまして、今現在の亀山の啓発運動をやっておりますと先ほどおっしゃられましたが、その辺についてだけ、もう少しだけ詳しく聞いて終わりたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

啓発でございますが、骨髄バンクを知っていただくことが重要でございますので、市ではあいあいなどの窓口で骨髄バンクについてのリーフレットを設置したり、またポスターを掲示しておりますし、ホームページへの掲載等も行っております。

今後におきましても、献血推進ページメントとか、また「あいあい祭り」などのイベントを通じまして、骨髄提供に関します正しい知識の普及と啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

いろんなイベント会場でもそういうブースを設けるとか、そういういろんな考えがあると思しますので、その辺を通して啓発運動を、私もなりたいなあというところですが、なりたくてもなれないといういろんな事情の方も見えますので、やはり健康な方が、先ほどの3名の方も紹介させていただきました。非常に今からというような方でもございました。本当に将来楽しみの方々が残念なことになってしまうと。

でも今は、そういう骨髄バンクで救われるという時代になってきておりますので、その辺を踏まえて、しっかりと市としても取り組んでいただきたいということを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

次に、4番 尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

4番、緑風会の尾崎です。

まず最初にお断りいたしますが、あらかじめ通告しておりました順番を変えて、第1番目に市職員の給与制度についてを、2番目にリニア中央新幹線、その次は職員事務改善提案という順序で質問させていただきます。いつもはもう少しいい声であるんですけども、黄砂と花粉の影響か、いつもよりちょっと声が聞きづらいと思いますけれども、その点はご了承賜りたいと思います。

それでは、市職員の給与制度についてお伺いします。

この10年ぐらいのスパンで一応考えてなんですけれども、どういう給与、総額でどのように動いておるか、また対象の人間もどのようにふえてきたかというのを見たいということで考えてみたんですけども、10年前は亀山市と関町が合併していないということで、合併して1年たったところの18年を選びまして、そのときの当初予算と25年度の当初予算において一応比較を行いたいということで、平成25年度の予算の一般会計における正規職員及び非正規職員の人数と時間外勤務手当の総額及び総人件費について、18年度の当初予算と比較してお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度一般会計におきます正規職員の総人件費でございます。これにつきましては35億9,000万円ございまして、非正規職員の臨時雇賃金約8億円ございまして、合わせますと43億9,000万円でございます。

次に、平成18年度の一般会計の正規職員の総人件費につきましては37億5,000万円ございまして、その当時、非正規職員の臨時雇賃金につきましては4億9,000万円と、合わせまして約42億4,000万円ございまして、25年度では1億5,000万円ほどの増額というふうになってございます。

増額となりました要因でございますけれども、正規職員の人件費につきましては、給与改定とか退職者数の減少によりまして約1億6,000万円の減額となっております。一方で、非正規職員の臨時雇賃金につきましては、児童数及び加配児童の増加によります非常勤保育士の増員配置及び育児休業取得職員の増加によります育児休業代替臨時職員の配置によりまして、18年度と比較しまして約3億1,000万円ほどふえておるといった状況でございます。

次に職員数でございますけれども、正規職員につきましては25年度、18年度とも、ちょうど変わっておりませんで464名となっております。非正規職員でございますけれども、平成25年度が538名、平成18年度が360名ということでございまして、比較いたしますと178名ふえておるといった状況でございます。増員となりました理由につきましては、加配保育士と育休代替の臨時職員の配置といったことによるものでございます。

次に、一般会計の当初予算におけます時間外勤務手当でございますけれども、18年度が約1億

1,000万円でございます、25年度につきましては1億3,000万円となっております。
2,000万円の増加ということでございますけれども、増加の理由といたしましては、選挙に関する時間外の勤務手当とか権限移譲などによります事務事業の増加といったことが上げられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと私の考えていた数字と違う結果になったんですけど、正規職員についてはふえもしないし減りもしないということなんですけど、この非正規職員が178名ということでかなりふえておるとするのは、これちょっと驚いたんですけども、先ほどの話にもありましたように、やっぱり本来正規職員がやらなければいけない補助的な仕事とか、ああいったのも今現状見る限りは結構大勢の方がいらっしゃるような感じですが、一応この数字についてはわかりましたので、また次の質問に入りたいと思います。

こういった数字を教えてくださいましては、予算総額に占める適正な総人件費の割合をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算総額に占めます総人件費の割合でございますけれども、一般会計の当初予算ベースで23、24、25年度を比較いたしましたところ、いずれの年度も約18%といった数値で推移をしている状況でございます。

この18%という値が本当に適正かどうかということでございますけれども、全国の類団の数値を比較いたしましたところ、約20%前後の自治体が多く存在をしましたことから、本市におけます予算総額に占めます総人件費の割合はおおむね適正なものかなというふうな認識でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

私も実は18年度というか、25年度のはあらかじめ総予算に対する人件費というのをちょっとはじいてみたんですけど、19.7か8ぐらいのたしか数字だったと思うんですね。

先ほどお聞きしました数字は、23、24、25年度で約18%ということで、退職金を入れて計算やってみても、過去の例で、それで入れなくても大体推移するのは20%から18%ぐらいかなあというふうに感じているんですけども、こういうふうには大体ある程度、何年度か調べてみてもこういうふうな数字が出るということはやっぱりこれが現状で正しいというか、本来こういう数字でなければいけないというのが実態ではないかなあと思うもので、給与が上がってきて予算総額が下がるということは、そのパーセンテージが上がってくるということで、危険の水域をある程度見きわめて決めておいて、下限のほうも一応決めておいて、そういう中である程度運用をしていくということも大事ではないかなあというようなことを感じましたので、そういうことについてお話しします。

これは特に問題ではないんですけど、非正規職員、こういう方には時間外作業をやらせていないということはないと思うんですけども、どのような基本的な考えがあるのか、時間外作業についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

非正規職員への時間外ということでございますけれども、一定期間内に実施をしなければならないような、例えば統計だとか選挙事務、こういった業務につきましてはやむを得ず時間外勤務を命令する場合もございますけれども、基本的には非正規職員の時間外勤務といったものは想定はいたしておりません。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

では、次の質問に入りたいと思います。

市長は、平成25年度市政及び予算編成方針の中で、市長就任後の平成21年3月定例会において、本市が社会経済状況の環境変化による転換期に差しかかる中、分権時代にふさわしい自治体経営に挑戦するという決意を述べられております。

今回の市職員の退職手当については、国家公務員の退職手当に係る制度改革に鑑み、その取り扱いに準じるということで、退職手当の支給水準を国家公務員の支給水準に準じて行おうとするものですが、この件に関しまして、他市における支給状況、こういったことを調査されたのか。

それと国家公務員の扱いに準じて減額すれば確かに無難かもしれませんが、市長が決意された分権時代にふさわしいという言葉で、亀山市独自の退職金を含めた新しい給与制度をつくっていくご意思があるのか。また、そのご意思がないようであれば、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

退職手当の支給基準につきましては、これまでから国家公務員の支給基準と同様の取り扱いとしておりまして、今回の制度改革におきましても国家公務員と同様の改正を行うものでございます。

この際には、三重県及び県内全ての自治体の支給状況についても調査をいたしておりまして、支給基準及び施行時期等を決定する参考にしたところでございます。

また、亀山市独自の新しい給与制度についてのご質問でございますけれども、財政的に非常に厳しい状況下におきましては、やはり総人件費の抑制という観点は大変重要とは存じますが、職員が意欲を持って働ける給与制度の確立は必要不可欠なものというふうに認識をいたしております。

今後におきましては、現在やっております人事考課制度の活用を図りながら、例えば、人件費総枠の中で職員の頑張りに応じて昇給に差をつけていくといったことも検討していく必要があるものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど他市における支給状況を確認しましたですけれども、三重県内全ての市ということだったんですけれども、この全ての市の中で独自の減額の幅をやられたところがあるのか、それとも全て国家公務員の今回の扱いに準じてみんな行ったのか、その辺の数字をつかんでおられればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

三重県及び県内全ての自治体につきましては、国とは施行時期が違っておりますけれども、4月1日施行といったことで全市町村、同じ状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ということは、全部国のこういう扱いに準じているということによろしいわけですね。

それと、先ほど給与制度について、人事考課を絡めてということでしたけど、こういうような検討はやられているというお話があったんですけれども、具体的にこれを実行されるとかいう、その辺の目標というのはお持ちなのかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財政業況も非常に厳しくなっておりますので、人件費削減といったものも聖域ではないというふうにご考えてございまして、そういった面からも、早い時期に、人事考課制度の制度自体はやっておりますけれども、これを給与に反映するような形には変えていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市も国家公務員の扱いに準じてというお話だったんですけれども、今回の制度改正を行ったとすれば、定年退職者、これはたしか見る限り100分の104であるのを最終的には100分の87という調整率になるというふうに記載されていたんですけれども、定年退職者についてはどのようになるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

定年退職者におきましても、残念ながら調整率は100分の87になってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

100分の104というのは、私らにとっては非常に異常に思えたんですけども、定年退職者に限ってまた100分の100が私はこの内容を見て妥当であるというふうに思うんですけども、100分の87でこれはもう行かれるわけですね。

なぜこういうことを言うかといいますと、お互いに亀山市と近くの鈴鹿市と比べても、人口や面積がいろいろ違うように、日本中の市、ちょっと調べたら811あるそうで、亀山市以外の810の市と比べてみても、財政事情や経済環境など比べても全く同じという市はないと思います。

そんな中で、官民格差の解消を図るというために、官民格差がじゃあどれだけの金額、差があるのかというようなことも示さず、国家公務員の退職手当の給付水準の見直しに準じて行っていくというのは、私は納得がいかないんですけども、これはぜひ亀山市独自のこういう給与制度をつくらせていただいて、その辺のところをよく考えて独自でやっていただきたいと思います。

続きまして、今回の3月定例会で市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正と、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正を行う条例案が出ております。その内容としては、先ほど来いろいろありますが、既に減額を行っているものについては期間延長、減額されていないものについては減額を行うための条例改正案となっております。

そこで、この条例改正案についての質問なんですけれども、市長、副市長、教育委員会教育長の減額理由については、厳しい経済情勢と他市における支給状況を総合的に勘案して決めたとありますが、他市というのは、先ほどと同じように、どこの市なのか。そしてまたその他市、ここを選んだ基準についてお聞かせください。

また、その他市の状況は亀山市と同じように期間を切って減額するというようになっていたのか。それと亀山市の一般職に属する職員の退職金のように、期間を定めずに行わなかった理由、これについてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市長、副市長及び教育長の給料の減額につきましては、依然として厳しい経済雇用情勢と他市におけます支給状況等を総合的に勘案いたしまして決定をいたしましたところでございます。

議員お尋ねの他市の支給状況につきましては、県内において減額を実施しておるところということで、桑名市、津市、松阪市、伊勢市及び尾鷲市などを参考に検討を行ったところでございます。なお、三重県及び県内におきまして、減額を実施いたしております自治体全てが特例期間を設けて減額いたしている状況でございました。

また、一般職の退職手当の減額のように本則を変更しなかった理由でございますけれども、これにつきましては市長がみずからの意思で減額を行うものでございますことから、市長の任期中に限って実施をいたすものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

特例期間というんですか、これを設けたのはみずからの意思で行うこととあったんですけれども、またあと何年やられるかわかりませんが、そのときの状況で決めるということが私は非常に大事ではないかなと思います。

今、市議会議員が22名、現在はおりますが、我々のいる間ということで、これを18名に今回減らしておりますけれども、これは自分だけの期間を考えれば、当然こういう決定できないわけですが、これを既に決めて今後はそういう扱いにするということで条例で決めたわけなんですけど、やっぱり市長が今ここで決断されて、もし減額を特例期間を設けずにやったとしても、あとの誰か市長になられても、そのときの状況でまた下げられるかもわからないし、上げられるかもわからないんですけど、特に自分の期間だけということじゃなくて、一応これが亀山市にとって妥当なことであるということであれば、そのように決めていただきたいと私は思っております。

今回、地方公務員の給与カットを前提にして、政府が2013年度の地方交付税削減を決めたようですけれども、今後、地方に対しても国家公務員並みに給与の平均の7.8%の減額を要請してくるようになると思いますけれども、分権時代にふさわしく亀山市独自の給与制度の検討を始めていただき、早い時期に亀山市の身の丈にあった制度をつくっていただきたいと申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

次は、リニア中央新幹線についての質問ですけれども、リニア中央新幹線については第1次亀山市総合計画後期基本計画の中で、本市の取り組みとして東京－大阪間の早期全線開通を実現させるとともに、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を核に、市内停車駅の設置などに向けた積極的な誘致活動の展開が求められますとし、また市内停車駅の設置については、その経済効果等の検討を進めていく必要がありますと、現状と課題について記載されております。

また、施策の方向については、リニア中央新幹線の近畿圏までの早期着工と市内停車駅誘致について、市民、企業、商業者と一体になった積極的な誘致活動を展開するとともに、市内停車駅整備に備えた取り組みを進めますと、リニア中央新幹線の早期着工と市内停車駅誘致についての決意が語られており、今回提出をされました平成25年度市政及び予算編成方針でも同様の方向性と内容の記載があります。

このことについて質問をやっていきたいと思いますが、まず現時点でのリニア中央新幹線の進捗状況と今後の取り組みについて、おわかりになる直近の状況についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず現時点での進捗状況でございますが、リニア中央新幹線につきましては平成19年にJR東海が自己負担を前提とした建設推進を発表し、その後、平成23年5月には国において、全国新幹線鉄道整備法に基づく東京－大阪間の建設計画が決定されるとともに、建設主体とするJR東海に対して建設指示が出されたものでございます。

こうした中、平成39年、2027年の東京－名古屋間、平成57年、2045年の東京－大阪間の開業を目指し、東京－名古屋間では環境影響評価に係る手続が開始されるとともに、平成26年、2014年を予定とする事業の着工に向け着実に進められておるとお聞きしております。

なお、中間駅設置の費用につきましては、当初、地元自治体の負担を求められておりましたが、

建設指示後の平成23年12月に、JR東海による自己負担が発表されたところでございます。

その次に、今後の取り組みでございしますが、昨年10月の三重県と奈良県の行政及び経済団体による三重・奈良ルートの建設促進に関する共同アピールを踏まえ、こうした圏域を超えた力強い盛り上がり契機と捉えながら、本市といたしましては、引き続きリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の取り組みを通じまして、早期着工と全線同時開業を関係機関に強く働きかけていくとともに、来るべき時期への財源確保といたしまして、リニア停車駅周辺のインフラ整備に活用可能な基金の積み立てを行ってまいりたいと考えております。

また、このほど同市民会議では、広く市民の方々に活動目的や活動内容を知っていただくために会報誌を発行し、今月中旬号の市広報紙とあわせて配布させていただく予定としております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

駅の建設がJR東海になったとか、また会報誌が出るということで、また出れば順次見させていただきたいと思っております。

次の質問なんですけれども、リニア中央新幹線についてはこの議会においても過去に何度となく、きょうも出ておりましたが、質問がなされてきました。市の取り組みといえば、早期着工と市内停車駅に対して積極的な誘致活動を行っていくということと、市内に停車駅ができた後には駅を中心とした魅力的な都市空間を形成していくというようなことが語られております。また、駅周辺の整備を行うためには、リニア中央新幹線整備基金をつくり、また現在も積み立てを行っているというふうになっております。

そこでお聞きしたいのは、駅を中心とした魅力的な都市空間とは具体的に一体どのようなものなのかということをお聞かせ願いたいのと、また駅周辺の整備についても具体的にどのような整備を考えられているのかについて、市長でありリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の会長であられる市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

大きな波及効果が期待できるわけでございますけれども、その市内停車駅誘致がもたらす地域への効果につきましては、亀山市が首都圏及び近畿圏へのターミナル機能と三重の県内へのゲートウェイとしての位置づけを持つことによって、リニア駅の利用を通じて県内外の人、物、情報の流れが大きく変化し、市民の移動性はもとより市の拠点性や求心力、アナウンスメント効果によるまちの知名度の向上とイメージアップなど、さまざまな分野でのプラス効果が生まれるものと期待いたしております。

こうしたことから、駅を中心とした魅力的な都市空間とは、このようなさまざまな効果を最大限に発揮できるような人、物などが交流することで活力があふれる空間となり得るリニア駅を中心とした交通ネットワーク機能を中心に、都市機能の集積した空間形成ということにつながるであろうというふうに考えております。

駅周辺の具体的な整備につきましては、今後の展開の中で具体的にまた詰まっていくものであろうかと思っておりますけれども、現時点におきましては、リニア中央新幹線の先行区間であります東京―名古屋間の例えば中津川市などの各自治体において、リニア駅誘致に伴うまちづくりが展開をされておりますことから、これら先進地におけます取り組みなどを十分参考とさせていただいて、リニア駅を核とした都市づくりの構想や戦略を長期的な視点から段階的に検討していくことになろうかというふうに現時点では考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな効果は、先ほどもありましたですけれども、市の拠点としたり、また市の知名度も上がるというお話がありました。果たして、私は一応賛成なんですけれども、このリニア中央新幹線については、

ただ、過去の例を見ると、にぎわいのあるところですね。東京―大阪間を見ても、東京、名古屋、京都、大阪とかいうところは確かに乗りおりは非常に多いかと思うんですけれども、近隣でいえば岐阜の羽島とか、あの辺はできたときに当て込んでいろんなものができたけれども、全然栄えていないというような状況がありましたですね。私はどうもそれを思い出してしまうんですけれども、人口5万人のまちにそういう駅ができたからといって、駅の周辺がそんなに現状では開けるとは思わないと。

ただ、そういうようににぎわいを持ってくれればありがたいという気持ちは持っておりますけれども、ただ単に駅ができてというのは、現状では私自身は考えにくいということと、それと駅の周辺の整備、でもこれは例えば今現在、基金というのは駅周辺の整備基金というふうになっていますよね、20億円。

だから、これは私思うのに、例えば服部議員のきょうの質問の中にもあったんですけど、個人の家でいえば、ベンツが欲しいといえど1,500万とか1,000万の上を積み立てようというふうになって、うちの女房が乗っているような小さい車なら100万ためればいいというふうにして、目標があって初めてその金額が決まり、それについてその目標に向かって基金としてためることができるんですけど、今お聞きすると、余り具体的に駅の周辺にこういう道路をつくったり、こういうふうにと、そういうものが全然見えずに、目標がはっきりしないままに20億という大きい金を現在積んでいると、その辺は私にはちょっと理解しかねるんですけれども、その辺の状況について、ちょっと市長のほうからもう一度お願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この基金につきましては、平成8年に前市長の折に将来の目的のために積み上げていこうと、備えていこうという意思を基金という形で示して、もう17年目を迎えておるということでございます。

じゃあ駅周辺の整備がどのようになっていくのか、まだこれ名古屋―大阪のルートの確定や、名古屋―大阪間の建設もまだゴーサインが出ておりませんが、将来のそういうものを想定して、

当時として20億をまずは目標に積み上げていこうということの中で、今日までそれを、夢を育んで今日に至っておるという状況であろうかと思っております。

今後、この20億だけでその周辺整備ができるとも思えませんし、さまざまな官民の投資や整備に係るいろんなコストを入れますと、かなりのボリュームになろうかというふうに思っております。今後も関係機関や今の市民会議を含め、さまざま連携強化をさせていただきながら、まずは名古屋―大阪間の計画がゴーサインが出ますよう、まずは東京―大阪の全線同時開通に向けた運動を優先していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

たまに感じることもなんですけど、いつもかもわからないんですけども、魅力的な都市空間とかこういうことをよく市長申されますけれども、その魅力的な都市空間とは100人なら100人がどういうふうにイメージしたって、みんな合致するものではないと思うんですよね。

だから、そういうような夢を与える意味であれば、例えば東京から1時間ぐらいでこちらへ来れるようになれば、いろんな国の機関とか、そういうようなのがこちらへリスクの分散でできたとしても、1時間で来ればある程度その通勤も可能になるし、学校をつくれれば、教授も東京にある学校の方でもこちらへ来れるとか、いろんなことを考えられるんですけども、まだ30年先のこともわからないわけですけども、そういう夢をちょっと、市長が考えられる夢でいいと思うんですけど、そういったことをぜひこれから訴えていってほしいというふうに思います。

次の質問へ入ります。

24年の3月議会で服部議員から、亀山市に駅ができた場合、どれだけの効果があるかということで、費用対効果に対する質問がなされております。

それに対する答弁が、今後5年間の間の中では、中津川とか飯田市あたりの沿線都市の状況等も十分聞いた上で、その経済効果等についても十分見きわめたいと思っているというふうになされておられ、後期基本計画の中でも市長は、市内停車駅の設置についてはその経済効果等の検討を進めていく必要がありますと記載されております。

私はリニア中央新幹線に関しては賛成の立場、先ほども申しましたけれども、経済効果の確認については、これは非常に許しがたいというか、賛成しかねる。進め方が非常に遅いというふうに感じております。

そこで市長に、この件に関する質問をしたいと思っておりますけれども、まず経済効果等というふうになっておりますが、この経済効果等の「等」とは一体何を指すのかと。そして、経済効果等の検討は今まで一度も行われていなかったのか、それと経済効果等の検討はいつごろから始める予定なのかについてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まずは経済効果等ということですが、リニア中央新幹線につきましては新国土軸となるもので、圧倒的な時間短縮効果により我が国の三大首都圏を結ぶ巨大な都市集積圏域が生まれ、交

流機会及びライフスタイル転換の可能性が拡大することで産業経済分野を初め学術研究分野、観光分野等、幅広い分野における経済波及効果が期待できるところでございます。

というふうなことで、こういった経済効果のほか、首都圏への移動時間の短縮や市の知名度向上といったさまざまな効果というようなことが経済効果等ということで、現状と課題の中であらわさせていただいたところでございます。

また、こうした効果の検証といたしまして、少し古くなりますが、過去に、平成7年にリニア中央新幹線駅誘致による影響調査として実施し、これに続く平成8年度から10年度の3カ年にわたりまして、リニア中央新幹線駅誘致のための検討調査を行ったものでございます。こうした調査を踏まえまして、旧亀山市においては第4次総合計画、それから新亀山市においては第1次総合計画に位置づけたところでございます。

今後の検証につきましては、今現在JR東海が事業着手をしておるとか、あるいは飯田市、中津川市が動き出しておるということで、まずはその先行自治体の取り組み状況などを確認するというのが段階だろうと思っております、検証については少し時間をかけて考えたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

世間で一般にあれなんですけれども、大きなお金をかけて何かやろうとするときは、かけただけの効果が出るのかということをもとに考えて行うのは、私は普通のやり方ではないかなあと。100円もうけるために1億の金使うということは、恐らくあり得ないと思うんですよね。

ですから、そういう意味で費用対効果ということが言われておるんですけど、経済効果等の検討というのは、要するにそういう費用対効果とか駅ができたり、そういったことができた後、そこに投資した金がどれぐらいの時間で戻ってくるのかとか、そういう検討というのはなされたのかどうかですね、過去に。この調査検討というのは、そういう意味合いのことなのか、それとも全く違う、駅をどこにつくればいいのかとか、そういう検討もあるかと思うんですけど、そういう費用対効果の検討なのかどうかをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど申しました平成7年の影響調査でございますが、調査項目につきましては5点ほどございまして、亀山駅の概況把握、それから新幹線駅設置を事例とした影響効果、亀山駅設置による波及効果、駅周辺への効果を最大限に活用するための方策に関する検討と、あと5点目はまとめてございますので4点ということでございます。

それから、ポイントとしましては、亀山駅設置による波及効果といたしまして、東京、大阪といった大都市圏への移動時間短縮効果、それから三重県のゲートウエーとしての機能の高まり、立地による知名度の上昇効果などといった直接的な効果のほか、在来線のサービス向上といった関連施設設備への影響というふうなことでもございまして、議員申されましたどの程度お金が動くかというような調査ということではございませんで、どこのポイントとか、あるいはこういったところの中で亀山市としてはどのようなまちづくりが進められていくかというふうなことをコンサルタントに

お願いしながら、こういったところの影響調査をしたというようなことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

大体どういう調査をやったというのは、先ほどの内容でわかったんですけども、これはあくまでも平成7年とか、そういう時期に行われたもので、それから20年はたっていないんですけど、20年近くたった今、再度一遍やってみても、そのとおりであるかどうかの検証ということが私は非常に大事なことだと思いますので、ぜひ費用対効果、こういう経済効果等についてはやっぱり投資する以上はその投資金額以上の効果が出るようなことも考えていってほしいということを申し上げます。

最後に、まずリニアの駅の利便性ということ为先ほど来聞いておりますけれども、亀山市に活気と繁栄をもたらせられるというような夢を市長がお持ちでしたら、具体的にどのようにしてやっていきたいかということをもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁。

○市長（櫻井義之君登壇）

将来の夢があればとのことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この駅誘致に伴って幅の広い分野における経済波及効果等が生まれ、亀山市として魅力的な都市形成につながるという期待をいたしております。

今日まで積み上げてまいりましたリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の活動を通じて、例えばリニアの山梨実験線には亀山の次代を担う子供たちも多数の方が試乗して、本当に夢を育むなど、未来の可能性につきましてもまちを挙げて取り組んでまいったところでございます。

このような活動も踏まえて、将来を展望して今後も議会の皆さん、市民の皆さん、そして経済界、そして関係機関、行政の力を総結集して、来るべき時期に向けてしっかりと備えてまいりたいという考え方を強く持たせていただいておりますし、今ご提案ありました影響調査のこととか、それぞれ段階段階でやるべきことが出てこようかというふうに思っておるところでございますけれども、しっかり市民会議を通じて備えていきたいと、こういう思いで臨んでまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

また事あるたびに、いろんところで確認させていただきたいと思います。

3番目に予定しておりました職員事務改善提案のことについては、ちょっと時間がないのでこの辺で、また次回にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

4番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時15分 休憩）

(午後 4時25分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、5番 中崎孝彦議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

長期にわたる円高デフレによる不景気で、経済の行方、先行きというのは非常に不透明であります。正月明けから、一部には円安や株価の上昇などで明るい兆しが見え始めてきたのではないかと、期待する向きもあるわけですが、この地域の経済は完全に復活には至っておらず、今後の本市においても、税収の面においても厳しい局面が続くものと思われまます。

このような状況下で、いかに財源を確保していくのか。市長はマニフェスト「続・新生亀山モデル7つのカタチ」の中で、徹底した行財政改革でもって市税の減収を乗り越えていくんだという強い決意を示されています。

そこできょうは、行政改革についてお聞きをしたいというふうに思います。

1つ目の質問に入らせていただきます。

行財政改革については、今までも取り組んできた永遠のテーマであります。日々の行政運営の中で無理無駄がないか、不要不急の事業はないか、見直しや廃止をしていく、また民間活力を導入して民でできるものは民に任せていく。指定管理者制度の導入もそうであります。また、縦割り行政の弊害をなくし、適正に職員を配置し、風通しをよくして仕事の流れを改善していくために行政組織を改編する等々、行政改革は多岐にわたるわけでございます。

そこで、1つ目でございますが、22年度の予算執行は終わり決算も終わっておりますが、そして22年度から23年度の予算編成をするときに、その行財政改革はもちろん行われておるという前提で、廃止された事業数、そして廃止によって生み出された財源は一体幾らぐらいになるのか。同じようなことで23年、24年度にかけて事業見直しの結果、予算を削減したり、廃止した事業数と金額を教えてくださいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

5番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度につきましては、一部廃止といたしまして児童手当給付事業のうち誕生日祝い金、これは1,000万ほどございましたけれども、このほか1事業を休止いたしております。このほか、厳しい財政状況での予算編成となっておりますことから、標準予算におきまして、各部署での削減目標を定め予算編成を行っております。その中で内容の精査とか内容の見直し、また決算額を踏まえた予算額といったことで見直しも行いまして、削減効果といたしましては1億3,000万円ほど減額をしたといったところでもございます。

また、23年度におきましても同様でございまして、2つの事業を廃止もいたしておきまして、削減効果としては1億5,000万円ほど減額をしているといった状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今2カ年度にわたりまして3億弱の財源を生み出したと、行財政改革で生み出したということでございますけれども、今後も行財政改革というのは、私は改革を行ってどれだけの財源を生み出すのかというのがもう本当に大きな行財政改革の目的だというふうに思っております。

そして、行財政改革といいましても今言ったように、縦割り行政とかいろんなことを今申しましたが、そういうことで幾ら金額がどうのこうのというのはわからんわけでございますけれども、それを把握するというのは難しいことでございますけれども、そういうことで例えば指定管理者制度に移行したと。それによって歳出削減された金額、それもわかるわけでございますから、市民から見たら行財政改革は何なんだということなんです。

そういうことで私は、私に限らずその行財政改革というのは、実施することによっていかに、今も申しましたが、財源を生み出すかということだろうと思っております。市民の皆さんに、こういう内容の行財政改革を実施した、これだけの財源が確保できたということがなければ、改革の意味がわからないし、市民の理解、協力は得られないというふうに思っております。

今後は改革に伴う財源ですね。どれだけ生み出されたかというような金額をぜひともこれからもきちっと市民にわかるようにお示しを願いたいというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

財政調整基金の20億円の確保の件でございます。再選を果たされた市長は2期目に向けて、2月4日に記者会見をされました。そのときに、財政調整基金20億円確保は死守すると言明をされたという報道がございました。そういうふうな報道があったわけですが、景気がいいときに膨らませた予算を景気が悪くなったからといってすぐ小さくする、これ非常に困難が伴うというふうに私は思っております。

そして、今後は職員の退職手当による人件費の増加、それから超高齢化社会に突入したこの状況下で、社会保障費という扶助費も非常に増加の傾向は変わりなくあるということでございます。

そしてまた税外収入におきましても、旧関町との合併により国からの交付税が毎年5億円ほど上積みされていたものが、平成27年度から合併算定がえで徐々に減額されるということでございます。そしてまた23年の2月に示された中期財政見通し、この見通しの中で、平成28年度には財政調整基金は枯渇するというような見通しも立てておられます。

そしてまた市税の減収ということでございますけれども、平成20年度には市税収入は146億円あった。平成24年度は、見込みでございますが102億円になる。そして平成28年度には93億円まで落ち込むというような見通しを立てておられます。そして、平成25年度の予算の中で財政調整基金が11億8,600万円取り崩していく。そうすると取り崩した後、財政調整基金は27億7,400万円になるわけでございます。

今述べたような今後も財政需要の増大が見込まれる中で、市税等の減収が予測される中で財政調整基金20億円確保は死守できるのかという私は懸念を持っております。その点、本当に死守でき

るんですかと。これ言明されておるわけですから、ある程度のめどが立っておると私は認識しております。その辺を市長にお聞きしたいと思います。市長は本当にできるのか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

この財政調整基金の年度末残高20億円以上の維持、これまでも健全な財政運営目標の一つとして申し上げてまいりました。この目標の達成に向けましては、平成25年度当初予算編成におきましても過去の決算額や事業精査などによる目標額を経常的な経費に設定するほか、さまざまな工夫や見直しによりまして、中期財政見通しに対して3億4,600万円の財源不足を圧縮させていただいたところでございます。

引き続きまして、昨年10月に改定をいたしました行財政改革大綱に掲げた歳出構造の刷新、歳入改革の推進の10の取り組み項目の具体化と、限られた財源の有効活用の意識を、やっぱりこれは職員一人一人が危機意識を持って、その意識を徹底し、全庁一丸となって財源不足の圧縮に強力に取り組んでまいりたいと思っております。

今触れていただいたさまざまな要因がございます。大変厳しい局面の中で現在ございますし、今後もそのように想定をいたしておりますので、そのためには私自身が本部長として先頭に立つ行財政改革推進本部を新年度設置させていただいて、財政健全化に向けた行財政改革を徹底していくということの中で、何とか基金の20億の維持を目標に、持続可能な行財政運営を展開していきたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、市長もお触れになりましたが、行財政改革推進本部というお話が出ましたが、それはまた次の質問でもお聞きをしたいというふうに思っております。

そして次に、平成24年2月に示されました中期財政見通しの中で、平成28年度には財政調整基金が枯渇するという見通しだったんです。今そういう見通しがあるわけでございますけれども、財政調整基金20億円の確保を言明されたということは、今示されております中期財政見通しを再度見直すということなんでしょうか。見直すということか、私はこういうふうに市長が20億円、もう枯渇するという28年度の中期財政見通しを、いやもうそれは20億円確保を死守すると言明をされたということは、私はこれ中期財政見通しは見直すべきできないかと思うんですけれども、その辺のお考えを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中期財政見通しは、これもご案内のように、地方財政制度や市税収入等に大きな変化が生じた場合、期間内であっても見直しを行うものとしたというふうに考えております。

中期財政見通しは基本的に中期的な視点で策定をしておりますのでございまして、中期財政計画

というものではなくて、単年度の財政収支を中期的にその傾向をしっかりと把握して、行財政運営の指針としようということで、平成21年度に策定し公表させていただいたものでございます。

そういう視点からも、例えば財政調整基金につきましても平成25年度当初予算では、中期財政見通しに対して、先ほど申し上げましたが、3億4,600万円の財源不足額を圧縮しておるところでございます、現時点において大きな乖離はないというふうに考えておるところであります。

したがいまして、これはきのうもご答弁をさせていただいておりますが、平成26年度の後期基本計画の第2次実施計画、平成27年度から平成28年度のこの第2次実施計画の策定に合わせ、実施計画の財源の裏づけも行いまして、策定をしまいたいというふうに考えておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

平成26年度に27年、28年度の2カ年の実施計画にあわせて中期財政見通しをまた見直すということでございますけれども、この中期財政見通しというのをこの24年の2月ですかね、出された。それに基づいて、そういう見通しのもとで予算編成をしていくというようなことだと思うんですけれども、私はもう何度もくどいようですけれども、市長が言われたこの調整基金の20億円確保を死守する、これは非常に言葉が重たいと思うんです。

そういうことから考えますと、その20億円を死守するということの前提に立った財政見通しというものは、私はこれは示すべきじゃないかというふうに思うんです。そうでないと、これ25年度は予算編成も終わって、今予算案が提案されておるわけですけれども、26年度に、当然予算編成するわけですけれども、その辺が26年度の予算編成に対してその財政見通しというのはどういふふうに見ていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しにつきましては、24年度から5年間でございますけれども、第1次実施計画の財源の裏づけといった意味合いもございまして、先ほど市長も申し上げましたように行財政運営の指針といったことで策定をさせていただいたところでございます。

26年度の予算の編成に当たりましては、まだ24年度決算出てございませんので、24年度決算終わりましたら、これも中期財政見通しとの差異といったものも調整をさせていただきたいというふうに思っておりますし、25年度の予算につきましても補正予算なりで財源も変わってこようというふうに思っておりますので、その辺の差異を調整しながら26年度の予算編成に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

中期財政見通しは、そういう市長の記者会見もあったということですけど、見直さないということで、そういう答弁でございましたんですが、次に3つ目の質問に入らせていただきます。

平成25年度の予算編成の基本的な考え方の中の記述の中で、こんなくだりがありますね。ちょっと読み上げさせてもらいますが、この25年度の予算編成の基本的な考え方の中で、平成24年2月に策定した中期財政見通しでは、後期基本計画の第1次実施計画期間ですね。24、25、26年度ですが、事業推進のための財源は確保できる。しかし、平成27年度以降においては、普通交付税の合併算定がえ分が段階的に減額になるなど、定年退職者の増加による人件費の増加や、高齢化の進展による扶助費の増加により、現在の事業規模の維持は極めて困難な見通しであるというような記述がございます。

最初の質問でも、どういう財政需要があるかということ述べさせていただいたんですが、今ここに記述されておるわけですが、今後も財政需要の増大が見込まれて市税等の減収が予測される中で、財政調整基金の20億円を確保する、死守するというのを目標にするということになります。

それを確認させていただきまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

今述べました平成25年度予算編成の基本的な考え方の中に、歳入は年々減少傾向が続くわけですが、歳出も義務的経費は増大していく。そして現在のそういういろんな面でいろんな経費が増大していく中で、現在の事業の規模というのは維持ができませんということなんですけれども、今市長を本部長とする行財政改革推進本部を立ち上げて、さらなる改革を断行して財源を生み出していこうということだろうというふうに思います。それには現在の事業に切り込んでいく必要があると私は思っております。

平成25年度予算の案の中で、一般会計予算約209億円、そのうち義務的経費は47%です。そして私、こういう言葉で述べさせていただきますが、通常経費、これは物件費とか維持管理費等が含まれる、これが21%です。そして投資的経費16%。

行財政改革を行うときに聖域は認めない、聖域はつぐらなない、もうこれは当たり前のことですが、そういうことをいうものの、この義務的経費とか私が申し上げました通常経費、これに切り込んでいくというのは非常に難しい面もあると思うんです。

例えば物件費とか維持管理費、これを先延ばしにしたり予算を削減したりとか、ここへ切り込んでいきますと市民の皆さんの安心・安全というものを脅かすということも考えられるわけですから、この通常経費と義務的経費に切り込んでいくというのは非常に難しいわけですが、当然のごとく行財政改革で切り込んでいくというのは、この投資的経費16%、25年度予算でいえば約33億円です。

このような状況の中で、行革でどれだけの財源が確保できるのか。市長は行財政改革ということ掲げておりますが、具体的な目標の金額というのは全然示されておりません。市長はどれくらいの金額を想定されているのか、そこを聞きたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

改定前の行財政改革大綱におきましては、例えば財政改革の基本方針の目標として、平成26年度における財政収支の均衡、20億円の財源不足の解消と、この20億円の財源不足の解消という

数値を目標に掲げさせていただいて取り組んだところでございます。

しかしながら、これはもうご案内のように、歳出規模全体を抑制すること、当然歳出の総量を下げていかななくてはなかなか限りある今の、年間十数億を財調から入れて、なおかつ20億近い起債を起こして事業が回るという今の構造から転換をさせなくてはならないという視点は大事なんですが、しかし歳出規模全体を抑制することに注視するよりも、一般財源ベースでいかに歳出を削減していくかということがより重要であるという認識のもとに、昨年10月の改定に際しましては数値目標は設定をせず、その歳出構造の刷新、歳入改革の推進による財源不足の圧縮といたしたところでございます。

市税収入の減収などのさまざまな変化に適確に対応できる行財政構造を確立するために、もちろん毎年の予算編成の仕組みとか行財政のシステム全体の見直しも当然取り組んでまいらなくてはなりませんけれども、職員の意識改革を図って現在の行財政体質そのものを変革することが大前提であるという考え方に立たせていただいております。

あとはいろんな状況の変化があらうかと思えますし、交付税初めいろんな国の制度変更もございます。想定されておるわけでございますので、こういう環境の中でその基本的な方針と具体的に取組むべきことは明確に大綱の中でもさせていただいております。これを着実に前へ進められるような行政の仕組みや体質に改善をしていくと、こういう思いで臨んでまいりたいという考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

私思うんですけど、行財政改革を推進していったって、その行財政改革を断行していくということですね。それで本部ができるわけです。市長が本部長で指揮をしていくわけです。リーダーシップをとっていく、財源を生み出していくということだろうと私は思うんです。

そうしたときにその目標額、それは当然示すべきじゃないか。これだけの財源を皆さん、職員の人で全庁一丸となって、私はこういう目標を持っておるから、行財政改革頼むと、やっぺいこうということだろうというふうに思うんです。そして、この目標額を示さないということは、行革本部といいますか、職員の士気にも影響するんじゃないかと私思うんです。職員に戸惑いが起こらないかと。一体推進本部ができたけれども、市長はどれだけの目標額というか、どれだけの財源を生み出そうとしているのかなあということだろうと思うんですよ。

その辺は士気とか戸惑い、そんなものが私は起きると思うんですけれども、その辺は市長、どうですかね。そういうことはお考えといいますか、そんなことは懸念はしてみえないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内のように、亀山市の今の年間の予算の総額、一般会計で約200億、それから特別、企業会計入れまして約320億ということでございますので、ざくつとした話でございますと4年間でそれぞれ800億、1,200億、この財源を想定しなくてはならないということでございます。

国費もそうでございますし、市税を中心にした自主財源もどのようにこれを全体として確保していくのかということにつきましては、当然、後期計画で掲げております事業がございますので、また新たに展開しなくてはならない対応も出てこようかというふうに思っておりますが、大枠といたしましては、やはり財源不足が見込まれるものに対して毎年毎年の予算編成の方針であったり、さまざまな場面を通じて、あるいは推進本部を立ち上げてまいりますけれども、その中で具体的な取り組みをしっかりと明示させていただいて、その進捗につきましてもしっかりと管理をさせていただいて、全体として財源の確保につながるように、これを努力させていただきたいと、こういう考え方でございます。

いずれにいたしましても、全庁一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、その取り組みの過程でさまざまな具体的な行動をまたお示しさせていただいて、展開をしていくものというふうに考えておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

中期財政見通しの中でも、その実施計画の3年、24、25、26、これは投資的経費もきちっとわかっておるわけですけど、27、28はわからんわけでございますけれども、これはまだ実施計画というのは策定されておらないわけですけども、市長のいうマニフェスト、そしてから第1次総合計画の後期基本計画の中で28年度までにはいろんな投資的経費もやらんらんと。

例えば亀山駅の駅前整備とか、いろんなことがあるわけでございますから、そういうことがおぼろげながらといいますか、もう後期基本計画の中に示されておるわけですからある程度その投資的経費というのわかるわけですから、そしてそういうものを勘案して、どれだけ財源が不足するんだろうかということは、私はおぼろげながらもわかると思うんですよ。

そのところで目標額ですから、目標を立てたから、目標額を達成できなかったじゃないかとか、そういう問題じゃなしに、目標額を定めないと仕事の明確な目標というのがわからんと私は思うわけでございます。

市長もそういうことでいろいろお考えもお持ちだと思いますが、そういうことでできるだけといいますか、目標額、こういう行革に対してはそういう財源を生み出すということなら、目標額を一応職員の方にも明示していただきたい。また市民の皆様にも、これだけの行財政改革で、これだけの目標で頑張りますというようなことを言っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

行財政改革を真に断行すれば、これは市民の皆さんに痛みあるいは負担を強いることになると思います。そこで、この行財政改革を断行するということは、市民の理解と協力がなければこれはできない。全庁挙げて庁内でやっても、市民の理解と協力がなかったら絵に描いた餅だと私は思っておるんです。これは非常に大事なことだと思うんです。

そこで市長にお聞きしたい。行革を断行するとき、市民の理解と協力、これはどのようにして得ていくつもりなのか、そのところを聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変大事な視点であろうと思っております。私どもの行財政改革大綱には、3つの基本政策がございます。

それは先ほどの財政改革の推進という視点、しかしその1番目に透明な市政運営の推進ということ掲げさせていただいておるところでございます。もちろん情報を共有していくとか、あるいは市民参画の機会を拡充する中で、しっかりと今の現状につきまして市民の皆様にも伝達をさせていただき、またご意見をいただき、そういう協力体制を大切にしながら進めていかななくてはならないというふうに思っております。

ただこれはなかなか行財政改革は総論賛成、各論反対、それぞれ立ち位置によっていろんな考え方が当然あるかと思っておりますけれども、しっかりいろんな意見はあろうかと思ひますし、聞かせていただく中で、議会の議論もそうなんです、そういうプロセスを大切にさせていただいて、具体的に取り組むべきことを着実に前へ進めさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

この行財政改革につきましては、本当にこれ今も市長も申されましたように、いろんな意見があります。ありますが、市長、本当にこれは蛮勇を振るって本当に聖域を設けないで、切り込めるところはしっかり切り込んでいく、財源を生み出していく、そういうふうな姿勢で積極果敢に行財政改革に挑戦をしていただきたいというふうに思います。

いろいろきょうは質問させていただきましたが、要するに不足する財源をどう補うのかということだろうと、それに尽きるというふうに思います。市長は行財政改革推進本部を立ち上げて改革を徹底し、財源を確保するという強い決意を持っておられるということでございます。しかし、乾燥した雑巾を幾ら絞っても水滴は落ちてきませんから、そういう例を挙げたわけですけれども、行財政改革といっても、これには私は限度があるというふうに思っておるんです。

私はその長期的な視点の打開策というものをぜひ市長に示していただきたい。そういうふうなことをお願いいたしまして、時間はまだ多少余っておりますけれども、私のきょうの質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

5番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。
(午後 5時02分 散会)

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成25年3月13日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 山川美香
書 記 高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

櫻井市長にとっては2期目のスタートということで、3月にご承知のように別名予算議会とも言われる中で、一般会計で予算額は209億4,510万円上程されておる中で、キーワードは「注目」ということで一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、市長の2期目について決意をお伺いしたいと思うのですが、市長のマニフェストというんですか、公約を中心に質問させていただきたい、そんな思いなんです、市長は公約を進めていく中に当たって市政運営の視点という形で3つ掲げてみえます。1つは、地方分権、あるいは地域主権の流れの中で市民力と地域力の向上と、2つ目は、亀山市がずうっと続いていったらいいなという持続可能な面と、それから最後に、一番大事なんですけど、暮らしの質の向上と。この3つの視点で進めていきたいなと言われているわけなんです、まず1つ目としては、庁内、市役所内で捉えてみますと、地域主権の流れの中で亀山市はどういう方向で進めていかれるのか、まずこれが1点。

それから2つ目、4月から組織・機構改革が実施されるわけなんです、これは言うに及ばずスリム化、効率化、もちろん着地は市民サービスにつながっていくわけなんです、その辺のどういう効果を狙ってみえるのかと。

次に、市の基金のほうで、一般的にわかりやすく言いますと預金と言ってもいいんですが、どんな事業にでも、どのようにでも、勝手にと言ってはいかんですけど、規制のない、縛りのない自由に使える基金、これが現在39億円あるかと思うんですが、3年ぐらいで何にでも使える貯金がなくなるという時期が来るんじゃないかと。だから、これを維持していくためにはどんな戦略を持ってみえるのか、まずこの3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

16番 宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、亀山市をどのような市に持っていくのかということで、市長の考えはということでございました。

分権時代を迎えまして、都市の持続的発展に向けて、自分たちの地域は自分たちでつくるという地域の力や幅広い地域資源など、地域の真価がさらに問われる時代背景の中に私どもは今生きておるわけでございます。こうした中で、本市におきましては、まちづくりの主体や9つの基本原則を定めました亀山市まちづくり基本条例を基礎としながら、地域ポテンシャルを最大限に引き出し、市民参画と連携・交流で進める市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進することが、分権時代における自立につながるものというふうと考えております。きのうも少し答弁させていただきましたが、団体自治の強化のみならず、住民自治の力を高めることに挑戦をしなければならないという思いを持たせていただいております。こうした基本的な考え方のもとで、引き続きさまざまな分野において政策展開を図り、本市が人口5万人と小さいまちながらではございますけれども、オンリーワンの小さくともキラリと輝くまちになるべく2期目の市政運営に臨んでまいりたいというふうと考えております。

2点目でございますが、そこで2期目の市政運営に当たりまして、まずはこの4月に組織・機構改革を実施いたします。その狙う効果でございますけれども、部が15部から10部に減少となりますことから、例えば経営会議など効率的な市政運営が可能となりますほか、組織のスリム化によりまして権限移譲で事務事業が増加した部署や、育児休業等で欠員となった部署への職員の適正配置、さらに財務部の新設によります健全財政の確保などが期待できるものと考えております。

3点目でございますが、財調が39億で、こういう中でどのようにそれを乗り越えていくのかということでございますけれども、ちょうど昨年2月に策定いたしました中期財政見通しでは、財政調整基金が底をつくといった厳しい局面を迎えようとしております。そのような中で、とりわけ自主財源の確保が重要でありますことから、行財政改革大綱に掲げます収納対策のさらなる推進や、企業立地政策の推進を初めとする歳入改革の推進、そしてこれを強力かつ着実に実行することで歳入確保に努めて、この局面を乗り越えてまいりたいと考えております。そのため、4月には私自身が本部長として行財政改革推進本部を新たに設置いたしまして、全庁挙げた行財政改革を徹底して進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁によりますと、地方分権、もう少し軸足を地域主権ということで地域力のお話をされました。市長、後ほどまた申し上げますが、市役所の行財政運営においては職員一丸となってという言葉をよく使われておられますが、先ほどのご答弁でいきますと、やはり市民力とかという、だから一人一人個々と地域とが一緒に一丸となって行政を進めていきたいな、そんなご答弁で、これは市民一人一人、あるいは地域が成熟してほしいと、そんな思いだと思います。

それと、機構改革は、今、5部というお話がありましたけど、5部減って6室ぐらい減るんですかね。これもひとつ、せっかく機構改革、私は組織の統廃合かなと思っておるんですが、ひとつ効果の出るように、ここに見える理事者も一丸となって市民サービスを欠かすことのないように頑張っていたきたいなど、そんな思いがします。

それと2つ目に、2回目の質問にちょっと入るんですが、市長、市民力で地域力、これを発揮するために、私、1つ言っていきますと、人材の登用というんですか、立派な人材ですね、民間企業なんかは特にそうなんですが、会社、企業、あるいは団体を退職された後に、俗にOBと言うんですが、一つのまとまりを持ってその自分がおった職場を盛り上げるという、そんなサークルがあるんですが、亀山市の市役所において退職された職員の方、いろんな分野へ第二の人生として進まれる方もあるんですが、この辺をぜひとも人材活用、だから、各種審議会の委員についてみえる方もおられますし、直近では監査委員につかれた方もおられますけれども、もっと根っこの、草の根というんですか、幅広い分野で、自然体で、やはり職員のOBの皆さんが現職と同じぐらいの気持ちを持って参画していただければありがたいなど、そんな思いですので、私の思いを申し上げます。

それと2つ目なんですが、市長も行政マンとして、あるいは議員としてのキャリアが非常に長年にわたって豊富ですので、市長みずからのネットワークというんですか、あるいは人脈を駆使していただいて活用していただきたいなど。

それから、スタートに当たって先ほど申されました。私は、組織の機構改革なんですが、これは大きな目玉としては財務部というのが発足するわけなんですが、現時点まで市の税収の質問をしたら所管が市民部と、市民部長が答弁されていましたが、昔から違和感があったんですが、今回は税の入ってくる入り口と出口、投資的な面もあるんですが、その辺を一元管理するというので、これは評価したい。これを十二分に、やはり入ってくるものと使うものとは密接に関係しているわけですので、その辺は本当に効果の出るようにこの財務部をスタートさせていただきたいと思えます。

それと、無駄とは言いませんけれども、不必要なものがあればメスを入れたいな、チェックしたいという意味で、市長みずからが陣頭指揮、本部長になって行財政改革推進本部を設置されると伺っておるんですが、このことは市長の考え方をお尋ねしたいんですが、市長、現在は社名がパナソニック、以前は松下電器産業ですけど、非常に不況に同社が陥ったときに、当時たしか松下幸之助さんは会長だったと思うんですけど、一介の平本部長になって陣頭指揮をとって見事企業を復活されたと、業績を復活されたと。あるいは、これはちょっと趣が違いますが、阪急電鉄の小林一三さんだったと思うんですが、ここも経営は、今は違いますけど、当時は小林一族で、ご息は最初、もちろん採用されたんですが、駅の切符切りからスタートさせたと。そんな意味で、これも一つの、行革には関係ないでしょうけど、やっぱり企業なり自分の持っているところを盛り上げようと思ったら、そんな先例があります。その辺の思いを踏まえて、市長はどういう本部長となって陣頭指揮をとられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、前段で人材の登用についてお話をいただきました。

ご指摘のとおりであろうというふうに思っております、これは市役所のOBということだけではなくて、広く民間企業出身者も含まれます、例えばこの4年間、公約でもございました行政専門員の候補者の登録制度を新設させていただいて、18名の登録をいただいて、今8名の任用をさせていただいてまいりました。そういう意味で、もちろん経験者、それから民間含め、人材の活用という意味ではしっかりと対応していきたいというふうに思います。

それから陣頭指揮、どのような思いで行財政改革に当たるのかということでもございましたが、今も少し企業経営の事例も触れていただきました。それぞれの環境や状況は違いますが、共通して言えることは、やはり行財政改革を進めていく、厳しい局面を乗り越えていくという中では、やっぱりそれぞれの立場で全ての者が心一つに臨まなくては前へ進まないということであろうかというふうに思っております。考え方の違いもあろうかと思ったり、対立や議論もあろうかと思ったりしますが、しかし、それを乗り越えて一つになるためにも、やはり推進本部を通じてみずからその陣頭指揮の任に当たってまいりたいというふうに思っております。その中で、危機感を共有する、あるいは創意工夫をその中に生み出していくという考え方を、共通のベースの中で行政としてこれを進めていくということが大切ではないかというふうに思っておりますし、その先頭に立って頑張っていきたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

先例を出しましたのは、結論を申し上げますと現場第一主義と。現場知らずして的確な指示は万が一ずれる可能性もなきにしもあらずということで、大変トップとしてお忙しいのはよくわかっておりますが、緊張感を持たせて、あるいは間違いなく、まっしぐらに横道へそれずに進んでいくような、そういう推進本部長であっていただきたいな、そんな願いから申し上げました。

政治力って、偉そうなことを言っていますが、私はシンプルに、たかだかというんですか、あるいは小さくとも輝いているこの5万人規模の市長に対して、どんな政治をつかさどっていくのかな、そんな思いで公約に基づいて質問させていただいています。釈迦に説法なんです、政治力とは、やはり政治を進めていく手腕と力量ですね。それから市長、市長ご自身や、あるいは相手の方の立場をやはりうまく利用して、利用っていい意味の利用ですね、利用して政治をつかさどっていただければ、これが私の「政治力とは」と、そんなシンプルな思いで質問させていただいていますが、最後、政治力について市長にちょっとお願いしたいと思うんですが、トップで際立った方はオーラを持ってみえるとか、あるいはカリスマ性を持ってみえるとか、それがいいかどうかは別にして、市長に申し上げたいのは、今までよく行政運営をこなしてみえるんですが、より一層の今まで以上の決断力と実行力、未知の分野も事業展開にはあるでしょうけど、これを基本に力を発揮していただきたいなと。

それで2つ目の公約の件、マニフェストというんですか、1期目の公約で68の施策項目があったのが、今回の2期目では40の施策項目ということで、数が多い少ないの問題は言っておりませんが、その辺の意図するところをお尋ねしたいのと、それと第1期目の公約の中で20%ほどは未達成のものがあつたように思うんですが、その辺の残りの部分をどのようにこなしていくのか、事

業展開をされていくのかと。この2点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1期目の政策公約の未達成の部分についてどうするのかというご趣旨でございました。

昨年10月にお示しをさせていただきましたマニフェストレポートのとおり、前回のマニフェストにおきましては6施策が未着手となりました。これらの施策は、他の取り組みとの関係や効果性の観点などから具体化に至らなかったものでございます。このように、マニフェスト全体の取り組み結果を整理した上で、今回のマニフェストにつきましては、今後4年間において何に力点を置くべきかを改めて考えさせていただいて、施策を絞り込んだ中で位置づけをさせていただいたものでございます。

1期目マニフェスト未達成施策をどうするのかということなのですが、レポートの中でもお示しをさせていただいておりますけれども、一定の検討も加えた上で、やはり実現性の問題とか効果の問題とかを考えて、どうしても就任以前に考えておりましたものと実態との乖離とか、正直申し上げてそういうものもございましたし、そういう中で6つにつきましては未達成になったということでもございまして、その幾つかはまた整理をして、その考え方を生かしていくというものは当然あるわけでございますけれども、そのものという形では今回2期目のマニフェストには盛り込ませていただかなかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

マニフェスト、公約についてですが、時代の流れとか、現時点での一番しなければならない、これは市長の公約ですから私のほうからどうのこうのと言う、そんな失礼なことは申し上げません。精いっぱい実行に移していただきたいなど。ただ、1つちょっと気になったのは、1回目は予算額の数値目標の設定と時期がたしか掲げてみえたような気がするんですが、今回は、4年間の間に実行します、そういうことであれば別に時期までは細かくは問いはしませんが、その辺、4年間で仕上げていただくようお願いしたいということだけを申し上げておきます。

次に、公約されている中で「都市のカタチ」とか「元気のカタチ」とか、そういうのがあるんですが、「都市のカタチ」で、JR亀山駅の周辺の再生、玄関口ににぎわいを取り戻したいということ、それから「元気のカタチ」では、企業立地の推進、異業種との交流ということも掲げてみえるんですが、簡単で結構です、どういうふうに理想というのか、理想から現実というのか、現実から実行というんですか、4年間で一応こころまではしたい、そんな青写真まではまだいってないかわかりませんが、構想だけで結構ですので、簡単で結構です。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

J R 亀山駅周辺地区の再生についてどのような考え方かというご質問でございました。

このマニフェストに掲げさせていただきました「都市のカタチ」の中での亀山駅周辺地区の再生につきましては、基本的には、後期基本計画の関係施策を推進することで進めてまいりたいというふうに考えております。こうした考え方のもと、J R 亀山駅周辺地区の再生につきましては、第1次実施計画に位置づけます、もう既に動き始めておりますが、亀山駅周辺再生整備計画策定事業の実施を通じ、地域とともに、市の玄関口であります亀山駅周辺の再整備に向け、段階的に取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

亀山駅は、私も以前から本会議で質問させてもらっておるんですが、亀山にもいろんな顔があるんですが、特に亀山駅、これは亀山市にとってはシンボリックなものであって、歴史的な背景もあるんですが、今まで長年にわたって何とか亀山駅前をという思いがあったので、これをひとつ必ずや実現に向けて力を出していただきたいと。

次に、亀山市の進化についてなんですが、進化って幅広いですからちょっと限定します。行政サービス、あるいは暮らしの質の向上、いろんな場面場面の根っここの部分はやはり金、やはり財政力に余裕がないと満足いくサービスには応えられない。時代の背景でなかなか過剰サービスはできないかと思うんですが、そういった視点で、市長としてこの進化について、財政面で、含めて、関係というんですか、その辺との整合でどのように進化させていかれるのか。言葉では進化、たしか市長も、市長の2期目の挑戦に当たっての決起大会、私も参加させていただきました。その時点で、あるコーディネーターが市長に「今思ってみえる言葉を一言で言うとどんな言葉がありますか」「進」、まさに「進」という進化の言葉をたしか言われたかと。勘違いはしてないはずですが。そういった意味合いもあって、ひとつ、詳しくは言っていたかなくて結構なんですが、こういう形で進化させたいと、裏づけはこんな思いを持っておるんだと、その辺だけちょっとご答弁お願いできませんか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山を進化させる具体策、特に財源確保の視点でどうだというご質問でございました。

先ほども少し触れさせていただきましたが、行財政改革大綱の歳入改革の推進を、ここに掲げました6つの項目がございます、これを強力かつ着実に実行して具現化することで、安定的な財源を確保していくと。そういう環境へ前進をさせていくという思いで、強い決意をさせていただいておる中でございます。その中でも、特に企業立地施策の推進、これにつきましては今後見込まれる市税収入の減を維持・増加させるという最大の効果が期待できるものの一つというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

市長は公約の中で800億円、あれっと思っただんですが、4年間で4で割れば単年度で200億円程度の一般会計予算規模の話なんですけど、現状、やはり借金の返済もあるでしょうし、経済状況もありますが、何か暗い話が多いですね。国全体もそうなんですけど、不景気感というんですか、不況感があって、金は減る一方やと。やはり収入の捻出ですね、入りの部分を申し上げておるんですけど、やはり入りを、大変難しいかと思いますが、その辺に重点を置いていただくということで、後ほどまた企業立地でちょっとご質問させていただきませんが、ひとつ企業立地、この辺は全庁的に知恵を出し合っていて、何とかこぎつけていただいて、税収の増加に努めていただきたいと思います。

次に、25年度の施政方針の中で「考働の年」、考える、動くということ、そんな言葉なんですけど、これでもって市政運営を乗り越えていきたいと。この考働、先々日もちょっとご説明ありましたが、もう一度、考働とはどういうものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

考働とは、その考え方はどうだというご質問でございますが、平成25年度の行政経営の重点方針に位置づけました「考働」とは、これは考えて動くという考働でございますけれども、職員一人一人が現下の組織が置かれた状況をしっかりと受けとめた中で、それぞれの立場で、場面で、創意工夫を図り、実践することの大切さを示したものでございます。また、この行政経営の重点方針の実践につきましては、これまでからもこの重点方針を踏まえた中で各部局において使命・目標を設定しております。これは自主的に使命・目標を設定しておるわけでございますが、これら全庁的な取り組みが確保できる環境となっておるということでございます。さらにそこへもう1つ前進をさせるという意味で、考働という言葉を使わせていただきました。

加えて、その考働は、個々の職員の意識改革が起点ではありますが、あわせて重点方針に掲げております市役所改革3つのスローガンの1つ、コミュニケーションと相まって、個々の職員から室へ、室から部へと広げて、全庁的な意識共有を図ってまいりたいという思いも含めたものでございます。コミュニケーションの質が非常に重要であるということの中で、その質を高めてまいりたいという思いでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

こういうことですね。よく見ておいてくださいね、全庁一丸で取り組んでもらうんですから。市長だけの責任と違うんですよ。

そこでちょっと質問させていただきますが、市長、月刊誌で「ガバナンス」というのがありますね。大概中身の濃い月刊誌なんですけど、これは亀山市ということじゃなくて、全国の地方自治体、全国の市のことが書いてあります。月刊誌に基づいて申し上げますので、私は代弁して言うておるようなものなんですけど、市長、民間と地方公務員の大きな違いは何だと思いませんか。もう先に申し上げますわ、チャレンジ精神なんですね。チャレンジ精神は、ここに座ってみえる理事者側はみんなチャレ

ンジ精神、優秀な方ばかりやから持ってみえると思うんですが、やっぱり全庁一丸となって、末端まで一つの目的に向かって、目標を掲げたら一緒になって進めていくと。

それで、どういうことが書いてあるかといいますと、集団主義的な意識が強いというんですね、市役所は。民間はそんなことありませんよ。それ以上は申し上げませんが、ひとつ個々の才能を十分に生かしていただくためにも、やはり考えて行動する、先ほどの庁内のコミュニケーションももちろん大事なんですが、私はやはり、言葉をかりるならば、市長の位置づけられた行政経営の中で、人一人一人の人材を生かすための行政経営、これは考動イコール、私が申し上げるならば、意識革命と同時に知恵の結集だと思うんですわ。

だから、この辺のところは市長一人の問題ではなしに、副市長以下、やはりチャレンジ精神を、民間に近いような形、近づけるような形のやはり考動をとっていただいて、それと以前にも本会議で申し上げましたけど、職員の方がチャレンジ精神で前向きに仕事を捉まえて仮に失敗しても、前向きに捉まえた仕事の失敗は、程度にもよりますけれども、これはひとつ将来の人事評価に結びつかないような形で、これは以前から申し上げておりますが、アサヒビールですね、現在の。当時、不振だったんですね、販売が。そのときに乗り込んだのが住友銀行の支店長だったんですね、もうあえて申し上げませんが。そのときに敗者復活制度というのをアサヒビールに取り入れることによって、チャレンジ精神でもって企業回復を成功させた。そんなお話がありますが、そういった意味で、職員の方、肩を凝らずに何でも、コミュニケーションっていろいろあるでしょうけど、ひとつ大いに意見を出し合って、一番大事な知恵を出し合って、そして進めていっていただきたいな、そんな思いがします。

時間の関係上、次に飛ばします。

5つの重点施策がありますが、地域力、健康寿命、まちの魅力、子供の輝き、それから防災力、その中でちょっと2点だけお尋ねしたいんですが、「まちの魅力をみがく」ということで、市長、地産地消、地産と物づくり、この辺のまちの魅力を磨くがためのバックアップというんですか、これが欠けているような気がします。それと教育「子どもの輝き」、先導的な教育という表現を使われておるんですが、先導的とはどういう教育を進めていかれるのか。この2点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、2つのまち磨きについて、少し触れられた、新たな産業等々を興す力が少し弱いのではないかというご指摘もございました。実はいろんなことにチャレンジをさせていただいたり、例えば農業なんかでも、いろんなモデル事業や支援をサポートさせていただいて進めてきていただいておりますが、例えば先般も、中日本高速道路とのCSRの協定を亀山市が結ばせていただいたk i s e k iの会の取り組みなどは、本当に市の若手の職員が幻の和紅茶を復活させようという積み上げの中で、何とかこれで将来のいろんな産業振興やまちのブランドイメージを高めようという取り組みを積み上げて今日に至ってきたというふうに思っております。そういう意味で、チャレンジ精神を持ってという前段でお話ございましたが、まだまだ眠っておる資源が多々あるかと思しますので、そういうものに対して、やっぱり行政としてチャレンジ精神を持ってこれを磨き

上げていきたいと思っておりますし、行政だけのマスターベーションではあきませんので、これを本当に広く市民の参画・協働をもってつくり上げていきたいというふうに思います。

それから、先導的な教育とは何ぞやということですが、亀山市はかつて女子師範学校が置かれた時代がございました。内外から「教育のまち」と称されたものがございます。今でも本当に学校教育現場、それから地域の皆さんが本当に将来の次世代に対してこれを育ていこうという環境や精神が宿っておるまちだというふうに思っております。県内先進的な教育のプログラムも幾つか組み込んでまいりましたけれども、それを超えて、さらに本市がたくましい次世代を育成していくような環境をより一層前進させていこうという思いを込めて臨んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

そういったことで、磨きのまちづくりということで、亀山、お茶のこともよくわかっています。やはりいろんな形で商工会議所等、関係団体ともひとつよく知恵を出し合っていていただいて、亀山ブランドのお話が出ましたが、市長がおっしゃるように資源はたくさんありますので、何とか亀山ブランドを一つでも多くつくっていただきたいと。

それと学校のこと、これは一応、環境づくりで一步ずつ前進させていきたいと。中身ははっきりわかりませんが、私も近所に、高齢を召した方ですけど、女学校、女学校と言っております。附属小学校の前の校舎ですね、今の東小学校ですか。教育のまちというのはよくわかっていますので、やはりいい教育の流れを進めていっていただきたいと思っております。

それと最後に、市長、快適な都市空間の創造、言葉はこういうことなんですが、要は昨年11月に産業建設委員会のほうにも提出されておるんですが、亀山地域産業活性化基本計画、これは亀山市の地理的条件とか、あるいは道路網を含めたインフラの整備も、条件はいいですよ、既存の企業集積もちゃんとありますよといった中で、2点だけちょっとお尋ねしたいんです。

目標達成に向けたスケジュールで、企業誘致ですね、これは5年間の計画なんですが、28年度には企業誘致のPR活動からを含めて誘致活動しますと一応書いています。それからもう一つ、これは目標数値ですね、企業立地件数が5件です。それから製品出荷額、売上高ですね、これは業種はいろいろ入っておるんですが、150億円、それで新規雇用の創出の人数が230人、5年間でという目標ですけど、これを完全に完璧にやっていただく覚悟のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し触れていただきました亀山地域産業活性化基本計画は、企業立地促進法に基づいて、地域の特色を生かした産業集積や既存企業の事業高度化の推進による地域産業の活性化を目的として、昨年11月に三重県との共同によりまして策定をいたしましたものでございます。この目的達成に向けた市・県・関係機関等が行う取り組みとしては、産業用地の確保や企業ニーズの変化に応じた支援制度の充実、産学官連携による共同研究や技術支援、さらには経営者、起業家を対象としたセミナーの実施、企業と支援機関や関連企業をつなぐコーディネーター人材の確保などがあります。

そこで、本計画では5年間の計画期間内における集積業種の企業立地及び事業高度化の目標数値を掲げさせていただきました。企業立地件数または新規事業件数は5件、それから製造品出荷額等の増加額は150億円、新規雇用創出件数として230名といたしたところでございます。何とかこの数値目標を達成できるようしっかりと取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、目標に向かってチャレンジをしてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

今回の質問は、総論から言わせていただくと、市長の掲げた約束事を確認させていただいて、市民の皆さんにわかるように発表していただく、そんな機会だったと思いますので、よろしくお願ひしたいなど。

市長、最後のところで4年間でぜひともお願ひしたいといひますのは、今現在、亀山市の財政力指数は0.98。私は、不交付団体、交付団体、どちらがいいか悪いかというのはまた議論がいろいろあるんですが、ひとつ市長、不交付団体に向けて、0.02財政力指数が上がれば不交付団体になるんですが、これは税金の新規、真水でふえる額は2億円です。だから、最後でちょっといろいろと申し上げましたけど、入りの部分でご質問させていただいたと。そんな目標も持っていただくように、2億円以上やっぱり税収がふえるような形でご努力をお願ひしたいなどと思ひます。

最後に、地域力の件で、モデル地区に川崎地区と昼生地区を指定されています。準備委員会が回を重ねること10回を数えました。4月20日に第1回の昼生地区まちづくり協議会が発足して総会をいたしますので、地域を代弁して、ぜひとも総会にはご出席をお願ひしたいということをお願ひして、質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

今回の私の一般質問は、市長マニフェスト「続・新生亀山モデル」についてというテーマで質問をさせていただきます。

先ほどの宮村議員の質問の中で大体ご答弁が網羅された中で、私は2期目の櫻井市政がスタートするに、余り今まで聞くことがなかったんですが、政治家 櫻井義之さんの政治理念、これとあわせて聞かせていただくのもいいチャンスかなと思ひながら質問させていただきます。少々理屈っぽくなりますが、おつき合ひをお願ひします。

質問の前に、私はマニフェストに関し、昨日、見逃せない重大な発言が市長にあったと思います。同僚の西川議員の市長任期、この質問について少し整理しないと質問のスタートが切れません。

市長、こういう発言をなさったかどうかだけ確認したいと思います。「政治家は長期・多選は控えるべきで、3期12年ぐらいまでが適切である。3期12年は一般論であって、マニフェストの中には明記していない」、こういう発言があったかどうかだけ、説明は後ほどいいですから、あったかどうかだけ初めに確認をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

昨日の西川議員のご質問の中で、多選禁止に係る私の前回のマニフェストにつきまして、正確に今おっしゃっていただいた言葉が申し上げたことそのものということでございますが、若干丁寧に説明をさせていただく部分が欠けておったというふうに思っておるところでございます。ただ、その趣旨につきましては、前回マニフェストで明示をさせていただきました3期12年の制限につきまして、私の考え方は変わっておりません。「3期12年で引退を」というご発言がございましたので、それにつきましてはそうではないという趣旨で少し丁寧な説明が欠けた部分はおわびをさせていただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

市長、4年前のマニフェストの中に、市長任期を最長3期12年に制限という形で明らかに明記されているんです。きのうのご発言は「マニフェストの中に明記していない」です、発言は。マニフェストの中に明記していないということを発言されたと思うんです。このマニフェストには「3期12年に制限」と明記されている。これは明らかに違うんじゃないんですか。どう説明をいただいても、例えばマニフェストが実際に具現化できなかったということに関しては、これは道義的な責任があっても政治的な責任は問われませんが、書かれていることは確かな中で「明記していない」という発言というのは、これは本当に有権者に対して極めて不誠実な発言だと私は思います。その辺の考え方についてもう一度ご答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の任期を最長3期12年に制限する、首長の多選は控えるべきであると、これは4年前に私が掲げた思いでございますし、現在もその基本的な思いの中でございます。ただ、今ご指摘いただきました議員のご発言の中に「3期12年で引退」という表現をお使いになられましたので、若干私としてはその言葉に対して違和感がありました。ただ、このマニフェストにつきましては、今議員ご指摘のように、私の政治的な姿勢としてその思いを現在も持たせていただいておりますし、もし誤解を与える発言がございましたのであれば、そこはおわびを申し上げたいというふうに存じ

ます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

やはりこれは誤解を与えとか与えないの範疇じゃないんです。一般論として3期12年は長いんだと、私の主張ではないということをおっしゃったんですよ。反省はないわけですね。誤解を生んだら申しわけないと、反省をするという程度でとどめることなんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一般論と申し上げたのは確かでございますが、大変私自身として不適切な発言であったというふうに認識をさせていただいておりますので、その部分は、今、私自身の思いは、公に示した考え方は現在もその政治的な思いは一緒でございますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っておりますし、不適切な発言につきましては大変申しわけなく存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この程度にとどめさせていただきます。

マニフェストの考え方について幾つか質問させていただきます。

4年前の新生亀山モデル、そして今回の続・新生亀山モデル、これも櫻井市長、ある一定の市長自身の政治理念に基づいて、あるいは息を吹き込んだ形でマニフェストをつくられたということは想像できます。

そこで、櫻井市長のサクラネットというホームページを開かせていただきまして、その中には3つの政治理念がうたわれています。1つは分権型社会への転換、2つ目に品格ある地域社会の創造、そして3番目がクオリティー・ライフの追求ということでございますが、まず1つ目の分権型社会への転換ということですね。戦後、日本の経済成長、そしてそれに伴う日本の政治体制、そんな中でなぜ分権型社会への転換が必要なのか、その認識、考え方について述べていただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私の公式のウェブサイト、12年ぐらい前にスタートさせたウェブサイトの中から、3つの政治理念についてご質問でございます。その中で、なぜ分権型社会への転換が必要かというご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

国と地方の仕組みは基本的に違うわけでございます。議院内閣制といわゆる大統領制、二元代表制という、根本的に違うにもかかわらず、戦後の右肩上がりの成長と豊かな社会を築くことに貢献した中央集権の体制、このシステムの中に地方自治体はどっぷりつかって来たのではないか

という思いを私自身もかつて持たせていただいていたまいりました。長きにわたりまして少しその中に甘えて思考停止状態を続けてきた結果、やっぱり3割自治と称された数十年前の仕組みは根本的な体制の変換にはなっていないという問題意識を持たせていただいております。

しかし、ちょうど平成12年の地方分権一括法の制定、それから平成14年の地域主権一括法の制定などを経まして、今こそ中央集権の体制から地方分権、地域主権の体制へとやっぱり変革をしていかなくはなりませんし、その中でしっかりとまちづくりや人づくり、みずからの地域をみずからでつくることを思考するような分権型社会への転換を目指す必要があると。こういう政治的な考え方を背景とさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

中央集権から地方分権にまさに移るべきときが来たということなんですけれども、それでは、次のような意見、考え方に対して市長はどうお答えになるかなということ、ちょっと読ませていただきます。

三位一体改革で、国は補助金の削減、地方交付税の見直し、地方への財源移譲を図ろうとしたと。このことが本質的に国民にとって成果がどうあるかということです。つまり、戦後日本の政治体制が、ともすると消費者より生産者、そして地方より国、環境より開発、そして次世代よりも現世代という構図をつくり上げた中で、例えば例は適切かどうかわかりませんが、今、使用者と労働者の労働問題、こういう対立軸というのは消費者の選択という大きな波の中では瞬時に消されてしまうと思うんです。公共サービスの提供者が国か地方かというサービス側の勝手な対立軸という議論が、例えば国道であれ、県道であれ、市道であれ、あるいは権限移譲がなされようが、市民、納税者にとっては安全で利便性の高い道であればいいと。そういう考え方で、国と地方のいわゆる対立軸の議論が果たして国民にとって有用かというような議論に対してどう反論、あるいは意見を申し述べるか、お答えを願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大変難しいご質問でございますけれども、今少し触れていただきました国と地方の対立軸、これだけで、国民・市民にとってそれは有用かというようなご趣旨であろうかというふうに思います。

国も地方も、それぞれの役割や責務を果たしながら、国民・市民に対してその責務を果たしていくということなんだろうと思っておりますが、これも議員ご案内のように、補完性の原理という原則があります。より市民に近いところの行政体がまずは、市町村であります。その日常的な行政サービスに責任を持つ。そこだけで完結しない問題につきましては、広域自治体である都道府県がそれを補完する。その積み重ねの中で、国家として必要な施策や判断について国が責任を持つ。というような役割の分担がやっぱり必要であって、補完性の仕組みが必要だろうというふうに考えております。

決して対立を増長させるということではありませんけれども、しかし、長年の中央集権の仕組みの中に組み込まれてきた、きのう、おとついてもありました地方交付税制度の問題でありますとか、

あるいは、今少し分権が進んでおりますが、義務づけ、枠づけの問題につきまして、これはいつまでも待っておるのではなくて、地方の立場からこれをかち取っていく、そういう姿勢で分権の仕組みをつくり上げていこうということは大変重要な概念でありまして、そういう思いで申し上げております。決して対立をあおるということではなくて、そういう関係になることが、やっぱり新しい地方自治が進み、国家としてもまた適切な状況が生まれるのではないかという思いからでございます。的確な答弁でなかったらまたご指摘をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

こんな質問も用意したんですけれども、竹井議員の地域主権改革の取り組みの質問中で一定の整理ができましたんですけれども、また簡潔にこの部分だけ、2000年の地方分権一括法から2011年の地域主権一括法、これに移行したいいわゆる法の精神がどう変化、あるいは進化をしたかということの確認だけさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど2000年の地方分権一括法で、この法の趣旨として入りました基本的な大転換は、私は、国・県・市町村という中央集権の上下・主従の関係を、国・県・市町村というパラレルの関係、対等・協力の関係に法の中で位置づけたというふうに思っております。その意味は非常に大きいことではございましたが、現実の行政実態の中では、まだまだひもつきの補助金であったり、義務づけが法的に政令であったりこういうもので縛られて、なおかつ財源的には、いわゆる地方交付税の制度でありますとか、国庫支出金の制度でありますとか、そういうものに依存せざるを得ない状況という意味では、そのところはまだまだその途上であろうというふうに思っております。

しかし一方で、地域主権一括法で、さらに国と地方の協議の場が法的に組み込まれたということになったわけでございます。これもある意味、大きな転換点だと思います。今までそういう場がなかったことさえも大変不思議なことだろうというふうに思っておりますが、そういう仕組みの中で、今、市長会や、あるいは市議会議長会や、知事会や地方六団体が、さまざまな国の政策制度の転換の際に法的な協議の場で今動いておることは若干前進でございますけれども、財源等の問題がご案内のようにまだ控えておりますし、先般お話がありました地方自治体の職員の退職手当、給与に対して、上下・主従の関係でない仕組みが入っておるにもかかわらず、地方交付税をツールにこういう要請をしていくということは、地方分権に逆行しておるのではないかという考え方も持たせていただいております。

いずれにいたしましても、試行錯誤しながらこの関係が前進をしていくように私どもは努力をしてまいらなくてはならないと思っておりますし、地方議会も含めて地方の立場から分権型に合った仕組みをつくり上げていくような取り組みを地道に展開していかなくてはならないと、このように感じております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

要するに、我々が本当に向き合わなければいけないのは、国対地方という対立軸でなくて、市民あるいは納税者の視点で、そのマグマが、行政のあり方をどう想定し、意思決定をしていかなければならないかということが問われていると。その意味において、ごくごく身近な市町が国の一律的な指示待ち行政でなく、市長がおっしゃるように、自分たちのまちは自分たちのまちでおさめることが肝要であるというふうに私は思います。

次に、財源移譲とか権限移譲という形で、三位一体の改革の中で地方にはともすると自由度の高い使い道が担保できたんだというようなこともあるんですけども、反面、例えば補助金のカットとか、地方自治体の事業量が非常にふえてきたという、そういう制約の中で分権時代を迎えている。だから、いいことばかりではないという意味で質問させていただきますけれども、例えば今度のマニフェストの市長の目玉の大きな一つに、やはり地域力を高めるんだというような書き込みが非常に多いんですね。議案質疑でもさせていただきました市民活動応援事業のほかに、地域職員の派遣、あるいは地域予算制度、地域まちづくり協議会の設立等、まさに市長は今言われた分権型の社会の確立を図ろうとしているというふうにも思います。

こうした認識の中で、例えば地域まちづくり協議会をつくって地域予算制度の導入は、1つに、分権型社会の形成という意味合いとあわせて、一方で行財政改革的な意味合いを持っているかと。そういう意識をして、まちづくり協議会をつくり地域予算制度を策定しようとしているのか、この辺について聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日までも亀山市が、市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進しようと、これは基本構想の大きな目標でございますけれども、分権時代の自立につながるような取り組みを積み上げてきております。少し先ほども申し上げたように、大きな流れの中で、団体自治の強化のみならず、いわゆる住民自治の力を高めることに挑戦しなければならないという基本的な考え方を持たせていただいております。今回、地域予算制度の導入等、一方でそれは行財政改革的な意味合いも持つのかというご趣旨の質問でございます。

この地域予算制度につきましては、今後そのあり方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。基本的に、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動の促進につながる取り組みとして、また新たな公共領域における市民との協働や市民主体のまちづくりを推進していく観点から、行財政改革の側面ももちろんあわせ持つというふうに考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

市長の2番目の理念でございます品格ある地域社会の創造、これはどういう考え方であるか、簡単にご説明願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

品格のある地域社会の創造、この考え方でございますけれども、文明の発達が現代の豊かな社会の原動力となったことは論をまたないというふうに思います。しかし、経済的な豊かさを手に入れた一方で、心の豊かさを見失ってきたというようなことも高度成長期の中にあつたのではないかというふうにも感じております。昨今、非常に刹那的な世相や、信じがたき事件などに接する機会が多いわけでございますが、その中に先人から受け継いだ文化や情緒性が大変希薄なことに気づかされる場合がございます。これを打ち破るためにも、2年前の世界が驚嘆をいたしました東日本大震災後の日本人のあの高い精神性やきずななど、改めてこういう時代に求められておるのではないかというふうに感じております。そういう地域に根差した自然とか、文化とか、技術などが調和した日々を重んじて、それらを、今だけではなくて、将来の世代へしっかりと継承させていくという責任に満ちあふれた人やまちという思いを、品格ある地域社会の創造と私は表現をさせていただいてきたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

昨今、情緒性が非常に希薄になってきたんだと。そんな中で、今触れられました2年前の東日本大震災後の日本人を見るに、あの高い精神力が求められるんだというご発言がございました。

実は私、3・11の全日、インターネットで震災のとき流れていた政府広告、コマーシャルの場面を幾つか眺めさせていただきまして、当時、本当に繰り返し繰り返し放映されていた一つ一つの場面が、東北の悲しみ、これに私は思いをはせながら、個人として何の力にもなれない、ただただぼうっと画面を見ていた無力感を覚えています。震災後に日本人の7割の方が「何か人のためになりたい」「何か社会のためになりたい」というアンケートの結果も見させていただきました。

そんな中で2年目を迎え、その思いや悲しみが少し、私も反省をしておりますが、薄れてきたんじゃないかなと思います。マニフェストとは関連しませんけれども、政治理念の中で品格ある地域社会の創造、そして、これは大震災後の崇高な日本人の心を大切にするんだという意味においては、この3・11の日に、やはり市民の方々の思いだけでなく、行政として何らかのアクション、あるいは個人個人の思いを集約する行動が行政としてあつてしかるべきだと私は思いますが、その部分、マニフェストという質問の中ではありませんが、この形の中では考えられるという質問ということでご容赦いただきまして、お答えを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょっとご質問の趣旨が正確に把握できてないかわかりませんが、今触れいただきました、震災を経て本当に多くの、当たり前な価値観といいますか、非常に大切なものとは一体何ぞやとか、幸福とは何ぞやとか、こういうものについて国民一人一人がやっぱり自問自答したと。その中から幾つかのことが多分生まれ始めておるのではないかというふうに私自身は感じておるところであります。そういう価値観を、先ほど前段でありました国と地方の関係とか、あるいはそのまち

の置かれた環境の変化とか、現実には少子・超高齢社会へ突入をして、さらにこれが加速をしておりますので、こういう中でもう一回、一人一人がしっかりとそういう価値観を大切にして、日々の暮らしを重んじられるような、健全な、持続的に発展できるような地域社会が生まれることを本当に期待したいと思いますし、そういうモデルをこの亀山が作り上げていくことができればというふうにも考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私は、3・11の日を日本の国民・市民の方が忘れないように、行政として個人個人の思いを集約した形、イベントという表現は的確ではないかもしれませんが、何らかの行政として行動をとるべきだったという意見を申し上げたつもりでございます。

この項でもう1つ質問を考えたんですけども、やらせていただきます。

2008年10月20日に市長選に公式に出馬された後の市長の書き込みの中で、我が愛するまちの混沌・殺伐とした局面に、このままではまちも人も輝かない、傍観者ではいけないという思いに立ち立候補したんだという書き込みもでございます。この当時はどういうお考えで、今、我が愛するまちが混沌・殺伐とした局面にあるのかなのか、少しは解消できたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、私のウェブサイトにありました県議会議員時代のブログからの引用だと思います。当時の心境はそこに表現をしておったようなことでございますけれども、現在、本当にこの地域のまちが、亀山市が、さまざまな市民活動や、あるいは行政の力や、企業活動やコミュニティや、それぞれの立場で本当にまちをよくしていこう、あるいは考え方が違って、それを乗り越えていこうという厳しい局面を乗り越えていこうという風土が生まれつつあるというふうにも感じておるものでございます。本当に地域社会として、いろんな歴史や時代の局面局面ではいろんなことが多分起こるんだろうと思いますが、本当に小さい5万都市でございますので、それぞれの持ってみえる思いや技術がしっかりと一つになって、このまちを未来へも持続的に発展ができればというふうに思っておりますし、今そういう状況の中でみんなが努力をしておるというふうに認識をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それでは3つ目の理念、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質の向上ということなんですけれども、一人一人の生活の質を高め、誰もが愛着と誇りを持って暮らせる地域社会をつくるためにということで始まるサクラネットの書き込みは、非常に読みづらかったんです。というのは、こういう書き込みもあるんです。さまざまに直面する深刻な課題への解決には、対症療法的な施策から、長期的、包括的、予防的な政策への転換、これはわかるんですね。それから、それらの障害になる縦割り行政に終止符を打ち、生活の質の向上に徹底的にこだわりますという内容なんですけれども、

そもそも生活の質の向上ということはどういうことか、私はまだしっかりイメージできていない。

私の理解、あるいは読解力からすれば、私たち日々の中で、食っていける、暮らしていける、あるいは住みやすいまち、これを乗り越えて、もっと高いレベルの快適さとか文化的なことを志す、志向する、その質の向上を求めているんだというふうにしかな捉えられないんです。それから、その対象が総体の市民としてではなく、個人としての市民を想像させるんですね。例えばこれを生活環境の質の向上ということであれば私は理解できますが、生活の質の向上というのは個人への帰属感が非常に強いんです。

私は、そういうことは、確かに政治というのは無味、無感で雑駁なものにはなってはいけないと思うんですけれども、個人の一人一人の生活の質の向上ということが、本当に今の社会、行財政環境の中で、行政がそこまで求める必要があるのかというような疑問があります。それについて、あるいは生活の質の向上とは何なのかということについてお答えを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去4年間の中でも、この生活の質の概念とか考え方につきまして、さまざまな論議を議会の皆様とさせていただいてまいりました。このクオリティー・ライフ、暮らしの質とは、やっぱり市民一人一人が愛着と誇りを持って暮らし続けることができる、そういう居心地のいいふるさとであったりホームタウンをつくると。そういう地域社会をつくるということ、そういう舞台をつくるのが大切だということを考えておるものでございます。一人一人の暮らしの置かれた環境というのは千差万別でございますので、行政が一方的にということではございません。ある意味、例えば市民の多くの願いであります健康長寿ならば、これは暮らしの質の非常に大きな要素であろうというふうに思っておりますが、お一人お一人の健康づくりの取り組みは当然大切なことでございますけれども、都市としての健康づくりとか、あるいは施策のあり方とか、こういうものの中でそういう一人一人の健康が保たれるような、そういう都市環境であったり舞台をつくっていかうというような思いも込めておるものでございます。

いずれにいたしましても、市民お一人お一人が愛着と誇りを持っていただくということは大変重要な基本的な要素でございますので、課題もたくさんございますけれども、やっぱり地域社会やまちの環境として、それをいかに高めていくかという視点での行政としてのアプローチが必要だという思いを持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私は4年前、市長がご就任されて、議会の中で、アメリカのマズローの人間の5段階の欲求を持ち出して議論をさせていただいたことがございます。たまたま5段階の欲求については市長が大学の卒論の中の1つのテーマだということで私もびっくりしたんですけれども、私が当時申し上げさせていただいたのは、このように非常に厳しい行財政環境の中にあっては、いま一度、行政の果たすべき責任範囲、これを考えた場合、例えば安心・安全のための防犯・防災、交通安全対策等そういう危機管理、あるいは医療とか介護とか救急体制、こういうことを含めた弱者対応のセーフティ

ーネットと、それから市民にとっては、いろんな税金、各種の税負担感を和らげて、暮らしていける、あるいは暮らしやすい、あるいは住みよいまちだと。この最低限の基礎行政の確立こそが、今厳しい行財政環境の中ではこれが行政の私は範疇であると。つまり、人間の欲求の最上級である自己実現というものは、あるいは生活の質の向上というのは、そのステージづくりや均等な機会づくり、この程度にとどめて、そういうことは自助とか共助といった、むしろ市民の責任や頑張りに期待すべきだというような発言をさせていただいた。

私は、いろんな入れ込んだ中で、これは何段階の欲求だということは非常に難しい中でも、基本的には私は行政が果たすべき範疇というのはそういうことだと思いますけれども、生活の質の向上という項の中で、私の意見と櫻井市長の意見というのはどこか大きな差異があるかどうかだけちょっと確認させてください。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

差異はございません。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

その意味では、また後で触れる機会があったらあれなんですけれども、基礎行政の確立の中で、まだまだ亀山市には大きな仕事が残っていると。言ってみれば、自由演技をする前に規定演技がまだまだ残っているということは後ほど述べたいと思います。

次に移ります。

マニフェストの中で、いろいろ今回のマニフェストを見させていただいて、前のマニフェストとの関連の中で、事業を取りやめたのか、あるいは継続するのか、新しいマニフェストなのかという色合いが少しわかりにくいという視点で質問をさせていただきます。

24年10月に提出されたマニフェストレポートの中で、未着手とされたものが6件と示されていますが、具体的にはどんな事業か教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

個別の確認でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず「文化のカタチ」で、大工さん、建具屋さんなどの建築技能者というようなことの中で、マイスターの養成というようなことが1点ございます。それから「環境のカタチ」が3点ほどございまして、緑の回廊構想、それから浸透ますの設置、それからバイオマスの利活用。それから「市民のカタチ」が2つございまして、パートナーシップ制度の創設、それから地域タウン誌の育成支援等、これで6つということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

未着手が6件というものは、マニフェストレポートがここにあるんですけども、どこに何ページに書いてあるかということと、ランクづけの中で「未着手」の上のランクが「調査・検討を始めた」というふうになっているんです。逆に言うと、「未着手」は調査も検討もしなかったと読んでいいのか。この2点、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど申しましたのは事業未着手ということでございますので、一部検討した部分で2がついておるとか、そういった部分もございまして、その説明については、わかりにくいかどうかは別にしまして、マニフェストレポートの見方の中に書かせていただいたというふうなことでございます。マニフェストレポートの3ページでございますが、マニフェストを実現するための調査・検討というふうな部分については、先ほどの6件の中で少し検討した部分もございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

未着手が6件というのは、しっかりした形でこの中では見れないということです。

廃止と継続のすみ分けという視点で、旧マニフェストの「環境のカタチ」のみから眺めてみたいと思います。

23年度からの亀山市の行政経営方針の優先すべき施策は、健康・医療、次世代育成、そして環境にあったかと思えます。そういう中で、このマニフェストレポートの中では環境の部分が2.7点という形で、7つの「カタチ」の中では最も低い分野だと思えます。そして、今回の新しいマニフェストでは環境と文化を一つに重ねて、言ってみれば、少し位置づけみたいなの、重点度みたいなのものが低くなった感が私はあると思えます。

新旧マニフェストの比較の中で、これが廃止なのか継続なのか、すみ分けできません。ちょっと読みますので、次の事業は継続なのか廃止なのか教えてもらいたいです。全国最先端レベルの地下水源保全条例の制定、カーボンオフセットの導入、緑の回廊構想、雨水利用のための助成制度、バイオマスの利活用、これらの事業は廃止なのか継続なのか教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、新しいマニフェストについてはそこまで言及されていないというようなことで、言及されるべきものではないというふうに私どもも思っております。その中で、今おっしゃられた部分については、後期基本計画の中にどのように書き込んでおるかというような部分でお答えはできますが、マニフェストの中で整理をしていくといった部分の中では、市長のお考えだと思えますが、先ほど言われた部分の中の地下水源保全条例、あるいは雨水利用のための助成制度などについては、後期基本計画の中で直接的な書き込みはございませんので、優先順位は低いというふうに認識をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

市長のマニフェストの考え方の中で、マニフェストというのは言いつ放し、やりっ放しの願望を述べただけの公約ではないんだと。4年後その結果をチェックしていただけるように、具体的な政策、財源、期限を明記して皆さんと交わす約束事だということです。だから、今、旧の新生亀山モデルがあって、新しいのができた。ここはチェックしなければいけないですね。

その意味では、今の時期いろいろ、例えばカーボンオフセットというのは、これは実施できないにもかかわらず、これはまだ続けるんですか、これ。その辺の整理が、本当にしていただけるかどうかなんです。マニフェストというのは、選挙時の市民への約束することであるとともに、我々議会にとってもトップの重いメッセージと捉えているんです。そういう意味で、ぜひこの辺を議会に整理して示すべきだと。わからないんですよ、続けるのか、やめるのか。あるいは先ほどの答弁ですと、廃止したものについては今回の2期目には載せていないとおっしゃるんですね。そうすると逆に言いますと、載ってないものは全て廃止なのかなんです。載ってないものはね。市長の任期を3期12年、これは載ってないんですよ。これは廃止なのか。あるいは新庁舎を凍結する、新しいのには載ってないんですよ。だから、その辺の整理を、今の部長の答弁ですと、マニフェストについてこれを廃止するか継続するか、これは整理すべき性質のものではないというご判断のように聞こえる答弁がありましたけれども、そんな性格なんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

前回のマニフェストの取り組み結果については、マニフェストレポートにより最終整理を行いまして、有権者の皆様に対して説明責任を果たす意味からも公表をいたしておるところでございます。

一方、今回のマニフェストは、2期目となる今後4年間において何が必要なかを改めて考えて、施策を絞り込んだ中で位置づけを行ったものでございます。その中で、従来のマニフェスト施策の廃止・継続のすみ分けが明確でないということではございましたが、マニフェスト施策の継続や廃止などのすみ分けにつきましては言及いたしておりませんし、今後もマニフェストレポートの公表を通じて取り組み結果を明らかにしてまいりたいと考えております。一方で、このマニフェスト自体は全ての行政が行う施策事業を網羅しておるものではございません。その中で整理をさせていただいて、政策公約としてお示しをするという性格のものでございます。

そしてもう1つ、この4年間もそうでしたが、マニフェストが優先するのか、それとも行政の、議会も含めた意思形成のプロセスが大変重要ではないかという視点も踏まえて、私どもは行政計画へ検討を重ねて整合を持ったものを組み込んで、議会もお認めいただいて進めてきたという経過でございます。今後もマニフェスト、その中に6つは未着手ということで、具現化することができなかったということでお示しをさせていただいておりますが、今後も続・新生亀山モデルのマニフェストの具現化につきましては、基本的には後期基本計画の推進をもって進めてまいりたいと考えておりますので、本計画での位置づけに応じて取り組みを進めていくべきもの、またその過程で議会の皆様、市民の皆様とさまざまな議論があろうかというふうに思っておりますので、その点をご理解をいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

マニフェストについては国政レベルでもさまざまな議論がありまして、マニフェストとはどういうものかという議論もあると思うんですね。その意味で、先ほど言われた総合計画との整合あたりも含めて、やはりマニフェストとはどういうものであるかということも、ぜひ櫻井市長、もしこの次に出馬される前に、しっかりとした形で明示をしていただきたいと思います。

それから1つ、新しく、これは総合計画との整合の中でやっていくんだとはいえ、特に続・新生亀山モデルの中で市長が新たに息を吹き込んだとか、あるいはこれは力を入れてマニフェストの中に書き込んだというものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何点か新たに組み込んだものがございます。時間も限られておりますので全て申し上げられませんが、例えば三重大との連携の強化、シンクタンク機能という概念、それから家庭の教育力復活作戦、こういう表現も使わせていただいております。幾つか、まちの地域力を高めるということで、先ほど来ご議論がございましたけれども、まちづくり協議会の設置とか市民活動応援制度の創設等、今日までの積み上げも含めて、具現化して次のステージへ入っていくという思いを込めさせていただいたものでございます。あわせて行財政改革の徹底、このことにつきまして市政運営の基本方針としてお示しをさせていただいたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

まだまだ質問を用意させていただいたんですけれども、時間があれなんですけれども、生活の質の向上についての考え方は私が述べさせてもらったのと何ら変わりはないという中で、やはり先ほども私の言いました亀山市としての基礎行政の確立、機会がありましたらこんなものもあるんじゃないかということも紹介をしながら、いま一度、暮らしていける、暮らしやすいまち、ここに重点を置いた施策の体系、あるいは行政の遂行をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、よろしくお願いします。

まず1点目です。生活保護についてお伺いをいたします。

自公政権は、ことしの8月から生活保護基準の大幅な引き下げを強行しようとしております。この引き下げにより、ほかのさまざまな手当も連動して削減される危険性が指摘されております。亀山市の生活保護受給率は県内自治体の中で低いとはいえ、その生活はどの世帯も大変ですし、影響が市民全体に及ぶとなると話は深刻です。

そこでまずお聞きします。生活保護基準の引き下げも、都市部なのかそうでないか、単身か母子世帯かなど、さまざまな条件によって違いがあるようですが、現在市が把握されている引き下げの内容はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市で把握しております生活保護基準の引き下げの内容でございますが、国からは見直しの詳細は示されておられません。国の平成25年度予算におきまして、生活保護のうち、生活扶助については本年8月から3年で基準額の減額と、期末一時扶助を削減することといたしております。国費ベースで約740億円、7.3%ということでございます。

生活扶助は、食費や光熱水費などの生活費に当たるものでございます。引き下げは平成16年度に行われておりますが、今回下げるとなると、下げ幅は過去最大となるものと思われま。また、生活扶助費は年齢や世帯人数、居住地域に応じて計算をいたしますので、削減率は世帯ごとに異なってまいります。減額幅は最大で10%と言われております。厚生労働省の試算では受給者の96%が減額になり、中でも影響を受けるのは都市部の子育て世帯とされております。

亀山市におきます具体的な生活扶助基準額の提示は現在のところ示されておられませんので、受給者個々の詳細につきましてもははっきりしないというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の詳しい情報はまだないということですが、生活扶助費と期末一時扶助費が削減されるということ。国の制度はいつもそうですね、ぎりぎりまでわからん、わからんといって。それで市も大変なんですけど、本当にこれは生活がかかっていますので、私はこれから質問していきますけれども、わからんながらも、いろんな場合を想定してぜひとも対応を進めていただきたいと思います。

次にお聞きしたいのが、生活保護受給世帯の生活実態です。

亀山市の実際に当たっておられるケースワーカーさんが実感してみえる率直な感想でよいんですけども、私は、現在の保護費が引き下げられて、なお十分に生活できるほど潤沢なものではないのではないかと思っているんですが、市の担当されている皆さんとしては、今の生活保護を受けておられる方の生活をどのように感じておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護受給者の実態でございますが、平成24年10月現在、全国では214万人156万世帯で、ともに過去最多を更新しているところでございます。亀山市におきましても、本年1月1日現在で187人149世帯で、高どまりを続けているというような状況でございます。特に稼働年齢者を含む世帯の割合が約2割を占めておりますし、また傷病、それから障がいをお持ちの世帯の方も2割を超えている現状でございます。

そこで、生活保護受給者の生活実態でございますが、生活保護は自分の収入だけでは最低限度の生活を営むことができない方に対して最低の生活を保障する制度でありますことから、決して余裕のある生活をしている状況ではないというふうに把握をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

決して余裕がある生活をしているわけではないということでした。私も生活保護の方のお話をいろんな方から聞くことがあるわけですが、余裕がないから何を切り詰めるか、そういうときにはやはり食費を削る方は多いです。以前、3食のうち朝御飯1食を食べないようにする、そのために朝は起きないようにする、お昼ぐらいに起きてきてお昼御飯を食べて、夜も夕方に食べたらずぐに寝るようにする、それで1食分が削れると言っておられる方もいますし、ストーブをつけないでいいように一日お布団の中にずうっと入っているという方も見えます。でも、食べ盛りの子供を育てておられる母子家庭はそういうふうにはいきません。お風呂の回数を減らしたり、何回かはシャワーにしたり、いろんな工夫をされております。

また、年末に支給されている期末一時金、これについては1年で削減されるということなんですけれども、わずかでもこれはすごく大事なお金です。寒い亀山において、新しい年を迎え、年に1度くらいは暖かい下着を買い足すことも必要です。寒いので灯油やガスなど光熱費はかさみます。亀山市はお水はおいしいんですけれども、とっても冷たくて。やはり冬場になると沸かすのが大変なので光熱費が高目になります。2月20日の参議院の予算委員会で、日本共産党の大門実紀史議員が最低賃金の引き上げを求めた質問の中で、ここ最近の物価上昇について聞いた場面がありました。日銀の木下理事が答えたのには、食料品・飼料は前年比プラス13.4%、石油や石炭・天然ガスは前年比プラス14.5%となっており、この主因は為替円安であると述べました。本当に最近の灯油の高さはとっても生活保護の方には響いております。高齢者や、病気や障がいを持つ方が多い生活保護受給者にとって、過度な寒さは体に響きます。

また、アパートなどにお住まいの方は、その人によって違うわけですが、例えば2年に1回更新手続があることがあります。火災保険費など、まとまった1万、2万などのお金を出さなければならぬことがあります。そうでなくても、家電製品などの故障に対応するため少しずつ蓄えなくてはなりません、それもできない状況です。そういうことのためにわずかな期末一時金を使っておられるという実態を私は聞いております。こういう扶助費を削るべきでないと思うわけです。

そこで質問ですが、亀山市がどういうふうに削減されるかわからないということですが、所得が今と変わらない状況なのに、もしかしたら保護費が削減されるということが出ているわけですが、その結果、保護から外れてしまうという可能性があるのかどうかをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保護基準額が引き下げになりますと、それぞれの受給者の受給額が下がるほか、世帯の収入によりましては保護が廃止されるという場合も想定されるところでございます。ただ、正確な数字ということではありませんが、ごく少数の方が該当する場合があるというふうなことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

もしあるとすればごく少数の方であろうということではありますが、全くないということではない。少数の方であるのであれば、なおさら、こういうことが起こってきた場合、削減による収入認定だけではかるのではなくて、この方たちがこの後生活を継続できるのかどうかということを十分考えた上での配慮が必要だと思います。

次に、生活保護基準引き下げに伴って、ほかの制度に生じる影響についてお伺いしたいと思います。

国の制度についてもとてもたくさんあるわけですが、特に時間もございますので市の制度について、この法基準が引き下げられることによってどういう影響があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市の行います事業に及ぼす影響でございますが、生活保護制度は健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットでありますことから、他の生活支援制度の基準の多くがこの生活保護水準を参考に定められております。例えば個人住民税の非課税限度額、また経済的に苦しい家庭の子供に給食費や学用品等を援助する就学援助、それから保育料の徴収などがあり、教育とか福祉関係にも影響してくるものと認識をしております。

なお、亀山市の例規中、生活保護基準を引用する件数といたしましては、市の単独のものに限りますと、健康福祉部所管が9件、教育委員会が2件、そのほか市民部、建設部、環境・産業部、上下水道部などが各1件ということで、合計15件が該当してくるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市は広域連合もありますんで、多分それも含めるとまたふえてくるんだと思います。

厚労省の本当に一番シンプルな資料だけを選びましても、この影響が出てくるものはどれだけあるかという、16ページとか17ページぐらいにわたってびっしりと書かれております。今本当に小ざっぱりと言っていましたけれども、本当に最低賃金を初め、年金や介護などの給付や

税金、保険料の負担などにも連動してきます。この連動は、生活保護受給者のみならず、国民・市民全体に影響を与えるわけです。例えば先ほど言っていました就学援助制度や保育料の制度について、どのような影響が考えられるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会所管の就学援助について、どんな影響があるのかということでございますが、就学援助は、小・中学校の子供をお持ちの約250名ほどの方が就学援助の対象となっているところでございまして、生活保護の基準の1.5倍未満を対象といたしております。そういう形で、具体的には計算をしてみないとわかりませんが、1.5を超えると対象から外すことになるというふうになりますので、影響は多くはないというふうに考えていますが、その基準の上と下の段階で影響が出る方もお見えになるかもしれないというふうに今は考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育料でございますが、保育料につきましては前年分の市町村民税の額を参照しておりまして、生活保護世帯の方が無料となるほか、先ほど申しました非課税世帯に対しても、母子世帯につきましても無料、その他の世帯では有料というふうになっております。生活保護が廃止されました場合は、生活保護世帯としての要件で無料になっている方が非課税世帯のほうへ移って計算をされるというふうなことになってまいりますので、場合によっては有料になる場合も考えられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと2件ぐらい伺っただけでも、何も生活は変わらない、苦しいままなのに、この制度が変わることによって大変なことになるということが考えられます。

国からはこの単独事業について、影響については、「国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼する」、いろんな制度について全部この文言がついております。すごくずるいと私は思います。何も出さなくて、ただ依頼する。地方でやってくれということなんですね。これは本当に皆さん、いつ降りかかってくるかわからないということだと思っので、何年度から影響が出てくるのかということだけ、済みません、あわせて簡単にお伺いしたいと思います。多分この25年度についてはないと思うんですが、確認だけお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

何年度からの影響かということでございますが、先ほど申しました非課税限度額につきましては、国の対応方針の中でも、平成25年度は影響がなく、平成26年度以降の税制改正において対応するとされております。また、先ほど説明させていただきました保育料につきましても、参照します

のは前年度または前々年度の収入に対します市民税の非課税限度額世帯ということでございますので、今年度は影響は及ばないということでございます。ただ、その他の市の単独事業等におきましては、生活保護を要件としているものにつきましては、実際に引き下げが発生しますと、その時点から影響が及ぶという事業もございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

現在はわからないことだらけですが、そういうことになってきますと生活に即影響してきますので、ぜひ議会のほうにもご報告をいただきながら進めていただきたいなと思います。

こういう制度はそもそもやるべきではないということをお願いして、次の職員の体制についての質問に入らせていただきます。

亀山市の福祉事務所なんですけれども、生活保護をするための事務所なんです、職員の体制はどうなっているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山市の福祉事務所の体制でございますが、社会福祉法によりまして、所長のほか査察指導員、それから現業員、いわゆるケースワーカーでございますが、及び事務職員を置くことになっております。このうち、生活保護の業務は現業員が対応いたします。現業員は、市部については被保護世帯80世帯について1人を標準として配置するよう法律で定められております。また、査察指導員は現業員の業務を掌握し、専門的に指導監督する専門員とされております。亀山市におきましては、所長が健康福祉部長、それから査察指導員は地域福祉室長、そしてケースワーカーといたしまして職員が正規で3名配置をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の場合は、福祉事務所といいましても、ほかの業務と一緒に兼務をされていると思うんですね。市町によっては、福祉支援課ですとか保護課ですとか、特化してこの仕事をやっておられるところがある。他の市町の状況をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

県内の福祉事務所の状況でございますが、15市町の福祉事務所のうち、亀山市と鳥羽市以外では専任のケースワーカーを置いているところでございます。福祉事務所では保護の決定・実施に係る判断基準を設けてありまして、その中で保護受給世帯の家庭訪問などを行いますが、その頻度も定めておりまして、今説明をさせていただきましたが、亀山市ではケースワーカー3人で対応しているところでございまして、他市におきましては専任の職員を置いている状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山市と鳥羽市以外は専任のケースワーカーがいらっしゃるということです。

この間もちよっと九州のほうでケースワーカーの不正問題かなんかがあって、査察指導員が一緒になって家庭訪問しなさいみたいなことが言われていましたけど、もしそんな、そんなことは亀山ではありませんけど、査察指導員まで家庭訪問へ行くような事態になったら、とてもじゃないけど仕事が出来ない。でも、何人につき何人のケースワーカーですかという数だけ聞くと、足りてますねということになります。もうこの仕事の仕方は、やっぱりすごく遅くまでケースワーカーさんはやっつけていらっやいますし、非常に煩雑なんだと思いますが、この兼務しているということの影響はどうなんですか。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ケースワーカーがその他の福祉事務所の仕事等を兼務しているということで、その影響はということでございますが、先ほども紹介させていただきましたように、ケースワーカーにつきましては、保護受給世帯の訪問とか、それから日々の相談、また保護額の認定といった非常に多岐な仕事を持っております。そういった意味で、兼務ということではございますが、生活保護の仕事を中心にやっている実情がございます。その他の仕事につきましては、またその他の職員との連携を図りながらスムーズに進めていっているという状況でございます。これによりまして例えば保護世帯への家庭訪問がおろそかになったりとか、そういったことは極力影響が及ばないように、こういった努力をいたしまして対応しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

スムーズに仕事をしていて影響が及ばないように努力しているというのは、思いはよくわかりますが、実際はそうではないということがやはり目に見えるわけですね。本当に遅くまで仕事をしていらっやるし、出てくる言葉の中には、この人だけにかかっているという愚痴が出てくることもあります。本当に大変なんだと思います。これについてはやっぱり考えていただかなあかん。いろんな機構改革とかやっつけていただいていますけど、生活保護に対してきちんと仕事ができる方法を考えていただかなくてはいけないと思います。

また、図書館司書なんかと一緒に、専門性が求められる仕事だと思うんですが、専門性を高める取り組みとしてはどういうふうに行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ケースワーカーの専門性を高める取り組みでございますが、ケースワーカーは法律によって社会福祉主事の資格を持つことが必要となっております。亀山市の職員は3人のケースワーカーがおりますが、それぞれ資格を付与されております。また、市では、中央福祉学院でのそういった資格

の取得を毎年1人が受講している状況でございます。それから、生活保護を担当いたしますと、全国的扶助セミナーとかケースワーカー全国研修会を初め、県内で組織いたします都市社会福祉主事連絡協議会での研修会がございますし、また6市町の福祉事務所生活保護研究会というのもありまして、そちらのほうでも研修をやっております。そういった研修に参加し専門性を高めておりますし、特に現業職員間の情報交換等も盛んに行いながら制度の運用に努めるということで、専門性を高めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今ある状況の中で何とか努力をしているというお言葉だと思います。

ここはちょっと市長にお聞きしたいんですけども、やはり研修ももっとたくさん行こうと思つたら、やっぱり人もいないと。仕事をほうってまでは行けないわけですし、先ほど言った専任のケースワーカーさんがおられないという状況、本当に遅くまでワーカーがかかっている生活保護の仕事、どのようにされたらいいと思っているのか。今、問題意識を持っておられるのか。今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

生活保護をセーフティーネットとしてしっかり運用していくということで、限られた体制の中ですけれども、ケースワーカーもそうですし、スーパーバイザーもそうなんですが、先ほど部長が答弁させていただいたさまざまな工夫を加えながら、チームとしての確に展開をしていきたいというふうに思っております。また、国の制度等々の影響も今後考えられますので、しっかりと情報収集、今後の動きについて注視をしてまた環境を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ここにメスを入れてしっかり新たにやっていくのかどうかということがよくわかりませんでしたけれども、今のままではだめだと思います。これは今の働いている人がだめという意味じゃないんですよ。本当に限界の状況で働いておられるなど私は見ていて感じます。昔と違ってと言っていいかわかりませんが、私たちが生活保護の同行をお願いされるときも、その人たちの感じがやっぱり昔と変わってきているなど感じます。一人一人の事情が非常に複雑であったり、ご病気も複雑に持っていらっしゃったりするので、いろんなことを知っていないといけないし、大変です。ぜひとも、このままである中で努力をせよということではなくて、新たなことをちゃんと考えていただきたいと思います。そのことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

交通安全対策についてお伺いします。

私ごとではありますが、うちの息子が11月に通学途中に交通事故に遭いました。大変重症でしたが、今は一步一步回復をしているところでございます。この場をおかりしまして、本当にたくさ

んの市民の方、庁内の方からもお見舞いや励ましの言葉をいただきましたことをお礼申し上げたいと思います。

私自身といたしましても、こういう体験をした者として、交通安全ということにはこれからしっかりと軸足を置いてやっていきたいなと思ってまず取り上げました。

自転車から見た交通安全というのを見てみますと、法律にも非常に矛盾があるんだなということが調べているとわかってまいりました。法律に矛盾がある中でやらなくちゃいけないので市としても大変だとは思いますが、亀山市として、自転車が安全に走行するための施策としてどういうことをされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

当市における交通安全対策につきましては、亀山地区交通安全協会、亀山警察署、亀山市の3者で構成する亀山市交通安全対策協議会がございます。それらと関係団体等と連携・協力をいたしまして、交通安全に対します啓発運動を実施いたしているところでございます。

自転車に関する交通安全啓発活動につきましては、四季の交通安全運動の重点項目として自転車の安全利用の推進が位置づけられており、自転車は車両であることを認識し、正しい交通ルール遵守と交通マナーの実践を心がけていくよう周知に努めているところでございます。また、自転車の安全利用を推進し、自転車の交通事故防止を重点的に取り組む日といたしまして、自転車安全対策強化日が毎月第1月曜日に設定されているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、4月には亀山自動車学校1日開放デーに自転車交通安全教室を実施し、井尻町育成会の皆様を対象に自転車の交通ルール、自転車の交通事故についての学習会を、また9月に亀山中学校、12月には中部中学校の下校時間に自転車安全運転啓発活動を実施してきたところでございます。これからも四季の交通安全運動の期間におきまして、関係機関と連携をいたしまして、交通安全全般の意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その自転車の講習とか教室の中でどういうことがされているのかというのが具体的にはわかりにくいんですが、調べていましたら、やっぱり自転車の法律が非常に不十分で、どこを歩いていいかがまずわからない。いろんな通れるところがあって、途中から歩道も通れるようになって、また路肩がどう扱ったらいいのかとか、左端を通行するということに対しては、どこを通るかによってそれが優先されるかどうか違ってくる。場合によって優先順位が違ってくるということがあって、それを子供たちが自分で選んで、この場合はここやなということを選び取っていくということは大変難しいんやなということが私も勉強してわかりました。

その自転車のルールを教えていただいているということですがけれども、私も今回の事故を受けて、子供が行っていた中学校に、やはり子供たちにお伝えしたいと思って、全校生徒に対してお話をしに行ったことがあります。親が「気をつけて行ってらっしゃい」と言う気持ちにどういうことが込

められているのかということをお話を初め、自転車のルール、車のルール、ヘルメットのこと、いろんなこととお話ししました。それで、子供さんたちから感想文を寄せていただきました。私は、これは本当に自分の気持ちも思いやってくれるたくさんのお手紙で大切にしたいと思っただけなんですけれども、ちょっと感じましたのが、やはり交通ルールをわかっていない方がたくさんいらっしゃるなということですね。これからは横断歩道は一旦停止してから進みますとあって、横断歩道を渡るんやったら自転車をおりやなあかんのやけど、そこら辺がわかっていらっしゃるなかったり、ヘルメットも、ひもをきちんと締めなくちゃだめなんだけれども、そこは今まで全然やってませんでしたという方が本当にたくさんいらっしゃるし、いろいろ間違っているから、これは教育がきっと必要なんだろうなと思ったんです。

それで、どこにいるかによって学ばなくちゃいけない交通ルールは違うと思うので、今どれだけ子供たちが交通ルールを知っているのかということを知らなくちゃいけないし、それに対して教育をしていかななくちゃいけないと思うんですが、そこについては次の通学路の質問の中で一緒に答えたいなと思うんですが、通学路について私が上げましたのは、通学路の指定というものがされているという文書が私のまちの下庄便りのところでも出ていましたし、調べたら11月12日に通学路の指定などに対する要綱というのが出たということなんですけれども、実際問題を言いますと、私たちよく地区集会とかいって学校の先生や親と話をする会は何回かあって、初めて中学校に行くときにどこが通学路なんですかと聞いても、一回も教えてもらったことがないんですね。実際問題、行きと帰りが違う通学路を通っていたり、1年生のときに確認した通学路が3年生のときには違うところを通っていたり、いろんなことが実際はあるわけです。そういうことも含めまして通学路に対してどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

通学路についてでございますが、まず通学路の定義といたしまして、児童・生徒が通学のため通常使用する経路として、学校長が指定した道路及びその区間と定めているところでございます。その指定につきましては、学校長がPTAや自治会と調整の上、児童・生徒の通学に最も適切な道路及びその区間を指定しているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまで学校長が通学路を指定・変更した内容の報告を受け管理していたところでございますが、今年度に入りまして、一層の児童・生徒の安全な通学路の確保に向けて、新たに通学路の指定等に関する要綱を定め、指定・変更の際には、教育委員会や道路管理者、警察などと事前に協議・調整を行うことを義務づけしたところでございます。

先ほど学校のほうでどのような指導をしているのかということも一緒にお答えをしてくれということだったので、お答えをさせていただきますと、通学路につきましては、毎年、学校や地域、PTAのほうからいろんな要望をいただいておりますし、それを関係機関と一緒に合同パトロールをして、その状況を関係機関にお願いをしておると。その要望を改善していただいております。それ以外にも、青少年総合支援センターによる巡回パトロールで、24年度から下校時間を中心的に回るように変更いたしましたしパトロールをやっておりますし、また、行政だけではなかなかできないということで、市民の皆様のご協力を得て朝に立っていただいたり、大変市民の皆様に

ご負担をおかけしがてら見守りをさせていただいておるところでございます。また加えて、各学校では、警察や安全協会の方のご協力を得まして交通安全教室を開催したり、交通安全規則について指導を年間計画を立ててやっておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

要望は私たちもずうっと出していますし、要望に対して対応してもらっているのはわかるんですが、私が先ほど申しましたのは、子供たちが一体どれだけのルールをわかっているのかということとを一回きちんと把握していただきたいということで、これはお願いしておきたいと思います。

そして、やっぱり要望中心になっていくんですね、どうしてもね。そうすると、通学路は一本きちんとここということが親も子供も把握してあったら、そこを誰だって親だったらうちの子供が行く学校はどうやって行くのかなと一回通ってみるので、そういう目で見れると思うんです。だから、その周知、ここがあなたの通学路ですよというところの周知をきちんとしていただきたいということとをまずお願いしたいのと、最近歩道も自転車は通ってもいいことになっています。歩道の中で結構砂利がいっぱいあって、そこで滑ってこけたりする事故が結構、事故というか軽いけがですけれども、あるので、道の整備とか、あとよく抜けがちなのが、横断歩道の描きぞめがきちんとされていないということがよくあります。タカラブネのはたまわしでも本当に横断歩道が薄くて全然見えないところがあったりとか、市役所の第2駐車場へ行くところも「止まれ」という字が全然見えませんね。私も今こういう目でみると、ああ、ここが足りない、ここが足りないと見えるんですけども、ただ漫然とというか、いろんな人がかわる、役員もかわる、先生もかわるという中で、きちんと抜け落ちないようにしていくということはとっても大変だと思うので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。歩道の整備と、そういう横断歩道をきちんと描くということの抜けのないように見ていただきたいと思います。

それから次の質問に移りたいと思いますが、子供たちにも指導は必要なんですけど、じゃあ大人たちにはどういうことをしていただいているのか、特に車に対しての指導を簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

指導というか、啓発になるんですけども、ことしも春の交通安全運動がこの4月6日から4月15日までございます。その中でいろいろ市民に対して啓発をいたしております。特にドライバーに対する啓発活動については、亀山市交通安全対策協議会におきまして、ただいま言った四季の交通安全運動期間中に、子供と高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶を重点項目に掲げ、名阪関ドライブインや道の駅関宿、市内のスーパー入り口などにおきまして、チラシや啓発物品の配布を通じまして広報啓発活動を実施しているところでございます。また、重大な交通事故が発生した場合には、事故発生日から3日間、事故発生箇所におきまして、亀山警察署、亀山地区交通安全協会との合同での再発防止に向けた啓発活動を実施いたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

どれも大事な啓発だと思うんですが、私は1つ提案したいのが、信号のない交差点で一時停止をきちんとするというのをこの亀山から発信して行ってほしいなと思うことなんです。

昼生小学校の前に、光於堂橋のところに信号機が今回つきました。横断歩道があるんだけど、「横断中」というライトがついているんだけど、誰もとまらないからです。とても危なかったからです。でも、調べてみましたら93%の方が、JAFの調べですけれども、信号のない横断歩道でとまることはないそうです。この市役所から出るときでも、皆さん、何台か車を行き過ぎてから、車が途切れるのを待ってから渡られると思います。

でも、道路交通法を調べてみますと、必ず歩行者がいたらとまらなくてはいけないとされている。とまることによって追突されるのが怖いとか、対向車線に車があると自分がとまったことによって向こうから来た車にひかれるのではないかという懸念もあります。やはりしっかりとした意思を持って、とまるということから始まらないといけませんし、そのとまるという姿と一緒に車に乗っている子供たちにも見せる必要があると思います。ぜひこのことを今後検討していただきたいと思っておりますので、時間もありませんので、そのことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思っております。

防災行政無線についてお伺いをいたします。

3・11の大震災を受けた後も、その前からも、各自治会の皆さんから、防災行政無線という名前では言いませんが、放送設備をまちにつけたいんやということをよく聞きます。調べましたら、消防庁からこんな分厚い「防災行政無線の整備にご理解を」ということで補助金制度やらも説明して勧めているようですが、亀山市の無線の状況とこれに対する考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災行政無線でお尋ねでございます。

現在、防災行政無線につきましては、移動系の防災行政無線と関町で整備されております同報系の防災行政無線がございます。主に移動系の防災行政無線につきましては災害対策本部の情報収集用として活用させていただいて、現在101台を配備しております。同報系の行政無線につきましては、親局を関支所に置きまして、子局28基、屋外の拡声子局6局を備えております。

考え方ということでございますけれども、先ほど申しましたように、移動系につきましては災害対策本部の情報収集ということでございますけれども、関町に配備してございます同報系の防災行政無線につきましては、地域にお住まいの市民の方々に一斉に周知ができるというところの中で、有効な手段の一つであるということで、そういう周知で活用させていただいているというところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

有効な手段だから、こうやって消防庁もつけてくださいということで出ているんだと思うんですけどもね。

必要性について、我がまちはこれからないところにどうやっていくのかということをお伺いしたいのと、これをつけたいんやという自治会の方が、調べても市の補助金が全然ないやないかということをお伺いされたんですが、補助金制度を創設していくというお考えがあるかないかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

市民への周知に対しましての防災情報の伝達手段につきましては、現在検討中でございます。今後またさまざまな情報手段を、それぞれに機能がございますので、それに合わせて検討していきたいというところで考えております。

それと、自治会が設置します放送設備に対する補助制度でございますけれども、市民への災害情報の提供にあつては、情報の緊急性とか正確性、これらを重視する必要がありますことから、これは行政のほうが担うべき業務であるというふうに考えております。ですので、自治会に対しまして補助制度につきましては現在のところ考えていないというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

自治会に対する補助制度は考えていない。でも、行政として担うべき問題であるということは考えていらっしゃる。すごくジレンマだと思うんですけど、それはお金がいっぱいあったらさっとできるというところはあるんだと思うんですけども、学童保育の公設の理論と一緒に、市がやってくださるのを待っておいたら間に合わへんから、自治会としても自分とこでやるわということを書いてみえるということが多いと思うんですね。こういうことを要望して、それは全部防災ばかりに使うかどうかわかりませんが、そういうことをしようとするまちは防災意識の高いまちだと思います。ぜひとも市で責任を担っていただいて、きちんと皆さんに情報が行くことを考えていただきたいと思います。このことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは一般質問をさせていただきます。

今回は、次世代を担う人づくりについて1点大きく質問をさせていただきます。全般的に今回は障がい児についてお聞きをしたいと思いますが、くくりとしては子育て支援と障がい児支援という形で分けてお聞きをさせていただきます。

まず子育て支援について、子ども総合センターの位置づけについてお伺いしたいと思います。

亀山市の子ども総合センターは、国も含め全国的にも高い評価を受けております。子ども支援室、子ども家庭室、この2室で子ども総合センターとされております。亀山市の子供に関する施策の中で子ども総合センターはどのように位置づけられているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子ども総合センターの位置づけでございます。子ども総合センターにつきましては、子供に関しまして増加する相談件数や多様化する子育て支援ニーズに対応するため、全ての子供の支援施策を一体的かつ機動的に推進するとともに、機関の枠組みを超えて相談支援業務が行える組織とするため設置したものでございます。

組織内の子ども支援室におきましては、発達障がいの子供の途切れのない支援を中心に、専門多職種が連携する体制をとっております。児童虐待対応、配偶者暴力対策、療育相談等を行うなど、子供・女性相談支援の中核を担っております。一方、子ども家庭室は、保育所、学童保育所、子育て支援センター等を所管しまして、保育の提供を初めとした児童福祉諸制度のほか、児童扶養手当や母子家庭の福祉に関することなどを担っております。またその中で、子ども総合センターの専門監は相談支援における専門性を高め、強化しているところでございます。このように、子ども総合センターは全ての子供の育ち・子育てを支援する組織として、その拠点として位置づけているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

子ども総合センターの位置づけについて、全ての子供に関することの拠点であるというふうに今部長からご答弁いただきました。

2番目に入ってくるんですけど、子供・子育ての総合的な窓口の考え方、今の部長のご答弁ですと、それが子ども総合センターになるんだということになってくるんですけど、出産をして子育てが始まると、特に初めての子供となると本当にわからないことだらけで、成長の過程で悩みも出てきますし、それから子供が一人ずつふえていくということに関してもまた悩みも出てきます。ましてや発達につまずきがあったり、障がいを持って生まれてくる子供もおります。そういった子供に関する事全てが、今回これは2番目に私は質問させてもらおうと思ったんですけど、それが子ども総合センターという形で理解をされているのか、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子供の相談に関しましては、先ほど議員も申されましたように、出産してから、ゼロ歳から18歳と申しておりますが、全ての年代にかかる相談というのがございます。これらの相談窓口として全体的に子供に対する支援をやっておる、そういったところが子ども総合センターでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

実際には子ども総合センターという部屋というか、建物とかというのはないんですね。だから何かわかりにくいというか、そしてまた、今特に、亀山が有名になったのはゼロ歳から18歳までの途切れのない支援といっても、発達障がいの子がやっぱりふえているという中で、専門監を置いて、幼稚園、保育園、学校、そういうところと連携しながら対応をしていただいているというところで、どちらかというところ、そういうところに特化した相談体制になっているんじゃないかというところを私自身は感じますし、そういうお声も上がっております。

それで、総合センターの業務内容について私は異論を唱えるつもりはないんですけど、わかりにくいというか、総合的に子供のことにしましてはここに行けば全てまず、高齢障がい支援室じゃないんですけど、高齢者のことは4番窓口に来てくださって、すごくわかりやすいキャッチフレーズで、市民にとってもすごく入っていくことなのかなと思うんですけど、そういうところになってないんじゃないかというような、お母さんたちの声の中で、特に障がい児のお母さんの声の中にそういうものがあります。

子ども総合センターが子供の総合的な窓口であるというところをもう少しわかりやすくするような対策があれば教えてもらいたいのと、それから障がい児の相談窓口は現在どこになっているのか。今部長のご答弁ではこの総合センターになるのかわかりませんが、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子供に対します総合相談窓口とのことでございますが、総合福祉センターあいあい福祉に特化した施設でありまして、どの窓口へお越しいただきましても、どの部署に相談が入っても、保健、福祉、教育等の関係機関が連携しておりますので、情報の共有に対応できるように努めているところでございます。今後におきましては、市民の方にわかりやすく、混乱等を招かないよう、子ども家庭室と子ども支援室の両方の案内看板にも子供・子育て相談の案内表示をし、あわせて、支援を要する子供の相談には子ども支援室をお訪ねいただくよう、子ども総合センターの役割や所管を周知してまいりたいと思います。

ただいまも申し上げましたが、支援を要する子供につきましても窓口、障がいをお持ちのお子様に対する窓口としましては、ゼロ歳から18歳までの子供の支援相談ということで、子ども総合センター内の子ども支援室が窓口になっており、発達支援や療育相談などを実施いたしまして、さらには福祉、保健、教育、医療等の機関の枠組みを超えた部署との連携も図っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。子ども支援室が障がい児の相談窓口になっているということで理解をさせていただきました。やっぱりどちらかという発達障がいの特化したようなイメージ、私自身もそうやって思っていたんですけど、発達障がいではない、ほかの障がいを持っているお母さん方にとってはなかなか敷居が高いとか、そこに相談に行きにくい部分があるようなお声も聞いておりますので、これからは子ども支援室に行けば対応はきちんとしていただけるということで理解をさせていただきました。

教育、それから保育とか、そういうところも枠組みを超えてここが担っていくということで、子ども総合センターの位置づけというのはすごくいいことだと思うんですけど、子供の育ちに関する相談というよりも、学校の中でのトラブルとか、それから保育園の中でのトラブルとか、そういうことも抱えながら、お母さんたちというのはいろんな悩みを抱えながらいらしゃいます。学校のことだったらまず学校に行って、それから教育委員会に行ってとかと踏んでいったらいいんじゃないかって私たちはわかりますけど、でも、自分がこういう立場になかったときに、じゃあ教育委員会に行くかというふうに足が向くということにはならなかったんですね。なかなか教育委員会というところも敷居が高いような感じもしますので、子供のどんな悩みでも、子供に関することはここに来てください、まずここにいらしてくださいと。そこからどこに行ったらいいのかということをきちんと説明しましょうという、そういった対応とか、そういう窓口にしていただきたいなと思います。

子育て支援だったら亀山って今言われております。私も外に対して「子育て支援だったら亀山や」って訴えております。でも、その支援策がいっぱいあればあるほど、なかなかそれがどこなのかというところがわかりにくいという、やっぱりそこにつながってきってしまったらもったいないなと。せっかくの亀山の子供に関するところが、じゃあこれだったらどこへ行ったらいいんだろうって市民の方が、お母さんたちが、親御さんが考えなくてはならないような、そういうことではだめなんじゃないかと思っておりますので、質問をさせていただきました。

3点目に移らせていただきます。

以前、福祉部長から亀山版の子育てブックをつくりますということで言っていたいておりますが、なかなか待っても待っても出てきません。今、どんなような進捗になっているのか。内容が披露できるのであれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

子育てガイドブックでございますが、今月中に印刷を行いまして、月末には納品の予定となっております。

また、内容でございますが、子供が生まれたときや子供の相談をしたいときなど、それぞれ想定されるシーン別に分類した構成となりまして、情報を必要とする方に応じた形での情報提供ができる、そういった内容にしております。子供の子育てに関するなるべく多くの情報を盛り込んでいる

ところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今月にはでき上がるということで安心をしました。なかなか子育ての不安というのは尽きませんので、やっぱりそういう子育てブックなんかがあれば、お母さんたちの不安も少し和らぐのではないかと思います。

これは障がい児も含まれているのかということと、それから、どのように配布をしていこうと思われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この子育てガイドブックには、障がいをお持ちのお子様、こういった方に対する相談とか支援の窓口についても掲載をさせていただいております。全般的にご利用いただければというふうに思います。

また、その配布の方法でございますが、地域で子供を育てるという意味から、配布先を子供がいる家庭に限定せず、新年度早々には広報とあわせて広く配布する予定といたしております。また、同じ内容を市のホームページに掲載するほか、子育て支援センターや保育所、幼稚園等の施設にも配置するとともに、それぞれの施設のお便り等でもこのガイドブックの案内をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。本当に子育て世帯に限らず、全世帯に配布をしていただくということで安堵しておりますが、これは多分自治会等を通して配布をされるんだと思います、一人一人に持っていくわけにはいきませんので。そうすると、自治会に入っていない子供を持っている家庭って結構あるんですね。そういうところに対してどういうふうにするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

先ほど説明させていただきましたように、広報とあわせて自治会を經由して配布をさせていただきます。しかしながら、自治会に加入していない世帯もございますので、そういった方には、ホームページに掲載するほか、各施設等にも置かせていただきますので、そちらをご利用いただきたいと思います。まずはガイドブックを作成して皆さん手に入れていただけるということを広く周知しまして、そういったお問い合わせができる体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

若い世帯はホームページとか結構見る機会はあると思いますのでいいかと思いますが、案外、小さい間は、健診に行ったり、それから子育て支援センターを使ったりといういろいろな機会が、また保育園、幼稚園、そういう機会があろうかと思しますので、そういうところでまた呼びかけていただいて、手元にない方には手元に渡るようにぜひお願いをしたいと思います。

それでは、障がい児支援についてお伺いしたいと思います。

今回の条例改正にもありましたが、自立支援法が改正というか名前が変わります。障害者総合支援法に変わっていくんですけど、25年4月から変わるこの法律の法改正によってどのように変わっていくのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

昨年の6月に、障害者自立支援法を初めとする関係法律が改正をされました。そのうち障害者自立支援法の改正の概要でございますが、本年4月から施行されるものといたしましては、まず題名が改正されて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうになります。これを略して「障害者総合支援法」ということになります。また、平成23年7月に成立しました改正障害者基本法で目的や基本原則として盛り込まれた考え方が、新法の基本理念として新たに掲げられております。

今回の大きな改正点は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となることでございます。なお、附則のほうで検討規定が設けられておまして、障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年をめどとして、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援などの障害福祉サービスのあり方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

このように、今回の改正の施行についても2年をかけて実施されることや、また法の施行後3年をめどとして検討を加えていくことなど、平成22年12月に公布されました前整備法に引き続き、新法で動かしながら検討を加え、段階的に見直していくといった行程になるものと捉えています。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

る言っていただきましたけど、大きくは変わらない。難病が入ってくるということで、微調整はされていきますけど、大きくは変わらないということなんだろうと思います。ただ、移動支援なんかは本当に今までの課題でしたので、そういうところが今後変わっていくのかなと思いますが、2回目としまして、障がい児に関して何か変わることがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この法律には障がい児も含まれてまいりますので、障がい児の範囲にも同じく難病等が追加されるということになってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

とりたてて大きく変化をするということはないということで理解をさせていただきました。

次に移らせていただきます。

就労支援としての「ふれジョブ」の考え方についてお伺いをしたいと思います。

私は、毎年毎年、アメニティフォーラム、これは滋賀県大津市で行われるんですけど、障がいのある人と家族が快適な地域生活を送ることができる社会づくりを目指してということで、行政機関とか当事者とか、それからそれにかかわる人たちが集まっているいろんな議論をする場、このアメニティフォーラムに参加してまいりました。1年に1回でも、やっぱりそういうことを学びながら私も寄り添っていきたいという思いがありますので、ことしも参加をさせていただきました。

その中で紹介をされていたのがこのふれジョブなんですけど、障がいのある子が、学校と自宅を往復するだけでなく、学齢期から地域社会の中で今ある力を発揮しながら、社会の一員として居場所を持てるようにすることというふうに言われておりました。このふれジョブについての当市の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご紹介をいただきましたフォーラムで紹介されたふれジョブでございますが、知的障がい者の世界大会、スペシャルオリンピックス長野世界大会をきっかけに、コーチであった先生が自分の教えている中学校の障がいのある子供たちに、1週間に1時間だけ、まちのお店や会社に受け入れてもらい、その生徒が体験できる、そういったプロジェクト、就労体験を考えたことから始まりました。

このプロジェクトをきっかけに、これまでまちに障がいのある人の姿はほとんど見られなかったのですが、何曜日のいつごろには誰々があのガソリンスタンドで働いているとか、そういったことにまちの人が気づきますし、そばを通れば、その障がいのある子は頑張っているねと皆さんも声をかけ、付き添うサポーターや受け入れる企業を初め、誰もが優しい気持ちになって温かい社会になり、そのうちにまちの風景が変わってきたと。そして障がいのある子供が、学校と自宅を往復するだけでなく、学齢期から地域社会におきまして今ある力を発揮して、地域社会の一員として居場所を持てるような環境をつくっていく。そして障がいの有無にかかわらず、全ての人々が、地域社会でその人らしく生き生きと、助け合って、支え合って暮らしている、こういった姿が思い浮かぶわけでございます。これらはまさしく障害者基本法の理念であるというふうに考えております。

また、就労支援という面では、子供のころから社会とのかかわりを持つということで、成長してからの就労にもスムーズに入っていけるのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。本当に私もこの話を聞いたときに、すばらしい取り組みだなと思いまし

た。

これは障がい児じゃなくて若者、今の若者の離職率が高いと言われていて、やっぱり障がいを持った子供たちが就労していこうと思うと本当に大変なんだと思います。これは大体5年生ぐらいから時間をかけて、8年間ぐらいをかけて子供たちをこうやって就労に結びつけて、私はこの就労ということだけでなく、本当に地域社会の中で子供たちを育てるということになっていくんじゃないかなと思います。これは発案者は岡山県の中学校の先生、西先生という方なんですけど、障がい児を通して、誰もが生き生きと能力を生かして働くことができる社会を目指すことができるんだということをおっしゃっております。亀山市としても、やっぱりこういう取り組みをしながら障がい児の就労支援に結びつける、そういうことが必要かなと思います、この導入の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市としての導入の考えはということでございますが、現在、亀山市地域自立支援協議会では、ワーキングの中で就労支援、障がい児支援、災害時支援の3つのテーマ別に部会を持って調査・検討しております。ぶれジョブにつきましても、このワーキングの中で取り組んでいけないか検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ぜひ自立支援協議会の中でしっかりとそういう認識を深めていただいて、それが子供たちの就労、また地域社会に出ていくきっかけ、そういうことになっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1点その中では、やっぱり障がい者を受け入れる企業というのなかなかふえていかないという現実もあります。このぶれジョブを通して、障がい者にかかわったことのない企業の参加も促すことができ、大きな成果を生んでいるということも聞いております。認知症高齢者の見守りも、それから障がい者の就労も、やっぱりその心のバリアを取り払って、理解をして、地域社会が受け入れていくという体制づくりをしていかなければならないと思いますので、これは本当に時間をかけてやっていくこととなりますが、大きな私はチャンスだと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは3点目に移らせていただきます。

預かり支援とレスパイトケアについて、預かり支援もレスパイトケアも、結局は障がい児を預かっていたかどうかということと親の休息ということですので、同じような状況ですけど、聞かせていただきたいと思います。

教民の資料を今回配っていただいた中に、障がい児福祉サービスのアンケート結果が提出をされました。回収率が84%と非常に高い数字で、やっぱり親御さんとしては切実な思いのあらわれではないかと私は思っております。その中で、さまざまな課題も書かれておりました。

私は今回、預かり支援とレスパイトケア、やっぱり冠婚葬祭や病気、突発的な病気です、親のね。

それから放課後、夏休み、そういう場面で預かりが必要な障がい児、そういうときがあるかと思いますが、亀山市の預かり支援の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

昨年4月に施行されました児童福祉法の改正によりまして、障がい児通所支援として児童発達支援や放課後等デイサービス事業などが創設をされました。これを受けまして、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について協議をする場であります亀山市地域自立支援協議会のテーマの一つとして障がい児支援を取り上げ、ワーキングにおいて調査・検討を行っております。

ワーキングの中で障がいのある児童の保護者から、年齢とともに子供たちにかかわる課題も変わってくるので、自分たちだけではなく、全ての保護者の方に聞き取ってほしいということでアンケート調査を実施し、議員の皆様にも配付させていただいたところでございます。また従前から、自立支援協議会の鈴鹿市、亀山市の圏域部会でも、夏休み等の長期休暇期間中の子供の預け先の確保が課題となっております。

今回のアンケート調査でも、家族の用事や病気の時、また夏休み等の長期休暇に手助けを得たいとの回答が多く寄せられました。それに対しまして、お子様を預ける場としましては、実家や祖父母宅、親戚や友人宅が多くて、学童保育所、児童センターの利用のほか、日中一時支援の利用が9件、デイサービスの利用が2件と、市内にサービス事業所が少ないこともあって、福祉サービスの利用が少ないのが現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今部長がおっしゃったようなことが書かれてありました。その課題に対してどのように今後取り組んでいくのか。日中一時支援も亀山市では本当になかなかないので、そういうところの課題に対してどのように前に進めようとしているのか。それから今の状況で、多分これは本当に少ないので充足しているとは思えないんですけど、そこら辺の課題の解消に向けてどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

休息の場の確保にどんな課題がということでございますが、福祉サービスを利用しなかった理由としましては、手続やサービスの内容がわからないという意見が多く、まずはさまざまな方法で情報提供を行っていく必要があるというふうに考えております。また、預かりの場をふやしていくために、地域資源の掘り起こしや活用を図るほか、日中一時支援事業の契約先の拡大とか、放課後等デイサービス事業所の参入などを働きかけていく必要があるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。まずは情報提供というのはしっかりとやっていただきたいのと、それから、いろんなところが参入するといっても、今言って今すぐ参入することは難しいと思いますが、やっぱりそういう努力はしていただきたいなと思います。やっぱり親御さんにとって非常に精神的に苦しい部分もありますし、突発的なこともありますので、そういうところを解消してあげる対応はぜひお願いをして、次の項に移らせていただきます。

最後の項で、地域生活支援事業についてお伺いをしたいと思います。

この事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むための必要な支援と認識しております。その中でも、日常生活用具の給付事業について今回はお伺いをしたいと思います。

この事業、重度の障がいを持っている方に対して日常生活が送りがやすくするための用具を給付する事業と認識しておりますが、それでいいのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

日常生活用具給付事業でございますが、重度の障がいのある方に日常生活上の便宜を図るため実施するものでございます。なお、実施主体は市町村となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱でこれは定められておまして、その中でどんな用具が給付されるのか別表で示されております。その中には、用具の種目、これはベットとカリフトとかということが書いてある。それから基準額、対象者、性能、耐用年数、対象年齢、ということが記載をされております。今回、私が相談を受けた中で、この対象年齢でひっかかって支給が受けられないと言われたことに関して今回質問をさせていただくわけですけど、この対象年齢というのが3歳以上であったり、学齢児以上とか、18歳以上とかというものがついてありました。

親御さんに私は今回議会の中で質問させていただくということで了解を得ましたので、少し紹介をさせていただきますが、2歳の男の子です。生まれたときから自発で呼吸ができないので呼吸器をつけられております。お風呂に入るときに、ベビーバスで入れられた時期、それから部屋の中で子供用のプールにお湯を張ってお風呂に入れられていた。それが、自分ところのお風呂に入れてやりたいと、呼吸器はついていますが、入れてやりたいという思いの中で今回ここに相談をしたら、この学齢児以上という、ということは6歳以上になりますかね、そういうことが書かれてあったので受けられないというようなことでありました。

それで、本人さんは窓口に行っても受けられないと言われたので帰ってきたわけですけど、なかなか納得がいけないというか、私のところに相談に来られたんですけど、私も1回、そういえば国のほうでどうなっておるんだろうということで厚生労働省のほうに確認をしました。そうすると、平成18年の自立支援法が導入された段階で、こういうものは何の縛りも今はないということで、国はないということをお聞きをしました。じゃあ県はどうなっているんだろうかということで、県にも行ってまいりました。そうすると、県も国に準じて、ないということではなりました。亀山市で

はこれが残っているということで、今回質問をさせていただいております。

この対象年齢、私は、耐用年数は必要かなと思いますけど、対象年齢というのは取っ払ってもいいんじゃないかと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず国の実施要綱でございますが、こちらでは給付に当たって、実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な方に適正な用具を低廉な価格で購入して給付することとしております。それに対しまして市の実施要綱では、給付する用具の種目及び対象者、耐用年数、対象年齢等を定めております。障害者自立支援法施行前につきましては補助事業として実施してございましたが、その制度を引き継いだ形で、市で実施要綱を定めまして、平成18年10月より給付を行っているところでございます。実施主体であります市が地域の実情により具体的な対象品目を決定できるということにされておりますが、要綱制定の当時、県内各市と県が協議を行いまして要綱案を定めたものと聞いております。したがいまして、県内の各市も同様の内容の要綱でございます。

ご指摘の対象年齢を削除することにつきましては、適正給付ということから用具の種目及び対象年齢を定めておりまして、全てをなくすということは現在考えておりません。しかしながら、要綱第2条第3項で、福祉事務局長は、障がい者等の日常生活上の便宜のため真に必要なと認めるときは、対象年齢に達しない障がい者等を対象者とする規定を設けておりますので、個別のケースによりまして、しっかり調査をさせていただいた上、ご事情もお伺いして対応ができるというふうを考えております。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

本当に現場の職員はさまざまに対応していただきました。職員を批判しているわけでもなくて、決まりの中で粛々とやっていただいて、それと、県のほうにもしっかりと聞いてもいただきましたので、そのことは申しておきたいなと思います。

それで、実施主体は市ということになっておりますので、午前中からの議論の中で、地方分権が進んでいく中で、本当に亀山市としてどうするのかという考え方を私は持つべきじゃないかなと思います。それから、その現場の職員の体質ということではなくて、全体的にやっぱり、県にお伺いを立てなあかん、国にお伺いを立てなあかんということが根っこの部分で残っている。そこを今後いろんな部分では取っ払っていく必要があつて、亀山市が責任を持ってやるということは私は必要なんじゃないかと思います。

部長がおっしゃったように、しっかりと14市全部を調べていただいて、鈴鹿市と、津市でしたか四日市でしたかの要綱までいただきました。全く同じ。多分県からおりてきたものをそのまま、名前は亀山市、それから津市、鈴鹿市に変えてつくっているんだと思います。それで、部長がさっきおっしゃった第2条第3項で今回対応していただきましたが、当初はこの第3項も、県のほうに問い合わせをしていただいたら、県のほうでストップがかかったというふう聞いております。それも何か腹立たしい部分で、県は何もないと言われたのに、ここではストップがかかるということ

自体が私は本当に納得がいけないなと思ったんですけど、そのことも一生懸命職員の方は対応していただきました。でも、最終的にはやっぱり亀山市が責任を持ってやるという姿勢が大事なんじゃないかなと思いますので、今回こういう質問をさせていただきました。

多分、窓口に行っただめと言われたら、もう引き下がって帰ってこられた障がいをお持ちの親御さん、またご家族の方はいっぱいいらっしゃるんじゃないかなと、このことを通して私は思いました。だから、個別の対応がいろいろできる、亀山市が責任を持ってやるということになれば、進んでいくのであれば、ぜひそういうことで、できないということで引き下がるご家族がないような対応をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時56分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

通告に従い質問させていただきます。いかんせん花粉症でして、聞き取りにくい面等ありますが、ご了承のほどよろしく申し上げます。

昨今、いろいろなものがこの亀山市、三重県、日本に飛んできます。黄砂、花粉、煙霧、そしてPM2.5と、いろいろ飛んできているのかなと。だからこういう鼻になったのかなと。きょうも正直、朝から鼻をかみ過ぎまして、鼻血が大分と出ていまして本当につらい。薬を飲んでも余り効かないという状況に陥っておるといところです。

そして第1問目において、亀山市におけるPM2.5についてお聞きします。

まず、PM2.5とは何なのかなということについて少しながら調べさせていただきました。PM2.5とは2.5マイクロメートル以下のものをいうということで、PM2.5の環境基準において、1年平均が15マイクログラム以下であり、かつ1日平均35マイクログラムであることと示されております。亀山において今現在どれぐらいのものがあるのかなと調べておりました。亀山市のホームページのほうに行きますと、「お知らせ」という欄にそういうところがありまして、三重県のリンクに飛んで、三重県からそちらのほうに飛ぶということになっておるかと思えます。

そして1つ目にお聞かせ願いたいのは、この亀山市において今現在、何カ所で測定し、どこで測定をしておるのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

このPM2.5の測定につきましては、現在、三重県におきまして県内で19カ所の測定箇所です。24時間体制で測定をしております。その中で亀山市内では、天神3丁目の亀山みなみ保育園におきまして測定をしております。市もそれにより監視を行っているというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

市もそれに伴いやっているということなんですけれども、亀山市独自の調査、計測、観測なり器械があるのか。それと、なぜみなみ保育園になったのかが僕はわからない。一番やはり市の中心部といいますか、情報発信基地である役所の屋上なり何なりに置くのが普通じゃないのかということ、その器械は亀山市のものなのかどうなのか、三重県のものなのか、一度お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この設備・施設自体は三重県のものでございまして、三重県が、亀山市のみなみ保育園の場所を三重県によって借りていただいて、設置をしておるところでございます。この場所につきましては、設置した年月につきましては平成元年当時から設置をしております。大気汚染につきましてはこのPM2.5以外にも複数のものがありまして、その関係から、平成元年からみなみ保育園のところに設置をしておると。そして、PM2.5につきましては昨年の4月から測定を開始したというところでございます。

なお、その設置が平成元年と古いことから、なぜこの場所を選定したかというのは現在のところ調べておりませんが、亀山市の人口的なものというような観点から、この地域の一番最適というようところで県が選ばれたのではというふうに考えているところでございます。

市独自のものは持ってございません。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

わかりました。亀山市自体のものは持ってないということで。

この微小粒子状物質であるPM2.5、言われておったようにディーゼルの排気ガス、大部分は直径0.1から0.3マイクロメートルのものだということでございます。それに伴い、発がん性や気管支ぜんそく、そして花粉症などの健康の影響に懸念されるということでございます。大きさとしましてマイクロメートルと言われましても私も全然わかりませんが、書いてあるところによりますと、髪の毛の太さの30分の1程度のもので飛んでくるということでございます。

注意喚起のため日平均70を超えたものに対しては公表するということなんですけれども、70マイクログラムを超えるという段階になりましたら、亀山市においてはどのような措置をなされるのかということをお伺いしたいのですが。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほど議員が申されました日平均70マイクログラム／立米、これは国が定めました注意喚起の暫定基準というものでございますが、これを超えることが予想される場合には、市といたしましては、不要不急の外出や野外での激しい運動をできるだけ減らす、また窓を閉めるなど、そういった注意喚起を、市内の小・中学校、幼稚園、また保育園などに対しての連絡、それから「安心めーる」やZTVを利用した緊急テロップ、また関地区の放送などによって緊急に対応していくというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございました。

平成25年2月13日に健康影響の専門家による国としての専門家会合が第1回目開催されたと。そして、同月27日に開催された第3回の専門家会合においてこの数値が示されたということでございます。

私、小さいころによく光化学スモッグとかそういうので教室から出ないということがありましたけれども、もしこれが発動されて連絡をするということになれば、市として、教室の外で遊ばせないとか、ご老人には外に出ないでくださいよと、そういう出ないという縛りをつけるのか、こういう数値が出ましたよというだけの連絡なのか、どちらなのでしょうかね。市長にお伺いしたいんですけど。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のお尋ねでございますが、先ほどちょっと部長が答弁させていただきましたが、不要不急の外出や野外での長時間の激しい運動とか、外出を控えてくださいという注意喚起という概念で市としては情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

注意喚起ということで、こういう状況があつて、判断は各個人に、先生なり保護者なり、個人の判断に任せるということであろうかと思えます。

そういうことなので、最後に1点だけ聞かせてください。市としてこの器械を買って、いろんな測定はできる、測量はできると思いますけれども、買って独自での調査をし、独自でホームページなり、リンクするんじゃなく、カウンターで今どんどけですよと、どんどけの数値が出ていますよということを確認できるような対策を講ずるつもりはあるのかなのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、県の測定局の測定を私どもも監視をさせていただいて、ということで運用させていただく

のが最善であろうというふうに考えておまして、新たに市として独自にその測定を始めるということは考えておりません。また、こういう測定結果の公表につきましては、当然市のホームページからリンクをしておる状況でございますけれども、県のこのページというのは1時間ごとの測定結果をリアルタイムで表示をいただいておりますので、亀山市のホームページで情報提供を行っておりますことと、あと亀山市の安心めーるでこの情報の発信をしまいたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

わかりましたとはちょっと個人的には言いにくいのかなと。やはり亀山市において、三重県がしておるのが最善やと言われりゃそれまでなんですけれども、やはり市民の安全と健康を考えたもらったら、リンクするのではなく、リアルタイムでずっとホームページをのぞけばいいと。安心めーるに関しては登録しておる方だけが来るという感じになりますので、ちょっと違うのかなと、認識の違いなのかなというふうに思います。

次に行きます。

東日本大震災から2年がたちました。私たちの生活に対する考え方や、人と人とのつながりの中、地域のきずなも痛感して思った2年間ではなかろうかなと思います。殊さら防災に関する考え方、そして節電に対する考え方もそうだったと思います。私自身、正直、快適な生活が保障されておるもんだと2年前までは思っておりました。今回、電気の大切さが切にわかったのかなという思いがしております。その中で、公共の電気のあり方、公共の節電のあり方を質問させていただきます。

公共の電気といいますと、役所の電気、防犯灯の電気、街路灯の電気、通学路の電灯、いろいろございますが、まず1つ目に私がお聞かせ願いたいのが街路灯でございます。

街路灯は、23年9月の定例会においてLED化をどう進めていくかという質問を私はさせていただきました。その中で、22年現在で4,234基の防犯灯があるということをお答え願いました。1年たって、今現在どれだけふえたのかということをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

LEDの防犯灯につきましては、議員が言われるように、環境に優しく、省エネで長寿命でありますことから、近年、LED防犯灯の需要が高まり、価格が補助対象内で設置可能となってきております。平成25年2月末現在におきまして24年度中のLED防犯灯の設置状況は、新規設置で49基、既存の蛍光灯からLEDへの更新は154基、合計203基が設置をされました。市内の防犯灯の設置総数は4,323基で、うちLED防犯灯は317基でありますので、全体に占める割合は7.3%という状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど街路灯のことをご質問いただきました。道路照明灯の設置に当たりましては、農作物への

影響とか歩行者の円滑な移動などを考慮しながら、照度基準に留意しまして設置をさせていただいておるわけですが、現在の設置基数ですけど、道路照明灯と通学照明灯を含めまして、400基ほどでございます。今のところLEDのものはございません。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

4,323基と1,388基、そのうち防犯灯は203基がLEDになっているということを確認させていただきました。

このLEDに関して、蛍光灯との比較をまずしてみたいと思います。

消費電力が蛍光灯の場合23.5ワットでございます。その中で、LEDにすることによってわずか8.5%に下がる。そして寿命も、何年に1回か切れるのですが、そこが7倍の6万時間が寿命であると。そして一回に切れることなく、だんだんと暗くなって行って寿命が尽きるというものでございます。そして、昨今、再生可能エネルギーとかCO₂削減の問題が言われておりますが、このCO₂、温暖化の問題、約64%の削減ができるという研究結果を持っております。そして、従来までというか、ちょっと前までは、その器具をかえて、中の安定器をかえてとか、いろいろそういう難しい専門家しかできないような技術的な面があったと思いますが、今見ておりますと、取りつけは従来どおり、グロースターター式、ラピッドスターター式、インバーター式に関しまして技術革新もあり、差しかえるだけでまずLEDになるんじゃないかということをしんげんします。

そして、差し込むだけでそれをきれいにやっていると。これに関しては、確かに新しいのをつけたりかえたりするに当たっては自治体のご負担もお願いしなければならない。しかしながら、この亀山市、先般も説明がございましたが、メガソーラー、大きいところに2カ所できる。いいことだと市長も言われておったはずでございます。じゃあ、いいことをつくるだけつくて、使うのはどんなけでも使いつ放しすればいいという話でもないので、まず防犯灯、街路灯、通学灯に関しては、まず先頭を切って亀山市が推進していくという立場にあるのかどうなのか。1年間の中で約100個ですか、かえたのを含めて203個あるということですので、それをかえていく立場であられるのか。

それと、防犯灯、街路灯、通学灯が縦割りによって違っておるので、一括して市長に聞かせていただきます。その中で通学路に関しては一本もないと。1,388本あって、ないということでしたね。それにおいて、市長の考えでそれを推進していく、一本でもふやしていくというお考えはあるのかないのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも4年前のマニフェストで明示をさせていただいておりますけれども、今取り組んでおります防犯灯、それからご指摘の街路灯等々、LED化への移行を亀山市としては政策的に進めていきたいということで展開をいたしてまいっております。なかなか時間のかかるものでもあろうかと思っております。しかし、市としては今後も、この補助金制度等々を活用させていただいて、しっかりと前

へ進めていきたいという思いを持たせていただいております。これは省エネ、それから省資源、エネルギー政策、いろんな面で有効であるという認識で進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

進めていっていただけるという中で、今の言葉を聞きながら次の質問をさせていただきたいと思っております。

庁舎の中のLED化はどうだと、そのとき私はワンセットで聞かせていただきました。そのときが23年9月の定例会、会議録が残っておりまして、本年度、1階南側、税務室前の改修時におきましてLED照明を採用いたしたところでございます。順次交換をしていくと。お金もかかるということですね、器具の取りかえなどをしなければならないので。役所も率先して進めていきたいと考えるものでございますという市長からの答弁を読ませていただきました。

その中で、今現在、それ以降何か進んだものがあるのか、市庁舎の中においてやったのかということをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

LED化でございますけれども、市の庁舎につきましては、23年度に1階南側の改修時に通路等をLED化にいたしてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ちょっとわからなかったんですけども、税務室の前をやって、それ以上はしてないということですね。する気があるのかなど。確かに器具をかえなければいけないという問題が徐々に出てきたのは確かでございます。しかし、今なら技術革新によって差しかえるだけでいいということですので、その辺も一度、まあ僕が言っておってもあれですから一遍確かめてもらって、随時進めていくということよろしいでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

済みません、LED化への変更でございますけれども、庁舎というご質問でしたので本庁舎1階南側ということでお答えをさせていただきましたけれども、そのほかの公共施設につきましては、例えば医療センターにおきましては、22から24年度の部分改修時には医局だとかナースステーションなどでかえておりますし、また学校では、24年度の井田川小学校の教室の増築でございますけれども、そちらでトイレや廊下にLED照明を採用いたしております。今後もLED照明、初期投資額はかかるといったこととございますけれども、電気料金の削減とか温暖化といったこととございますので、こういった施設の改修時や器具の取りかえ時には、比較検討した上で順次交換をしていきたいというような考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

病院、学校はしたけど、庁舎は何でしてないのかなど。器具を取りかえるときに順次するという考えてしていくということなんですけれども、器具をもしかえやんでもいいやつがあれば、それにしていくということなんじゃないかな。再度お願いしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

もちろん蛍光灯をかえるだけでLED化になるようなものがありましたら、当然かえていきたいというような考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。そういうご答弁をいただきましたので、もうやめておきます。

次に移らせていただきたいと思います。

災害情報伝達方法についてということで、次、お伺いします。

まず、今議会で補正予算として提出されております防災情報通信設備整備事業の自動起動装置でありますが、まず自動起動装置というものは何なのかというのをお教え願えればと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

自動起動装置とは、Jアラートから受信する情報を職員の手を介することなく通信施設に転送する装置でございます。これまで実際に配信しなければならぬ事案はありませんでしたが、Jアラートから受けた情報を職員が入力し、緊急速報メール、エリアメール等でございますけれども、エリアメールに配信するとした手順となっておりますが、この装置の設置によりまして、ケーブルテレビや緊急速報メールを通じて市民に迅速に情報伝達することが可能となったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。そういうJアラートが出れば、ケーブルテレビ、安心めーる、エリアメールなどに自動的に配信されていくという装置をやられるということで理解をいたしました。

それで、ちょっと話はあれなんですけど、そのJアラートに関してですが、きょうの朝の中日新聞に「Jアラートで不具合」、どこかというのはちょっと控えますが、このJアラートについて訓練を行ったところ、鳴らない地区とかあったということがございました。

そこで、これは1回ふぐあいがあって、またやったらまたふぐあいが出たということなんですけれども、昨年9月の訓練でトラブルが発生した284市区町村のうち、17都道府県のうち27市

町が参加したとありますが、この亀山市において訓練に参加をされたわけなんではないでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

新聞に掲載してございました27市町の中には当市は入ってございません。再訓練でございますけど、この訓練のほうには参加させていただいておりません。トラブル等はなく、受信もずうっとさせていただいておりますので、参加はしてございません。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

トラブルがないということで了解いたしました。

そうしたら続けてお伺いいたしますが、この自動起動装置を活用してケーブルテレビとエリアメールに配信すると聞いていますが、同報系無線にはしないのか。国における24年度の1次補正予算では、設置の対象として、ケーブルテレビとエリアメール以外に、コミュニティFM、登録制メール、同報系防災行政無線がメニューとしてあったと思うのですが、同報系無線にはなぜリンクしていかないのでしょうか、教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

国の平成24年度第1次補正予算では、防災行政無線、同報系の無線でございますが、これに対します自動起動装置の設置につきましても補助対象となっております。しかし、防災行政無線に自動起動装置を設置することについて、同施設の保守業者など2社に確認をいたしました結果、施設の設置年数の経過により、改造いたしましても正常に起動するか否か難しいという返事がございました。より多くの市民の方々に伝達できる手段であるケーブルテレビ、エリアメール、緊急速報メールですね、こちらのほうの2つを選択いたしましたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

接続が難しいと言われるのであれば、難しいのをいかに解くかということも一度研究してやっていただきたい。それにおいて、だめなのならだめで答えを出してもらえれば、その辺でまた考えなければならぬということは思います。

次に、防災ラジオについてお伺いします。

私、昨年、総務委員会に入っております、その中で7月に防災を研究テーマとして静岡県富士市と藤枝市に視察に行かせていただきました。市民や行政の防災への関心、設備等も恐らく全国トップレベルではあるかと思いますが、この視察で興味を持って聞かせていただいたものとして、富士市の防災FMラジオでございます。

このFMラジオは、災害時の情報収集としてのラジオの機能があり、また行政の同報系防災無線から発する情報も受けられるということです。いわゆる個人が情報をずっと入れれると。メールも

そういったものを目的とした施設でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

福祉と健康ということで確認をさせていただきました。

その中で、やはりその受益者負担という問題も数多く聞かれるところかと思えます。受益者負担と一概に言われましても、私がいつも言うのは、福祉に関して来られているおじいちゃん、おばあちゃん、子供、その方に関しては受益者じゃないと。語弊があるかわかりませんが、この方は健全な市の福祉というサービスを受けに来られた方であって、受益者じゃないと。

私の言いたいのは、僕とか年齢がいったい方とかのことを受益者と。その方によけ払っていただくと。そして市外、県外の方もよく、私見ておりますと、キャンピングカーなどでキャンプに来られて入りに来る。そういう情報が今は出てますので、あいあいに入れるよと、安くいい温泉があるよという情報は回っていますので、皆さん来られます。その中で、やはり受益者とは誰かというのをまず洗い出して、その方にはこれだけのご負担を願いますよと。亀山市としては決して益を上げておることではないと。税金を投入しておることであれば、受益者は誰かということを読み出して、まずもってそこを精査する必要があるんじゃないかなと思います。

そこで、市長にそのときお伺いしましたところ、行財政改革大綱の中で、少し受益者と負担の収支のバランスについて検討する必要があるということで、料金見直しの方向を出しているところでございますという答弁をいただきました。その料金に関して、受益者とは誰なのか。だけど、その中で高齢者の方、体のご不自由な方、それはサービスを市から受けておるといだけの考えに基づく考えなのか、市長にどういう方向性でいくのかということで聞きたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度もご質問をいただいて、この議会でも議論がございましたけれども、今の前段に触れていただきました、いわんとしておられる内容というのはわからんではない話なんです、いわゆる公共サービスを提供させていただいて、それを受けていただく皆さんはある意味受益者であるというふうに考えておるところでございます。

それで、今少し触れていただきました、行財政改革大綱の実施計画の中で受益者負担の適正化の観点から入浴料を見直すという考え方を示させていただいておきまして、平成25年度におきまして、いろんな今検討や調査もさせていただいておりますけれども、その中でこの入浴料につきましても検証させていただいて、一定の方針を確立させていただきたいという考えで今作業を進めさせていただいておる段階でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

そういう考えでおるといことなんですけれども、これが23年から24年9月において私が質

問した内容でございまして、今はちょっと時間がございませんので、また次回に絶対いたします。またよろしく申し上げます。

今後におけるサービスの取り組みについても、次回にもう一回させていただきますので、よろしく申し上げます。

ちょっと時間があれなんですけれども、市長のマニフェストについてお伺いさせていただきます。

市長はこの2月、2度目のこれから4年間の船で言うなら航海に出られたということなんですけれども、市長は船で言うなら船長でございまして、その中で行政の方が航海士なり機関士なりをやるわけでございます。その中で皆さんの命を預かって船に乗って航海に出られたということでございますけれども、やはりこの中で船長の、全てにおいてきょう僕が聞いたことは船長の腹一つで決まるんじゃないのかな、市長のリーダーシップのもと、船長権限のもと行けるんじゃないかと私は思います。そういう航海の中に、新月の暗い中もあり、波高が高いときを乗り切っていく、そして波が来たらその波に乗るといって航海術も市長は持っておられると一応思っていますけれども、そこで今回、市長に私はお伺いしたいと思います。

まず、「亀山丸」に乗っていくのには、船長として航海計画を立てる。何時何分何秒にどこを通過して、何をどこへ行って、どこに接岸するんだということが、この4年間の航海計画でございます。そして、1期目のときに私はこのマニフェストを読ませていただきました。その中で、いろんな「7つのカタチ」を書かれ、事業予算は幾らかかりますよ、船で言うなら燃料費は幾らですよと。期間は、いつ目的地を通過していくんだと。そういう書き方がされているように私は理解をさせていただきまして、この航海日誌を読んで、これなら行くんじゃないかなということも確かに思った面もございます。

そして今回、このマニフェスト「続・新生亀山モデル7つのカタチ」というのを読ませていただきますと、これをするんだ、あれをするんだと書かれておるのは確かにわかります。後期計画に基づいてするのも読んでいけばわかります。しかしながら、この予算が幾らで、何年かけていくんだと。最高の期間は4年で、どこかの今よりもいい、出航した港よりもいい港に接岸しなければならないという責任が市長にはあるということをお私に思います。その中で、ここの中で一緒になってクルーで働いていく行政の皆さん、そこで一緒になって協力してこの亀山市をよくしていく市民の皆様、何で、どこどこへ行くよ、ここを経由してこういうふうには目的地に近づこうと、接岸をしようということが書かれてないのかが不思議で、真っ暗闇の中を、誰に聞くことなく、これだけを見て行かなければならない。オリエンテーリングじゃない。やはり船長が、あそこを通過して、ここを抜けて、ここの中で幾ら使って、目的地はあそこですよということを見せなければ、行けない。それは市長としての責任があると思います。

そこで、やはりこの予算を書かなかった点、期間は、4年はわかりますよ、4年の中でどうするのか、どこを通過してどう行くのかということが、高島は読解力がないと言われてりやそれまでですけれども、わからない。数字も一向に書いてない。ということをお市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず今回のマニフェストにつきましては、これまでも各議員の皆様からもご質問がございましたけれども、後期基本計画に掲げる各施策を確実に着実な推進を前提に私なりにまとめ上げたというものでございます。また、そのマニフェスト、政策公約の重みは、議員ご指摘いただくように、非常に重いものがあるというふうに感じております。このことから、マニフェストの各施策に関連する主な事業につきましては、昨年度この議会としても議決をいただきました、私ども検討してお示しをしました後期基本計画の第1次実施計画の内容とおおむね一致するところでありますことから、あえて記載をしなかったというものでございます。

それと、新たにこのマニフェストでお示しをさせていただいた概念がございます。これも午前中の鈴木議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、政策公約とこのマニフェストと今度は行政計画へしっかり組み込む、そしてこの総合計画をもってこれを具現化していくというプロセス、これは議会の議論もそうでしょうし、庁内の積み上げも必要でございますので、こういうプロセスを大事にしていこうというスタンスで臨んでまいりたいと思っております。

それと、期限は4年間でやり通すと。4年後にチェックいただける、そういう指標として具体的に示させていただきましたが、前回お示ししたのは、事業費を各施策に表現をさせていただいておったと思います。この事業費の表現というのはなかなか、先ほど申し上げましたように、後期基本計画の実施計画の中に組み込んであるものを前提に、既にもう動き始めておるものについてはそういう扱いをさせていただいておりますし、事業費よりも、むしろその財源をいかに確保するか、この点につきましてマニフェストで市政運営の基本方針としてお示しをさせていただいておるということで、ご理解を頂戴したいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

事業費というのは最初からわかっておりました。200億に対して十何億円という事業費がこれの最初のやつに書いてあるというのは重々承知しておりました。だけど、事業費であろうと何であろうと、ある程度の目標と一点の明かりがないと人間は走れない、前には進めないということ、終わりですので、また次にこれもさせていただきます。申しわけございませんでした。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時48分 休憩）

（午後 3時57分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。きょうはこれで私で最後でございます。よろしく申し上げます。

本日は、大きく2点について質問いたします。

まず1点目の公金の管理・運用、自治体の管理・運用についてでございますけど、昨今の経済状況、また行政改革のさらなる推進と市長が口酸っぱくなるぐらい言ってみえます。そういった中、いろいろ一昔前の金利が3%ぐらいあった時代とは違いまして、なかなか果実で運用していくということも今の時代じゃ大変なことだということで、今回、こういった公金の管理・運用ということは以前と違って大変難しいものだと、そのように考えまして質問させていただいたところでございます。

それで、まず地方自治体の公金の管理・運用は、多額の市民の税金を預かっている面、また昨今の経済状況等でその運用も難しくなっている状況ということでございます。公金の管理・運用については、地方自治法第235条の4に、最も確実に有利な方法により保管すると、そのように載っておるわけでございます。また基金につきましては、地方自治法第241条により、特定の目的に応じ、確実に効果的に運用しなければならないとあります。運用面についても、当市の財政状況も鑑み、行財政改革の一層の推進、先ほど言いましたけど、そういった面からも税外収入の確保、これも重要な課題であると以前から私も言っておるところでもございますが、そこでお尋ねしたいと思います。

会計管理者の責務というのはどのようなことだと考えておみえになるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

地方自治法第170条により、会計管理者の主な職務は、地方公共団体の会計事務、現金の出納及び保管をつかさどることとなっており、自治体の自己責任原則に適した公金管理・運用指針に基づき、効率で安全かつ有利な運用に努めていると認識しております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。運用方針やら運用基準の検証とか、年間の資金の管理計画とか運用実績の検証、いろいろあると思います。

次にお尋ねしたいと思うんですが、4月からの機構改革によりまして、先般、総務部長からもお聞きしたんですけど、会計管理者を出納室長が兼務するようになると聞いておるところでございますが、平成19年から会計管理者制度がスタートしたと思います。収入役というポストがなくなって、当市も部長級が管理者を務めている状況でございます。

こういった会計管理者というのは100億円以上の資金を扱うといったことで、その責任はかなり重いと、そのように考えております。行革による人員削減や組織のスリム化、そういうことはある程度理解はするところでございますが、これからがちょっと私の言いたいところでございます。

これは私の考えでございますが、会計管理者がみずからの権限に属する事務を処理するための補助組織の長、つまり出納室長ですね、それは自分自身の指揮監督下にある職を兼ねるということで

ございますね。もう一回言いますと、要するに会計管理者がみずからの権限に属する事務を処理するための補助組織の長というのは出納室長だと私は思います。これは、その会計管理者というのが自分自身の指揮監督下にある職を兼ねるということは、自分自身を監督するということになるので、少し意味合いが変じゃないかと。確かに法的にはいいんですね。ほかの市町でも、こういった出納室長が兼務しておるところは少ないと思うんですけど、兼務しておるところは今ふえてきたと思っております。その辺のところは少し意味合いが私としては変ではないかなと考えるんですが、やっぱり兼務というのは、両職の所掌する事務が異なっていると。それが条件であるんじゃないかと。そういった前提があるべきじゃないかと。そのように私としては考えるんですが、その辺のところを市長はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

この平成25年4月実施の組織・機構改革によりまして会計管理者を室長級といたしますことから、出納室長を兼務することも人事上あり得るとのご答弁を過去に総務部長のほうからもさせていただいております。このことは行財政改革の一環として、人件費の削減も見込めるものと考えております。

それからご案内のように、会計責任者は、最終的には当然市長である私にありますが、市長の直轄の指示命令系統の中に位置づける直属の機関ということになります。この会計管理者が出納室長を兼務して問題が生じないかというご懸念であろうかと思っておりますが、例えば三重県におきましても会計責任者が出納局長を兼務いたしておるところでございまして、当市におきましても部長が室長を兼務することもございますことから、特に人事管理上問題は生じないものと認識をいたしておりますし、先ほど申し上げました、公金の管理・運用をする大変大きな職責を持つものでございますけれども、市長の直属の機関として、最終責任は私にあるかというふうに思っておりますけれども、しっかりと機能するものという考え方で機構改革を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。確かに、これは私の考えですので、各市町でもこのように兼務しておるところがあると聞いております。ただ、先ほど言ったように、両職の所掌する事務が異なったものならいいんじゃないかと思うんですけど、同じようなことをそういった方が兼務するというのはちょっと意味合いがと思いました。ただ、辞令を出す場合に、例えば兼務じゃなくて、その担当者に会計管理者プラス会計ですね、出納室長事務取扱とか、そんな形にすればいいんじゃないかと。まあ私の考えですけど、ありがとうございました。

これはこれで、次に、例えば公金の支出命令権者というのは先ほど全て市長がやってみえるということで、こんなことがあってはだめなんですけど、例えば民事上の問題等が起こった場合、銀行

の倒産ということもありますが、そういった場合の最終責任ですけど、これはやはり市長にあると理解してよろしいですか。市長、お尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これもご案内のように、そのとおりでございますし、地方自治法の第149条で規定されております。出納室で行う会計事務等につきましては、全て市長の管理監督のもと執行すべきものということでございまして、最終責任につきましては市長にあるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。当然そうだと思います。

次に2点目の、善管注意義務についてということでございます。

これは民法第644条に規定されておまして、一般企業でもよく提唱されることでございます。つまり、公金を運用するためには細心の注意を払う義務がある、また一定の専門性も必要とすると。また民事上の過失責任の程度、そういうのを示しているものだと聞いております。この善管注意義務につきましてどういった認識をお持ちか、まずお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

善管注意義務につきましては、会計管理者として委任された会計事務を的確に遂行する義務を負うものと認識しております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

えらい簡単に答えてもらいまして、もう少しあるかなと思うんですけど、つまりどれだけ運用益を上げたとか、資金管理や運用の考え方を説明できる、そういった仕事をするということが重要で、やるべきことはやるということでございます。要するに、説明責任の果たせる仕事を心がけることが大切だということだと考えます。

次に3点目の、公金の管理・運用の基本原則ということでございます。

公金の管理・運用につきましては、前段で述べましたように、地方自治法の規定でもありますように、最も安全で、かつ有利な方法というように唱えられております。当市におきましては、公金の管理・運用の基本原則についてはどういった見解を持ってみえるのか、まずお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

亀山市の公金管理・運用につきましては、自治体の自己責任原則に適した公金管理・運用について定めた公金管理・運用指針に基づき、歳計現金にあつては、元本の安全性、流動性の確保に努め、

また支払い準備金の安定的な確保を図るため、資金計画により、資金剰余金を預貯金または債券により運用を行っているところでございます。また、基金の管理・運用にあつては、基金取り崩し計画に基づき、元本の安全性を第一に効率的な運用を図り、預貯金または債券により運用を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

安全性の確保、流動性の確保ということを言われました。もう1点、効率性の追求、これはインターネットで載っていたんですが、この3つが大事だということでございます。安全性の確保というのは、金融環境が変わり確実性の担保がなくなることを踏まえて安全性を何よりも優先するというので、流動性の確保というのは、支払い等に支障を来さないように常に資金の流動性を確保すると。また、効率性の追求といいますのは、金融環境の変化に応じて効率性を重視するといったこととでございます。

次に、管理・運用の対象となる資金というのは当亀山市におきましてはどんな種類のものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

歳計現金、歳計外現金、基金及び一時借入金があります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

4種類ということですね。ありがとうございました。

また、先般、服部議員からも質問がありましたんですけど、基金の活用指針というのが配付していただきました。これとございますね、今回。これは私が以前二、三回、一般質問等々で亀山市には基金の活用指針がないのでぜひつくっていただきたい、そのように提案させていただきました、今回新たにつくっていただきました。ありがとうございました。中を読ませていただきまして、いま一步という面もと言ったらちょっと失礼なんですけど、もう少し詳しく出るかなと思ったんですけど、それで読ませていただいた結果、廃止する基金が4種類ぐらいあったということで、やはり公金の管理・運用というのは難しい面もありますけど、こういうことをつくればそういった無駄な基金も出てくるということで、今後その4つの基金に対していろいろ方策も講じられると、そのように思っております。

そこで、当市には、先ほどもちょっと答弁の中でちらっとお触れになったんで、そういった指針というのはあると思うんですが、公金の管理・運用の基準といいますか、そういったものは整備されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

当市におきましては、亀山市公金管理・運用指針が定められております。その指針に基づき管理・運用を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。答弁が簡潔で、進行が速くてありがたいことでございます。

次に4点目の公金の管理状況でございますが、先ほど運用の対象の資金を伺ったところでございますが、現時点の基金ですね、11種類111億ぐらいある基金でございますけど、それも含め公金の管理状況、例えば金額とか各金融機関等々そういったことをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

管理状況につきましては、2月末現在の歳計現金及び基金の管理状況については、歳計現金は決済用預金で運用しております。基金につきましては、基金全体の約7割の68億円を国債・地方債で、約3割の30億円を市債の借り入れ相殺範囲内で、市内の金融機関を中心に7行で定期預金により運用・管理を行っております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

7行で運用・管理してみえるということですね。百五銀行が指定銀行ということになってございます。

次に、ペイオフの全面解禁に対する公的資金の保全措置及び運用についてということで四、五点お尋ねしたいと思います。

ここで、お手元にちょっと配付させていただきました、これまでの金融機関の歴史といいますか、この十数年の動向でございますけど、ここ10年間の金融情勢というのは、世界的な不況やいろいろ目まぐるしいほどの変化があるわけでございます。平成7年に、ここに書いてありますように、コスモ信用組合、また兵庫銀行が破綻しました。また、平成9年には北海道の拓殖銀行が経営破綻ということで、またそれに続いて平成10年には日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の2つの政府系の銀行が経営破綻したということでございます。それから11年にゼロ金利政策が開始されまして、ずうっと金利が今そういった状況で続いているわけでございます。平成15年にりそな銀行と足利銀行が破綻しまして公的資金が注入されたということでございまして、その後、こういったことを踏まえて、平成17年にペイオフが全面解禁となったわけでございます。これまでは預金保護をずうっと政府が投入したりそういうことでされてきたんですが、ペイオフが全面解禁した後、19年度に今回の会計管理者制度というのがスタートいたしまして、その後、平成22年に日本振興銀行というのが経営破綻しまして、これがペイオフ全面解禁後の我が国最初のペイオフが発動されたということでございまして、このときは大変預金者が困ったといったことがありました。これが昨今の金融機関の主な出来事でございます。

そういった状況の中、公金の運用は、安全な金融機関を選択するということが基本として、地方自治法の趣旨を実現しようとする観点からも、安全な金融機関の選択が重要であると。そういうことは当然のことでございますけど、当市はどういった点に留意して現在の金融機関を選択されたのか。確かに当市の場合は5万人都市ですので、大都市とは違いますのでそういった金融機関の選択も限られてくると思うんですが、どういったお考えで選択されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

当市では、公金管理・運用指針の運用先金融機関の選択基準に基づき、金融機関の経営状況を把握し、安全な金融機関を選定し、預託を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

簡単・明瞭なお答えで、ありがとうございます。

ほかにもいろいろあると思いますが、指定金融機関ですね、百五銀行。それとか収納代理機関、先ほど7行とか言われましたんですが、今言われたような経営分析とか、格付やら自己資本比率、あと株価等の分析が必要と。取引銀行の決算書等々を見たりするのも大事だと思います。これは公金運用の管理体制が必要でありまして、より専門的で高度な判断ができるような運用のための外部の専門家、そういった専門機関の活用が必要になってくると思います。

当市の状況でございますけど、外部の専門家とか専門機関にはそういったことを委託しているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

当市では、金融機関の確実性が前提となることから、金融機関の経営状況を把握するため、民間業者に委託契約を行い、財務内容や格付、株価の経年変化の分析の報告を受け把握しておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

その民間機関というのは、委託しておるというんですが、どれぐらいの長きにわたってやってみえるのか、その期間がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

期間については資料を持っていません。また後ほど報告させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

また、庁内に当然あると考えておりますけれども、公金の管理運営組織でございますけど、どういった体制をとってみえるのか。どういったメンバーで公金の運営組織をつくられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

当市では、公金の安全かつ有利な管理方法について協議を行うため、亀山市公金運用対策会議設置要綱を定め、企業会計を含む室長級をもって組織を構成しております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

ペイオフが全面解禁になった状況下で、現在の経済状況はいろいろ皆さんご承知のとおりでございますけど、安倍政権に変わってから株価もかなり上昇しまして、特に安倍政権からインフレターゲット2%ということを目標にやってみえるんですけど、ご祝儀相場か知りませんが今どんどん株が上がっておる状況でございます、これがずうっと続けばありがたいと思うんですけど、なかなかデフレ脱却というのは難しいと私は考えておるところでございます。

万が一にも取引銀行が破綻した場合、そういうことはないと思うんですけど、そういったことに備えるために公金の保全策というのが必要になってくると考えます。銀行が破綻した場合の保全策というのはいろいろあると思うんですけど、預金と現在借り入れされている借入金の相殺やら、決済用預金に預けるとか債券の運用等々があると思いますが、当市は公金の保護策といいますか保全策、どんな方法をされているのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

これも管理・運用基準指針に載っておりますとおり、借入金の相殺範囲内での預託になっております。また、それに余分な現金が発生すれば、国債と地方債を購入して運用を行っております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どこでも預金と借入金の相殺というのはやっていることでございますけど、銀行が今後破綻するということも、ないということはないんですけど、少ないかなとは思いますが、万が一ということもありますし、そういったことになった場合に、幾ら相殺契約が結んであっても、これで全部解決するとは思っておりません。というのは、破綻した場合、その借入金を相殺する手続というのはかなり年月もかかりますし、そう簡単にただ相殺契約を結んでおるだけで解決する問題でもないし、おまけに、何億という市の借入金を銀行が責任を持つということによって、そこへ預金している市

民の1,000万以上の預金が、わかっている方はいいんですけど、わかってない方は犠牲になるということになりますので、その辺のギャップの問題もあると思いますが、いろいろ難しいこともあると思います。

次に、公金というのは当然、先ほども言いましたんですけど、市民の税金でございまして。その運用に関してはハイリスク・ハイリターン、そういうところが望めない。そういうところではございまして、ペイオフ解禁によりまして、利回りのよい預金とか大口定期とかいろいろあるんですけど、ただ、そういった銀行に大口定期を預けておけばいいというような時代は、先ほど言いましたように二十数年前と。そういった時代はよかったですけど、それこそ3%、4%もつけば何千万というお金が入ってよかったですけど、今はもうそういうことは望めません。

そういった中でも、やはり地方自治法にもありますように、最も有利な方法で運用しなさい、利子収入を最大限に図ることが一応求められておるわけでございまして。恐らく全ての自治体でもこの辺のところでは困ってみえると思うんですけど、とにかくリスクの高いほうに上げてお金が減ったらたまらないし、しかしながら、こういった財政状況の中、少しでも利子収入を得なければならない。そういった矛盾があるわけではございまして、その辺のところ、全体の資産を減らさないようにある一部の中で安全かつ有利というのなかなかないんですけど、市長が何度も行財政改革の徹底した推進ということをおっしゃっていただいているところから、こういった公金の運用に関しても少しでも利益を上げる方法ですね、少しは冒険をするのかと。その辺の市長の考え方をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、どうぞ。

○市長（櫻井義之君登壇）

低金利時代でございます。しかし、地方自治体としては、公金をいかに安全で効率的に管理・運用していくか、これは本当に大きなテーマでございます。したがって、先ほども会計管理者が答弁させていただきましたが、現在、亀山としては、基金運用等々は7割は国債・地方債で回すと。それ以外につきましても市内の金融機関を中心に7行で運用する。それも金融機関の株価チャートの分析とか、あるいは格付でありますとか、こういうものもしっかりとその都度、それから利率の問題につきましても非常に細かく把握をし、その上で一番最適なものを運用するように、これは常に報告がありますけれども、その中で判断をさせていただいて運用していくという、地味なことなんですけど、努力をしております。

多分議員がおっしゃっていただくのは、もう少し高配当であったり、こういうものに対して安全性を担保しながらも考えてはいかかかというご趣旨でございますけれども、自治体としては、やはり安全性をまず基本に、あと利率を確実に見きわめて基金等公金の運用を行っていきたくて。少しハイリスクな金融商品、株価、有価証券、デリバティブ等々は、現在その運用を考えてはおりません。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

先ほどの業者の委託時期ですけど、ペイオフ全面解禁後、毎年、民間業者に委託を行い、金融機

関の経営状況を把握しております。期間は15年4月からやっております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

15年4月からずっと同じ機関で委託しておるといことですか。わかりました。ありがとうございました。

先ほど市長から方針といいますか考えを聞いたわけですが、確かに安全かつ有利な方法という地方自治法のその規定自体がおかしいと思うんですね。そんな安全かつ有利な方法ってあるわけじゃないですか。あるわけないと言ったらおかしいけど、そんなら誰でももうかるというような話ですね。その冒険というのは僕もちょっと言い方がおかしかったんですけど、やはりハイリスク・ハイリターンは、個人の責任で株を買うなりしてもらいたいんですけど、行政としてはなかなか難しいと思いますけど、きょうび国債でも元本割れもありますし、なかなか国債を買っておれば安全やということも言えませんので、その辺もよっぽど勘案しないと、いや、本当にきょうびは怖いのです。その辺は慎重に、市長は慎重やでその辺は大丈夫やと思いますけど、十分、少しでも利益が上がる安全かつ有利な方法でひとつよろしく願います。

次に、これからは、運用体制の充実も大事なことでございますけど、主体的な情報開示、これも市長がふだんから透明性を確保すると何度も言ってみえますね。新しくなってから、これからもそうすると。そのように言ってみえますところからいろいろ考えるわけですが、こういった公金の当市の運用の方針ですね、どこでどうしておるとか。今でも少しは流してみえると思うんですけど、できるだけわかりやすく市民の方々にホームページ等々で、公金の運用方針やらプロセスやらその成果、成果はなかなかないと思うんですけど、それを積極的に報告したり開示したり説明したりする必要が有ると考えておりますが、このことについて市長はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

公金の安全かつ有利な運用を行うことを前提に、公金の運用方針、それから仕組みが整備されておるところでございます。この運用成果などにつきましてもホームページの決算において開示を現在もさせていただいておりますが、今後もこれは続けていくと。まさにアカウントビリティの一つだろうと思っております。説明責任ということでございます。

それともう1点、やっぱり今、財政改革が大きな焦点でございますが、なかなかやっぱり予算・決算の中では、行政実態の中での、今回ご質問いただいておりますが、いわゆる会計システムと日常的な資金の動きにつきましてはなかなか見えにくいところで、しかし、大変重要なところでございます。したがって、資金のショートをいかにしないか、それから将来にわたって安全に今の借入の返済ができるか。これは財政政策上はそうなんです、例えば昨年の特例公債法案等々で、国費が入ってこないという中で多くの自治体が借入れを起さなくてはならんという事態になりまして、資金がショートするという状況がございました。こういう問題についても、なかなか実態の中で、亀山は非常に影響は少なかったわけですが、見えにくい分野でございます。しか

し、こういうことにつきましてしっかりとアカウントビリティを發揮していくと、情報をわかりやすく共有していくというは大変重要な視点であるというふうに考えておりますので、そこらは工夫をしながら、前段のところとあわせて情報提供を行っていくという考え方を持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。確かに基金なんかに関しては絶えずインターネットで出していただいておりますけど、少し細部にわたったことも今後よろしく願っていたと思います。

とにかく今の時代は、公金の管理・運用というのは大変難しい問題だと考えております。地方自治法による先ほど言いました最も安全で有利な方法というの、なかなか現実的ではないと、そのようにも考えます。今後は、公金の管理・運用に関しましては十分注意しながら、ある意味、少しでも利率を上げていただければと思うわけでございます。

次に行きます。

次に、障がい者福祉の関係でございますけど、先般、先ほど森議員も少しこれに触れられて、障害者総合支援法のことでございますが、新しく一部法律が変わりまして、全体の概要について少しご説明もあったわけでございますが、正式名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、このように長たらしい名前になったわけでございます。これを簡略したのが障害者総合支援法といったわけでございます。この概要でございますけど、それについてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の改正でございますが、平成22年1月の障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国の基本合意文書では、障害者自立支援法を廃止して新たな法律を制定することとされておりました。その後、平成23年8月には障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言が取りまとめられ、昨年6月に可決されたものでございます。

この法律の施行によりまして、先ほど森議員の質問にもお答えをいたしました。本年4月施行分としまして、題名の改正、それから障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や、障害者の定義に難病などを追加し、また平成26年4月施行といたしまして、障害者程度区分を障害支援区分に変更すること、ケアホーム、グループホームの一元化などの見直しが行われることとなります。また、総合福祉部会の提言の内容のうち、検討に時間を要するものにつきましては、同法の附則第3条で検討規定を設けまして、施行後3年をめどに見直しの検討を行うこととされておまして、今後、障害者及びその家族等の意見を反映するための必要な措置を講じつつ検討を進めていくものとしております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

この障害者自立支援、旧自立支援法といいますのは平成18年に施行されまして、身体、知的、精神の3つの障がいに対する福祉サービスの一元化が図られて、制度改革の一步前進と、そのように言われたわけでございますけど、最初からこの自立支援法というのはいろいろ問題があった法律でございました。平成22年6月にも一部改正されて、また23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、そしてまた本年4月から障害者総合支援法と。

そういったことになったわけでございますが、これは新しく一部変わったということでございますけど、6項目ぐらいあったと思っております。この中で、2番目に基本理念というのが新たに加わったわけでございますが、なかなか読んでも理解しがたいわけでございます。具体的にこの基本理念につきまして、簡単に短くて結構ですので、ご説明願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この基本理念につきましては、平成23年7月に成立しました改正障害者基本法を踏まえまして、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりなど、障害者基本法の第1条の目的に掲げられておりました事項、それから障害者基本法の第3条の地域社会における共生、また第4条の差別の禁止、こういった項目で掲げられておりました事項を基本理念として第1条の2に掲げたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

以前の障害者自立支援法というのは、障がいのある方々の自立を支援する法律という意味合いを持った「自立」というようなネーミングが強かったと、そのように思っております。この自立といった表現が強いものであったために、今回は名称自体をこういった長たらしいような法律にもなったということで推測はするんですけど、名称だけ変更して看板のかけかえといいますか、中身が伴ってなければ何にもならない、そのように考えるところでございます。

次に2つ目の、障がい者の範囲についてということでございますが、これも森議員のときに、要するに難病が加わったということでございます。少しご説明はあったんですが、難病でもいろいろございます。対象になる難病というのはどんなものか、具体的にご説明願います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回新たに加えられました難病でございますが、障害福祉サービス等の対象となる疾病として、パーキンソン病、それから筋萎縮性側索硬化症、ALSと申しますが、こういったものなど難病が130の疾病に及んで規定をされております。なお、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る今後の検討を踏まえまして、これも見直しが行われる予定というふうに伺ってお

ります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

自立支援協議会のことも聞こうかと思ったんですが、先ほど森議員の質問の中で自立支援協議会も活発に活動されているようなことを聞きましたので、これは省略させていただきます。

最後でございますけど、障がい者福祉計画と障がい福祉計画についてということでございます。

当亀山市には、この2本立ての計画があるわけでございます。この2冊でございますね、まるっきり同じような、障がい「者」がついているのとはついてない違いだけで、2種類あるわけでございます。片方は、聞いてますところによりますと、その根拠法令というのが旧障害者自立支援法と障害者基本法ですか、それに基づいてこういった本が2冊できておるということでございますけど、片方の障がい福祉計画のほうは3年ごとに見直して、24年から始まって、24、25、26の3年の計画がこの障がい計画ということで、これが28年までの長期計画ということでございますけど、中身をちょっと見ますと余り変わらないし、わかりにくいということでございます。確かにこっちは3年ごとのに分けてつくってあるんですけど、その辺のところはなかなかわかりにくいということで、できましたら、なぜ2つあるのかとか、そういうことをちょっとお尋ねしたいと思えます。わかりやすくご説明をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず障がい者福祉計画でございますが、障害者基本法第11条第3項に基づきまして、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画でございます。障がい者全般にわたる総合計画と位置づけられるものでございます。また、第3期障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づくものでございまして、障がい者福祉計画の中の障がい福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっております。

内容につきましても、障がい者福祉計画のほうでは、基本理念のもとに基本目標3、実施目標6、施策項目30を掲げておりまして計画を進めております。また、障がい福祉計画につきましても、3年間を期間としておりまして、現在、平成24年度から26年度までの期間中となっております。地域生活への移行の目標値や、ホームヘルプ、就労継続支援などの福祉サービスの目標値を掲げて取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ことしの4月よりその法律が改正され、障害者自立支援法が総合支援法に変わったわけございまして、こういったことが今後、当市のこの2本の障がい者の福祉計画、これに対してどんな影響があるのかと。その辺のところ、あるのか、ないのか簡単に結構ですので、極端に、ないのならないと、それだけで結構です。お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

簡潔にということですが、障がい福祉計画の見直しにつきましては、国から、第3期計画が策定されたばかりであることなどを踏まえまして、27年度から第4期計画の作成プロセスから実質に反映をさせていくというふうに聞いておりますので、次期計画で大きく見直してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

次期計画で見直していきたいということですね。

もう時間もございませんので、もう1点だけお尋ねしたいと思いますが、障害者総合相談支援センター、福祉センターにあいというのがございますね。平成19年から亀山と鈴鹿市と連携してやっておるわけですが、その現在の活用状況といたしますか、それについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障害者総合相談支援センターあいの活用状況でございますが、職員体制とか相談件数という面でご答弁を申し上げます。

鈴鹿、亀山の圏域で実施しておりますあいの職員体制につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士等で、身体、知的、精神の3障がいに対応した相談支援を行うために必要な知識及び技術を取得した実務経験者を配置しております。職員数につきましては国の事業も含めまして11人でございまして、そのうち亀山市にはサテライトとして2人が総合保健福祉センターあいの2階に常駐して事務所を構えております。

相談件数につきましては、亀山の分でございますが、平成22年度件数は2,128件、23年度は2,591件、平成24年度はこの1月までに2,240件となっております。増加しております。今年度の場合、前年度より上回ってまいるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

とにかくこの障害者自立支援法というのは始まる当初からいろいろ問題があった法律でございまして、今回、一部改正されたわけですが、看板だけ立てかえて中身が伴わなければ何にもならない、そういうことございまして、一番大切なのは、障がい者の方々が地域で安心して暮らせるということが一番大事だと思います。今後そういったことに対して一層努力していただきますようお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定してしておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りいたします。質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時51分 散会)

平成 2 5 年 3 月 1 4 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

平成25年3月14日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川憲行君	2番	高島真君
3番	新秀隆君	4番	尾崎邦洋君
5番	中崎孝彦君	6番	豊田恵理君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	栗田恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 山川美香
書 記 高野利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

皆さん、おはようございます。

昨年12月議会で通告しながら、私の時間設定不足じゃなしに、実はもうちょっと資料を調べたいがために延ばしました。行政の言われます想定外大雨についてであります。

私は、昭和49年の大雨は、神辺大橋、川崎の金瀬橋が残り、新規につくった山下橋や白鳥橋ほか多くの橋が流され、河川氾濫もあり、このときは想定外の大雨であったとの認識は間違っているのでしょうか。

昨年9月8日の大雨で、地元でも浸水被害が多くありましたが、私の隣を被害事例に挙げたのは、昭和49年以降に設置された都市下水路の不備と道路かさ上げが原因の被害であるからであります。

被害状況を行政に話し合いを求め、昨年9月30日の2回目の大雨までに確定して、10月2日に鈴鹿建設事務所の中野副所長と草深氏、亀山市から三谷、高士両部長と服部、西口両室長に現地で説明をして話し合いをしました。2度目の9月30日の大雨は、前回より多く、私の家もあと3センチで床下浸水でございました。

まず初めに、都市下水路の設置のときに説明をされたのは、後の収入役で退職されておりますが、地元説明のときに、昭和49年の大雨は吸収する設計であり、大丈夫と豪語されました。豪語とは、行政が責任を持ちますという意味ではないんですか。その場限りでの責任が逃れられるんですか。今回の雨でも排水ができず、隣は床下浸水の被害を受けたのです。この責任は行政にあると思うから、私は質問するのであります。

亀山市が施行した都市下水路が妥当な設計であったのか、想定外であったのか、まず見解を確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

15番 片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

おはようございます。

片岡議員のほうから、昨年の9月の大雨についてご質問をいただきました。

昨年9月には、8日、18日の集中豪雨と、30日の台風17号により市内各所で雨水排水路が越流し、浸水被害が発生をいたしました。とりわけ能褒野地区では、雨量観測点はございませんが、近隣の観測点、例えば能褒野町から南南東へ約4キロ、鈴鹿市の国府町では、9月8日の午前5時から6時の1時間に75ミリ、9月30日の台風17号のときには、午後4時から5時の1時間に90ミリの降雨がございました。3回とも、排水路の設計以上の降雨があったものと考えられ、都市下水路があふれ、浸水被害が発生をいたしました。

この都市下水路は、地区の雨水排水対策として昭和53年から55年度にかけ施行したものでございます。その設計には、当時の設計基準でございますが、10年確率、10年に1回は越流するといった基準でございますが、降雨強度式によりますと、時間雨量75.1ミリが採用されています。今回は、その設計基準以上の豪雨があったものと考えられ、浸水被害に遭ったものと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

想定外の大雨だったということを確認させていただきました。

議場の皆様には、写真とかいろいろ見てもらったらようわかると思います。後ほど、レベルで測定した数値は申し上げます。その写真の中に、レベル測定している写真があるわけなんですけれども、この服は交通安全協会、僕が定年になってからやっておるやつのを借りて、交通安全のためにやりました。だから、道路の真ん中で立っておるときでも、車がぱっと来たかて一応はとまってくれるような状態でしたけれども、これを証拠写真として提出させていただきました。

私は、昭和39年に能褒野へ移住しました。昭和45年に現在の場所に新築するのに、過去の排水不備、確かに何遍か水が来たのはわかっています。被害を受けないために土地のかさ上げもしました。基礎も高く上げました。道路排水への自己防衛はしてきました。家の前には、施工済みの排水溝、半分しか県の施設はありませんでした。三重県から道路排水をせよと言われてまして、排水溝のかさ上げ、あったところは30センチ以上ですけれども、上げました。それで段差をつけて、新しく排水溝もつくりました。それも、自己負担でやれということでやりました。

私の失敗は、そのときの工事の施工後の写真と図面があったんですけれども、都市下水ができたんでもうええわと思ってほった。これが失敗でした。あれがあれば、証拠写真が十分残ったということでございます。

昭和49年の大雨は吸収できると。幅1メートル、深さ70センチの排水溝を設置するときに、私は家の前の玄関と道路との排水溝のレベルを提示してくださいとお願いしたんですけれども、してもらえませんでした。それがやっぱりオーバーフローしたんです。

この排水路は、私の家から下流の2カ所で、要は下がっていつておるやつを天端を上げて、また67メートル先か、また上げると。そういうような施工をされました。そやで、それは何でかとい

うことを話していたんですけれども、10月2日に部長、皆さん確認していただいたとき、なぜこうなんやということ言うたんですけれども、私の意図としては、部長さんはやっぱり理解していただきました。ただ、技術屋さんでない方はちょっとわかりにくいのかなということがありましたけれども、これから人材育成するには、ああいう現場を見に来るときに、技術屋さんだけじゃなくて、事務屋も、室長、部長となっていくのであれば、そういう方も教育のために勉強できるようにしてやっていただきたいと、それが人材育成だと思っていますので、これだけはそのようにお願いしておきます。

2回目の質問として、私の家より、先ほど述べましたけど、21メートルと67メートル、下流でかさ上げして、排水溝が妥当な設計だったんですか。下へ下へと徐々に下げていくのが本当やと思う。上げたがために道路も上げられてしまうたということなんですよ。これは設計ミスではないのかと私は思うんですけれども、それと能褒野神社の西に、写真がありますけれども、金網があって、そこでごみを取るやつ。それを早いところ取ってしまえと言うたんやけど、取ってくれやんだと。設計ミスなんか、金網撤去をなぜできなかったのか、その辺について確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

今回の越流した箇所から下流は、県道辺法寺加佐登停車場線の縦断勾配の変化点に当たることから、都市下水路の天端高を道路縦断の高さに合わせて施工されております。しかしながら、下流に行くほど都市下水路の壁高は高くなっておりますが、都市下水路底は下流に行くに従い低くなっておると。そういうことで、勾配は確保されておるといふふうに考えております。

また、越流箇所は、先ほど申し上げましたように勾配の変化点であることも現地で確認させていただきました。これが一つの要因であるかといったところもありますので、細部の調査もしてまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目の除去用の金網ゲートをなぜ撤去しなかったのかといったところでございますが、当日、台風17号におきまして、私も災害対策本部にいました。そして、災害対策本部の終了後、午後4時過ぎに現地を確認し、このあふれたところにも4時過ぎに現地を見に行きました。このときには、まだ水位は約半分程度といったところでございます。その後、1時間程度の短時間で排水路が越流したということは、かなりの雨であったというふうに認識もしておりますが、このゲートにつきましては、農業用水路に流入することや、直近下流からの暗渠になっていることから、人の進入を防止するためのゲートであるといったことで、地元等の要望もあって設置したものであるというふうに考えております。したがって、撤去については地元との調整を含め、検討をさせていただきたいと存じますが、議員ご指摘のように、なぜゲートを撤去しなかったかと。今現在の状況は、ゲートの加工をしまして、側面コンクリートの一部を加工して、ゲートそのものが水路断面をできるだけ阻害しないように加工させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かにトンネルの中へ人が入っていくとあかんというのはわかりますけれども、あれがなかったら30センチは上がらんだと。あれでスムーズに流れておったら、被害も少なかったということだけを理解しておいていただきたいと思います。

次は、都市下水道より道路が、要は30センチ以上も上げられたということについてでございます。

能褒野地区では、調整池が設置されていない企業が2社あります。不思議な企業誘致で、調整池がないため今回の被害が大きくなったと。農地に対しては法令遵守とかいろいろ言われますけれども、なぜ調整池をつくらせないのかということでございます。

昭和49年の大雨のときに、工場が囲ってあるブロック塀が、内部にたまった水で水圧に耐えられなくなって倒れました。その倒れた水が私らのところへどっと来ました。そのときは、私のところのトイレも満水にされました。その後、その1社は、西側のローリーなどを入れるところにブロック塀を取ってしまったと。それで、今回の大雨でも皆、能褒野西線へ流れ込んだと。そういうことで、余計今回は僕のところの前、能褒野西線を能褒野神社のほうへ水が流れてきて、余計ふえたということでございますので、そこでお伺いしますが、雨水が工場内部で処理できず、能褒野西線へ流出したのは、今回の被害の拡大の原因の一つと行政は判断されているのかいないのか。それと、今後の対策をどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

設計基準以上の豪雨、異常気象による天災というものの1カ月に3回もの浸水被害は、過去にも例がございません。また、都市下水道だけでなく、西側の古河電工の排水路、東側鈴鹿市との境の普通河川と能褒野地区の主要幹線排水路がいずれも越流しておりますことから、議員がおっしゃるように、工場の雨水排水もその一因と考えられます。

しかし、これらの原因は、異常気象のほかに排水路整備から30年以上経過する中で、企業の進出だけでなく、一般住宅の建築による宅地化等の土地利用の変化も考えられるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに家はようけ建っています。けれども、私が思っておる考え方は、能褒野西線に、企業を言うては悪いけれども、企業の排水溝が西を向いて2本あります、道路横断しています。そこをグレーチングにして雨水を取る、そういうことも考えてほしいのと、先ほども言われましたけれども、能褒野の滝のほうへ行っておる水、あそこも鈴鹿市が広瀬の池があると。あその池はこっちを向いて用水路でも何でもないので、その辺のことも、この前もお願いしてありますので、いろいろと考えていただきたいと思っております。

今回、この道路をかさ上げたことについて、一番初めの資料、想定外大雨ですけれども、このA点のところ、これが昭和45年に隣、僕んと同じに家を建てたんですけれども、排水溝をされた写真です。それは写真にもありますけれども、そこを基準プラマイゼロ点としてはかってもらいました。要は、ここに書いてありますけれども、C点のたばこ屋さんの入り口では、当時からし

たら15センチ上げてあるんです、道路よりね。それでも床下20センチたまりましたと。中部電力のマンホールは前回下げさせたけれども、こうやってプラス24.5センチ。それから、私のところはプラス45センチと、これだけ高くしてあるんです。それでも、前回の大雨のとき、2回目のとき、一番高いところでも県道に14センチもたまって、残り3センチで私のところは床下浸水になる場所でした。その辺はまたこれからよう考えて、いろいろと対策をお願いしたいと思います。

私の過去に改善された2つの内容も説明いたしますが、1つ目は、当時は鈴鹿土木事務所が所管であり、所長に電話して、現地で話し合おうと来てもらい、なぜ説明もなく、こんなに道路をかさ上げしたのかと抗議しました。私も、休みをとって会いました。現在は埋め立てられていますけれども、私が工事したんですよ、そこは残っています。そこを高さを見て、これだけなぜ上げんのやと言いました。そうやったら、上げた分も頼むに、道路へ来た雨水だけは道路横断で取りますと。安普請のグレーチングをやられて、やってもろうたのはいいけど、近所からこんなガタガタやかましまいで早う撤去してと、早いとこ撤去しました。

それと2つ目としては、都市下水道が完成しました。それから、現在より6センチ上げさせてくれという話が私のところへ来ました。それは絶対ならんと。やるんなら、掘り返して、あと10センチ以上上げよと言うたんですけれども、それはできません。なぜできやんのやと言ったら、中部電力のマンホールがありますと。何でそれを中部電力へ言えやんのかと。よう言わんのやったら、私が言う。中部電力へ話して、中部電力に10センチでも下げてほしいけど、また6センチでも下げてくれと、下げてもらいました。それでプラ・マイ12センチ下げられたので、僕のところは床下浸水にならなかったんです。その辺だけこれから考えていただきたいと思っております。

隣が工場を移転して遊水地となったんで、あそこへ水が行ったということで、本当に助かったというような状態でございます。

2回目の質問として、今回の被害は、過去の現状把握を考慮せずにした結果であると私は断言できる大雨被害であり、想定外ではなく、想定外みたいなことを言われましたけれども、行政の怠慢と申し上げます。今後、どのような対策を実施して、住民不安を解消されるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

9月に3回の大雨で浸水被害があったといったところで、現在、浸水対策検討業務として、地区の現況を調査・解析し、効果的な雨水排水計画を立案中でございます。まだ最終的な計画まで確定していませんが、排水路の現況として水路の勾配の変化点等で断面が不足する場所が生じております。これは、都市下水道建設当時の断面決定において、満流で計算しておりますことから、勾配の変化点や屈曲部において越流をしたことが原因の一つと捉えておるところでございます。

今後、排水計画が確定いたしましたら、新年度以降、その具体的な対策について順次検討してまいりたいと考えております。

なお、ご指摘の道路高を下げる方法も一つの対応策であると考えておりますが、道路構造や施工時期の問題もあることから、具体的な対策については道路管理者と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

調査してやるということで、道路を下げることは答弁はなかったんですけども、私は、要は道路を下げてくれやんのやったら、家をかき上げしてほしいというのが私の考え方の基本でありますので、またよろしく願いいたします。

田中前市長は、堤防より低いところに家を建てるなど。崖崩れのあるところへ家を建てるなど言われたことがあります。私も、自己防衛はしてきたんですね。それを行政が、要は先を見て歩いてくれやんもんで、こうなってきたんで、今、高士部長が言われたように、検討されると言われましたので、よろしく願いしたいと思います。

この項については終わります。

次の質問は、会計管理者の職務についてであります。

収入役から会計管理者制度へと変更になりましたが、亀山市も税収増加の時期が到来で、不交付団体のときには市民サービスに投資をされ、鈴鹿市民より、亀山市の市民はよいなあとも聞いてまいりました。こんなにも早く税収不足が訪れることを経営会議で議論されていたのでしょうか。膨らませた風船は、何もしなくても簡単にしぼみます。財布のひもを締めるのは市民サービスに影響するため、英断の要る施策と思っておりますが、会計管理者には、金はないけれども何とかならんかといろいろ現場で言われたこともあると思いますけれども、無理な要求があったのか、その辺はわかりませんが、歳入不足をカバーするには、このようにして欲しいと具申された具体的な事例があればお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

おはようございます。

会計管理者の職務として答弁させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

会計管理者の主な職務は、地方公共団体の現金の出納及び保管を行うこととなっております。出納につきましては、迅速・適正に伝票を処理し、早急に支払いを行うこと。また、公金の保管・管理につきましては、安全かつ有利な管理を行うことを考え、職務を行ってまいりました。

ただ、本年度、税収入を含む収入の減少、また平成24年11月期の地方交付税の支出の延期等の原因により、昨年は現金が不足し、緊急の資金調達を迫られました。そのため、経営会議において、各部に確実な収支計画の提出、また支払い日の調整、財政調整基金の繰り入れの前倒しにより支払い資金を確保し、対応を行ったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

収支計画の提出とか、いろいろのことを経営会議で提案されたということです。

2回目として、なぜこんな失礼な質問をしたかといいますと、安倍政権となり、言われているのは、安心・安全な国づくり、世界一を目指すと言われておりますね。世界一なら、安心・安全には、

国は幾らでも金を出してくれるのかということを思います。

ただ、公共事業が多くなって、亀山市の負担金が増えたら私はええと思います。けれども、それほど亀山市も負担できる状態なのかなと、私はそれを危惧しております。

今年のシティマラソンのときに、体育協会の会長が亀山でハーフマラソン、フルマラソンの開催発言をされていまして。市長も聞いていましたね。亀山市には、400メートルのトラックの陸上競技場はつくと、昨年12月に答弁されております。要は、それは資金めどが立たないためにつくと私は判断しておりますけれども、徹底した行財政改革で膨らませた風船を縮めて、子供たちに借金負担の軽減をしていただきたいのであります。

市民の方に、この正月に私が言われたのは、老後生活するには3,000万円ためないかと。3,000万円なんて、そんなものあらへんがや、俺の分もためといてというような話をしたんですけども、借金を先送りして市民負担を共有していただきたいというのが私の考え方でございます。

そこでお伺いしますが、片岡会計管理者も、私も参加した会議できょう提出された議案では、問題が生ずるのではないかと提案され、再調査をして再度提案しますと審議が延期になったことを思い出しますが、私には想像もつかない発言を聞きましたので、片岡管理者は今後、亀山市としてどのような資金確保を具申されたのか、具体的な具申例があればお伺いしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡会計管理者。

○会計管理者（片岡久範君登壇）

具申と申しますか、私、会計管理者として出納事務について感じたことを言わせていただきます。

例えで言わせていただきますと、家庭で例えますと、収入、給料が減少すると、生活費を切り詰めたり、また足りない部分は将来のために蓄えた資金を使われたり、借り入れをされたり、家計をやりくりされると思います。市の会計もそれと同じであると感じさせていただきました。

そこで、会計管理者として歳入不足をカバーするには、今後も厳しい財政状況が続くと考えられますことから、支払い資金を確保するため、基金の繰りかえ運用や一時借り入れ等、最も有利な方法を検討していく必要があると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

会計管理者が言われるように、家の財布と一緒に。それを皆さんに考えてもらおうと。私もそう考えていますので、皆さん、よろしくお願ひしたいと思っております。

次は、農業経営基盤の変更でございます。

昨年12月の産業建設委員会に農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の素案が提出されました。パブリックコメントも締め切りが2月5日でしたけれども、ようけあったのか。私は200人以上あったと思っております。私がこの施策の確認は、農業収入が増加し、荒廃農地が全廃できるのか。雇用確保ができて、市税収入が増加するのかと疑問を感じるからであります。

私の考えているのは、農業基盤の促進は農地の集約に過去の施策の構造改善、3反1町にまとめるといふんじゃなくて、今回は1ヘクタールにするのかなあと。それで農事法人が参入するような

ことを考えてみえるのかと思って、それで就農者をふやしていきたいのかと思っておりますけれども、地元産自給率30%から100%への市長要望を私も拝見しました。そこまで、これも亀山市が参入しての施策なのか、確認させていただきます。

この計画期間は、25年度を初年として今後10年間の見通しと、おおむね5年ごとに見直すとありますが、TPP交渉もあす参加表明というようなことも言われております。平成18年に4カ国で交渉が始まっております。それで22年にアメリカを初め9カ国、23年にはカナダ、メキシコも入りましたけれども、どこまで物が言えるのか。それを、今日本が入って行って、どこまで主義主張が通せるのか、私は疑問に思っておりますけれども、交渉を見守っていきたくと。

要は、この3月で17回目の交渉となり、本年3回で結論を得るといような情報は、私も1カ月ぐらい前には聞いてました。安倍内閣も、これに参加されるなら、5年で見直すじゃなくて、本腰で農業に従事できるのかと私は思っております。

同じ品種の米でも、その地域の土地の質により味の悪い場所と、つくり方でも味が変わるというのは皆さんご承知と思っております。味が悪ければ購入していただけないと、生産者からも聞いております。川崎のライスセンターでは、年度別の搬入量を調査しましたが、平成14年度は1,081トンも、平成24年度では898トンと、七百何十トンという年数もありますけれども、183トンも減少しています。なぜ減少しておるのかというたら、自分とこの米は味がいいで、よそで精米してくるとい話を聞きました。川崎へは深井沢から持ってきても、まだまだ平成14年までは届きませんということも聞いてまいりました。

ここで確認しますけれども、一番初めの確認は、生産者が同じ品種の米をつくるにしても、その地域の土地の質により味が違いますけれども、つくり方でも変わると言うてますけれども、味が悪ければ購入してもらえないと。この農業基盤整備計画には、品質確保も考慮して行政指導なのか、その辺を確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

今回、見直しをいたします亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体を育成するために作成をいたすものでございます。内容的には、農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標などを定めておまして、ご質問の品質確保の点につきましては定めてございません。品質確保につきましては、三重県農業改良普及センターや農業協同組合などと連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

次に行きます。

米、やっぱり味のいいのをつくらんことには、伊賀米みたいに売れやんというのだけは行政も理解しておいてください。甲賀、私の親戚に何年前だったか、40年ぐらい前だったかな、甲賀へ不

幸があって行ったら、何でこんなに米がおいしいんだと。私の実家の米よりおいしかったのを覚えていしますので、味がよければ売れるということも、行政指導として考えてやってください。

次は、農業の担い手、集落営農組織の確保・育成についてであります。

障害者自立支援法の一般質問もありましたが、ある方の農業は、障がい者の自立支援と育成のためにと、できる仕事の雇用も考えて、さまざまな作物を新規に導入して頑張ってみえる方も見えます。行政も、こういう方にはとことん支援をして、障がい者自立支援と考えてやっていただきたいと、これは要望だけしておきます。

この資料の中に、年間総労働時間が、主たる従事者1人当たり1,800から2,000時間とありますが、2,000時間を1日8時間労働として250日となります。250日の労働日数で、年間農業所得の主たる従事者1人当たりを400から500万と計算されておりますが、これはどのような計算をされて、所得税、市県民税、国保税、それから農機具、肥料代と上がってくるのをみんな引いたものか、その辺の算出根拠をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

労働時間目標や農業所得目標は、農業が他の産業と均衡する魅力ある経営となるような形で考えてございまして、その具体的な内容につきましては、県の基本構想との整合も図っているところでございます。

この金額想定 of 具体的なところでございますが、賃金構造基本統計調査報告や就労条件総合調査をもとにしまして、農業とは別の産業の給与、賞与から平均年間所得を算出して、そこに退職金を足すなどした金額が450万から500万円であることから、これと同様の収入になるように農業所得目標を400万円から500万円というふうにしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

やれば450から500万ぐらいにはなるという計算ということだけ思っておきます。

4点目の6次産業に関する事項の中にありますけれども、飛ばしていきます。

1つ、梅についてであります。梅とシソとか書いてありますけれども、この皆さんにお渡ししました写真の中に、オーナー制でやった荒廃梅林でございましてけれども、説明いたしますが、会員募集と一部オーナー制も、私は2回の出資で、3回目の募集のときには脱退しました。資金を集めた荒廃梅林が、いわゆるこの写真であります。管理もせず、組織を解散しても放置したままで、地主に更地にして返還もせず放置された荒廃梅林であります。地主は、高压鉄塔もそばにあり、メガソーラーをと計画しても、農業振興地であり、農地の転用はできないと言われておりますが、アイリス町の宅地なら20年間の特例としてメガソーラーを設置すると発表されましたが、それなら私も20年間設置したいと言われてるのは、どのように判断すればいいのですか。

先頭を切った方が放置状態であれ、地主からは行政経営で梅林を管理してほしいということをおっしゃっております。その中で、梅の計画の売り上げはどれだけか。作付農家の軒数は何軒か。産地の場所を確認いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

梅につきましては、加太や関、太森町などで栽培をされておまして、農家は10軒程度、面積は約1.2ヘクタール、売り上げにつきましては、10アール当たり20万円程度と伺っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

能褒野にあるのは、1ヘクタールあるのな。それでもやめていくの。その辺、よう考えておいてやってください。

次は、用地の利用集積に関する目標の中に、効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積のシェアの目標60%と記載されておりますが、現状の水田3ヘクタールを1ヘクタールの土地に集約して効率化するならわかります。私は、農業振興地の能褒野の畑地も、1ヘクタールを3ヘクタールか5ヘクタールに畑にするということを言われていますので、能褒野の畑地も1ヘクタールを5ヘクタールに利用集積なのですか。その基準はどのようにつくられたのか、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

利用集積に係る60%の考え方についてのご質問だと思いますが、この農用地の利用集積は、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作が困難となった農地などを、効率的かつ安定的な農業経営を営む方へ利用権設定などにより農地を集約するというものでございます。

この目標の60%は、畑地を含めた農地を担い手農家や集落営農組織に集積する目標値でございまして、目標年次をおおむね10年先とするところでございます。

また、この60%は三重県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、この利用集積に関する目標値と整合を図っておりまして、10年先には高齢化により農家数が大きく減少して、農地集積により経営規模の拡大が予測され、特に水田におきましては、三重県下におきまして約1万6,000ヘクタールの流動化が見込まれ、10年後の農業構造、農業経営体の展望など総合的に判断して、この60%という数値を決定したところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

言われるのはわかります。そやけど、農業経営基盤の強化と税収増加、雇用の確保には、私は行政経営として農業に参入する必要があると思っております。行政支援は、予算面だけでなく、行政職員の人的支援も必須条件ではないのですか。

支援をどこまでされるのか。三重県と言われますけれども、鈴木知事は何と言われているか。いつまでも財政支援、人的支援をするなら、県が直接事業をやったほうがよいと発言されているのを聞いていますか。それだったら、亀山市としてどこまで支援をやられるんですか。もう一回確認

します。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、亀山市では農業の担い手に関する人・農地プラン作成に関する人的支援、また農地の保全におけます耕作放棄地解消に係る人的支援、さらには地域資源を生かした特産品の発掘に係る人的支援など、職員みずからが現場に出向きまして、農業者と連携した施策に取り組んでいるというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

それが本当に機能するように、農業収入が上がるようにとっておきます。

その中でも、北海道でいいことをやっておって、年間17億ぐらいいは稼いでおるといようなことが新聞に載ってましたので言いますけれども、農業ファンド施策で働く場をつくり出せという新聞記事を読まれましたか、私ここに持っていますけれども、6次産業化の新会社は、農林漁業者を筆頭株主にして、加工や流通、販売企業からの出資を募って株式会社として発足させ、その新会社にファンドが地方自治体や民間と協働する組織をつくると書かれておりました。その事例がジネンジョ、加太でもつくられていますけれども、収入が大きく増加したという事例が載ってました。

北海道では、農家と農協が協働でナガイモをすり、パック詰めの台湾向け輸出、年間17億円を稼ぎ出している。その売り上げで農家も年収1,000万円以上と、収入増加の農家が相次ぎ、若い後継者や農業従事者も育ってきたと、今年の11月26日の新聞で発表されています。

職員も、これを読まれて提案されましたか。これも、行政経営の第一歩ではないのですか。農業経営に口を出すのなら、収入確保と雇用確保ができないのかと私は思っております。要は、農業従事者の収入確保をしてやっていただきたいというのが私の考え方です。

要は、この施策を農業振興地域施策と農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を合体させて、同じことができやんのかと。私は2つも法律は要らんとする。農業振興するならするんで、1つの法律としてやっていけやんのかと思うんですけども、長い答弁でいいでじっくりと聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

要点をまとめてご答弁させていただきます。

この農業の基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき作成しておりまして、また農業振興地域整備計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づき作成するものでございます。その点から、根拠、目的、内容などが違いますことから、これを1つにすることはできないというところでございます。

しかしながら、現在、農業振興地域整備計画の見直しを行っているところでございまして、その中では農業上の効率かつ総合的な利用の促進と相まって推進するということが必要事項になってお

りますことから、この基本構想を反映するというにしております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いたら、反映するという事は、いろいろ考えてもらえると。要は、今は農業基盤整備やけれども、今度の農業振興地域整備計画のときにはいろいろ考えると。いい答弁が出てくるのを待ってます。

その次、法令遵守と言うていいのか悪いのかどうか知らんけれども、能褒野には工業専用地域と指定しておきながら、企業誘致の努力もせず、農地で売約済みでも地目変更ができないため、権利移転ができない工業専用地では、農地の税金と雑種地の税金、要は今は畑のままになっておると、荒廃農地。そやけど、売ってあると。そやけど、地目変更ができておらんと。その土地について、1ヘクタールでは、要は1町に農地の税金と雑種地の税金とどれだけ市税の減収額になるのか、教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

農地は能褒野地内の工業専用地域周辺に所在する畑といたしまして、また雑種地は、仮に宅地並み雑種地とした場合で試算してみますと、畑が1ヘクタール当たり約1万5,000円、雑種地が150万円となりますので、変動率は100倍となるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

荒廃地で放っておくよりも、農地で1ヘクタールで1万5,000円やったら、150万にもなるんやったら、そういうことを考えてやってよ。それを皆さんも望んでおると違うの。買った人も、それを承知で買ってござるんやろう。

質問はこれまでとしますけれども、新聞の中に、「丸投げ農業、土地の集約進まず」「場当たり方針矛盾生む」「消えた農地10倍目標」と。行政側からしたら、もう制度を変えてほしくない。これが日本経済新聞に載っていました。

質問はこれまでですけれども、国分部長、私が議員になって一番初めに環境に見えたときに、いろいろ厳しく言うて国分さんを責めたとよく言われました。それで、国分さんのここが薄くなっていったのはおまえのせいだと言われましたけれども、私も実はちょっと薄くなりました。こんなになるつもりはなかったんやけど。長いことご苦労さんでしたけれども、最後の農振地のあれのことについてもちょっと考えると言われましたので、納得したのかせんのかわからんけれども、今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

(午前10時59分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

昨日は、福沢議員が質問されたのに関連するわけでございますが、亀山市の防災行政無線の固定局についてお伺いしたいと思います。

この固定局につきましては、旧関町に設置されておるわけでございますが、この中身の無線広報の現状について、広報基準なり広報内容。規則の第4条には、定期通報、それから市以外の機関、その広報と、また緊急広報というように細かく基準が定められておりますが、現在、その利活用について、どのように利活用されているのか、まずお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

防災無線の現状についてというお尋ねでございます。

広報業務を担当させていただいております関支所のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの議員のご案内のように、規程で定められております。

防災無線の運用につきましては、亀山市防災行政無線（固定局）の広報に関する規程に基づき実施しております。

第3条の規定におきまして通報事項を、第4条に定めております広報基準に照らし合わせ、広報をさせていただいているところでございます。

広報の主なもの内容につきましては、第3条第3項の市政の普及・啓発及び周知連絡等、広報に関する事項で担当室から依頼を、また各種団体からの依頼に基づき広報させていただいております。

今の現状としての実績でございますが、担当室からの依頼によりまして、献血、選挙の啓発、火災予防、納涼会、街道まつり等イベントの関係を、平成23年度に15件、平成24年度に18件広報させていただいております。

一方、各種団体からの依頼につきましては、コミュニティ活動、または各種団体の行事のお知らせに関するもので、それを所管する担当室からの承認を受けて、平成23年度に14件、24年度に17件を広報させていただいております。

以上が現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

これは、防災行政なんですね。今のは行政ですね。防災については、何も広報はなかったのか。

本来、これは防災行政無線で、行政と防災、あと防災なんですね。防災とついておりながら、防災に関することが一回も今報告になかった。

この施設は、平成7年に防災行政無線として、旧関町は約1億1,800万で整備をした事業でございます。そのうちの9,960万円、約9割以上を産業再配置促進整備補助金を充当して、その当時、町民の要望に応じて整備されたもので、18年が経過しておるわけです。しかし、これはアナログでございますので、地デジに急遽切りかえていかなければならないという大きな課題も抱えておるわけでございますが、先ほど言いましたように、防災なのか、行政無線なのか、ほとんど今のは行政サービスが大半であって、本来の防災に関する通報が何も入っていないと。

規程第4条に、広報基準にはいろいろ書かれております。緊急広報に使うために、今は、例えば火災予防が今月から始まっても、サイレンが5回鳴るだけであって、わからんわけです。であれば、火災予防でサイレンを鳴らすのであれば、その後、今から春の火災予防が始まりますから、火災に注意してくださいと、注意喚起するというのもしてない、ただサイレンを鳴らしたと。それから献血やイベントだとか、ほとんどは亀山全体から、関だけ広報すればいいのか、それにかわる広報を亀山全体でしておるのかと。非常に不公平がある、格差がある。この防災行政無線は、関だけでそれだけ必要なのかということについて、非常に不公平があると。

この間の選挙のときも、朝から晩まで投票へ行きなさい、投票へ行きなさいということをおっしゃるだけですね。関は、それだけ投票率が悪いのかと。行く人が少ないので関に広報を流しておるのかと。非常に不公平、不平等という状態の中で、誰がどういう基準でこの防災行政無線を活用しようとしておるのかということ、一遍防災に関してもう少し、今非常に防災に関する市民の意識も高まっておる、安心・安全のために、本来ならば警報が出たときとか、関西線がとまったとか、名阪、1号線がとまったとか、それから亀山市内で避難誘導されておるとか、避難勧告が出たというようなことは、今まで一切ないんですね。旧関町の場合は、警報が出たら、学校へ行かなくてもいいようなことも広報で流しておったけど、今は一切流してない。だから、これは行政無線じゃないしに防災行政無線なんですけれども、その辺の取り扱いをどのように考えてみえるのか、お考えをお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災行政無線は防災なのか行政なのかというところでございますけれども、無線局の免許状には防災行政用を目的として許可をされておりまして、その通信内容を行政事務に関する事項として免許をされております。この防災行政とは、災害対策基本法に基づきます災害の未然防止、災害時の応急復旧活動などのほか、地方自治法に基づいてなされます全ての行政活動を言っております。よって、市が行政事務として判断した場合であれば、無線を使って通報しても構わないということになっております。

現在、警報等広報基準に照らし合わせて発信をしていくような基準になってございますけれども、同報系防災行政無線の周知につきましては、警報発令から発報までにタイムラグが生じますほか、深夜に発令された場合の広報のあり方などについても、今の基準について検討もしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

だから、本来の防災行政無線の利活用が満たされておらんと。旧関にとっては、宝の持ち腐れに等しいと。本来の規定されておりながら、規定を遵守せず、要請に応じた広報だけを流しておるといふのでは、本来の利活用が果たされておらんのじゃないかというふうに思います。

そういった意味において、今度はJアラートが設置されて、それに伴う緊急瞬時の広報についても、メールとかテレビということをやるといふことですが、そこらを含めて、これは前から櫻井議長が言っとるように、亀山全域にやるべきだということを前から議会からも提案されております。これを行うことによって、今の緊急時にいかに瞬時に市民全域に注意喚起をするかということが大事だろうということは前からも言われておりますし、今回も国においても緊急経済も含めて、本年度予算でもかなりついておりますし、本年度も周波数の有効利用による自治体が整備する防災行政無線等のシステムについて整備の費用を補正すると、総務省からも、まだ補助率は出ていないけど、こういうのが出ておりますけど、約8億から10億かかるだろうと言われております。そういったことをやること。

それから、きょうもPM2.5の市町村の説明会があったと思います、県で。それについても、県は注意喚起を、平均濃度が1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合は、ホームページで注意喚起をすると。それについては、市町村にも別途ファクスや電子メールで伝達を使える方針を示すとともに、市町村内での連絡体制の整備状況を整えよと言われておるのに、どのようにして、Jアラートにしても、今のPM2.5にしても、あらゆる災害にしても、それを瞬時に市民に知らせる方法としては、どのように知らされようとしているのか。市長は、マニフェストでも重点施策のまず第一、まちの防災力を強化、総合的な防災情報の伝達システムの構築をやりたいと書いてあります。そこらについて、具体的に市長はこのような状況の中で、防災行政無線がせっかくありながら有効に利活用してない。それをもっと有効に活用すると、大きく格差が出てくる。やっぱり市内全域にしようと思えば、8億円かかるか10億円かかるにしても、今、国の総務省はこの補正予算でもかなり整備をする予算をつけるというておるんですね。だから、この際、先行して、鈴鹿市においても海岸線は九十何ぼの防災スピーカーをつけたということは報道されておるんで、内陸部は内陸部としての国からの情報伝達をいち早く市民に知らず方法には、防災行政無線を全域に、瞬時に伝達できるシステムを構築すべきであると思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

今、従来からも検討を進めてまいっておりますけれども、災害時におきます本市の情報伝達の仕組み、これを重層化させる必要があるという認識を持たせていただいておりますのでございます。

きのうも福沢議員、それから高島議員からお話ございましたけれども、現在といたしましては、市民への情報伝達方法として、財政状況等も勘案しながら、中核となる伝達手段が、果たして

何がこの亀山の特性に合った形で、適切なのかを見きわめてまいりたいというふうに考えておりました、本市として重層化を視野に入れた総合的な情報伝達システムの整備についての検討・研究を重ねておるところでございます。

それぞれ一長一短がございますので、今の同報系の固定局を全域に張りめぐらすのがいいのか、あるいは昨今、既にエリアメールとか、あるいはスマートフォン等々での伝達の仕方、あるいは従来の既存のケーブルテレビ、インターネット、それぞれの特性がございますので、これらにつきまして、本当に今後の亀山市としてどのような仕組みが最も最適なのか、このところをしっかりと見きわめてまいりたいというふうに思っておりますし、きのうのFMラジオの件も一つの提案であろうと思いますし、この同報系の扱いにつきましても、その中でしっかりと見きわめさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

見きわめる、そんな時間はないわけですね。今こうやって11年から災害が起こって、いつ何があるかわからん。北朝鮮が戦時体制に入っておるという中で、いつ何どき起こるかわからん。国民保護計画もあれば、いろんな上位計画もあるんですけど、もう検討しておる時期じゃない。それは今市長が言われたように、メールだとか、FMラジオというけど、それは限られた方ですよ。お年寄りとか、夫婦で住まわれている方については、今のシステム、情報伝達でなかなか受け答えできない。全て今通報すれば一斉に亀山全域にマイクもつけて、端末機もつければ、全ての人が注意喚起できる方法はこれが一番いい方法だろうと思います。確かにテレビも結構、メールも結構ですけど、それを扱えない人もようけおるわけです。

だから、そこらはこの際、国の補助金も今回も補正で上がっておるのをうまく利活用して、いち早く取り組む。ほかの市町村は、特に海岸線あたりはほとんど国の補助金を使って整備されておる。中山間については中山間の事情があると思うけど、今からその選択をして一番いい方法なんて、そんな選択するのにようけあるのはわかっておるんですよ。私は、防災行政無線のスピーカーで、固定式が一番いいだろうというのは、前の同僚議員も言われたように、いち早く整備することが一番いい。

財政が緊迫しておるといっても、市民の生命と財産をまず守ることで、それから財政が成り立つのであって、まず生命と財産を守ることによって市政が成り立っておるのであって、財政が厳しいからできない。財政といっても8億か10億かと、きのうも出ましたように、まちづくり基金が10億円、これは用途にはいろいろあると言いますけれども、ここらで寝かしておく基金があるんだったら、いち早く生命と財産、喫緊の課題として整備するのは市長の政治判断やと思うんです。

おととい、私も質問させてもらったように、自分の報酬を決めたのは政治判断で決めたといいますが、やはりこういうことを決めるのが政治判断であって、そこらをもう少しわかるように、市長としての政治判断を早急に解決していただくように、ご要望を申し上げたいというふうに思います。

それから次に、公の施設についてお伺いをいたします。

地方自治法第244条では、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するための施

設を設置し、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないと、自治法で定められています。

そこで、亀山市における行政機関事務以外の施設、特に地域、市民の福祉向上のための施設についてお伺いしたいわけですが、特にそれぞれの福祉のための公の施設の設置状況と、その運営管理について、指定管理委託もされておりますが、含めてどのような運営管理をされておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

公の施設のうち、地域福祉の向上を図る施設といたしましては、関町の北部ふれあい交流センター、総合保健福祉センター、林業総合センター、老人福祉関センター、鈴鹿馬子倶会館などがあるかというふうに考えてございます。

その管理でございますけれども、指定管理もございますし、市の直営で管理をしております、それぞれ設置目的に沿って適切に管理をされておりました、利便性を含め、公の施設として効果のある活用をされているというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

公の施設は数多く、今言われたことは多くの福祉、特に福祉関連施設がそれぞれの体制で管理されて、利便性と利用効果の目的のために、運営管理がされておると思いますが、休館日がそれぞれ、施設には365日あいておるわけではないので、年末年始を閉めておるところもあれば、土・日、また月曜・火曜と、それぞれ休館日が設けられておりますが、その辺の設定、どのように公の施設の休館日を取り扱ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

休館日につきましては、設置条例、または規則で定められておりました、基本的には設置目的に沿って利用しやすいよう定められているところでございます。

また、管理者が特に必要と認めた場合には、休館日においても使用できることといたしてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

福祉施設とか文化施設は週に1回、多くの施設については月曜、または火曜日の休館がほとんどであるというふうに、私も調べましたけれども、特にスポーツ関連施設は、年末年始以外はほとんどが休館日なしで使用できるように、条例の施行規則等で定めておるわけですが。

そういうことは重々わかった上の話なんですけど、亀山市の老人福祉の関センターの条例の施行規則には、日曜と土曜日、それと国民の祝日となっておるわけなんです。

こういうふうになっておったんですけど、この老人福祉施設はあくまでも老人を対象の老人福祉のための拠点施設として、これはその当時、斎藤先生がなっておるときにお願いしてできた、大変関町にとっては福祉施設として重要な施設なんですけど、本年度、2月11日の建国記念日に使用させてほしいということで、老人クラブの年1度のイベントをしようとしたら、これは祝日だから使用できないということだったわけです。それはおかしいんじゃないかと。今まではよかったのに、なぜことしから使えんようになったんだろうということで、なぜ施設管理者によって左右されるのかと。これは市長の、今言われたように土・日、祝日については、市長の許可をもらえば開館できるということになっておるのに、できないと言われたと、門前払いであったと。そして、後日になったら、市長の許可がおりたので、使用しても結構ですというような事態があった。

そんなことで、老人クラブとしては、今まで管理者によって使用できたのに、一々祝日、土・日は市長の許可をとらなければ使用できないのであれば、火曜日か月曜日に休館日を変えてほしいという要望がございまして、それは市長に嘆願書を出したいという老人クラブの要請があったわけです。その嘆願書が請願を出すまでに、私としては聞き及んだことを、かの有名な4番窓口へ出向きました。

しかし、そこで事情を説明しても、事の成り行きは何ら聞いてもらえなかった。言いわけだけを聞いただけで、何とかしますわということも聞かなかった。ただ、言いわけを聞いたなら、土・日を1日にすると2人の管理人が要るし、経費もかかると。個人の所得も減ると。ただ、言いわけを聞いただけなんです。その後、何ら対処もしてもらえなかった。こうした場合、誰に私は頼んだらいいかと思って、きょう市長に頼む以外にないんです、私も。4番窓口で、私は受け付けてもらえやんだもんで、これでは議員としても、せつかくの地域のために。

なぜかといったら、土・日は休みよりは、老人の方は平日はお孫さんの守りで家におるわけですよ。土・日になるとやっとなんか解放されるんですよ、親御さんが休みですので。やっとなんか解放されて、老人福祉施設で会合をしたり、囲碁をしたり、一番そういう施設を使おうという日にあきませんと、一々市長の許可をとってこいと。そういうのでは、本来の老人福祉の機能、利便性は完全に損なわれておる。市民のための、老人のための施設じゃなしに、市職員のための施設だと言わざるを得ない。

大変私、困っておるんですけど、市長さん、どうされますか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

この施設は、合併前の関町において設置をされたもので、利用方法等につきましても、合併以降、新市スタート以降も受け継がさせていただいておるものでございます。

その中で、今ご指摘をいただいております休館日が利用者の意向に沿っていない、あるいはそれを定めておるのは規則ですから、管理者である市長において変更できるのではないかというようなことも含めてのご指摘でございます。

これもご案内のように、規定上は市長が特に必要があると認めるときにつきましては、休館日にあっても開館できることといたしているところでございますので、その利用目的、それから他団体との公平性等、勘案させていただいた上で、お申し出をいただく中で、その辺を検討させていただ

いて、ご利用は可能であるというふうに考えておるものでございます。

ただ、この老人福祉センターにつきましては、老人クラブさんの今回の年1回の、本当に毎年やっていただいていた建国祭の扱いは、日曜日に重なったわけですが、それ以外にも23種類に及ぶ各団体、あるいはグループの行事等にもご利用いただいておりますところで、それぞれの月曜日から金曜日までの曜日について、定例的にご活用もいただいておりますというのが現状でございますので、今後、ご利用いただいております全ての団体の皆様ともお話をさせていただく中で、こういった方向がよいのか、このことについて市として検討させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

市長の今の答弁は、私が行ったときに、4番窓口で言っておった答弁と一緒になんです。それではあかんで、私はほかの曜日は全部詰まっておるとかいうけど、あれは老人福祉施設なんです。老人があくまでも主体の施設としてつくったんです。これは、厚生労働省のときに、補助金が老人のための施設なんです。老人の人が、何とか使い勝手のいいように、週1回の月曜か火曜日にしてほしいと。土・日は困るということを嘆願しようかという思いなんです。だから、それはあくまでもほかの団体がどう使うか、それは今あいておるから使うけど、主体は老人クラブがいかに使やすいかということを考えてもらって、週2日のやつを1日にしてもらって、土・日使いやすいようにしてほしいということをおっしゃるんです。

だから、今言われたのは、4番窓口からその話はさんざん聞かされて、私も、それでは前へ進まんやろうと。今まではよかったんです。うまく使えておったんです。担当者が、その施設管理者の都合によって、これは行ったら一旦は全部断られるんですわ。こうこういう理由で使わせてくれといったら、一遍市長の許可をとってもらわないかと。一々市長の許可をもらうためには、4番窓口通らんだら行かへんと。そんなことやなしに、使いやすい方法で土・日はやめて月曜日か火曜日とあって、月曜日を望んでおるんです。月曜日を休館にしてもらいたいと。何とかそのように取り扱ってくれんやろうかというのが地元の老人クラブの願いなんです。

そやで、それ以上いかんもんで、今市長から聞いておったのもまるきり、私が4番窓口の担当から聞いたのと同じ話なんですわ。それではいかんで、何とかこの際、もう少し地元の利便性の一番高い老人クラブが老人福祉施設を使いやすい方法に、月曜日に変えてもらえませんかということ、今ここで市長に頼む以外、担当者の今の話だったら前へ進まないですよ。早急にこれは検討してもらいたいと思いますが、要望しますが、一言。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに今老人クラブの皆さんがご活用いただいております、今のご意向というのはしっかり受けとめさせていただくわけでございますし、市長の判断で少し、もちろん老人クラブという団体としてのご活用はもちろんなんです、23団体も本当にご高齢の方のグループとか団体が動いておりますので、老人クラブのご意向としてしっかり受けとめさせていただくわけですが、常に開館を望むも

のではないという、本当に活用したい折にうまく調整がつけば、子どもはそれは許可をおろさせていただくことになろうかと思っておるんですが、常時開館ということになりますと、それぞれ別の曜日を閉館とさせるということにつきましては、他のご利用いただいておりますので、そこは少し丁寧に対応させていただく必要が、行政としては当然あるのかなということで申し上げたところでございます。

ただ、ご意向といたしましてはしっかり受けとめて、検討させていただきたいという趣旨で申し上げたところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、公の施設はあくまでも使いやすく、利便性と効果が上がる施設であって管理をする。その管理は、市民のための管理をしてもらうと。職員の都合で左右されるような公の施設であってはならないと思うので、もう少し利便性のある施設を、規則であって何であっても、変更してでも利便性を高める方法にしていきたいなというふうに思います。

それでは、最後に教育行政について、一般論について、特に体罰、いじめ、不登校について、教育委員会としての見解、お考えをお伺いしたいと思います。

今月の1日に法務省は、2012年に法務省が加害者に改善を求めるなどの救済手続を始めた人権侵害事案のうち、学校のいじめが3,988件、教職員の体罰が37件と、いずれも過去最高となっており、法務大臣も憂慮すべき状態で、人権啓発や救済活動に、引き続き被害の予防に努めなければならないというようなコメントも出しておりますし、このことは11年10月に大津市の中学校2年男子生徒が自殺した事件をきっかけに、いじめ問題への関心が高まる中、人権侵害に関する問題が大きく報道され、またドメスティックバイオレンスや障がい者への差別なども含めた、全体の相談件数が26万件もあると。その中には、救済手続はわずか2万3,000件ぐらいというふうになっております。

こうした中で、昨日、県教委は、文科省から通達を受け、先月28日の体罰の状況について、第1次報告がまとめられ、昨年4月からことし1月末までに公立学校全体で33件の体罰、被害児童数が53人になったと。その後、第2次は学校に依頼した実態調査では、4月30日までに報告することになっておるというふうに聞いております。

そこで、今日までの他県、他市において、またスポーツ界等においても大きな社会問題となっております。

そこで、亀山市の教育委員会として、いじめ、体罰、不登校について、どのように認識をし、そして対応されておるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

ご質問いただきました亀山市のいじめ、体罰、不登校の状況についての認識等でございますけれども、平成24年度は学校におけるいじめや体罰などが社会問題となるなど、子供を取り巻く課題が大きく浮かび上がってくる1年でございます。

次代を担う子供の育成を図っていく上で、子供たちの生命や体を守ることは極めて重要であり、これまで以上に教育委員会を初め、学校、家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって取り組んでいくことが必要であるというふうに認識しているところでございます。

これまでも取り組んでまいりましたが、情報の共有、早期発見、早期対応ができるようにすることが非常に大切かと考えております。

こういった件につきましては、当然のことではございますけれども、教育委員会の定例会、臨時会、また教育委員会協議会を開催し、情報の共有と委員相互の意見交換を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

私は、教育長は事務担当の事務の方やで、本当は教育委員会としての、行政機関としての発言を求めたいと思ったんですけども。

この議会にも、教育行政の一般方針には、いじめ、体罰について道徳教育や人権教育を基礎とした授業づくり、学校生活満足度調査・アンケート実施、学校が一丸となつての体制の確立に努めるということだけしか書いてないわけです。今、教育長が言われたようなことは、これは委員長が読まれた中であつたんですけど、大変抽象的で、具体的に何をしておるのかということが何らわからない。ただ、3行ほどの体罰といじめと、大きな社会問題になっておる中には、ほかのことはだらだら書いてあるけど、肝心なことはこの2行におさまっておるという教育委員会の姿勢ですね。もう少し教育行政の一般方針を、教育委員会として議決されておるんですよ、これは。委員会として議決されなければこれはできないのか、その辺がよくわからんですけど、もう少し抽象的でなく、もっと具体的な方策等があつてしかるべきだと思うんです。このことについて、もう少し具体的な手段、方法が、今とる方法があるのかないのかをどのように教育委員会として協議されたのか、されておるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

教育委員会で具体的にどのような対応をしてきているのかというご質問だと思います。

昨年7月の教育委員会定例会、7月23日に開催をいたしました。その際には、各学校長及び保護者宛ての文書について、また市内いじめ事案の状況について説明を受けまして、情報の共有と委員相互の意見交換を行い、教育委員会といたしまして、これらの問題の予防と、発生した場合の早急な対応について確認をいたしました。

次に、8月20日でございますが、教育委員会定例会開催前に教育委員会協議会を開催いたしまして、事案の対応について協議を行い、定例会では亀山市いじめ問題対応マニュアルを協議いたしまして、マニュアルを作成し、各学校へ配付することについて了承したところでございます。

9月と10月の定例会では、学校から聞き取りを行った文部科学省いじめ調査結果等について報告を受け、小さなものまで報告が上がる体制構築と、いじめ事案の対応を指示したところでございます。

次に、体罰についてでございますが、起これば教育委員会へ報告を受けることになっております。これまで、2月現在で小学校1件の報告を受けているところでございます。また、現在、国の実態調査を受け、体罰アンケートを子供たちに実施いたしまして、この取りまとめを行っているところでございます。今後、結果がまとまり次第、委員会協議会を開催するなどし、どこに問題があるのか、次に起こさない方法などを議論していきたいと考えております。

次に、不登校についてでございますが、適応指導教室「ふれあい教室」の様子について事務局から報告を受けており、委員会後に委員間での意見交換や協議を行っているところでございます。また、教育委員会の学校訪問の中で、各学校長から不登校の実態や対応の報告を確認しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

7月か8月からの委員会の中身はもらいましたけれども、私は、9月から11月までの委員会の議事録を。しかし、その中に協議されたのはほとんどないんですよ。議事はなし、協議事項なし。9月、10月もですね。今言われたことは、本当にこれ公にする議事録なんですけど、何らそんな協議したことはこの議事録には何も残っておらん。どこで協議したのか。それは教育委員会でいろいろ、どの場でしたのか知らんけど、あくまでも公表できるのは、教育委員会の議事録なんですよ。議事録には何も上がってこない。だけど、今そういう協議をしたというのは、内部処理しておるだけであって、我々一般市民、どういう教育行政がなされておるかというのは、この議事録以外は知る由がないわけです。だけど、この議事録に何も残っていないのに、ということは、体罰にしてもいじめについても、この議事録には何も載ってない。議事もなし。人事案件だけは秘密会にしますぐらいのことで、何も載ってない。

それでは、教育委員会としては、プライバシーの問題等は公表せよというわけではない。どういふ案件が、どうやって協議されておるといふことは何も載ってないですよ。

だから、教育委員会は一体何を開いておるんやろうと。中身なんて、これほとんど教育長の日程の報告ぐらいですよ。議会であったことだとか、入札だとか、学校の工事のことはようけ書いてあるけど、議事とかほとんどなしです。協議事項もなし、議事もなし。報告事項はようけありますよ。その中にも入ってない。これでは、今言われるような隠蔽工作をしておるといふふうに思われてもしょうがないですよ。

一般市民は、何をもって教育委員会の体罰やいじめについて知る由があるのか。どう思ってみえるか、その辺をお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

現在、教育委員会のホームページで公開しております議事録につきましては、定例会、臨時会の要点筆記として公開いたしております。協議会につきましては、議事録の作成はいたしておりません。

なお、いじめなど個人情報等についての協議をする場合は、情報公開条例等に基づき、率直な意

見交換、意思決定の忠実性等、損なわないように配慮する必要がありますので、住民間や個人間に混乱を生じないよう、生じるおそれのある場合の情報や氏名等の個人情報と大部分であることから、定例会、臨時会の場合でも委員会の公開をいたしておりません。

いじめや体罰など社会的課題として認識していないのかというような部分があるのかと一部とれたんですが、そんなことはございませんで、努めて議事録の公開につきましてはやっておるつもりでございます。よろしくご認識のほどお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

別に個人のプライバシーを公表せよというのではなく、件数とか、どういう内容でどういう体罰とかいじめがあるのかということに対処することは、教育委員会で十分そういう協議をされておるといことは、別に公表しても何ら、市民も知る権利があると思うんですね。

それから、この間の2月28日の中日新聞のコラムに書かれている。全国的に広がる体罰の問題に関して、担当する亀山市の状況を調べようと、市教委に公文書公開を請求したと。しかし、担当者からは、こちらでまとめた情報を出すのでと言われ、請求に難色を示された。数日後、市教委から、過去の体罰件数について口頭説明という形で情報が提供された。だから、それにより請求の取り下げを依頼された。一旦は保留したが、申し出がついたため、とりあえず市教委を信用して請求を取り下げたと。確かにいきなり公文書公開を請求するのは強引かもしれない。だが、前任地の天津市では、学校や市教委の隠蔽体質と責任逃れを嫌というほど見てきたと。いじめや体罰の隠蔽が次々と問題化している今、教育現場に対する信用が揺らいでいる。隠蔽ではないと思いたいが、請求の取り下げ依頼という対応には、後味が非常に悪かったという中日新聞の記者の、これは亀山市教委に対するコラムです。

このことについて、教育委員会のコメントをお聞きします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

この件につきましては、私も担当者のほうから報告を受けておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

その前に、おかげさまといいますか、本当に今世間でつらい思いをしている子供たち、保護者の方たち、いじめ、体罰等、たくさんそういう事案を聞かせてもらっておりますけれども、亀山市におきましては、そういった事案ということが、新聞に上がるような事案ということがほとんどないということが現実でございます。

先ほどの新聞記事の件でございますが、私が議長のほうからお許しを得まして、全員協議会の場で議員の皆様にもまとめたものを報告させていただきましたが、それと多分担当者も同じものを記者の方にお示しさせていただいたというふうに確認をしております。

隠蔽することも何もございませんし、ただ学校からこういったいじめの報告、体罰の報告等は、個人名を上げて、具体的にそういう記述がなされている部分がたくさんございますので、その部分につきましては、議員の皆様ご承知のように、黒消しというか、ずうっとやる部分がたくさんござ

います。その中で、そういった個人的なことに関する以外のものを除きますと、整理されたものになるということで、それを記者の方にお示しをさせていただいたというふうに聞いておりますので、ご理解を賜りたく、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

私は、中日新聞のその記者に確かめたところ、事実そうであったと。そういうふうに思ったということは、第三者の体験した方がそういうふうに思われたので、そういうふうに思われることは教育委員会に対して余り好ましいことではないと。このようなことを書かれること自体が、余り好ましいことではないというふうに思います。

教育委員の皆さん方におかれましては、市長の絶大な信頼を持って任命された方々ばかりがなったんで、これから教育委員会はこういうことのないように、立派な方々ばかり選ばれたと思いますので、教育委員会の活動についてお願いしまして終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、早速ですが、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。答弁につきましても、よろしく願いいたします。

最初に、行財政改革推進本部の設置について1点質問いたします。

設置する目的と組織運営についてお尋ねいたします。

マニフェストにも今後の市政運営についての項では行財政改革の徹底が掲げられております。これまでも、ずっと長い期間、行政改革から最近では行財政改革ということで大綱が策定され、実施をされてまいりました。ただ、マニフェストにもうたうということは、取り組みへの主張の強い意志のあらわれなのかとも思います。

25年度の施政及び予算編成方針でも、市長を本部長とする行財政改革推進本部を新たに設置するとし、先ほど言いましたマニフェストの公のカタチでも、市長が本部長として引っ張るというようなことが明記されております。

私は、市役所の行政の最終責任者は市長ではないのかというふうな思いの中で、なぜ改めて今回、市長が本部長ということで、行財政改革推進本部を設置されるのか、その目的について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えいたします。

先般、中崎議員のご質問にもお答えをいたしましたところではありますが、現在の行財政改革推進体制につきましては、これはもうご案内のとおり市長を委員長といたします行政改革統括管理委員会と、その補助機関でございます企画部長を会長といたします行政改革管理委員会を設置しておりますが、これらの委員会は行財政改革推進における方針を策定、決定するという側面が大きく、その機能については有効に発揮はしておるものというふうに考えておるんです。

しかし、一方で亀山市を取り巻く財政の状況の今後の展開も想定をいたします中で、私どもといたしましては、昨年10月にお示ししました行財政改革大綱、15の具体的な目標も中に組み込んでおりますが、これを徹底して進めていく中で、大変厳しい局面を乗り越えていこうという思いの中で、一層の推進本部の設置を図ろうという思いを持たせていただいております。

その目的は、職員全員に対しまして、さらなる行財政改革の意識を高めるということ、それから推進の体制をより強固なものとして、危機意識、それから創意工夫を一層組み込んでいく必要があるという認識の中で、今回推進本部を立ち上げ、私自身が本部長としてこれを推進していこうという思いの中で、新年度対応していきたいということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまでの既存の組織が2つあるということで、それぞれ有効に発揮していたのではないかとということではありますが、市長が本部長として今度引っ張ることにしたんだということだと思います。

ただ、この4月1日から組織・機構改革も始まって、新たに財務部が新設をされました。これは12月の組織・機構改革のときも議論したと思いますが、歳入歳出を財務部が管理をしていく、財政行革室に行革もそちらへ入っていくということで、ある意味、亀山市のお金の出入りといいますか、歳入歳出を含めて、それから行財政改革も含めて、私は新たに新設した財務部が、ある意味こういうものを引っ張っていくんじゃないかというふうな見方でいたんです。ところが、12月段階で、市長選も当然あるのかもしれないかもしれませんが、余りそういう話がなかったと。突然マニフェストに明記をされ、3月に本部長に就任するんだという強い意志はあらわれましたけれども、そうなる、この財務部の位置づけが、私は財務部も入れて一本にしたらどうかとたしか言ったと思うんですよ。そういうふうな大きな見方でいいんじゃないかと。そうなる、この財務部の設置という問題が、何か弱くなるというか、財務部というせつかく設けた位置というものが、私は弱くなるんじゃないかと思っておりますけれども、その財務部と行財政改革推進本部の関係をどのように整理をされていけるのか、確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

既に総務委員会資料としても提出をさせていただいておりますが、行財政改革推進本部を新たに設置をするということでございますが、その事務局につきましては財務部の財政行革室となるとこ

ろでございまして、中心的には財務部が引っ張っていくというような形になるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

財務部が引っ張るという、行革本部としてはそうなのかもしれませんが、せっかくつくった組織の機能というものが、その上で市長が、当然何事においても市長がある意味最終責任者であるわけですので、せっかく組織・機構改革をやって、入りと出の総合的な管理、さらにそれに類似しての行財政改革を進めていくんだという、私は部長の大きな役目というものが若干薄らいでいくのではないかと懸念があって、せっかくつくった組織をもう一遍フルに起動させてみてからでもよかったんじゃないかと、そんな印象を持ちます。

そういう意味からいくと、先ほど市長からは有効に発揮はしたんだということでしたが、たしか提出された資料にも、少し計画策定とか、変更については委員会の機能を据えたと。さらにそれを今度ぐるっと歯車を回していく、動かしていくための推進本部の設置というふうなことが書いてあります。ですから、今までの反省からいけば、計画をつくったり、修正はできたけれども、実績がなかなか、その実績をチェックするというんですか、進めていく上での組織体としての機能を持たすということも書いてありました。

ただ、1つ確認したいというか、言いたいことは、きのうも考動の年というふうにお話がたしかありましたけれども、私は市長が本部長に就任したら一気に回るのかと。それであれば、なぜ今まで回らなかったんだということはどうも書いてないんですね。やはり職員一人一人の意識が変わらなければ、この平成27年以降の厳しい財政状況を乗り切れない、そういう思いだと思うんですが、そのためには、職員一人一人が行財政改革に取り組んでいく、ある意味無駄をなくす、効率を上げる、自分の周辺のできることを1つずつ片づけていくと。一円一円の積み上げによってこれは重なっていくと思うんです。一気に何億とか減らせないんで、そういう意味からいけば、行財政改革の本部長として、市長が幾ら旗を振っても、肝心の職員お一人お一人、当然組織の長を中心とした組織も同時に一緒に動かないと、旗振れどということになってしまうと。そういう意味からいけば、ただ形をつくればうまくいくんだということにはならない。それだったら、今までだってうまくいったと思うんですよ。それからいくと、職員お一人お一人、当然これも組織を含めたということですけども、考動の年と名づけられた意味と、私はまさしく重なると思いますが、その意味合いと、やはり本部長として旗を振らなければこの組織は動かないのか。なぜ一人一人の意識を変えようと思わないのかということをもう一度確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行財政改革、今少し触れていただいたように、本当に地味ながら、さまざまなことを複合的に積み上げていくと。この中で、全体としての成果が生み出せるものというふうと考えておるところでございます。

なかなか総論賛成各論反対の、庁内でも議論になったり、当然議会の中にもあろうかと思えます

し、そういう大変難しい問題を確実に前へ進めていこうということにおいては、当然460名の市役所全員の職員がそれぞれの立場、あるいは持ち場、役割の中で最善の努力をする、その総和が、結果的に成果につながるという考え方を持たせていただいております。

したがって、従来の仕組みをさらにパワーアップするということ、そして財務部が立ち上がってまいりますけれども、これは弱まるのではなくて、逆に従来企画部にありました行政改革室の機能を財務部の中に組み込んで、いわゆる財政改革の色彩を強めながら、行財政改革全体を進めていこうという思いで組織・機構改革も同時並行でかみ合わせるわけでございます。

いずれにいたしましても、一人一人の考え方、あるいは危機意識、あるいは努力、これが本当にきっちりとうまく組み合わせあって展開できるよう、これは本当に私の責任だろうというふうに思っておりますけれども、そのために最適な取り組みを進めていきたいと。進めていかなければ、多分乗り越えられないという思いの中で、今回こういう形の編成を行わせていただくということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

去年の人材育成のときもちょっと言わせていただきましたけれども、ダイヤルインを導入したときに、誰も職場名や氏名を名乗らなかった。それを何遍か指摘をしながら、そこにたどり着くまでも1年ぐらいはかかったと思うんです。当時、民間企業でそんな職場なんてありませんよと言っても、多分市長がご発言になっても、その当時は動かなかったんです。ですから、それぐらい自分の今の位置を変えるということは、非常に皆さん、今はもうそんな時代じゃないんで、動かれると思いますけれども、市長が旗を振ってついてこなければいけない。そのためには、組織も含めて大きく見直しをかけながら、危機意識を全部共有してないと、それは他人のことだろうとか、僕の費目には関係ないんだということではないんで、やっぱりそういう意味では市長が本部長となる意味というものを全職員が果たしてかみしめているのかどうか。そういう結果を含めて、総括を議会へ示すべきではないかということをお伺いしたいと思います。

去年の決算委員会でも、行政改革の場面と決算という意味での説明責任を果たしてほしいというふうな委員長の報告もつけて、決算認定をいたしました。そういう意味からいけば、この行財政改革の1年の取り組みの総括を、私はぜひ議会への報告の場をつくるべきではないか。そこで議会も一緒になって確認をしていく。その必要性があると考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この行財政改革は、私どもも最善の努力をいたしてまいりますし、ぜひとも議会の皆様方にもご理解、ご協力をいただきながら、ぜひ何とか局面を打開していきたいということでは、今ご提案をいただきましたことも含めて、一番ベストな状態でそういう仕組みができ上がりますことを望ませていただきたいと思います。

現在、行財政改革大綱実施計画の実績につきましては、毎年度9月議会で、これは市議会の総務委員会のほうへ提出をさせていただいております。今後の報告のさせていただきます方

につきましては、総務委員会がいいのか、あるいは特別委員会を設置いただくのか、またそのほかもあるかというふうに思いますので、議会のご意向を踏まえまして、庁内において十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

議会の場合については、私がどうこう言える立場ではないので、これは議長を中心として、いろいろ議論を重ねて、私なりに議会の中での提案をしていきたいと思っております。

次に、大きな2点目として、今回、報告第4号 放棄した私債権の報告というのがございます。これは、宮崎議員からも先日質問がありましたが、私からも3点ほど質問させていただきます。

最初に、私債権管理に関する条例の制定の目的についてお尋ねをしたいと思います。

今回の放棄の内容は、先日の答弁でも明らかになっておりますが、医療センター、市営住宅使用料、水道料の3種類で、総額228件、約500万ぐらいのお金が放棄をされることとなります。

24年の3月定例会でこれが提案をされ、可決をされて、今条例が制定されておりますが、この8条に放棄というのがある、これによって放棄がされたことと思っております。

このときの説明では、職員の未収債権への取り組み方への意識高揚を図るとか、台帳整備、督促などの債権管理の手続を行うということで、ある意味、未収債権への管理や職員の意識を図るといふんですか、そういうふうな目標が強かったような気がしますが、改めてこの私債権の管理に関する条例を制定した目的について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市私債権の管理に関する条例の制定の目的でございますけれども、昨年3月の定例会でもご答弁をさせていただきました。

市の財政状況が厳しさを増す中で、未収債権に対する取り組みについて、より一層の強化が求められている中で、税などの債権につきましては、地方税法等の規定に基づきまして滞納整理を進めているところでございますけれども、水道料金、市営住宅使用料などの私債権につきましては、全庁的に統一明確化した管理を規定するものがないといったことや、徴収不能時での債権の取り扱いは、各担当室で個々に取り扱いを行っているのが現状でございました。さらに、私債権につきましては、時効期間が満了しても、相手からの時効の援用の申し出がない限り消滅しないといった債権の性質上の問題などから、最終的な整理が進まない状況でもございました。

また、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や、破産をしているといった場合など、将来にわたって徴収できない債権については、この債権を放棄することも適切な債権管理として必要ではないかというふうに考えたところでございます。

そのようなことから、職員の未収債権の取り組み方の意識高揚を図るといったことや、台帳整備、督促など債権管理の手続について、事務処理の明確化、統一化を全庁的に行いまして、債権管理を適正に行うために制定をさせていただいたといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今ご答弁になったのは、3月と全く同じ内容です。

放棄という問題は、時効の援用ということがあって、非常に難しいと。だから、そういう部分も含めてこの条例の価値があるんだと。私は、そのときは質問は全然しませんでした。議員の質問を聞きながらふっと思ったのは、未収債権の管理とともに、放棄が始まるのかなという印象を持ったんです。確かに今までは放棄できないわけですので、この条例をつくることによって放棄が始まるのかなというふうな印象を持ちました。

それを踏まえて2点目に、徴収努力というものはどうなっていたのかと。やはり債権管理をしていく上で、まずはさまざまな努力をして、その結果が放棄というふうに考えれば、まず徴収努力というものがどうなっていたのかを確認したいと思います。

特に病院については、これも昨年、確認をさせていただきました。診療体制が充実したことによって、さらに未収もふえているというようなことで、なかなか回収が難しい。ただ、弁護士に委託をして、21から23年度は3カ年分を回収するんだというふうなご報告もありました。

そういう徴収努力も少しはありましたけれども、今回、放棄の内容を見ますと、消滅時効に係る、要するに時効期間満了というのがほとんどを占めておりました。この今3つの部分にわたっておりますが、徴収努力について、それぞれどんな努力をされてきたのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

未収金の回収に関する徴収努力についてでございますが、医療センターの診療費の未収金対策といたしましては、かねてより文書によります催告状の送付、また電話での支払い督促を行ってまいりましたが、先ほど言われました昨年4月に亀山市の私債権の管理に関する条例が施行されたことに伴いまして、この機会に弁護士と委任契約を締結し、弁護士名での督促を行いました。この結果としまして、平成25年2月28日現在、196件、143万4,092円の納付があり、8人に納付誓約書の記入をいただき、分納の誓約書をいただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅の使用料につきまして、今回債権放棄する6件は3名の債務者によるものでございまして、2名が強制執行による終結、1名が5年の時効期間満了を理由としております。

強制執行による終結を理由とするものにつきましては、債務者が行方不明により全く連絡がとれず、強制執行による市営住宅の明け渡し後、平成21年度、22年度の2カ年の合計21万6,800円が未収となったもの。もう1名は、強制執行による市営住宅の明け渡し後、本人に接触をとり、納付を促しておりましたが、死亡したため、平成21年度、22年度の2カ年の合計20万1,174円が未収となったものでございます。

また、時効期間満了を理由とするものにつきましては、本人が自主退去後に連絡がとれなくなり、連帯保証人からの一部返済があったものの、その保証人も市外に転出し、連絡がとれなくなったた

めに、平成16年度、17年度の合計4万3,040円が未収となったものでございます。

なお、この3名につきましては、生活困窮者であり、差し押さえるような財産も存在しないことが確認できたため、やむを得ず債権放棄に至ったものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

水道料金の未収金につきましては、督促状や停水予告書を送付し、早期の回収に努めております。また、支払いに応じていただけない場合は、やむを得ず停水を執行いたしております。

債権放棄に至りました状況は、法人の業績不振による倒産で破産免責となったものや、アパートを契約解除手続きしないまま無断退去となった例や、水道の使用を中止した後、転出先への通知が返送されてしまうなど所在不明のものであります。

水道の使用契約を解除される場合は、転出先を本人に通知いただいておりますが、住民登録をされないまま短期間の使用状況で市外に引っ越しされ、転居を重ねておられる場合での住所の把握は困難なケースも多くあるのが現状でございます。

また、一昨年10月よりコンビニでの収納を開始いたしましたことで、全国での支払いが可能となっており、遠方への転出者に対しまして一定の効果につながるものと考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

徴収努力を聞いたつもりが、内容までおっしゃいましたが、要は徴収努力をした結果、最終的に徴収できないという判断なんですよ。その判断のために、どういう徴収努力だったのかということを確認させてもらいました。

病院は弁護士の督促で少し効果があったということでございましたが、あとは行方不明、あるいは死亡とか倒産ということで、はっきりした内容がわかってしまう。ただ、時効消滅というのも書いてあると。

これも、今回質問するのにいろいろ調べてみました。ちょっと相反する話になりますので申しわけないんですが、例えば時効消滅ということになると、2年、3年、5年ということが書いてあります。水道が2年でしたかね。住宅が5年、病院が3年です。これはあと二、三年後らしいんですが、民法の改正ではこれを5年にしようかというようなことが書いてあると。そうすると、放棄するまでには5年かかりますよということで、徴収努力が要ると。

ところが、時効の援用ということをいろいろ調べてみると、これがネックになるんで、この条例をつくって放棄というものを設置することで時効の援用という手続がなくなって、たしか処分ができるようになってるんですね。これは相手方が時効の援用を申し出ない限りは処理できないわけですので、それができないので、この条例8条によって放棄をかけているんです。ですから、消滅時効なんて関係ない、極端に言うとな。皆さんが、これはだめだと判断すれば、極端に言えば時効の消滅がなくても放棄できるわけです。だから、時効の消滅は理由にならない。変な言い方ですけど。そうすると、本当の理由は行方不明であったり、財産がなかったり、その基準の1つに時効

援用期間というものを超えたからということはおわかりいただけますけれども、そういうことになると、今後時効期間満了という理由で放棄をされていかれるのかどうか。多分相当まだあるはずですよ、2年とか3年とか5年ですので、病院だと平成何年でしたかね。大分前からのやつがあるはずですので、今回対象は少ないですね、病院の場合はね。次はどうされるのか。徴収努力はわかりました。ほとんど行方不明や死亡や、財産がないと。今後、じゃあどうされるのか。今回1回目です。まだまだ出るんです。今後の考え方について確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

議員申されるとおり、私債権、特に医療センターの未収金につきましては、3年というふうな時効期間が決められております。ただし、これにつきましては援用がないと消滅時効にはかからないということから、今回放棄させていただいた債権につきましては、原則3年の時効期間を超え、さらに5年を経過したもののうち、督促を行い、所在不明のものなどの時効を経過し、さらに徴収が見込めないと判断した案件を、滞納処分判定委員会に諮った上で放棄したというものでございます。

今後につきましては、基本は時効期間をいわずらに満了することのないように、時効が満了する3年以内に徴収することに力を置き、さらには新たな発生を抑制することに力を注いでまいりたいと考えておりますが、結果として納付が見込めず、時効期間を経過したものについては、さらに慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

初めてのことで、もうちょっとルールめいたものも出した上で放棄というもの。ただ、確かに8条何項でしたかね、議会に報告だけです、これね。報告すればいい。でも、この背景を含めて、これから委員会であるのかもしれませんが、議案にも上がっていませんので、もう少し初めて運用するのであれば、もうちょっと運用の中身というものは出すべきではないか。

3番目に、会計処理についてお尋ねしたいと思います。

今回、私債権放棄すれば、当然決算上何らかの処理をしなければならない。簡単に考えれば、水道は黒字を計上しておりますので、黒字が減るだけと。ところが、病院と市営住宅は、特に市営住宅は入りが来ないわけですので、極端に言えば税金で穴埋めになると。病院も今赤字経営みたいなことですので、さらにこれは税金で穴埋めをするのと同じことになるわけですが、放棄した場合の会計の処理について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

公営企業会計では、地方公営企業法によります会計処理を行っておりまして、このたびの債権放棄につきましては、まず平成24年度中に行う処理としましては、収入の部におきまして未収金を減少させ、支出の部では過年度損益修正損に計上、整理をいたします。その結果、決算時には単年度の収支を計算する損益計算書において特別損失の中の過年度損益修正損で整理され、繰越欠損金と

して計上いたします。

また、財政状態をあらわす貸借対照表におきましては、資産の部の中の流動資産・未収金計上が減少し、資本の部中欠損金に計上し、整理をいたすところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

単純に放棄するというのではなくて、特に病院に関してはまだまだ大量にありますけれども、この部分は少なからず費用負担になるということは、やはりそこも税金の投入になると。ちょっと確認だけさせてもらいます。

それで、今年のこれも決算のときに、今の不納なんかいっぱいあるので、歴年のデータも出して状況も説明しなさいというようなこともありました。ある意味、こういうものの放棄というものが始まれば不納欠損と同じ状況なので、こういうものももう少し決算時にはどんなものがあるんだということは、開示をしていただきたいことを申し述べて、少し時間が押してまいりましたので、次に入らせていただきます。

次に、3点目に亀山市観光振興ビジョンの取り組みについて、4点ほどお尋ねをいたします。

最初に、亀山市における観光の定義についてお尋ねをします。

亀山市観光振興ビジョンは、21年3月に策定をされて、21年から28年までの8年間の計画としておりまして、ちょうど前期の4年間が経過をして後半の取り組みに入ってきたというところでは。

観光ビジョンの基本方針は、まちを磨き、交流を育む、まちづくり観光を進めますというふうにしておりますが、このまちづくり観光とはどのような考え方なのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

まちづくり観光の考え方についてご答弁申し上げます。

まちづくり観光は、地域の住民が主体となって、地域資源、定住環境、来訪者満足度の3つの要素を調和させる総合的なまちづくりとしての取り組みを意味するものであり、その結果が観光振興につながっていくという考え方でございます。

つまり、「観光」という言葉が国の光を見る、国の光を示すという意味を備えていることを踏まえ、地域が主体となって自然・歴史・文化・産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって交流を振興し、活力あるまちを実現するための活動そのものを亀山市の観光と捉えることとしております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまで、合併までは観光協会もなくて、合併以降、観光協会も新たにつくられて、観光の動きというものが入ってきました。私は、余り関心も持たずに、ちょっと今回、観光というのはどうな

っているのかなということで、このビジョンを改めて読ませていただきました。「まちづくり観光」という言葉が亀山の観光の定義なんだということで確認をさせていただきました。

今答弁がありましたように、全てのものの資産がうまく磨きをかけることによって、それによっても観光というのは生まれてくる。従来の集客型ではないということはわかりました。

そうなりますと、亀山の観光というのは、観光ではない。亀山のまちづくり観光となってしまうと。そういう意味からいけば、余りこの考え方というものが知れ渡っていないというか、何か観光というと普通の観光を思い浮かべてしまうと。そういう意味では、せっかく4年前にこういう相当の議論をされてつくられたと聞いておりますけれども、丁寧につくられたこのビジョンのまちづくり観光というものが、もう少し定着していくような仕掛けというのはやってこられたのか、また今後、もう少し私はやるべきではないかというふうに思いますが、考え方を確認させてください。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

まちづくり観光につきましては、これまでも機会あるごとにその考え方について説明をしてまいりましたが、まだ市民の中にまちづくり観光という言葉が十分に浸透しているとは言えないところでございます。

しかしながら、まちづくり観光の考え方に基づいた取り組みは、関宿を初め、市内各地のコミュニティ等におきまして、既に実践されてきているところでございます。仕掛けづくりというのに当たるかどうかはわかりませんが、今後も機会あるごとにまちづくり観光の説明を行うとともに、これまで余りPRしてこなかった広報や行政情報番組を活用いたしまして、まちづくり観光を実践していただいている団体を紹介するなど、まちづくり観光の考え方や言葉そのもののPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

要は亀山の観光というとまちづくり観光だという、例えば亀山は東海道と関宿、亀山城の多門櫓、坂下、そうやってぴんとはね返ってくる。でも、いまだに私は観光と言っているわけですね。まちづくり観光という言葉が通常使われるような仕掛けづくりみたいなものやっつけていかないと、資源を磨くことによって、光る資源を求めて皆さんがいらっしゃるわけであって、それをもとにこう言っているわけではない。やはりまちの魅力というものに市内外の方が魅力を感じて来ていただけるというふうなことだろうと思うんです。

次に入らせていただきます。2点目に、まちづくり観光の主体ということでお伺いをしたいと思います。

ビジョンで言う主体は、それぞれ活動を行う方のことを言っておりますけれども、私は資源としての主体について、今答弁もちょっとございましたが、さまざまな魅力というものがビジョンにはいっぱい書いてあるんですけれども、とはいっても全部一遍に磨きをかけ切れなくなると、やはり中心的になる資源というものは、東海道を中心としたものなのかどうか。地域資源の主体としてはどのようなことを考えておられるのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

まちづくり観光を形成する上での主体となる資源についてご答弁申し上げます。

市内には、まちづくり観光を進める上で対象となる地域資源はたくさんございますが、その中でも、来年、重伝建選定30周年を迎える関宿や、平成20年12月に策定された歴史的風致維持向上計画に基づき整備を進めてきております亀山城周辺、さらには、これらをつなぐ東海道といったものが本市のまちづくり観光の核となるものと考えております。

また、将来的には日本武尊も核の一つになってくるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまで中心的に取り組んできたものが、まずはそこを核として動いているということは確認をさせてもらいました。

ただ、地域資源を磨くということも重要なテーマになっておりまして、そうなりますと、関連する施策というものも随分多くあるのではないかと思います。やはり一点集中型の観光ではない、亀山市のまちの魅力や、亀山市の魅力を感じていただくことがまちづくり観光の趣旨とすれば、さまざまな計画が今ここにはかかわっているのではないかと思います。どれぐらいのものが今ここにかかわり合いながら、資源を磨くというんですか、磨き上げようとしているのか。ちょっと私が見ただけでも10ぐらいあると思うんですが、改めてどれぐらいの計画が関連していくものなのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

まちづくり観光を推進する上で関連する計画や施策についてご答弁申し上げます。

まちづくり観光を推進していく上で、関連のある計画といたしましては、全庁的には総合計画やマスタープラン、景観条例等がございます。また、文化部におきましては、歴史的風致維持向上計画、東海道歴史文化回廊保存整備基本計画、関宿周辺地域にぎわいづくり基本方針、文化振興ビジョンが関連深いものと存じます。

また、これらにかかわる施策といたしましては、かめやま文化年事業、関宿重伝建選定30周年記念事業、屋根のない博物館創出事業等が上げられます。

これらの計画がそれぞれ別々に存在はしておりますけれども、重なる部分が多々ございますので、そしてそれらの計画や施策が進むことによって、まちづくり観光が一層進展していくものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

多くの施策が関連しているということは確認して、ちょっと推進の項でもう一度確認させてもら

います。

次に3点目に、このビジョンの中にはシミュレーションというのがあります。今、地域の主体的な核であります、大きな我々の資産であります関宿、これも今整備はされておりますが、空き家の問題も全くないわけではないということで、「町家に暮らす」をキーワードに、お試し居住や短期滞在型の居住の場の提供というものが何か書いてありました。

実は、私どもの会派でも、平成20年度に京のまちを賃貸する事業や、それから加賀市の町家再生事業というものも視察してまいりました。やはり町家の活用というものも、うまくやれば重要な資産になるんだなということを感じてまいりました。

特に、シミュレーションにもこの辺のことが書いてありましたので、このような取り組みの可能性があるのかどうか、もう4年たちましたので、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

関宿の町並み保存は、生活をしながらの保存をキャッチフレーズの一つとしており、伝統的な建造物の一つ一つが歴史的な景観と調和しながら、現代的な生活にも対応したものとなるよう、保存修理等を進めているところであります。

こうした考え方は、現在、空き家となっているものについても同様であり、所有者、管理者の皆様には修理修景事業を活用していただきながら、住まいを中心として、さまざまな用途にご使用いただくとともに、売買などによる新たな居住者も出てきております。

竹井議員ご提案のとおり、伝統的建造物を修理し、賃貸により新たな居住者を募ったり、定住を目指す方に短期の滞在、あるいは居住の場を提供することは、空き家の解消、定住の促進、にぎわいの創出などにつながる意義あることと考えております。

関宿におきましても、既に空き家の売買、賃貸のあっせんなどの事例があり、こうした例をさらに発展させていくよう今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

書いてありましたので、確認をさせてもらいました。

私たちが見に行ったところでは、オーナーに家賃を払って、それを利用させていただいて、また事業を起こすということですが、これは地元のご理解も当然ないとできない事業ですので、またいろいろ研究をして、活用できるものであればぜひお願いしたいと思います。

次に、4点目の魅力発信についてお尋ねをしたいと思います。

これは、シティプロモーションということで、既に関宿、伊勢亀山城、日本武尊の3本が今放映されております。これもちょっと見させていただきました。

それと同時に、同じくこのビジョンでは、亀山ファンづくりというのも目指しております。そうなりますと、プロモーションビデオだけではなくて、ファンづくりというものも非常に重要なテーマではないかと。そうなりますと、私もやったことはありませんが、今一番有名なのはフェイスブックなんかを活用して、いいねでもないですけど、さまざま投稿していただいたり、いいねを使っ

て広げていただく。やはりそういうものも一つの亀山の魅力を発信するツールとしては、プロモーションビデオをただ流すだけでは、それは見るだけですので、情報交流ができるというふうな、そういうサイトの活用もいよいよする時期に来たのではないかと考えておりますが、その辺の可能性について、見解があれば確認をしたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

議員から、新たな情報発信ツールとしてのフェイスブックの活用についてご提案いただきましたが、フェイスブックにつきましては、市といたしましても新年度の運用開始に向け、準備を進めているところでございます。

ご承知のように、フェイスブックはこちらからの一方的な情報発信だけでなく、登録者がみずから情報発信に参加できるものであり、登録者相互の情報交換や連携を図る上でも非常に有効なツールであります。こうしたツールの活用によって亀山ファンをふやし、ファンクラブづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、行政でもフェイスブックを使ったサイトを持っているところもありますし、亀山の議会にもそういうことを市議会は取り組まないのかというふうなことを見に来た議会もあります。私どもはまだ全然やっておりませんが、これは一つの起爆剤となれば、議会もそういうふうな活用も可能なので、ぜひまたご検討をお願いしたいと思います。

さらに、ちょっと時間がなくなりましたので、最後の推進体制について確認をさせてほしいと思えます。

まちづくり観光の持つ意味というのは、地域資源を磨き、そのことによって地域が活性化し、さらにそこに多くのお客様がお見えになって、交流が生まれると。そうなりますと、さっき7つぐらいの計画も絡んできた。ただ、これまでは文化部の中でまちなみ文化財室と観光振興室と一緒に組織体に入っていた。今回は、市民文化部に入りますけれども、部内局としての文化振興局、それから関支所に観光振興室が配置になった。これは組織変更のときに議員の方からもご議論のあったところだと思うんです。

これは、組織的にいえば、3人の部長によって編成されることになってまうと。7つの計画はありますけど、文化部だけでも4つありましたので、そのことが今度は市民文化部長がいて、文化振興局長がいて、関支所長がいるという、うまく機能していくんだらうかと。今まで文化部長の下に室がありましたけれども、なかなか部内局ということが絡んできて、さらにそこに室が絡むという中で、組織的に、一体的にやらないとうまく動かない事業というふうに思えますけれども、うまくそれが今回の組織改正の中で連絡調整が、他の部門との連絡調整も要りますので、ほかの計画も動いておりますので、そういう部分でうまく組織改正された中で連携した取り組みができるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

関宿は観光振興室とまちなみ文化財室にかかわるまちづくり観光の重要な拠点でございます。その関宿のあります関支所に、この4月からまちなみ文化財室と観光振興室が配置されるわけでございますけれども、今まで以上にスピーディーに連携が図れるものと存じます。

また、まちづくり観光をさらに推進していく上では、地域活動や市民活動は欠くことのできないキーワードでありまして、市民文化部という大きなくくりの中で捉えることによって、一層各関係部署との連携が図れるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

要は、その部署だけではやらないんじゃないかということをお願いだけなんです。例えば、市民文化部内での事業ではなくて、ある意味、環境産業部であったり、建設部であったり、さまざまな主体がかかわり合いながら、都市マスタープランもあった、それから景観条例ですね。それから、歴史的風致はそちらの事業かもしれません、それからまちかど博物館もちょっと言わなかったですけど、例えばまちかど博物館みたいなことをやっていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃる。さまざまなものが組み合わさってまちづくり観光というものができ上がっている。だから、確認したんです、一番最初に。まちづくり観光って何ですかと。結局、これはここだけが進めるものじゃない。そこが主体的に進めるところであっても、だから行革と一緒にじゃないですかね。旗振りがそこであって、みんながくっついてこないとまちづくり観光というものは私は動かないというふうな印象を持ったので、この質問をさせてもらったんです。

改めて、きっちりとそういうものが動いていくのかどうか。それには人材育成も要るし、観光協会との連携強化も要る。観光協会だけに任せるものではない。観光協会と行政が連携をして、そこに職員の人材も育成しながら、一体的にやるものというふうに考えますが、最後にもう一度見解を確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

まちづくり観光を推進していく上では、市内でも幾つもの部署が関連をしているほか、地域や住民、市民の皆様、いろいろな方と深いかかわりを持っていくこととなります。ですので、人材の育成も当然必要となってまいります。企画立案能力を初め、コミュニケーション能力、情報発信能力、あるいはファシリテーター的な能力、そういった能力開発をしていきまして、他部署との関係も密にししながら、まちづくり観光に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時51分 休憩）

(午後 2時01分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田でございます。

今回、2件の質問を通告に従いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、次世代エネルギー利用の推進についてお伺いいたします。

その中で、1番目として、亀山市太陽光発電システム設置の補助金制度についてお尋ねいたします。

この制度は、地球温暖化防止意識の向上など、環境に配慮した自然エネルギーの利用促進を目的とした制度であると理解しておりますが、制度の内容と年度別の設置状況をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず制度の内容でございますが、住宅、または事業所が発電した電力をみずから使用し、余剰電力を売ることができる設備を設置していただいた場合に対しまして補助をしている制度でございます。住宅向けにつきましては、1キロワット当たり3万円で、上限10万円、事業所向けにつきましては、10キロワット以上の設備の設置に対して一律50万円の補助を行っているところでございます。

なお、来年度におきましては、補助実績を踏まえて、事業所に対する補助対象の一部を見直す予定としているところでございます。

その実績でございますが、過去3年間の件数をご答弁させていただきたいと思いますが、平成22年度におきましては、住宅が113件、事業所はゼロ、それから23年度は、住宅193件で事業所ゼロ、平成24年度の3月1日現在でございますが、住宅193件で事業所ゼロとなっております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

この補助金制度、22年度は113件ということでございましたけれども、23年、24年と193件、大幅にアップしてきております。原発事故以降、非常に電力事情についての状況が変わっている中で、自然エネルギーとしての太陽光発電活用が注目されておりますので、まだまだふえる事業かとは思いますが、補助申請がですね。

それでお尋ねいたしますが、この補助金制度、申請する場合の必要書類、具体的にどんな書類が必要なのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

設置に係る領収書の写し、それから設置状況がわかる写真、それから出力対比表の写しなどが必要でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

領収書、写真、出力の証明書みたいなものが必要だということはわかりましたけれども、それで交付対象者として、先ほど説明いただきましたけれども、亀山市の環境というリンクの中に制度の説明が入っておるんですけれども、この中には住宅用として、市内においてみずからが居住する住宅に設置し、電力会社と太陽光契約を締結した方となっているんですけれども、居住する住宅に設置しか認められないのかどうか。

ということは、例えば敷地内の空き地、あるいは倉庫なんかへ設置する場合は対象となるのかどうか、確認したいと思います。

それと、もう1つは、建売住宅なんかを見てみますと、最近のは既に業者さんがソーラーパネルを設置してしまって、そのまま購入するというケースもあろうかと思うんですけれども、その場合にどのような関係の書類をそろえればいいのかどうか。例えば、領収書とかその辺というのは、一戸建ての住まいを買ったら総額としての金額が出てきますけれども、ソーラーパネル、太陽光発電用のが何ぼですよとかいうのは出てこないと思うんですけれども、その対応についてご説明いただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず設置場所の関係でございますが、補助要件には発電した電力をみずから使用し、余剰電力を電力会社に売ることができる設備が設置していることというような形で定義づけがしてございますので、例えば議員今言われた倉庫とか、極端に言いますと敷地の庭とか、そういうところに設置していただいても、ただいま説明させていただいた要件を満たせば該当するところでございます。

それから、例えば建売住宅などの場合の内容の確認でございますが、こちらにつきましては、請求書の明細とか領収書、また領収書へのただし書きで、このソーラーについては幾らとかいうような記載をしてあるものを出していただくことによって確認をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

場所については理解できましたけれども、建売住宅を買った場合ですね。私、買った経験がないのでわからないんですけれども、業者さんのほうで、このソーラーパネルの分だけの内容の明細とか、この分だけの領収書としていただけるものかということ、はっきり言って自信がなかったんで、ちょっと確認させてもらったんですけれども、内容についていいのかなという気もしますので、その辺のところ、十分確認していただいて、今では無理だと思いますので、後でもご答弁

いただければありがたいと思いますので、あるいはご連絡いただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

では、続いて2点目に入ります。

太陽光、あるいは風力、水力、地熱とか、バイオマスなどの再生可能エネルギー、自然エネルギーという言葉を使っていいのか、次世代エネルギーという言葉を使っていいのか、いろいろ呼び名はあると思うんですけども、この再生可能エネルギーを利用して発電された電気を一定の期間、一定の価格で電力会社が買い取ることを義務づけた再生可能エネルギーの固定価格買取制度が昨年7月より正式にスタートしております。今は1キロワットアワー42円ですか、これは二、三日前の新聞では38円ぐらいというような流れになってきそうでございますけれども、この買取価格を利用してのメガソーラー事業が結構全国的に進んできておるように感じられます。

三重県につきましても、比較的日照条件に恵まれているということで、太陽光を利用したメガソーラー事業が各地で展開されてきていると聞いております。

そこで、このメガソーラー事業の概要についてご説明いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

メガソーラー事業といいますのは、大規模な太陽光発電事業のことを指しております、1,000キロワット、イコール1メガワットということになりますが、この1,000キロワット以上の太陽光発電の事業というところでございます。

また、このメガソーラーの事業につきましては、電気の供給、それから地球温暖化が深刻化する中で、国が普及を進めているというところで、先ほど議員が申されましたように、昨年7月より再生可能エネルギーの固定買取価格制度が開始されまして、電力会社に一定の金額で買い取ることが義務化されたというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

私も、その程度のところまでは、ある程度は理解しているつもりなんですけれども、いざこの事業を展開していくについて、実際、いろいろな条件がついてくるかと思うんですけども、その条件について二、三確認をしたいと思いますので、よろしく願います。

まず1点目、建設に際しての場所とか、あるいは地目とか、その辺のところの規制はあるのかなのかということをもまず1点確認したいと思います。

それから、税制の中で何らかの優遇措置は、聞きますと、県外では固定資産税を免除するというようなことを考えているところもある、あるいは免除するというところもあるように聞いているんですけども、その辺についての状況が、当然のこととして進んでいるのかどうか。これは特例だということなのかどうかということですね。

それから、開発に際しての申請について、申請の内容、複雑なのかどうかということを確認したいです。

とりあえずその3点、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

法的手続きでございますが、建設する場所や条件によって手続が必要なもの、また不要なものなどさまざまございまして、法的なものとして、例えば農地法とか森林法とか砂防法とか、さまざまな手続が必要になってくるというところでございます。

それから地目変更につきましては、例えば設置する場所が既に宅地などの場合におきましては、変更しなくてもよいと考えるところでございますが、例えば農地の場合には、農地転用許可が必要なもの、また農地法の関係から、場所的に転用ができないというところというようなケースも考えられるところございまして、ケースによってさまざまというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

課税につきましては、土地及び償却資産に関する固定資産の課税対象となります。

それと、土地もいろいろございますので、土地の評価につきましては、宅地の地目に設置する場合は宅地の評価、それから雑種地や農地から雑種地などに地目変更した場合には、造成費等を考慮した評価となります。

減税は今のところございません。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

開発許可のことでございます。

都市計画法における開発許可につきましては、国土交通省の技術的助言により、主たる目的が太陽光発電設備の設置の場合、開発許可は不要であると、この取り扱いとなってございます。しかしながら、事業の概要を把握するため、亀山市環境保全条例に基づく届け出によりまして、承認をすることとはいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

そこで3点目として、メガソーラー事業の現況と推進についてお伺いしたいと思います。

市内でも、昨年から1企業が2施設の計画をなされているというのは伺っておりますけれども、県内各地を見ましても、結構開発事業が進んでいると、あるいは工事が進展しているということも聞いております。

亀山市内、現在この2施設以外に具体的な計画が出ているかどうか、あるいはそういう話があるかどうかということも含めて、現況をお伺いしたいと思います。

それから、三重県でもこのメガソーラー事業推進、相当力を入れているようでございますけれども

も、これについて、亀山市として具体的にどういう活動をされてみえるか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市内における計画の予定でございますが、現在、動いておるのが2件ございまして、そのほかに具体的に動きがあるものは2件ございますが、まだ確定には至っていないというところでございます。

それから、亀山市のメガソーラーに係ります取り組みでございますが、事業者様のほうからいろいろご相談をいただいたときには、政策としては今のところ何も取り扱いはいたしておりませんが、ご相談には、庁内挙げてスムーズな取り組みができるよう進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。今のところ2施設以外には、活発な動きが見られないということでございますけれども、県内の事業の展開を見ても、一番規模の大きいと思われるのが、いつか新聞等で取り上げられましたけれども、木曾岬の干拓地、これが調べてみたら48メガの施設で、この発電量は1万5,000世帯の1年分ということらしいですけれども、相当大規模な施設だと聞いております。ここまできなくても、もっと規模の小さい2メガ、3メガぐらいのところの施設が県内結構できてきていると、あるいは計画されているというのは聞いております。

亀山市にも場所がないかという、結構有効利用できる場所があるんじゃないかと思っておりますので、そんなところをある程度リストアップして、それこそトップセールスまでいかなくても、企業に対してこういう場所がありますよというようにセールスしていくのも一つの方法じゃないかなと思っておりますので、ほかの自治体を見ても、県内でもそういう遊休地だけじゃなしに、行政で持っている土地、あるいは土地開発公社が持っているような土地なんかを、自治体としてソーラー事業を展開していく方法もあれば、それを企業へ貸してやっていくということも考えているところがあるように聞いております。それこそ、先ほどの木曾岬の干拓地なんかは企業へ貸すというような形と聞いておりますけれども、値段を聞きましたら、1平米で大体年間100円の賃貸料で、1ヘクタールというと約100万らしいです、年間。メガソーラー、1メガの事業を展開していくと、約2ヘクタール、2町歩の土地が要るらしいんですけれども、2万平米かな。それで大体貸せば、年間200万ぐらいの収入があるということでございます。

亀山市も、塩漬けの土地もあれば、有効活用できる土地もあろうかと思っておりますので、一応検討していただければどうかという感じを受けております。

そんなことで、このメガソーラー事業、亀山は具体的には動いていないということでございますけれども、ぜひ事業所、企業に対しての積極的なアプローチをして検討していくようなことも考えてもらえれば、それこそ塩漬けの土地なんかで遊ばしておくよりはいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

ただし、この事業が普及してくれば、発電量、電力では心配しない部分はあるかと思っておりますけれ

ども、42円、あるいは38円の買い取り価格、これは家庭での電気料金にはね返るということもあって、一般家庭にとっては決してありがたい話でもないという部分があるんで、その辺のところを行政としてどう考えていくかというのはありますけれども、別に亀山で売電しなくても、ほかへ売電すれば結局同じことになってきますから、ぜひそれで少しでも収入を得るような形を考えてということで、行政としての遊休地とか、あるいは塩漬けの土地なんかを有効活用に進めていただければありがたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続いて、安心・安全のまちづくりについてお伺いいたします。

まず、その中の1点目として、振り込み詐欺の被害防止対策についてお伺いいたします。

平成24年の三重県内における振り込み詐欺の被害件数は39件と聞いております。その内訳は、昔から言われておりましたおれおれ詐欺が9件、それから架空請求が9件、融資保証が5件、それから最近特に多いのが還付金詐欺というやつですね。これが16件と伺っております。その被害額は県内で1億2,190万円だそうでございます。平成23年と比較しますと、件数では31件減っているようですが、金額的には4,400万多いというようなことらしいです。

それから、最近特にふえてきたのが振り込み詐欺以外の未公開株購入とか、外貨外債等への投資などの、警察では利殖勧誘事犯というらしいんですけれども、これが34件で、被害が県内で3億4,000万と伺っております。

亀山市内においても、昨年数件の被害とか未遂があったようでありますけれども、最近まで含めて、行政として把握しているものがあればお示ししていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

亀山市の犯罪の発生状況でございますけれども、振り込め詐欺に限らずということでございますが、まず平成24年の刑法犯認知総数が396件、前年の同期に比べまして11件減と、2年連続減少をしております。対しまして、自動車対象の車上狙いとか部品狙いが41件で、前年に比べまして24件の増となっております。これは市内の状況でございますが、県内の振り込め詐欺に限りましては、先ほど議員申されました39件発生しております。

亀山市内の振り込め詐欺につきましては、亀山警察署からいただいております内容で見ますと、昨年につきましては8月に還付金詐欺が発生しておりますし、年明けてからはおれおれ詐欺の未遂事件というところで聞いているところでございます。それぞれ昨年の8月に1件、それと年明けてから、おれおれ詐欺の未遂が1件というところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

危機管理局のほうから出していただいた数字、そのとおりでございますけれども、普通のことから考えたら、なぜひっかかるの、言葉は悪いですけども、なぜだまされるのというようなケースなんですね。単純なことだと思うんです。それでも、特に高齢者が多いようでございますけれども、ひっかかってしまうと。どうやったらうまくこれを防げるかというのは、簡単なようで難しい、難しいようで簡単なテーマだと思うんですけども、このケース、具体的に確認してみましたら、先

ほど申されました24年8月の亀山市で88万円か、被害の内容を聞いてみますと、女性の方、77歳らしいんですけども、亀山市役所職員を名乗って、過去5年間にわたって医療費の払い戻しがあると。今月中に手続をする必要がある旨の電話があったと。それで、市内のスーパーを指定されて、スーパーに設置されているATMにおいて医療費の還付名目で88万何がしをだまし取られたと。聞きますと、どうも携帯を持ってATMのところまで行ってくれと。そこでこうやってボタンを押してくださいと、言われるままにカード入れてから押してしまったら、出てくるかと思ったら入っていたというような形だと思うんですよ。これは、見てますと、8月とさっき申しましたけれども、8月31日に電話があったと。それで今月中にということで、すぐにATMに走ったということらしいんですけども、10月にも亀山で起こっております。これも同じようにATM利用なんですけれども、その方はATMの操作に手間取っていたと。そうしたら、近くの人が不審がられて注意したのか、お話ししたらやめて帰っていったと。1月に入ってから、JA井田川の女性職員の方が1人見つけて、未遂に終わったというのを聞いておりますけれども、結構、言ってみれば単純な中身だと思うんですけども、こういう被害が出てきておると。

昨年39件というのがありましたけれども、ことしに入ってから桑名、四日市、鈴鹿、津方面でまとめて、2月の中旬ごろですね。十二、三件電話がかかってきて、3件、4件の方が被害に遭われていると。これも、何かの名簿カリストを持って、その日にある特定の人が軒並み電話して、対応しているんじゃないかなと思うんですけども、こういうことがまだあると。

亀山でも、きのう安心メールが入っておいりましたね。不審電話があったということも聞いておりますが、まだこっちのほうは来てないかなと思っていたら、北勢・中勢からちょっと山間部へ電話が入ってきたのかなと思っておりますけれども、相当な注意喚起をしていかないと大変かなと。

もう1つは、レターパックで現金を送ってくれというやり方も聞いております。何かといいますと、あるケースを言いますと、パソコンソフトの購入を電話で勧誘があったと。そのときは電話を切ったら、1日、2日してから、パソコンソフトを高額で買うので、あんたも持っとらんかなというような電話が入ったと。もし何かあったら、また連絡するので、わしのところへ売ってくれんかなというような形らしいですな。また、前の人から電話が入って、どうですかと。買うといって買って、そこへ現金を900万かな、レターパックで2回に分けて送ったと。そうしたら、今度買うといった人からもう電話が来ないので、送りっ放しでだまされてしまったとか、こういうようなケースもあって、次々と新手の手口が出てきて、ついついひっかかってしまうというのがあると聞いております。

そんなことで、亀山市として警察とか銀行等金融機関等は、当然注意喚起の方法はいろいろとできる範囲で対応していると思うんですけども、行政として具体的にどのような対応しているかというのを確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

被害防止の策としましては、亀山市防犯委員会の委員が中心となって実施していただいております地区の懇談会、防犯懇談会と呼んでおりますが、これなどの活動を支援するとともに、防犯協会等関係機関から発信されます情報を安心メールやケーブルテレビの文字放送を活用しまして、市民の

方々に注意喚起をするなど、関係機関との連絡を密にして、被害防止等に努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

行政も全く手をこまねてはいないと思うんですけども、やっぱり防犯委員会とか防犯協会、あるいは警察等に任せているところが多いんじゃないかと思うんですね。実際に最近起きているケースは、市の職員の名前を使われているんですね。自分らが職員として、自分とも被害に遭っているんやという意識があるのかなのか、ちょっと私、疑問を感じるんですよ。うちの名前を使われた、悔しいという意識があれば、もっともっと行政としても厳しく防止対策、あるいは防止のために動いてほしいなと思います。

今、防犯委員会が地域に出るとか、あるいはケーブルで放映するという事も聞いておりますけれども、基本的には高齢者の方が多いわけですから、老人クラブの集会に市の職員が行って、私らはこういう電話は一切しませんよと言言するのが非常に効果があると思うんですよ。これは、例えば外へ出て、グラウンドゴルフの会場とか、ゲートボールの会場とか、そういうところも利用して積極的に、警察が行っていただくというよりは市の職員、あるいは担当の者、あるいは市民部の方が行って、あるいは市民相談協働室の方が行って、うちへこういう苦情がたくさん来てますけれども、職員は一切そういうことはしません。あるいはATMで還付や何かしませんというようなことを強く啓発していただくと非常に効果があるかと思しますので、ぜひそのような方法をとっていただきたいと思います。

三重県警なんかは、振り込め詐欺等撲滅委員の委嘱ということで、振り込め詐欺の未然防止を目的に、県内で276人と2団体を委嘱して、啓発活動、あるいは防止対策活動を行っていただいているように、この2月からなっておるそうでございます。

亀山市も、何がしかの方が委嘱されているんじゃないかと思うんですけども、その内容がわかっているれば、ちょっとお示ししていただきたいと思っておりますけれども、人数と、どういう立場の方かということはおわかりでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

申しわけありません。ちょっと把握はしていません。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

私が県警のほうで確認した範囲では、県内で276人2団体で、自治会の役員さんとか民生委員さんとか老人会の役員さんなんかが入っていると。多い市等では、15人、20人ということを知っています。亀山だと、その人口比率からいったら、せいぜい10人以内じゃないかと思うんですけども、どういう方がその撲滅委員の委嘱を受けているかどうか。この辺も、関連があるわけですから、警察なんかと連携をとってきちっと把握しておいていただきたいと思しますので、よろし

くお願いいたします。

時間の都合がありますので、この項につきましてはこれで終わります。

では、2つ目の質問をさせていただきます。

街頭犯罪防止対策ということで確認をさせていただきます。

先ほど危機管理局長のほうから話がありましたけれども、県内、それから亀山市の刑法犯の認知件数ですね。これは今報告がありました。

その中で、街頭犯罪と言われるもの、これが亀山市で104件、24年度発生しております。一番多いのは、自動車の部品盗。聞きましたら、カーナビとか、このところの盗難事件が一番多いと。その次に万引きがあるようでございます。それとほとんど変わらない数字で自転車の盗難が非常に多いと聞いております。

その中で、私が市内を車で走っていて気になっている光景の1つに、駅前、あるいは駅周辺の路上への駐輪が目につきます。JR関駅や、同じJRの井田川駅には駐輪場が設置されているので問題はないと思いますが、下之庄駅、あるいは亀山駅周辺の特定の場所で、道路上にはみ出した状態や駐輪のスペースのない場所の道路上に雑然と置かれている自転車を多数見受けます。この状態を行政として把握されているのか。いるのであれば、この状態についてのご所見をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

自転車の放置ということでございます。

亀山駅周辺の市道上での自転車の駐輪につきましては、地域の自治会のご協力のもと、注意看板の設置や所有者への注意などを適時行っているということでございます。

自転車の盗難防止の観点からは、亀山駅に関しましては民間の自転車駐輪場をご利用いただければと存じます。それから下之庄駅は、JRの敷地の中ということでございまして、今現在はたくさんとまっておりますが、路上に出ておるような形には今なっておらんということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今答弁いただきましたけれども、亀山駅、自転車預かり所さんが2軒ございます。そこへ預けている自転車よりも、路上にとまっている自転車のほうが多いです、はるかに。それで、昼間は40台、50台とまっておりますけれども、先日も夜、たまたまその前を通ったら、やっぱり40台、50台、10時以降、深夜に近い時間でもとまっているんですね。恐らく半分ぐらいの自転車は放置自転車、あるいは壊れた自転車、投棄自転車やもしれません。この辺の処理というのは、きっちり対応していかなければ、本当に景観上みっともない。

それから通行障害、ひどいときには、説明してわかっていただけだと思いますけれども、亀山駅の西側、今振興会が有料駐車場として使っているところのちょっと西のところですね。カーブのところなんですけれども、そんな広い道路じゃないです。ひどいときには、その狭い道路に自転車が倒れて、5台、6台が、3分の1ぐらい道路スペースを潰してしまっているわけですね。よく見受

けられます、通るたびに。やっぱりこの辺のところというのは、即対応しなければ、非常に通行障害と、それから犯罪の温床、自転車等を当然狙う可能性も多いですから、対応してほしいと。

それから、今看板が出ているとおっしゃいました。看板を出してもらっても、効き目がなかったら出してないと一緒でしょう。この辺は駐車禁止ですと書いてあるだけ。

それから下之庄、確かにJR用地やもしれません。けれども、利用しているのは市民の方、それから津市の人も見えるかわかりませんが、この辺のところ、これはJRの土地だから関係ないとか、ここは市の用地だからとか言う必要ないと思うんですよ。だめなものはだめということで、きっちりした対応をとってほしいと思います。

過去に聞きましたら、一斉に撤去したと、自転車をね。そうしたら、何で勝手に持っていくんやとって逆に文句を言われるということもあったようでございますけれども、3日か4日続けてとめておる自転車に全部お知らせという形で、何月何日にとまっておったら撤去しますというお知らせをつけて、今度から一斉に撤去してもいいじゃないですか、不法駐車なんですから。それぐらい強い姿勢でもって対応しないと、絶対なくならないと思いますので、ぜひそういうことをお願いしたいと。

それでもとめられるということであれば、例えば今駅前にある2軒の自転車預かり所さん、はっきり申しましてたくさんスペースがあいております。だから、それを行政として何らかの形でお借りして、ここへ無料でもいいからとめてもらうとかやってもいいと思いますし、できないのであれば別の手段を講じて、ああいう景観上問題のありそうなところへとめさせないように、強い姿勢で臨んでいただきたいと、かように思いますので、ぜひ対応のほど、よろしく申し上げます。

もうこれ以上ここで言って、いい答弁は返ってこないと思いますけれども、ぜひ私の言っている思いというのをうまく酌んでいただいて、迅速な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間が迫ってきましたので、次に進めさせていただきます。

3番目に声かけ事案について確認したいと思います。

児童・生徒、これは児童・生徒だけじゃなしに、女性に対してもあるんですけども、路上等での声かけ事案の防止対策についてお伺いしたいと思います。

過去にも、私、この件についても質問させてもらっているんですけども、昨年、亀山警察署管内で発生した声かけ事案は25件ということで、前年度より6件減少しているということを知っております。特に子供さんに対しては15件で、昨年は25件あったらしいですね。15件と大幅な減少ということでございます。

しかし、街頭犯罪や声かけなどの直接犯罪に至らない事象も含めて、決して皆無になったわけではございません。ことしに入ってから、1月に3件、早速被害と言っているのか、そこまで行っていないかわかりませんが、事象が出ておると伺っております。

そこで、児童・生徒の安全確保とサポート体制について、今具体的にどのようなことを行っているかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほどの振り込め詐欺と同様に、安心メールで配信をさせていただいています。防犯協会のほうから情報をいただきまして、速やかに地域の安全が図れるよう、情報提供をさせていただいて、地域全体で被害を未然に防止するよう努めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

学校や教育委員会でどんな対応しているものかということでございますが、児童・生徒への声かけ事案などの防止対策でございますが、就学前の幼稚園や保育園から防犯の標語であります「いかのおすし」を使った指導をいたしているところであります。「いかのおすし」とは、「いか」は行かない、「の」は乗らない、「お」は大きな声を出す、「す」はすぐ逃げる、「し」は知らせるといふ、この防犯用語を使って、小さいときから指導を行っています。

また、小・中学校におきましては、日常的に決められたコースを通って行き帰りをし、寄り道をしないとか、また行き帰りの途中、知らない人から車に乗せてあげる、欲しいものを買ってあげると誘われても絶対についていかないなど、具体的な事例を挙げて指導を行っているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、小学校と中学校の初入時の児童・生徒に防犯ブザーを配付し、緊急時に使用するよう呼びかけているところでもございます。

また、皆さん方ご存じのように、愛の運動協力団体による登下校の見守りや、青少年総合支援センター補導員、各地区補導委員、また自主防犯パトロール隊による補導・防犯パトロールを実施いたしているところでもございます。

また、平成24年度から青少年総合支援センターの青パトによるパトロール日を、従来は月曜日から金曜日まででしたけれども、土曜日を1日ふやして拡充いたしたところでもございます。

また、不審者事案の発生が、よく調べてみますと午後に多いことから、下校時を重点的にパトロールや下校指導することに変更して、抑止力に努めるよう変更をいたしたところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

この声かけ事案につきましては、昨年暮れに1人検挙されたと。その検挙された人は、9件やら10件やら過去に行っていたということで、それで大幅に減るのかなと思っていたら、年明けにまた3件ほど情報が入っておいりましたので、これもまたよっぽどの確に対応しないと、なかなかならないと思っております。

それから、24年の当初は、北のほうで結構多かったような感じがしておるんですけども、それがだんだん市内の真ん中ぐらいから南のほうと広がって、今全市的にそういう被害に近い状況が出ておるようでございますので、その辺のところ、的確な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に4点目になりますが、安心・安全のまちづくり条例の制定についてお伺いします。

この条例は、行政、市、事業者が協働して防犯意識の高揚を図り、積極的な防犯活動を推進する

ことにより、地域における犯罪等を未然に防止し、市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現することを目的とする条例ではないかと考えております。

犯罪のないまちづくりについては、市民、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要性が後期基本計画にも定めてあります。

ところが、現在のところ、亀山には条例として制定されておられません。これは安心・安全まちづくり条例という言葉を使いましたけれども、生活安全条例とか、いろんな言葉を使って、県内で14市中12市が条例を制定されておまして、亀山と鈴鹿市だけがまだ制定されていないようでございますけれども、これを制定するお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

幾つか触れていただきました、まちの体感治安が低下しておったり、いろんな事案が発生しております。そういう中で、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちにすることは、全ての市民の願いでもございまして、その未然に防止するために、私たち一人一人が犯罪を防止する意識を持って、犯罪を起こさせない地域づくり、結果的に地域のきずなであったり、いろんなネットワークであったり、こういうものがその犯罪の抑止力につながるのではないかというふうに考えております。

そこで、2期目に私が掲げました政策公約の中でお示しをさせていただいておりますが、市民を初め、事業所、警察、市などが一体となって安心・安全のまちづくりを進めるための仕組みづくりについて、亀山市独自の取り組みを盛り込んだ、県内では後発でございますので、このまちの特性に合った実効性の高い条例の制定に向けて、検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

本当はありがとうございましたと言いたいですけれども、今のお話を聞いておりますと、まだちょっと可能性が薄いようございますけれども、いずれにしても条例をきっちりつくっていただいて、そしてそれに肉づけしていただければと思いますので、基本中の基本が条例だのご理解いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時04分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い、質問いたします。

亀山市地域公共交通計画（案）について、一本でお聞きいたします。

平成23年度末から24年度にかけて、地域公共交通計画策定調査事業が実施されました。この間に、利用者アンケートや施設利用者調査、運転手等ヒアリング調査、地域での懇談会などが実施されましたが、これらの現況調査結果について、まずお聞きしたいと思います。

こちらにパネルがございます。こちらは、現在のバス公共交通が通っている路線が記されております。現在、亀山市には営業路線バスが2路線、廃止代替路線バスが2路線、さわやか号などのコミュニティバス系が7路線、市内各地を走っております。今回の調査の結果、課題はどのようなものであったかをお答えください。

といっても、路線もたくさんございますので、特に課題や問題が大きかったものについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

6番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現況調査の結果、明らかとなりました課題につきましては、大きく2点、分けて整理をいたしました。1つは、公共交通ネットワーク全体から見た課題、もう1つは各バス路線別に見た課題ということで整理をいたしました。

まず公共交通ネットワーク全体から見た課題といたしましては、市民の生活行動になじむ、なじむといえますのは市民ニーズに合ったということでございますが、なじむ公共交通ネットワークの検討が必要であること。また、より効率的、効果的な運行方式の検討など、公共交通の利用が不便な方への対応が必要であること、バス利用者数が減少傾向にある中、公共交通の維持に向けた取り組み方針の検討が必要であるといったことなどが整理されたところでございます。

また、各バス路線別に見た課題といたしましては、重複して運行している路線の解消、分散した集落に応じたルートに適正化、需要に応じたダイヤの見直しなどが課題として整理されたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほど大きく2つに分けて聞かせていただきました。確かに私、いろいろ調べていましたので、すぐくわかりやすくまとめていただいたんですけれども、恐らく市民の方が聞いたときにちょっと難しいかなという気がいたします。

この課題について、今お答えいただいたんですけれども、では次に、調査によって大きく変更する予定地域というのはどこなのか、またどのように変更する予定なのか、方向性がある程度決まっている部分だけでもお答えいただければと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

課題を踏まえまして大きく変更するところは、まず市民の生活行動になじむ公共交通ネットワークを構築し、より効率的、効果的な運行方式を導入するために、1つとして野登白川地域において、長大ルートとなっているバス路線を、野登地域と白川地域を切り離し、白川地域にはデマンド型運行方式というのを導入すると。南部地域では、亀山椋本線と亀山南部ルート重複部分を解消し、東部、昼生地域にデマンド運行方式を導入すると。次に、井田川・川崎地域につきましては、井田川駅への通学需要に対応するため、朝夕に井田川駅へ運行し、昼間の時間帯においては従来どおり医療センター、またあいあい方面へ運行する予定でございます。

次に、公共交通の維持に向けた取り組み方針といたしましては、各バス路線の具体的な計画案、例えばダイヤとかルートなどがございますが、この案を行政だけで作成するのではなく、地域住民を主体とした地域生活交通を考えていただく組織と協働で作成するなどして、バス事業に対する地域の主体性を促進して、地域住民と協働でバス路線を維持してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

先ほど大きく変更する地域ということで答えていただきました。

お手元に資料を2つ用意させていただいております。今、こちらの画面で見いただいているほうが新しく変更したものになっております。こちらは、先ほど説明いただきました野登白川のところがデマンド交通が入る、そして南部椋本線、この2つが同じ、重複している部分がありましたので切り離し、デマンド交通が入るとか、さまざま説明をしていただいたんですけども、このように大きく変わっていきます。

その中で、現段階で公共交通利用不便区域というのが今までございました。以前の質問でお答えいただいたのは、特に鈴鹿川以南の山下町、木下町、そして菅内地区などですけれども、これらの地域については、今後の計画ではどのようにするのか、お答えください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、主な公共交通空白地域といたしましては、山下町、木下町、菅内町、それから布気町の一部、関町白木一色、井尻町、太森町太田、能褒野町の一部などがございます。今後、デマンド運行方式の導入により、この菅内町、山下町、木下町ではデマンド運行により対応をしていくという形になります。その他の点在する空白地域におきましては、タクシー、あるいは地域力の活用などによりまして、最寄りのバス停までの移動手段の確保する仕組みづくりなどを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

次に、公共交通に対する市の考え方についてお聞きしたいと思います。

私は、以前から公共交通の重要性について何度も質問してまいりました。特にバスについては、市民にとって一番身近で手ごろな公共交通機関であり、車などの移動手段を持たない人にとっては大変重要なものです。

近年、個人が自家用車を持つようになり、大きく生活スタイルが変わり、バスの重要性が薄れてはきておりますが、それでもいざバスがなくなってしまうたら大変なことになってしまいます。これは、お年寄りや免許を持たない人、学生さんたちだけの問題ではなく、例えば非常時などは誰もが必要になったりします。例えば妊婦さんやけがをして運転をできない人、車が故障してしまった人、そういった非日常的な場面に出会ったときに気づくものです。

今の世の中は、車あつてのまちづくりがなされている。昔のように、近所に商店があつて、歩いて、または自転車で買い物に行けるというわけにはまいりません。もし車が突然使えなくなったら、途端に今夜の夕食の準備すら大変になってしまいます。

さて、亀山市のバスですが、自主運行バス、つまり100円で動いているバスの利用者は増加傾向にある一方、営業路線バスや廃止代替路線バス、つまり民間で運営されていたり、民間に委託して運行してもらっているバスのことですが、そういったバスの利用者は減少傾向にあります。自主運行バスの運行維持費は、平成19年から22年にかけて約1.79倍に増加。また、利用者1人当たりの運行経費は778円と資料に出ております。しかしながら、今後も高齢者がふえ、免許を返納する人もふえていく。つまり、車を利用できずに公共交通が必要になる人がふえることが予想されております。

その中で、今後バスをどのように維持していくかが課題なのですが、ここで地域公共交通会議の会長を務めている副市長にお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたように、財政面でバス運行維持に随分苦しくなっておりますが、副市長は公共交通を考えるときにおいて、何が大切だと考えていらっしゃるのでしょうか。大変難しい質問ですが、確かに経費について考えることは大変必要なことです。しかし、お金がないからと予算を削ったり、便数を削減したりすれば、日常生活にかかわってくる人も出てきます。公共交通を運行するときに、経費や効率、利便性、市民の満足度など、重きを置く部分はいろいろございますが、代表である副市長はどこに重きを置いているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

副市長、答弁願います。

○副市長（安田 正君登壇）

豊田議員には、何度か交通会議も傍聴いただきましたが、この計画は国の補助金を活用いたしまして、短期間に大がかりな調査も行い、また委員の皆さんのご協力によりまして、ようやく成案としてパブリックコメントを実施できるところまでまとまったわけでございます。

計画の内容については、国分部長から説明したとおりでございますが、この中で、目指すべき将来像を、通学・通院・買い物など、市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安心して充実した暮らしを実現できるまちと、かなり高いハードル、目標を設定したというふうに、計画の内容をそのように感じております。

また、この将来像を実現するための基本的な理念ということで、市民生活に必要な公共交通を皆で育むとして、地域の主体的な取り組みを求めまして、それを支援する具体的な方策や利用促進計

画を記述しまして、その進捗状況を地域で生活交通を考える組織及び交通会議で毎年評価をして見直すことにしております。地域も交通会議も目標達成に対する責任が明確になったというふうに私は認識をしております。したがって、この計画の実行が一番今重要だと、実行力が一番大事だというふうに考えております。

先ほど、福祉か経済か、市民満足度かというふうなお尋ねがございましたので、お答えしますけど、少なくとも地域の組織が利用促進計画の立案や地域運行バス等の主体となることを認めるなど、市民、地域が公共交通政策へ参画し、自己決定をできるようにしたことは、市民満足度が高まると思っております。

また、デマンド型交通の導入も提起しておりますが、この方式は予約が必要になりますので、これが多分面倒だということで苦情が出るというふうに予測をしておりますが、そこは個人の努力といえますか、市民力、さらには地域の支え合いという地域力で、予約という行為が乗り越えられれば、バス以上に利便性が高まるというふうに考えております。

基本理念のとおり、市民生活に必要な公共交通を皆で育む知恵や取り組みを進めることが、今後、行政、私たちの大きな仕事になってくると考えております。

また、財政面につきましては、行財政改革大綱の4ページを見ていただきたいと思います。行財政改革の視点で2つ提起をしております。行政サービスだけでは限界が生じてきており、新たな公共領域においては、市民との協働や、市民が主体となったまちづくりを推進するというのが1点。もう1つは、身の丈に合った行財政運営へと転換し、市民の暮らしの質を高める政策を優先するという、この2つの方針がございますので、この方針を踏まえまして、新たな公共領域として公共交通を捉え、市民、地域との協働した取り組みを推進することで、少なくとも現行事業費をアップにした計画案にはなっているというふうに認識をしております。

このかなり踏み込んだ計画案でございますけど、策定途上に北東部のまちづくり協議会の取り組みとか、坂本の集落の上までバスを乗り入れたいということで、自治会が大変活動をしていただきましたので、こういう市民力、地域力が具体的にあったから、地域の参画などについてかなり踏み込んだ計画案としてまとめたというふうに考えております。今後、この点を行政と地域が一体となって進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

大変難しい質問を投げさせていただいたので、すごく答えを期待しておりましたけれども、責任が明確になる。特に実行していく、本当にそのとおりだと思いますし、すごい共感させていただきました。

では、次に市長にお聞きしたいと思います。

副市長からのお答え、すごく私は納得いたしましたので、また期待しているんですけども、市長は亀山市民の暮らしの質を高めるという理念を何度もおっしゃっております。そして、この公共交通というのは市の基本計画の中でも、暮らしの質を高めるためにも重要な位置を占めております。そういった大きな目で広い視野で見たときに、市長は公共交通にどのぐらい関心をお持ちなのか。

今まで、私も何度も登壇したり、時には市長室まで資料をお持ちしたり、さまざまバスについて訴えに伺いましたけれども、市長はどのぐらいバスについて思い入れがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

思い入れをとということでございますが、この公共交通政策というのは、地方都市における大変難しく、なおかつ大変重要な政策課題というふうに考えております。

市民の暮らしを支える公共交通をいかに効率的、効果的に、それも持続的に、限られた経営資源の中でバランスよく整備していくかということが大変重要でございますし、その意味から、この公共交通政策を都市政策として位置づけて考えていこうという取り組みを進めさせていただいております。

自家用車の普及によって、かつての民間路線バスといった公共交通の利用が減少いたしましたし、路線バスの現便廃止といった流れというのは大変残念に思っておりますし、一方で自家用車を運転できない高齢者などにとっては、欠かすことのできない手段であるというふうにも考えております。

そのような中で、亀山市としてもさまざまな自主運行バスを走らせたり、いろんな意味から、その手段の確保を行ってきたところでございますが、自家用車と同等の満足度をバス交通だけで補うことというのは難しい、これはよくご存じいただいております。一方、財政負担の視点も限界がございますので、社会全体のコストとして、必要性、提供するサービス水準と得られる満足度、これと持続性、財政負担とのバランスをいかにとれるかということが大変重要であると思っております。

非常に、これはご案内のように難解なパズルでございますけれども、しかし亀山市としていかに全体最適を目指していくのか、現在までの取り組みをしっかりと積み上げて、実行に移してまいりたいというふうに考えております。

基本は、やっぱり都市政策としてしっかり位置づけて展開させていくという思いで、亀山市は進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

都市政策として大きく考えていただいているということで、わかりました。

この項につきまして、最後に担当部にお聞きしたいと思います。

理想が幾ら高くても、お金がなければどうしようもなかったり、確かに実行するというのがとても大事になってくるんですけれども、それかできないのが現実の世の中です。

では、亀山市のバス運行維持には一体どのぐらいの予算規模が妥当であるのか、亀山市は他市と比べてどのぐらいバスに投資しているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

バス運行に係ります予算額といたしましては、地域により地形の条件などが異なるということなどから、一概に妥当な額を決めるということは難しいかなと考えているところでございます。

そのような中で、亀山市では、現在負担をしております1億円程度の予算において、より効率的、効果的なバス運行を目指していくというふうに考えております。

なお、参考でございますが、この効率的な運行である判断をする利用者1人当たりの運行経費につきましては、議員も言われましたように、亀山市は778円でありまして、同規模の人口のいなべ市さんは639円、菰野町さんは655円というところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

私は、基本的にバスを運行するにも、ある程度の負担というのは必要であると思っています。

そこで、別の視点からですが、バスの乗車料金の変更などの考えはあるのか。また、もし変更するのならば、それをどのような変更を考えているのか。まだ計画段階ですので、具体的には数値等出ていないかもしれませんが、方向性だけでも教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在の市内のバスの料金につきましては、いろいろございまして、距離によって料金が加算されます対キロ制運賃、それから利用距離に関係なく同じ料金、100円でございますが、払っていただく均一運賃、それから乗った区間に応じて料金が決まります区間制の運賃、そして無料というような形となっております。

新しい交通計画では、各バス路線の運賃体系を各路線の機能にあわせて再整理していくということとしておりまして、通勤・通学需要に対応し、行政界をまたぐ地域間の幹線として機能する基幹バスにつきましては対キロ制運賃、それから市内中心部を循環しますさわやか号については均一運賃、それから各地域部から運行するバス路線について、最寄りの生活圏内は均一料金で、最寄りの生活圏をまたぐ場合は一定料金が加算されるゾーン制の運賃、最後にデマンド型交通については、他のバス路線との整合を踏まえる中で、適切な料金を設定していくというような基本的な考えを持ってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

市の考え方について、さまざまな視点からお聞きをさせていただきました。

私がここで申し上げたいのは、こうありたい、こうあるべきという、市民にとっても市にとっても理想の公共交通のあり方を持ちつつも、やはり現実をしっかりと見据えて実行に移していかねばならないということです。そのためには、やはり実際に事業を進めている当局だけでなく、利用者である市民の方々の深い理解と、誰もがこの問題に取り組む姿勢が不可欠です。現状を理解し、その中で最も有効な方法を模索していくこと、この先の未来を見据えて公共交通をつくっていく姿勢を

今から持たねばならないと思います。そういう思いから、市の公共交通に対する姿勢と考え方、そして実際にかかっている経費や課題をここまで質問させていただきました。

それでは、次に移りたいと思います。

バス以外の移動手段との関係についてお聞きしたいと思います。

バス以外の市が関与する公共交通手段としては、75歳以上の希望者に配付されるタクシー料金助成事業や、予約すれば相乗りであいあいまで乗せてくれる事前予約制施設送迎サービス、そして寝たきりの方など高度な障がいをお持ちの方を運ぶ福祉移送サービスなどがございます。新しい公共交通計画が動き出した場合に、特にデマンド交通などが導入される地域もございますが、同じようなサービスが重複することが考えられます。これら既存のサービスを今後どうするのか、また現在までにこれらの移動手段というのは、それぞれどのぐらい利用され、年間にどのぐらい維持コストがかかっているのかを教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

バス運行とその他の交通サービスとのかかわりでございますが、まず福祉移送サービスにつきましては、今後も引き続いて福祉施策として、バス運行とは別途推進をしていくというところでございます。

次に、事前予約制施設送迎サービスにつきましては、現在の利用実態から考えまして、バス運行の代替による対応が可能と判断をしておりますことから、廃止をするという予定でございます。

また、福祉施策として実施しておりますタクシー料金助成事業につきましては、デマンド交通などのきめ細かい運行方式の導入の関係から、今後のあり方について、担当部局と連携して検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから維持費とか利用実績でございますが、事前予約制施設送迎サービスにつきましては、23年度の委託料金といたしまして363万8,820円、この総利用人数は1,537人で、実質負担といたしまして、1人当たり2,367円というところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

タクシー料金助成事業の利用実績等についてご答弁申し上げます。

まず23年度でございますが、高齢者及び障がい者の対象者6,550人に対しまして、交付させていただいた方は3,798人で、57.98%でございました。また、タクシー券を交付した数に対しまして、実際に使用された数の利用率では65.27%となっております。

また、平成24年度におきましては、この1月末までの状況でございますが、対象者6,607人に対しまして、交付させていただいた方は3,899人で59.01%と、前年より上回っております。また、タクシー券の1月末の利用率は48.99%でございますが、例年、2月、3月は通常より多くの方が利用されますので、例年と同程度になると見込んでおります。

事業費につきましては、平成23年度にありましては約2,652万円、平成24年度にありましては、1月末では約2,054万円でございますが、最終的には2,800万円程度になると、こ

のように見込んでいただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

次に移りたいと思います。

4番目のデマンド交通についてお聞きしたいと思います。

これは、私がずっと提案し続けてきたもので、計画にのったということで万歳していましたが、しかしながら、デマンドといってもいろんなものがございまして、そして、多くの方がやっぱりデマンド運行というのは何なのかと思われると思います。

そこでまず最初に、デマンドとは何か。そもそもどういうものなのかということをお教えください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

デマンド交通は、決められたルートを決められた時刻に運行する一定の定時定路線型のバス路線とは異なりまして、ワゴン車やタクシー車両を利用して、電話などの予約に応じ、電話のあった停留所のみ立ち寄り、目的地に向かう乗り合い型の公共交通を言います。デマンド交通には、あらかじめおおよその行き先、ダイヤが設定されておりまして、予約のあった停留所のみ立ち寄るタイプのものや、ほとんどタクシーに近いドア・ツー・ドアの自由経路型など、さまざまな方式がありまして、地域の実情に即した運行体系を検討していく必要があるというところでございまして。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。わかりやすく説明していただきました。

バスというのは安いんですけども定時定路線、タクシーは好きなときに好きな場所に行けるけれども高い。そこをちょうどいいところをとって、乗り合いをすることによって安くできて、しかもある程度好きなところに行ける、これがデマンドのいいところだと理解しております。

幾つか例を挙げていただいたんですけども、地域の実情に即してデマンドを選んでいくということでした。

それでは、亀山市はどのようなものの導入を検討しているのか、またなぜ今回デマンドを導入するに至ったかの理由をお教えください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、亀山市において検討しておるデマンド交通は、まず使用する車両はワゴン車を利用して、タクシー会社さんへの委託運行を考えております。導入しようとする地域は、時間帯により行き先がおおむね特定をされているということから、運行する便の出発地点と到着地点、またおおよその到着時間、あるいは出発時間を決めておいた上で、沿線地域にきめ細かく設定した停留所のうち、

予約のあった停留所のみ経由し、目的地に到着する方法を考えているところでございます。

なお、導入する形態といたしましては、現時点で正式に決定しているものではありませんと、今後、地域の皆さんと一緒に、地域のニーズをさらに把握いたしまして、その地域にふさわしい運行方式を決めていくというところでございます。

それと、亀山市にどうしてデマンド交通をというところでございますが、亀山市におけます現在のバス運行の中には、人口集積が小さい分散した集落を、途中のバス停での利用者のあるなしにかかわらず迂回しておりますことから、乗車時間が長い。また、利便性や費用効率の低い路線が存在している。また、小さい集落であるため、バス路線が通らずに空白地帯になっている地域があるということから、地域の状況や移動ニーズを踏まえて、小型の車両で予約のあった停留所のみを効率的に運行するデマンド交通を入れると。そういった中で、きめ細かいサービス提供が可能な運行システムを導入するというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

わかりました。

分散した集落が確かに亀山市には多く存在しております。そして、そういう地域において、バスの運行空白地帯であることも多くございます。

そこで、デマンド交通を導入していただくということになったのですが、このデマンドを導入することのメリットを担当部ではどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

メリットといたしましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、予約のあった停留所のみ立ち寄るということから、目的地までの乗車時間の短縮が図れると。それから、需要が小さいということで、立ち寄らなかった地域への運行が可能になる。また、きめ細かくバス停を設定することから、バス停まで歩く距離が短くなって、高齢者の方の利便性が図れるといったところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

くどい質問をして申しわけなかったです。

メリットということで、あえてもう一回お聞きしたかったのは、確かに利便性という意味でもあるんですけども、例えばデマンド交通といえば、同じ三重県の玉城町さんの元気バスが有名です。三重県の鈴木知事が行っている「すごいやんかトーク」というのがあるんですけども、先月の16日に実は玉城町さんで行われております。ここで玉城町で走っているデマンドバスが紹介されておりますが、この元気バスを利用している人の声には、移動手段がなく引きこもりがちだったが、自由に外出ができるようになったとか、いろんな人と会えるようになってよかったとか、元気バスを利用して図書館まで行き、本を読んでいる最中に、もう少し長生きしたいなと思うようになった

とか、利用者のうれしい声があふれています。

デマンド導入によるメリットを数値であらわすことは今のところはできておりませんが、幾つか玉城町さんに問い合わせた例を挙げますと、社会福祉協議会で実施している介護予防事業の利用者が、デマンド運行を開始以降、4倍に増加していること、また以前は入院していた人が、デマンドが運行されてから自宅からの通院が可能になったなど、介護予防や医療費の節減にも着実につながっているということなんです。単なる交通手段としてではなく、こういった数値にあらわれない、目に見えない効果というのもデマンドには期待ができるのです。

デマンドが動けば人が動く、また今まで家にこもりがちだった人が動く、人が動けば経済も動きまわります。そして、動けば動くほど人とも会い、気持ちも前向きになり、健康にもなります。そういったよいサイクルがきっと亀山市も動かすことにつながっていくと、私は思います。

そこで、1つ提案というか、意見を言わせていただきたいと思います。

担当部長からの説明によりますと、このデマンド運行はシステムを入れずに人海戦術で行われる予定だということでした。それも一つの方法だと私も理解しております。しかしながら、今までデマンド運行がことごとく失敗してきた大きな理由の一つとして、乗り合いを発生させる難しさが上げられています。乗り合い、つまり何人もの人で1台の車を割るのですけれども、この乗り合いが起これなければ、ただのタクシーと同じになってしまうのです。それならば、わざわざデマンド運行を行う理由がなくなります。デマンド運行のメリットを最大限引き出すためには、やはりきちんとしたシステムを導入すべきだと私は考えます。

システムを入れるのは、もちろん乗り合いを発生させたり、予約をスムーズに行い、遅滞なく、間違いなく運行が行われるためでもございますが、それだけでなく、システムを使えば公共交通を使って人がどのような動きをするか、何時ごろに家を出て、どこに行くなど、さまざまなデータが集積されます。そのデータ集積が今後の亀山市の未来につながると考えています。つまり、これらのデータを集積すれば、人の動きというのがわかります。これは、市長の掲げているバリアフリー構想にも役立つでしょうし、先ほどもニア誘致の話などいろいろございましたけれども、今後の亀山市のまちづくりには欠かせないものとなってくると思います。その場しのぎだけの困っていることへの対処としてだけを計画するのではなく、未来につなげる、未来を築いていくためのデマンドの導入であってほしいと私は願っております。

いずれにしても、市長、システム導入の考え、これを亀山市の未来をつくっていくためにもぜひご検討くださいますようお願いいたします。

次に、最後に移りたいのですが、亀山市地域公共交通計画（案）についていろいろお話を伺ってまいりました。今後の計画の進行予定についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この計画案に関しましては、現在、パブリックコメントの手続きをしておりまして、3月30日までの期限で実施してございます。その後、提出のあった意見を踏まえまして、必要であれば計画案の修正を行いまして、計画の策定を完了するという予定でございます。

その後に、この計画に沿いまして、路線再編に向けまして、各路線のルート、ダイヤ、またバス

停の位置などを具体的に地域の皆様方と一緒にあってつくり、考え、平成26年10月から運行を開始するということをございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

先ほど部長より案内がありましたけれども、亀山市のホームページのほうで亀山市地域公共交通計画（案）、こちらになりますけれども、これがダウンロードできるようになっておりまして、そしてパブリックコメントが3月30日まで行われております。この中で、地域の方、亀山市の皆さんからの意見を集約し、そしてそれを生かしていくということですので、今ケーブルテレビを見られている方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、ぜひパブリックコメントについては出していきたいと思うことと、もう一個だけ質問を。

先ほどルートやダイヤやバス停の位置などを決めるということで、地域の皆さんと一緒にということがありました。その地域との協力体制というのは、どのように行っていくのか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

各地域に、地域で生活交通を考える組織などをつくっていただきまして、地域を運行することになりますバスのルート、ダイヤ、停留所の位置など個別運行計画の策定や、バス利用促進に向けた取り組み、また運行後の評価、検証など、市と協働で進めてまいるというところをございます。

○議長（櫻井清蔵君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

わかりました。

質問はこれで終わりなんですけれども、ずっときょうのお話の中でもありましたが、やはり公共交通というのはとても大事なものであると思いますし、また市もそうなんですけれども、やはり地域の方、亀山市民の方、皆さんとつくっていくという姿勢がすごく大事だと思いますし、今回、そういう姿勢であること、そして市長、副市長、担当部の方にもお話をいろいろ伺った中で、同じ向きを向いているということが本当によくわかりましたので、とても私としては満足しています。今後、とても大変な作業というのは、私もこの勉強と一緒にさせてもらいながら思いましたけれども、ぜひとも本当に亀山市に合ったものができるよう、私もこれからも勉強し、皆さんとともに亀山市の公共交通、いいものにしていきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

6番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時49分 休憩）

（午後 3時58分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、市庁舎についてということで、庁舎建設凍結について、駐車場の問題について、庁舎機能の分散についてということで、3点通告させていただいております。

まず1点目として、市長として2期目を迎えたが、新庁舎建設の凍結は引き続き継続するのかということで通告しております。

市長の1期目にマニフェストで掲げられました庁舎建設凍結ということで、マニフェストどおりに1期目は実行されたわけなんですけれども、2期目を迎えられるに当たって、その姿勢は現時点でどうなっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

今回の議会内でも、担当部長である広森部長から、庁舎建設時期は未定という言葉が出ましたけれども、その言葉を市長の現在の思いと同じと解釈していいのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

市庁舎建設凍結は引き続き継続するのか、現在の心境はということでございました。

ご案内のように、市の財政状況を取り巻く環境は非常に厳しい状況の中で、多くの行政課題に対して何を優先して取り組むのか、裏づける財源は何かを、昨年度、後期基本計画及び中期財政見通しで整理をさせていただきました。したがって、市政の2期目におきましても、従来の方針を堅持し、継続をさせていただく考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

現時点では庁舎建設凍結を継続するということです。1期目として、同じような感じですね。いずれは必要とか言われながらも、庁舎建設基金も積み立てられて、将来のことを見据えてはおられるということではあるんですけれども、これにつきましては具体的にいつなんだということも聞かせていただきました。ちょうど4年前ですけれども、市長が新市長となられた3月議会においても、このことについて聞かせていただきまして、その時点では、やはり凍結という以上は、解除する時期も当然あるわけですので、それが一体いつであるのかということ、より具体的に聞かせていただいていたわけなんですけれども、そのときは具体的な時期というのは明示されませんでしたけれども、少なくとも市長の任期中は解除はないと、そんな答弁でした。

この市長の任期中というのは、市長の1期目を指すのか、あるいは櫻井市長が市長であり続ける限りという意味を指すのかという、その点までは確認はしませんでしたけれども、これは市長は1期目の期間中に庁舎建設の凍結の考え方に变化があるかもしれませんし、当然それはあり得ること

で、それは2期目の市長選挙の争点となると、そういうことも考えていたからなんですけれども、今回、それがご承知のとおり市長選挙が無投票であったということで、またそれに当たっての市長の新しいマニフェストというのもつくられたということで、それも私も若干拝見させていただいたんですけれども、その中では庁舎建設に対する記述がなかったと。

やはり庁舎建設というのは、市民の関心も高いという部分があって、それでも市長選に絡んだことの中でこの話が出てこなかったということで、市長就任の3月議会に、その点は確認させていただきたいということで、確認させていただいた次第です。

その中で、前回というか、庁舎建設とか庁舎問題に絡んで、以前もお聞かせ願ったことがあるんですけれども、駐車場の問題というのがある。庁舎自体が狭隘であるという話があって、その中に駐車場もあるんじゃないかという話で、今ちょうど確定申告の時期で、現庁舎においても駐車場に入る車の渋滞というのが非常によく見受けられまして、それが道にまではみ出てしましまして、渋滞を引き起こして、ほかの車も当然なんですけど、入られる方も難儀しておられる、そういった事態が発生しています。

こういった事態が発生しているような、特に駐車場の問題というのがまずよく言われるんですけれども、この点について、どういうお考えであるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本庁舎の駐車場につきましては、来客用駐車場といたしまして、庁舎前に44台、旧幼稚園跡に64台ということで、合計108台の確保をいたしておりますけれども、現在のような確定申告時だとか、多人数の会議が重なったときなどにつきましては、混雑をいたしております、大変ご不自由をおかけしているといったところでございます。

この駐車場不足の解消ということで、旧幼稚園跡に3層式の立体駐車場といったことも検討したわけなんですけれども、建築制限等々もございまして、投資効果が少ないということで断念した経緯もございまして。

そのような状況の中で、現在、確定申告の期間中でございますけれども、駐車場の整理員を2人にして増員をいたしておりますし、駐車場が混雑することが予想される場合等につきましては、職員の通勤車両や公用車をほかの公共施設駐車場へ移動させるなどいたしております、混雑の緩和に努めているところでございます。特に確定申告期間については混雑が予想されておりましたので、私どもの総務部の職員の通勤車両につきましては、旧斎場の跡まで駐車をするということで、来客駐車スペースの確保に努めているといった状況でもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

職員2人、駐車場に張りついてもらって対処されておると。本当に職員の方も難儀されて、非常に苦勞されて交通整理していただいているのも見受けられております。

先ほど立体駐車場の話もありました。これ、宮崎勝郎議員がたしか以前に言われたということであるんですけれども、確かにそういうふうなやり方もやってもいいんじゃないのかなというふうな

も思いますし、ただ一方で、すいているときもあるんですけども、非常に混雑時というのが、市民のイメージとしては非常に強く残ってしまいますので、この混雑時の解消というのを無視はできないと思うんですね。

そんな中で、市職員の方のいつもの駐車場より遠いところにやってもらうとか、あるんですけども、そんな中で今回感じたのが、一応確定申告、私らどちらかというに関支所でやっておるんですけども、関支所のほうがのんびりできるというか、ゆったりできるという部分があります。

ちょっと以前に、直接税務署に行かなあかんような案件もありましたので、確定申告で。それはどこでやっているかといったら、ベルシティでやっておるということですね。今ちょっと名前は変わりましたが、混雑する時期だけでも、そういった別の箇所に、関支所もそうなんですけれども、設けるというやり方もあるのではないかというふうに思うんですね。

市には文化会館もありますし、商業施設でエコーみたいなものもありますので、そういったところでやる。やれば、その場にどうしても行く、行くついでにそこで買い物もするとか、そういったことも出てくるのかなとも思いますので、混雑時に臨機応変に、そういうふうな窓口を拡充できないのかというふうに思うんですけども、その辺の考え方はできるんでしょうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

確定申告の場所につきましては、市民部のほうにも検討はしていただいたところでございますけれども、確定申告には住民情報だとか、過去の税情報といったことが必要になってまいりますので、今の市庁舎と関支所以外ではできないという形で今現在考えているところでございます。

また、混雑が予想される場合でも、多くの出席者のある会議等におきましては、例えば文化会館とか、あいあいとか、協働センターなどの公共施設を活用していただくようお願いもしておいた状況でもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

多分健康保険税とか、その辺を調べるとか、そういうのに当たってはそういうふうなシステムの限界というのがあると思うんですけど、ただ全てその場で確定申告を終えてしまうようなニーズばかりではないと思いますし、当然そういうふうなシステムのセキュリティーの問題はあるんですけども、一方で、情報化がここまで進んでおる中で、もちろんセキュリティーは大事なんですけども、最後の提出という部分で、最終的には税務署のチェックとかいうのも入るはずなんで、正直、私も確定申告をやらせていただいて、ここまでしてもらわなくてもええのになというぐらいに丁寧やっていただくので、そこまで必要でないという人らは、ある程度教えてもらいながらやるぐらいのものでもええとは思いますが、完璧を目指していただくのは結構なんですけれども、そういうふうなところを柔軟に対応していただきたいということで、この辺は続けて要望させていただきます。

ちょっとこれ駐車場の問題ということで、あとの庁舎機能の分散ということと絡めたんですけれど

ども、駐車場の問題については、同時に、先ほどの窓口の話と同様に、機能の分散というようなことで、混雑を解消するというふうなことも前々から言わせてはいただきました。

駐車場だけの問題ではないんですけれども、現在、庁舎の問題については、もともと庁舎建設というふうな、もちろん庁舎の老朽化というのはあるんですけれども、どの職員の方としゃべっても、大体1カ所に固めるべきだというような意見が多いんですね。確かに老朽化というのもあるんですけれども、どちらかというところを庁舎を集積することによる効率化というものが、その辺を意識されているような気がします。もちろん効率化を図って、それによって行政サービスを図るといのは、これは当然の考え方だと思うんですけれども、ただ現時点でも保健福祉センターのあいあいとか、環境センター、あと今、関支所に上下水道部が入っている。この物理的な分散という形態が存在しておるわけですね。この状況を思えば、これからの時代、もちろん庁舎建設ということはいずれは必要という、庁舎を建設することによって集積を図るといことも一つ視野には当然入っているんでしょうけれども、一方でこの状況下では、実際、分散しておる形態、これをより生かしていくために、どう機能分散を図っていくのかということも考えなければならぬのかなど。その手法とか方法論も考えていかなあかんのかなというふうにも思うんですけれども、そこで市長にお聞きしたいんですけれども、庁舎機能を分散させる、そういったことの方法論というか、それに対してどういふうなご見解をお持ちか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

従来から、議員は庁舎の分散化についてのご所見をご提案もいただいているわけですが、少し触れていただきましたが、現在、合併や行政事務の増加などによりまして、関支所、それから保健福祉センター、環境センターに行政事務の一部門を分散させていただいております。

この庁舎の分散につきましては、今、お話のように、行政効率面で既存施設の有効活用、災害時に拠点施設として使用などのメリットもございますが、職員の移動が必要となり、迅速な事務処理、意思決定ができない、管理コストの削減がしにくいなど、行政効率面での課題があるのも認識をさせていただいております。

また一方で、住民サービス面におきまして、例えば複数の要件を一度に済ますことができないことなどにつきましても、サービスの内容によっては異なる庁舎に移動しなければならないといった課題も生じることも想定ができます。

したがって、いずれこの市庁舎の再整備についての検討や議論を進める際には、この庁舎の分散化についても整理をする必要がある、一つの項目ではないかというふうに捉えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

分散することの問題点を逆に言っていたかなというふうに思うんですけれども、行政効率面での課題、これはもちろんでしょう。それは当然分散におけるマイナス面ではあると思います。あとサービスの面でも、来ていただいた市民の方に、この問題についてはあっちへ行って、実はこ

っちへ行けという話になっておる。実際、今、健康福祉部は保健福祉センターあいあいにあると。環境センターは、確かに環境保全対策室みたいなのは本庁にあるんですけど、廃棄物対策室は向こうに行っておると。現時点でも、やっぱりばらばらなわけなんですよ。そんな中で、より効率的にしていくなとか、市民サービスも図っていかなければならない。当然、逆にいえば、行政である以上、どこに行ったとしても、例えば所管が違ったとしても、その場で説明できるぐらいのものがあってしかるべきだと私は思いますので、その辺は、先ほど人件費の部分でも言わせてもらいましたけど、マンパワーでカバーしていただきたいとは思うんですけども、そういう必要はあるとは思うんですけども、そういうことを考えて、分散を考えてという、今後の議論の中でというような話はちらっとは感じさせてはもらったんですけども、もう一度、この分散ということが、実際、この状況が起こっておるわけなんで、もう少し考えていかなければならないのではないかということではあるんですけど、その点でもう一度所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今触れていただいたように、既に、特に今の健康福祉セクションはあいあいへという形で分散化をして展開してきておるわけでございます。おっしゃるとおりでございますし、その状況も踏まえて、これはいずれのしかるべき時期になろうかと思いますが、庁舎の建設をもう一回再検討を始め際には、今の現状も踏まえて、積み上げも踏まえて、あるいは将来を見据えて判断をするような整理をさせていただく必要があるというふうには考えておりますし、今の現状についてはしっかり認識をさせていただくことが大事ではないかというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

もう少し踏み込んで答えていただけたかなとは思いますが。

そんな中で、やはり今回この質問をさせていただくに当たりまして、総合計画の後期基本計画も確認させていただきまして、庁舎の絡みの記述を見ておったんですけども、その中では計画的な都市づくりということで、継承、拠点と居住機能分担と、この辺の視点からというようなことで、あと施設の長寿命化であるとか、都市計画や防災等の視点を踏まえたとか、こういうふうな表現がありました。この都市計画云々、先ほど午前中の話でも、景観条例の話とかも、都市マスタープランとか、竹井議員がちらっと言われましたけれども、観光とかまちづくりとも絡んでくるとは思うんですけども、今の亀山市の姿勢としまして、継承とか拠点、居住機能分担とかいう話でふと感じたのは、集積による効率化ということも大事なかもしれませんが、既存の建物とか、こういった既存の資源を有効活用するというようなまちづくりなり、観光なり、そういうふうな方向にあると思います。都市計画でもそういうふうな方向を重視しているんじゃないのかというふうに思います。

そういう意味では、現状では集積よりも分散ということを、それを生かすためにはどうすればいいのかというふうなことを思いましたので、この辺を言わせていただいたんですけども、そんな中で聞かせていただきたいんですけども、具体的な話で、私は最近まで実は知らなかったんです

けれども、もともと教育委員会というのが青少年研修センターのところにあったと。なぜもともとこっちに来させたんだらうかと。イメージとしては、あそこは非常に博物館もあるし、図書館もあるし、そういうふうな青少年研修センター、社会教育の場ですね。そういったものがあるところに教育委員会がある。あそこが教育の拠点みたいなイメージなのかなというふうに、改めて感じさせられたんですけども、それがこちらに移されたわけですね。

いろいろお聞きしたら、消防がここからちょっと移転したので、あいたので教育委員会をこっちへもってきたとか、そんな話であったんですけども、その辺で、こちらに持ってきたことの、あいたから以外の意味とか、あと持ってきたことによるメリットが何かあったのかとか、その辺、何が言いたいかといいますと、教育委員会というものは行政とはちょっと別物というか、市長部局とはちょっと異なるんだらうかということで、教育委員会の場所の分離ということも考えていってもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、この辺、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

私も、教育委員会のときに数年、青少年研修センターにありましたけれども、実はそのときも行政機能の集約を図りたいということで、本庁と一緒にやりたいというようなこともあったんですけども、消防がおりましたので、物理的にそういった教育委員会が入る場所がなかったといったことで、青少年研修センターに事務所を置いたというふうに感じしているところでもございます。

ただ、教育行政をつかさどります教育委員会、この本庁舎内にあるということでございまして、来庁される方々の申請が一元化できると。転入されてきて、市民部のほうで転入手続をされて、そのまま学校への就学といったこともございますので、そういう意味から、市民サービスの利便性の向上が一層図れるというようなことで、教育委員会のほうはこちら、本庁舎と同じにあったほうが、より市民サービスが行き届くかなということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市民サービスの問題からだということではあるんですけども、そうするとあいあいなんかどうなるんだというような、また堂々めぐりの話を言いたくなるんですけども、教育施設が向こうに固まっておるわけですね。もう1つ私が思うのは、そういう拠点施設みたいなところに持つていくことによる、要は現場なわけですね。今回、関宿に近いからということで、観光振興室なり、その辺の部署を関に持つていったということ。実際、これからどう機能するのかわかりませんが、試みとしては私は評価できるのではないかと思うんです。

教育施設の固まっておるところに教育委員会を持つていくところで、意識の醸成というか、市民の意識も、教育に関することはここに来たらいいのかもしれないと、そういうふうに思ってもらえるかもしれない。これが、ひいては教育の、この辺は地域なんだというような、まちづくりにもつながっていくのではないのかなというふうに思いますので、今回、確かに市民サービスからいうたらどうやという、これは大事な話ですけども、実際、今関支所に観光とか、まちなみ文化財室を

移すということも試みとしてやられておられるわけなので、その辺も含めて、一度試みとしてやっていただいたらどうかということで提案させていただきました。

答弁はいただきましたので、その辺に関しては、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより、一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎です。

お疲れのところでございます。我が緑風会の尾崎議員の一般質問に関連して質問させていただきたいと思います。

内容につきましては、尾崎議員のリニア中央新幹線についてというタイトルのところでございます。その中で、リニアにつきましては、皆さんご存じのように亀山市においてもリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議というのでいろいろ活動もされております。その中でも「リニア・ツー・亀山、新たなステージを夢から現実へ」というタイトルで出ております。

リニアも夢の交通機関かなというふうに我々今まで思っておったわけでございますが、新たに日が出てきたわけです。それで、夢から現実というふうの中で、県においても同盟会ができておりますし、また沿線の県において、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会が、東京から大阪までの各県の方々に同盟会もつくっておりますし、国のほうにおいては、自民党議員だと思っておりますが、大阪―名古屋―東京間リニア中央新幹線同時実現を目指す議員連盟ということで、我が県の川崎代議士が会長でやっております。

そういうことを踏まえて、まずきのうの尾崎議員に対する質問の中での答弁があったのか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

昨日の尾崎議員に対しましては、現時点での進捗状況と今後の取り組みというようなことでご答弁をさせていただきました。さまざまな取り組みも承知をしております。そういったことも踏まえてご答弁させていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

そういうようなのを皆踏まえてということでございます。

しかし、JRの発表によりますと、東京・名古屋間につきましては2027年、東京・大阪間は

2045年という、それこそ私の命がないぐらいに開通がするものだろうと私は思っておりますが、この中で、特に国会議員の実現を目指す議員連盟というのができたということは、私は国家プロジェクトで何とかしようじゃないかというような考えがあるものだと思っております。そういう中で、特にリニアの整備基金の積み立てについては、今後どのように考えていくのか。昨日、尾崎議員の答弁にあったわけでございます。現在は、目標額20億でございますが、1年に5,000万、今現在のところ5,000万ですが、今後はどのように考えていくのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

昨日も市長のほうからも答弁させていただいておりますし、先ほど議員申されたとおり、20億というようなことでございますが、財政状況も見ながら額を決定するというようなことで、継続的に積み立てを行ってまいりたいということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長のマニフェストを見ますと、都市のカタチの中で、交通網の整備促進の中にリニア誘致活動も段階的に進めると。今現在も進めてもらっております。そういう中で、早くなった場合に、都市をつくるのに、やはり整備する費用が多々要るだろうというふうに思っておりますし、当初はこれについても中間駅の駅舎の整備基金ということも聞いておりましたが、それはJR東海が持つという今の状況であります。そういう中で、まちづくりの中でやはり基金が、早くなった場合に必要であろうというふうに私は思っておりますので、市長の今後の思いを聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

これは本当に長い運動になってまいりましたし、その基金につきましても、平成8年に基金が積み立てられて、もう17年経過をいたしておるところでございます。

2045年の東京・大阪間の開業も目標は出ておりますが、まだ名古屋・大阪間につきましても動き出しておりません。したがって、ぜひ今後の事業の進捗、あるいは全線同時開業に向けたいろんな意思決定が着実に展開されることを期待いたしておるところであります。

こういう中で、実はこれもご案内のように、沿線各県で構成されるリニア新幹線建設促進期成同盟会、それから三重県と奈良県の行政及び経済団体による三重・奈良ルートの建設促進に関する共同アピールが昨年出されました。また、紀伊半島知事会議におけますリニア中央新幹線建設促進紀伊半島3県アピール、これも出されるなど、東京・大阪間の早期着工と全線同時開業に向けた取り組みを初め、各種団体等によるさまざまな活動も展開されております。今、議員連盟も、与野党それぞれつくっていただいておりますし、超党派の議員連盟も、国会のレベルでも動き始めておりますし、県は県でもう長年、議員連盟、精力的に活動いただいておりますというふうに理解をいたしてお

ります。

このような状況の中で、本市といたしましては、早くからリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、この停車駅の誘致活動を展開するとともに、市内駅誘致後の駅周辺のインフラ整備に活用可能な整備基金の積み立てを計画的に行ってまいりました。

このような早期着工と同時開業に向けた動きの中で、この基金の積み立てを今後どうしていくかというご趣旨であろうと思いますが、この基金の設置につきましては、先般も少し触れさせていただきましたが、全国的に見ても設置している事例は少なく、今後の市内駅誘致に向けて非常に大きなインパクトを持つとともに、将来、リニア誘致後に駅を中心としたまちづくりをスピーディーに実施するための財源の確保につながるものであり、重要なことであろうというふうに思っております。

このことから、現在、目標額は20億を積み立てていこうということでございますけれども、来るべき時期に備え、今後も計画的に積み立てを行ってまいりたいと考えておりますが、その積立額につきまして、財政状況等々もございますので、過去には年2億積んだ時期もございますが、現在、この3年、5,000万ということでございますけれども、財政状況等も十分考慮した中でその額を決定し、積み立てをしてまいりたいと思っておりますし、いろんな段階が今後もあるかと思っておりますので、段階に応じた活動の展開を、これはまちを挙げて、今日まで市民会議として展開してまいりましたが、今後も一層、その活動を段階的に進めていきたいというふうな決意をいたしておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いは十分聞かせていただきました。

今後、第1次総合計画ももうわずかだと思っておりますので、第2次総合計画等にも今後検討していただいて、行政として取り組んでいかなければならない問題だろうというふうに思っておりますので、要望活動も含めて今後ご検討をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で、関連質問は終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明15日から26日までの12日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明15日から26日までの12日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの27日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

(午後 4時35分 散会)

平成25年3月27日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成25年3月27日（水）午後2時 開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 3 議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 4 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第14号 亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について
- 第 9 議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第10 議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
- 第12 議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第15 議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第16 議案第22号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について
- 第17 議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第27号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第28号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第29号 平成25年度亀山市一般会計予算について
- 第24 議案第30号 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第25 議案第31号 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第26 議案第32号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第27 議案第33号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 第28 議案第34号 平成25年度亀山市水道事業会計予算について

- 第 29 議案第35号 平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 30 議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 31 議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 第 32 議案第38号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 33 議案第39号 市道路線の認定について
- 第 34 議案第40号 市道路線の認定について
- 第 35 議案第41号 市道路線の認定について
- 第 36 議案第42号 市道路線の変更について
- 第 37 議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 38 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 39 亀山市農業委員会委員の推薦について
- 第 40 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻井 義之 君	副 市 長	安田 正 君
	(兼)危機管理局長	
企 画 部 長 古川 鉄也 君	総 務 部 長	広森 繁 君
総 務 部 参 事	市 民 部 長	梅本 公宏 君
(兼)契約監理室長		

文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
消防長	渥美正行君	消防次長	早川正男君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	上田寿男君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	山川美香
書記	高野利人		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明員の出席について、お手元の配付文書のとおり変更通知がございますので、ご了承願います。

それでは、去る12日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第2、議案第8号から日程第36、議案第42号までの35件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第 8号	亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決
議案第 9号	亀山市情報公開条例の一部改正について	原案可決

議案第10号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市基金条例の一部改正についての内 国民健康保険高額療養費貸付基金	原案可決
議案第17号	亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について	原案可決
議案第21号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第38号	三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について	原案可決

平成25年3月21日

総務委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第16号	亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について	原案可決
--------	------------------------------------	------

平成25年3月18日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第15号	亀山市基金条例の一部改正についての内 基幹林道維持管理基金	原案可決
議案第18号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第19号	亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第20号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第39号	市道路線の認定について	原案可決
議案第40号	市道路線の認定について	原案可決
議案第41号	市道路線の認定について	原案可決
議案第42号	市道路線の変更について	原案可決

平成25年3月15日

産業建設委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 櫻井 清蔵 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第22号	平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決
議案第23号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第24号	平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第25号	平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決

議案第26号	平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第27号	平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第28号	平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第29号	平成25年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第30号	平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第31号	平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第32号	平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第33号	平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第34号	平成25年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第35号	平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第36号	平成25年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決
議案第37号	平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について	原案可決

平成25年3月26日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

初めに、中崎孝彦総務委員会委員長。

○5番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る12日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、21日、委員会を開催いたしました。

まず、議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について、人事院勧告がされていない中、国家公務員の法改正に準ずる必要はなく、亀山市として拒否してもいいのではないかと質疑があり、これについては、国から地方自治体に対し、改正する旨の強い要請もあり、職員組合との交渉を経て4月1日から改正するものであるが、今後は国に対して、全国市長会として地方六団体とともに連携して対応していくとの答弁がありました。

以上のような議論を経て討論では、人事院勧告等の法的根拠もない中で改正することに問題があり、大幅な減額により職員の生活に響き、働く意欲を損なうことになりかねず、またデフレ脱却につながらないという反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、所管する部署につ

いて危機管理局が所管するのか、その体制や詳細な内容について明確でない。また国からの行動計画が示されてから提案されるべきではないかの質疑があり、これについては行動計画は今後の策定になるが、パンデミックなどの対応を含め、この定例会が一つの区切りとして提案したものであり、今後、国民保護法のもとで方針等が変更されることに伴い、見直していくとの答弁でありました。

次に、議案第11号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、市への権限移譲により、育成医療に係る審査の嘱託医の報酬額について及び他市との比較について質疑があり、これについては、日額1万7,500円の報酬とし、毎月1回で12回分と臨時に3回分、計15回分を新年度予算に計上したものであり、亀山市独自に設定した報酬であるとの答弁でありました。

次に、議案第12号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、本来、市長、副市長の給与については特別職報酬等審議会に諮問すべきものであるが、諮問しなかった理由について質疑があり、これについては、市長が再任されたことにより、給与削減の継続という認識と、経済状況についても大きく変わらなかったことにより諮問しなかったとの答弁でありました。

また、平成25年第1回臨時会に提案し、2月分と3月分の給与を減額しなかった理由と、本則を改正すべきと考えるが、期間を設けた特例措置とすることに問題があるとの質疑があり、これについては、市長再任後において、改正する議案の上程時期と、職員の退職手当の改正に伴う予算状況により、今回の提案となったという釈明がありました。

また、他市においても同様に特例措置としており、4年期間中においては本則の改正は考えていないが、大きな制度改正や社会情勢の変化があれば、本則の改正も生じる可能性はあるとの答弁でありました。

次に、議案第13号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、教育長は、一般職でありながら、給与は特別職のような扱いになっているとの質疑があり、これについては、以前の収入役と同額の給与であり、職員のように給料表に位置づけがないため、条例で定めている。また、他市においては給料表に明記されているところもあり、今後において検討していくとの答弁でありました。

次に、議案第9号亀山市情報公開条例の一部改正について、議案第10号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第15号亀山市基金条例の一部改正についてのうち国民健康保険高額療養費貸付基金について、議案第17号亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について、議案第21号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第38号三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議については、いずれも質疑等はなく、討論のあった議案以外の10議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

○8番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、12日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いた

しました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第16号亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正については、この改正は、本条例で引用している法令、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うもので、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、前田耕一産業建設委員会委員長。

○12番（前田耕一君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る12日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、15日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。議案第19号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について、今までの条例でも対応できたと思うが、あえて太陽光発電設備及び風力発電設備を加えた背景は何か、また対象となる施設とはどのようなものが想定されるのかという質問があり、これについては、東日本大震災の発生を機に自然エネルギーの活用を推進していこうという流れの中で、特別に項目として設けられたもので、対象となる設備としては、電柱、電線等が想定されるとの答弁がありました。

次に、議案第15号亀山市基金条例の一部改正についてのうち基幹林道維持管理基金について、議案第18号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第20号亀山市営住宅条例の一部改正について、議案第39号市道路線の認定について、議案第40号市道路線の認定について、議案第41号市道路線の認定について、議案第42号市道路線の変更についてはいずれも質疑等はなく、付託された議案の8件については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る12日の本会議で付託のありました議案第22号から議案第28号までの平成24年度各会計補正予算7議案、及び議案第29号から議案第37号までの平成25年度各会計予算9議案の審査に当たるため、25日、26日の2日間にわたり、委員会を開催しました。

まず、議案第29号から議案第37号までの平成25年度各会計予算について、審査を行いました。その結果、議案第29号及び議案第30号、議案第31号についての3議案については反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成者多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号から議案第37号までの6議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

なお、委員会で出されました意見として、1つ、第1次総合計画後期基本計画の着実な推進を図ることを基本に予算が編成されたが、厳しい財政状況を踏まえて、今後の持続可能な健全財政構築のため、後期基本計画の事業実施に当たっては、財政運営の中・長期的な視点も含め推進されたい。2つ、行財政改革推進本部の設置も踏まえ、行財政改革大綱に定めた各実施計画を確実に取り進むとともに、実施計画の中には市民に負担を求めるものもあることから、さらなる事務事業の見直しや効率的な行政運営により徹底した歳出削減に努め、早期に成果を上げられたい。3つ、住民自治強化としての地域コミュニティのしくみづくり支援事業や、新規の市民活動応援事業について、総合計画での市民力で地域力を高めるまちづくりを進める目的であるが、本会議や委員会において多くの意見が出されたことから、事業の制度設計を確実なものとした上で、十分な周知を行い、事業を実施されたい。以上の3点を申し添えたところであります。

続いて、議案第22号から議案第28号までの平成24年度各会計補正予算7議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受け、その結果、議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）についてのうち庁舎建設基金について、庁舎建設が凍結されている中、建設時期も明示されていない状況で基金へ積み立てる理由はないことから、積立額のうち利子分を除く4,583万円を減額し、同額を臨時財政対策債の減額に充当するという修正案が提出されました。修正案に対して採決の結果、賛成者少数で否決され、原案に対して採決の結果、賛成者多数で可決することに決しました。

続いて、議案第23号から議案第28号の6議案については、いずれもやむを得ない補正と認め、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第8号から議案第42号までの35件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、日本共産党を代表して、議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正及び議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）、並びに議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算、議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算、議案第31号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計についての5議案に反対の立場で討論いたし

ます。

まず、職員退職手当支給条例等の改正であります。

この議案は、国家公務員の退職手当が減額されたのに伴い、それに準じて亀山市も減額しようというものであります。

反対の理由の第1は、経過措置があるとはいえ、400万円という大幅な減額は、住宅ローンや多額の教育費を抱える職員の生活を壊すものであり、青年層も含めた全ての職員の働きがいや、将来への期待を奪うものだからです。

反対の理由の第2は、人事院は調査と報告はしましたが、勧告はしていません。市の答弁で明らかなように、国が減額をしたから地方もそれに準じなければならないという法的な根拠はないのです。公務員は労働基本権が制約されているため、その代償措置として人事院勧告があり、賃金、労働条件は曲がりなりにもこの制度により守られる仕組みとなっているのです。また、国家公務員の退職手当の減額を審議した今年の国会では、衆議院と参議院を合わせても2時間足らずの審議しかせず、解散のどさくさに紛れて成立させてしまいました。法律が通ると、総務省は国家公務員に準じて地方公務員も減額するように地方に押しつけてきたのです。これでは、地方分権も何もあったものではありません。

反対の理由の第3は、今、デフレ不況からの脱却のために働く人たちの所得をふやすことが何より求められているときに、所得を減らすようなことはすべきではありません。この減額が実施されれば、地域の労働者や民間企業の労働者にも大きな影響を与えることになり、地域経済をさらに冷え込ませることになります。

以上のような問題のあるこの議案には反対するものです。

次に、平成24年度一般会計補正予算です。

この予算には庁舎建設基金4,829万円が計上されていますが、この庁舎建設についてはいずれ必要なものと考えています。しかし、櫻井市長は、任期中は建設を凍結すると明言をされております。そのため、庁舎建設の予定時期は未定であり、24年度の補正予算でどうしても積み増ししなければならない理由はありません。一方、臨時財政対策債は、今後の公債費負担を少しでも減らすよう、減額補正がされています。この2つのことを考え、予算決算委員会では、庁舎建設基金の積立金を減額し、臨時財政対策債の減額をふやす修正案を提案しましたが、委員長報告にもありましたように、残念ながら否決をされました。そのため、庁舎建設基金の積立金を含むこの補正予算には反対するものであります。

次に、平成25年度の一般会計予算です。

デフレ不況下で、市民生活は大変厳しくなっています。特に所得の少ない世帯の生活は深刻で、平成17年度と現在の比較で就学援助費は2倍になり、生活保護費も2倍近くになっています。この上、来年4月からは消費税が8%に引き上げられ、さらに再来年の10月には消費税が10%へ引き上げる法律が成立をいたしました。消費税の引き上げが実施されれば、市民生活は壊され、中小企業や商店などは成り立たなくなるおそれがあることが各方面から指摘をされ、増税中止の世論も広がっています。

今、市政に求められるのは、国の悪政の防波堤となり、市民の生活を守り、中小企業や商店の営業を守ることです。

ところが、予算を見ると、従来からの事業を漫然と予算化するだけで、市民の願いに応え、市民生活や営業を守ることを優先した予算になっていません。保育所の修繕費や工事請負費はこの10年近くで最も低い額しか予算化されず、老朽化した保育所の建てかえは、昨年3月議会で早急に計画づくりをすると答弁しながら、いまだに何も手をつけていない状況です。また、民設で困難を抱える学童保育所の公設化の要求に対しても、櫻井市長はなかなか耳をかそうとしません。

一方、市財政は、中期財政見通しによれば、歳入では現在の経済情勢から市税の増収は期待できず、地方交付税は平成27年度以降に合併算定がえ分が段階的に減額となるなど、大幅な減額となる見通しが示されています。一方、歳出はなかなか減らすことができず、不足する財源を財政調整基金や減債基金などを活用しても、平成28年度には基金が枯渇するという財政見通しが示されています。

こうした事態を受け、基金活用指針が示されましたが、不十分なものと言わざるを得ません。将来の財源不足に対して、歳入改革として、幼稚園や保育所の保育料や各種手数料などの値上げを打ち出し、その一方で、見通しも経済効果も未知数であり、30年も先のリニア基金には5,000万円を積み増しするという、これが選択と集中を基本に、市民の暮らしの質の向上を掲げる市長の組む予算かと、首をかしげざるを得ません。

職員体制も大きな問題を抱えています。合併した平成17年には363人だった非正規職員が、25年度には538人に大幅に増加し、予算額も約5億円から倍近い、9億5,000万円にまで増加しています。全職員数の半分近くが非正規職員であるという異常な事態は、ほとんど改善されていません。

また、公立保育園9園中7園が厚生労働省の示す施設の耐用年数をはるかに超えているのに、建てかえ計画すらない保育所、公設と民設で余りにも大きな違いのある学童保育所、合併後7年が経過しているのに、いまだに市内の中学校給食が統一されず、亀山中学校と中部中学校では完全給食ではないデリバリー方式が続いている中学校給食、さらに地区コミュニティセンターや学童保育所など指定管理になじまない、指定管理のための予算など、問題のある予算が含まれています。

さらに、予算決算委員会の意見でも指摘されましたように、質疑するたびに答弁が変わるといった制度設計が不十分な市民活動応援事業や、多様な主体の参加を目指すと言いながら、地域予算制度を実施するための受け皿づくりである地域コミュニティのしくみづくり支援事業など、まだまだ議論も検討も不十分なまま計上された予算もあります。

このように、市民の立場から予算案を見ると、住宅リフォーム助成事業や教育環境の整備など、評価できる予算もありますが、市民の暮らしと営業を守ることを最優先し、不要不急の事業には予算をつけないといった選択と集中がされていない、この予算には反対するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算です。

25年度予算は、値上げこそありませんが、高く払えない国民健康保険税であることに変わりはありません。高い国保税の大もとの原因は、国が負担すべき国庫負担額を減らしてきたことによるものです。しかし、所得の少ない世帯ほど重い国保税を少しでも軽くするための市の工夫も必要です。昨年の予算決算委員会では、所得の少ない世帯に重くかかる応益割を小さくする応能と応益の割合の見直しや、所得と関係なくかかる資産割をなくす3方式への見直しなど、シミュレーションをし、所得の少ない世帯の負担を軽減する工夫を提案し、市も24年度中にシミュレーションを

行うと答弁をいたしました。ところが、こうしたシミュレーションはいまだに示されず、25年度の予算にはこうした工夫は反映されませんでした。

さらに亀山市は、法定外の一般会計からの繰り入れを行った決算で生じた黒字を国保特別会計に残すことなく、一般会計に戻すということをやっています。23年度決算で法定外の繰り入れを行った結果、黒字決算となった県内5市は全て国保特別会計に残しています。たださえ基金の残高が底をついている国保特別会計なのですから、少しでも残し、翌年度以降の財源にすべきではないでしょうか。

このように、高くて払えない国保税を何とか払える額にするための工夫や、基金などの財源を確保するということがすらされず、もう値上げしかないと言わんばかりの予算では、到底認められません。問題の多いこの予算には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計予算です。

この後期高齢者医療制度は、年齢で区分するという世界でも例のない問題の多い制度です。私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第14号亀山市職員退職手当支給条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第22号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第29号平成25年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第30号平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第31号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第31号平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第8号から議案第13号まで、議案第15号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第28号まで、並びに議案第32号から議案第42号までの30議案について、一括して起立採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

- 議案第 8号 亀山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 9号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 議案第17号 亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について
- 議案第18号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第20号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第21号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第23号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第24号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第32号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成25年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第35号 平成25年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第36号 平成25年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第37号 平成25年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 議案第38号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の変更について

は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第37、議案第43号及び日程第38、議案第44号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の楠井嘉行氏は平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成25年7月1日から3年間でございます。

次に、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の小菅保子氏は、平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市みどり町にお住まいの國分てる子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は平成25年7月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたところですが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号及び44号については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第43号及び議案第44号について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第43号及び議案第44号について起立採決を行います。

議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、日程第39、亀山市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本委員につきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員として、木崎律子氏を推薦いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、亀山市農業委員会委員に木崎律子氏を推薦することに決しました。

次に、日程第40、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第98条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「補助金制度のあり方」について
2. 理 由 亀山市の各種団体等に対する支援として、公平・公正な観点から市の補助金制度について調査・研究を行う

平成25年3月21日

総務委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「学校等における防災教育」について
2. 理 由 亀山市の子どもの防災意識の向上を図るため、学校等における防災に関する教育について調査・研究を行う

平成25年3月18日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「地域における産業振興」について
2. 理 由 亀山市の産業の活性化を図るため、企業誘致や雇用対策及び企業に対する支援施策等について調査・研究を行う

平成25年3月15日

産業建設委員会委員長 前田耕一

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事は全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成25年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後 2時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月27日

議 長 櫻 井 清 蔵

2 番 高 島 真

13 番 中 村 嘉 孝